

多古町地域防災計画

(平成 28 年度修正)

第 1 編	総	則
第 2 編	地	震
附編	東海地震に係る周辺地域としての対応計画	
第 3 編	風	水
	害	等
第 4 編	放	射
	性	物
	質	事
	故	編
第 5 編	大	規
	模	火
	災	等
第 6 編	公	共
	交	通
	等	事
	故	編

多古町防災会議

目 次

第1編 総 則

第1章 計画の目的及び構成	総則－1－1
第1節 計画の目的	総則－1－1
第2節 計画の構成	総則－1－2
第2章 計画の基本的な考え方	総則－2－1
第1節 減災を重視した防災対策の方向性	総則－2－1
第2節 地域防災力の向上	総則－2－1
第3節 要配慮者及び男女共同参画の視点	総則－2－1
第4節 計画に基づく施策の推進及び見直し	総則－2－2
第3章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	総則－3－1
第4章 地勢概要等	総則－4－1
1 自然環境	総則－4－1
2 社会環境	総則－4－1
3 過去の災害	総則－4－3

第2編 地震編

第1章 総則	地震－1－1
第1節 地震対策の基本的視点	地震－1－1
第2節 想定地震と被害想定	地震－1－2
1 想定地震、想定条件	地震－1－2
2 被害想定結果	地震－1－2
第3節 減災目標	地震－1－5
1 経緯	地震－1－5
2 防災・減災のための施策	地震－1－5
第2章 災害予防計画	地震－2－1
第1節 防災意識の向上	地震－2－1
1 防災教育	地震－2－1
2 過去の災害教訓の伝承	地震－2－1
3 防災広報の充実	地震－2－1
4 自主防災体制の強化	地震－2－3
5 防災訓練の充実	地震－2－4
第2節 火災等予防対策	地震－2－5
1 地震火災の防止	地震－2－5
2 建築物不燃化の促進	地震－2－6
3 防災空間の整備・拡大	地震－2－6
第3節 消防計画	地震－2－8
1 常備消防体制の充実・強化	地震－2－8
2 消防団員の確保	地震－2－8
3 消防施設の整備	地震－2－8
4 消防職員、団員等の教育訓練	地震－2－9
5 市町村相互の応援体制	地震－2－9

6	消防思想の普及	地震-2-9
7	香取広域市町村圏事務組合の消防計画及びその推進	地震-2-9
第4節	建築物の耐震化等の推進	地震-2-11
1	建築物等の耐震対策	地震-2-11
2	ライフライン等の耐震対策	地震-2-12
3	道路及び交通施設の安全化	地震-2-14
4	ガス施設及び危険物施設等の安全化	地震-2-15
第5節	液状化災害予防対策	地震-2-17
1	液状化対策の推進	地震-2-17
2	ライフライン施設、公共施設の液状化対策	地震-2-17
3	液状化対策の広報・周知	地震-2-17
4	液状化被害における生活支援	地震-2-17
第6節	土砂災害等予防対策	地震-2-19
1	土砂災害の防止	地震-2-19
第7節	要配慮者等の安全確保のための体制整備	地震-2-22
1	避難行動要支援者に対する対応	地震-2-22
2	要配慮者全般に対する対応	地震-2-24
3	社会福祉施設等における防災対策	地震-2-24
4	外国人に対する対策	地震-2-25
第8節	情報連絡体制の整備	地震-2-26
1	県における災害情報通信施設の整備	地震-2-26
2	町における災害通信施設の整備	地震-2-29
3	警察における災害通信網の整備	地震-2-30
4	東日本電信電話(株)千葉事業部における災害通信施設の整備	地震-2-30
5	(株)NTTドコモ千葉支店における災害通信施設の整備	地震-2-30
6	KDDI(株)事業所等における災害通信施設等の整備	地震-2-30
7	ソフトバンクテレコム(株)・ソフトバンクモバイル(株)の 災害通信施設等の整備	地震-2-30
8	非常通信体制の充実強化	地震-2-30
9	アマチュア無線の活用	地震-2-31
10	その他通信網の整備	地震-2-31
第9節	備蓄・物流計画	地震-2-32
1	食料・生活必需物資等の供給体制の整備	地震-2-32
2	医薬品及び応急医療資機材等の整備	地震-2-33
3	水防用資機材の整備	地震-2-33
第10節	防災施設の整備	地震-2-34
1	防災拠点等の整備	地震-2-34
2	避難施設の整備	地震-2-34
第11節	帰宅困難者等対策	地震-2-36
1	帰宅困難者等	地震-2-36
2	一斉帰宅の抑制	地震-2-36
3	帰宅困難者等の安全確保対策	地震-2-37
4	帰宅支援対策	地震-2-37
第12節	防災体制の整備	地震-2-38
1	防災体制の整備	地震-2-38

2 業務継続計画〔震災編（BCP）〕の策定	地震－2－38
第3章 災害応急対策計画	地震－3－1
第1節 災害対策本部活動	地震－3－1
1 町の活動体制	地震－3－1
2 指定地方行政機関等の活動体制	地震－3－10
3 町災害対策本部と県及び防災関係機関との連絡	地震－3－10
4 災害救助法の適用手続等	地震－3－11
第2節 情報収集・伝達体制	地震－3－13
1 通信体制	地震－3－13
2 震度情報ネットワークシステムによる地震情報の収集	地震－3－16
3 被害情報等収集・報告	地震－3－16
4 災害時の広報	地震－3－23
第3節 地震・火災避難計画	地震－3－25
1 計画内容	地震－3－25
2 実施機関	地震－3－25
3 避難の勧告又は指示等	地震－3－25
4 避難誘導等	地震－3－26
5 避難所の開設	地震－3－27
6 安否情報の提供	地震－3－27
第4節 要配慮者等の安全確保対策	地震－3－29
1 避難誘導等	地震－3－29
2 避難所の開設、要配慮者への対応	地震－3－29
3 福祉避難所の設置	地震－3－30
4 避難所から福祉避難所への移送	地震－3－30
5 被災した要配慮者等の生活の確保	地震－3－30
第5節 消防・救助救急・医療救護活動	地震－3－31
1 消防活動	地震－3－31
2 救助・救急	地震－3－32
3 水防活動	地震－3－33
4 危険物等の対策	地震－3－33
5 医療救護	地震－3－35
第6節 警備・交通の確保・緊急輸送対策	地震－3－42
1 千葉県警察災害警備実施計画	地震－3－42
2 交通規制計画	地震－3－42
3 交通規制の指針	地震－3－43
4 緊急輸送	地震－3－44
5 緊急通行車両の確認等	地震－3－44
6 規制除外車両の確認等	地震－3－44
7 震災発生時における運転者のとるべき措置	地震－3－45
8 道路管理者の通行の禁止又は制限	地震－3－45
9 道路啓開	地震－3－45
第7節 救援物資供給活動	地震－3－46
1 応急給水	地震－3－46
2 食料・生活必需物資等の供給体制	地震－3－46
3 燃料の調達	地震－3－48

第8節 広域応援の要請	地震	3-49
1 自治体等への応援要請	地震	3-49
2 他消防機関に対する応援要請	地震	3-50
3 水道事業体の相互応援	地震	3-50
4 民間団体等に対する応援要請	地震	3-50
5 広域避難	地震	3-51
第9節 自衛隊への災害派遣要請	地震	3-52
1 災害派遣要請の手続き	地震	3-52
2 災害派遣部隊の受入体制	地震	3-53
3 災害派遣部隊の活動	地震	3-54
4 災害派遣部隊の撤収要請	地震	3-54
5 経費負担区分	地震	3-55
第10節 学校等の安全対策・文化財の保護	地震	3-56
1 防災体制の確立	地震	3-56
2 応急教育	地震	3-57
3 学用品の調達及び支給	地震	3-58
4 文化財の保護	地震	3-58
第11節 帰宅困難者等対策	地震	3-60
1 一斉帰宅抑制の呼びかけ	地震	3-60
2 企業、学校など関係機関における施設内待機	地震	3-60
3 大規模集客施設等における利用者保護	地震	3-60
4 帰宅困難者等の把握と情報提供	地震	3-60
5 一時滞在施設の開設及び施設への誘導	地震	3-60
6 徒歩帰宅支援	地震	3-61
7 帰宅困難者（特別搬送者）の搬送	地震	3-61
第12節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策	地震	3-62
1 保健活動	地震	3-62
2 飲料水の安全確保	地震	3-62
3 防疫	地震	3-62
4 死体の捜索処理等	地震	3-63
5 動物対策	地震	3-64
6 清掃及び障害物の除去	地震	3-65
第13節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理	地震	3-67
1 応急仮設住宅の供与等	地震	3-67
2 被災建築物の応急危険度判定	地震	3-68
3 被災宅地の危険度判定	地震	3-69
4 罹災証明書の交付	地震	3-69
第14節 液状化等によるライフライン関連施設等の応急復旧	地震	3-70
1 水道施設	地震	3-70
2 農業集落排水施設	地震	3-70
3 電気施設	地震	3-71
4 ガス施設	地震	3-72
5 通信施設	地震	3-74
6 放送機関	地震	3-76
7 道路・橋梁	地震	3-76

8	交通施設	地震	3-77
9	その他公共施設	地震	3-78
第15節	ボランティアの協力	地震	3-79
1	町災害ボランティアセンターの設置	地震	3-79
2	ボランティアの活動分野	地震	3-79
3	ボランティアとして協力を求める個人、団体	地震	3-79
4	ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ	地震	3-80
5	災害時におけるボランティアの登録、派遣	地震	3-80
6	ボランティア受入体制	地震	3-81
7	災害ボランティアセンター運営スタッフ等の養成等	地震	3-81
第4章	災害復旧計画	地震	4-1
第1節	被災者生活安定のための支援	地震	4-1
1	被災者に関する支援の情報の提供等	地震	4-1
2	被災者生活再建支援金	地震	4-1
3	公営住宅の建設等	地震	4-2
4	災害援護資金	地震	4-2
5	生活福祉資金	地震	4-3
6	町税の減免等	地震	4-3
7	生活相談	地震	4-4
8	見舞金	地震	4-4
9	義援金	地震	4-4
10	その他の生活確保	地震	4-6
11	中小企業への融資	地震	4-6
12	農林漁業者への融資	地震	4-6
第2節	液状化等によるライフライン関連施設等の復旧対策	地震	4-7
1	水道施設	地震	4-7
2	農業集落排水施設	地震	4-7
3	電気施設	地震	4-8
4	ガス施設	地震	4-8
5	通信施設	地震	4-10
6	農林・水産業施設	地震	4-10
7	公共土木施設	地震	4-11
第3節	激甚災害の指定	地震	4-12
1	激甚災害に関する調査	地震	4-12
2	特別財政援助額の交付手続き等	地震	4-12

地震編附編 東海地震に係る周辺地域としての対応計画

第1章	総論	東海	1-1
第1節	地震編の附編としての位置付け	東海	1-1
1	計画の内容	東海	1-1
2	計画の範囲	東海	1-1
3	前提条件	東海	1-1
4	計画の実施	東海	1-1
5	計画の位置付け	東海	1-1

第2章 防災機関の業務	東海	2	1
1 町	東海	2	1
2 県関係機関	東海	2	1
3 指定地方行政機関	東海	2	2
4 自衛隊	東海	2	2
5 指定公共機関	東海	2	3
6 指定地方公共機関	東海	2	4
第3章 事前の措置	東海	3	1
第1節 東海地震に備え事前に促進すべき事項	東海	3	1
第2節 事業所に対する指導、要請	東海	3	3
1 防災対策上、重要な事業所に対する指導、要請	東海	3	3
2 生活関連事業所に対する指導、要請	東海	3	4
第3節 広報及び教育	東海	3	5
1 広報	東海	3	5
2 教育	東海	3	5
第4節 地震防災訓練	東海	3	7
1 総合防災訓練	東海	3	7
2 町が実施する防災訓練	東海	3	7
3 住民、事業所が実施する訓練	東海	3	7
第4章 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの対応措置	東海	4	1
第1節 東海地震注意情報の伝達	東海	4	1
1 伝達系統及び伝達手段	東海	4	1
2 伝達体制	東海	4	1
3 伝達事項	東海	4	1
第2節 活動体制の準備等	東海	4	3
第3節 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの広報	東海	4	4
1 放送内容	東海	4	4
第4節 混乱防止の措置	東海	4	5
第5章 警戒宣言発令に伴う対応措置	東海	5	1
第1節 活動体制	東海	5	1
1 町の活動体制	東海	5	1
2 各防災機関の活動体制	東海	5	3
第2節 警戒宣言の伝達及び広報	東海	5	4
1 警戒宣言の伝達	東海	5	4
2 警戒宣言時の広報	東海	5	6
第3節 警備対策	東海	5	7
1 基本的な活動	東海	5	7
2 東海地震に係る周辺地域としての特別な活動	東海	5	7
第4節 水防・消防等対策	東海	5	8
1 町	東海	5	8
2 水防管理団体	東海	5	8
第5節 公共輸送対策	東海	5	9
1 バス、タクシー等対策	東海	5	9
第6節 交通対策	東海	5	10
1 道路交通対策	東海	5	10

2 飛行場対策	東海	5-12
第7節 上水道、農業集落排水、電気、ガス、通信等対策	東海	5-14
1 上水道対策	東海	5-14
2 農業集落排水対策	東海	5-15
3 電気対策	東海	5-15
4 ガス対策	東海	5-16
5 通信対策	東海	5-17
第8節 学校・病院・社会福祉施設等対策	東海	5-20
1 学校対策	東海	5-20
2 病院対策	東海	5-20
3 社会福祉施設等対策	東海	5-20
第9節 避難対策	東海	5-22
1 警戒宣言時の措置	東海	5-22
2 事前の措置	東海	5-22
第10節 救護救援・防疫対策・保健活動対策	東海	5-24
1 救護救援対策	東海	5-24
2 防疫対策	東海	5-25
3 保健活動対策	東海	5-25
第11節 その他の対策	東海	5-26
1 食料、医薬品等の確保	東海	5-26
2 緊急輸送の実施準備	東海	5-26
3 町が管理、運営する施設対策	東海	5-26
4 町税の申告、納付等に関する措置	東海	5-26
5 その他（特定動物の逸走防止）	東海	5-26
第6章 住民等のとるべき措置	東海	6-1
第1節 住民のとるべき措置	東海	6-1
第2節 自主防災組織のとるべき措置	東海	6-4
第3節 事業所のとるべき措置	東海	6-5

第3編 風水害等編

第1章 総則	風水	1-1
第1節 町土の保全	風水	1-1
1 治水	風水	1-1
2 治山	風水	1-2
第2節 浸水被害の想定	風水	1-2
第2章 災害予防計画	風水	2-1
第1節 防災意識の向上	風水	2-1
1 防災教育	風水	2-1
2 過去の災害教訓の伝承	風水	2-1
3 防災広報の充実	風水	2-1
4 自主防災体制の強化	風水	2-2
5 防災訓練の充実	風水	2-4
第2節 水害予防対策	風水	2-5
1 水害予防計画	風水	2-5

第3節 土砂災害予防対策	風水-2-8
1 土砂災害防止法に基づく対策の推進	風水-2-8
2 土砂災害に対する警戒避難体制の整備	風水-2-9
3 防災知識の普及啓発	風水-2-9
4 町土保全事業の推進	風水-2-10
第4節 風害予防対策	風水-2-12
1 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発	風水-2-12
2 農作物等の風害防止対策	風水-2-13
3 電力施設風害防止対策	風水-2-14
4 通信施設風害防止対策	風水-2-15
第5節 雪害予防対策	風水-2-16
1 道路雪害防止対策	風水-2-16
2 農作物等の雪害防止対策	風水-2-16
3 電力施設雪害防止対策	風水-2-17
4 通信施設雪害防止対策	風水-2-18
第6節 火災予防対策	風水-2-19
1 火災予防に係る立入検査	風水-2-19
2 住宅防火対策	風水-2-19
3 消防組織及び施設の整備充実	風水-2-19
4 火災予防についての啓発	風水-2-20
第7節 消防計画	風水-2-21
1 常備消防体制の充実・強化	風水-2-21
2 消防団員の確保	風水-2-21
3 消防施設の整備	風水-2-21
4 消防職員、団員等の教育訓練	風水-2-22
5 市町村相互の応援体制	風水-2-22
6 消防思想の普及	風水-2-22
7 香取広域市町村圏事務組合の消防計画及びその推進	風水-2-22
第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備	風水-2-24
1 避難行動要支援者に対する対応	風水-2-24
2 要配慮者全般に対する対応	風水-2-26
3 社会福祉施設等における防災対策	風水-2-27
4 外国人に対する対策	風水-2-27
第9節 情報連絡体制の整備	風水-2-28
1 県における災害情報通信施設の整備	風水-2-28
2 町における災害通信施設の整備	風水-2-31
3 警察における災害通信網の整備	風水-2-31
4 東日本電信電話(株)千葉事業部における災害通信施設の整備	風水-2-31
5 (株)NTTドコモ千葉支店における災害通信施設の整備	風水-2-31
6 KDDI(株)事業所等における災害通信施設等の整備	風水-2-31
7 ソフトバンクテレコム(株)・ソフトバンクモバイル(株)の 災害通信施設等の整備	風水-2-32
8 非常通信体制の充実強化	風水-2-32
9 アマチュア無線の活用	風水-2-32
10 その他通信網の整備	風水-2-32

第10節 備蓄・物流計画	風水－2－33
1 食料・生活必需物資等の供給体制の整備	風水－2－33
2 医薬品及び応急医療資機材等の整備	風水－2－34
3 水防用資機材の整備	風水－2－34
第11節 防災施設の整備	風水－2－35
1 防災拠点等の整備	風水－2－35
2 避難施設の整備	風水－2－35
第12節 帰宅困難者等対策	風水－2－37
1 一斉帰宅の抑制	風水－2－37
2 情報連絡体制の整備	風水－2－37
3 帰宅困難者等への情報提供	風水－2－37
4 大規模集客施設を管理する事業者の取組み	風水－2－37
第13節 防災体制の整備	風水－2－38
1 町の防災体制の整備	風水－2－38
第3章 災害応急対策計画	風水－3－1
第1節 災害対策本部活動	風水－3－1
1 町の活動体制	風水－3－1
2 指定地方行政機関等の活動体制	風水－3－8
3 町災害対策本部と県及び防災関係機関との連絡	風水－3－9
4 災害救助法の適用手続等	風水－3－9
第2節 情報収集・伝達体制	風水－3－12
1 通信体制	風水－3－12
2 気象注意報・警報等の伝達及び気象業務の整備	風水－3－15
3 被害情報等収集・報告	風水－3－19
4 災害時の広報	風水－3－25
第3節 水防計画	風水－3－27
1 水防の目的	風水－3－27
2 水防の責任	風水－3－27
3 安全配慮	風水－3－27
4 水防本部の配備体制	風水－3－28
5 はん濫警戒情報の伝達系統図	風水－3－28
6 気象情報・水防情報等の伝達	風水－3－29
7 水防配備の解除	風水－3－29
第4節 避難計画	風水－3－30
1 計画方針	風水－3－30
2 実施機関	風水－3－30
3 避難の勧告又は指示等	風水－3－30
4 避難誘導等	風水－3－32
5 避難所の開設	風水－3－32
6 安否情報の提供	風水－3－33
第5節 要配慮者等の安全確保対策	風水－3－34
1 避難誘導等	風水－3－34
2 避難所の設置、要配慮者の対応	風水－3－34
3 福祉避難所の設置	風水－3－35
4 避難所から福祉避難所への移送	風水－3－35

5 被災した要配慮者等の生活の確保	風水-3-35
第6節 救助救急・医療救護活動	風水-3-36
1 救助・救急	風水-3-36
2 水防活動	風水-3-36
3 危険物等の対策	風水-3-37
4 医療救護	風水-3-38
第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策	風水-3-45
1 千葉県警察災害警備実施計画	風水-3-45
2 交通対策計画	風水-3-45
3 緊急輸送	風水-3-48
第8節 救援物資供給活動	風水-3-49
1 応急給水	風水-3-49
2 食料・生活必需物資等の供給体制	風水-3-49
3 燃料の調達	風水-3-51
第9節 広域応援の要請	風水-3-52
1 自治体等への応援要請	風水-3-52
2 他消防機関に対する応援	風水-3-53
3 水道事業者等の相互応援	風水-3-53
4 民間団体等に対する応援要請	風水-3-54
5 広域避難	風水-3-54
第10節 自衛隊への災害派遣要請	風水-3-55
1 災害派遣の要請の手続き	風水-3-55
2 災害派遣部隊の受入体制	風水-3-56
3 災害派遣部隊の活動	風水-3-57
4 災害派遣部隊の撤収要請	風水-3-57
5 経費負担区分	風水-3-57
第11節 学校等の安全対策・文化財の保護	風水-3-59
1 防災体制の確立	風水-3-59
2 応急教育	風水-3-60
3 学用品の調達及び支給	風水-3-61
4 文化財の保護	風水-3-61
第12節 帰宅困難者等対策	風水-3-63
1 一斉帰宅抑制の呼びかけ	風水-3-63
2 企業、学校など関係機関における施設内待機	風水-3-63
3 大規模集客施設等における利用者保護	風水-3-63
4 帰宅困難者等への情報提供	風水-3-63
5 一時滞在施設の開設及び施設への誘導	風水-3-63
第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策	風水-3-65
1 保健活動	風水-3-65
2 飲料水の安全確保	風水-3-65
3 防疫	風水-3-65
4 死体の搜索処理等	風水-3-66
5 動物対策	風水-3-67
6 清掃及び障害物の除去	風水-3-68
第14節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理	風水-3-71

1 応急仮設住宅の供与等	風水	3-71
2 住宅の応急修理計画	風水	3-72
3 被災宅地の危険度判定	風水	3-72
4 罹災証明書の交付	風水	3-72
第15節 ライフライン関連施設等の応急復旧	風水	3-74
1 水道施設災害対策計画	風水	3-74
2 電力施設災害対策計画	風水	3-74
3 農業集落排水施設災害対策計画	風水	3-78
4 ガス施設災害対策計画	風水	3-78
5 東日本電信電話(株)の通信施設災害対策計画	風水	3-79
6 (株)NTTドコモの通信施設災害対策計画	風水	3-80
7 KDDI(株)の通信施設災害対策計画	風水	3-81
8 ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株)の 通信施設災害対策計画	風水	3-81
9 郵政業務応急対策計画	風水	3-81
第16節 ボランティアの協力	風水	3-83
1 町災害ボランティアセンターの設置	風水	3-83
2 ボランティアの活動分野	風水	3-83
3 ボランティアとして協力を求める個人、団体	風水	3-83
4 ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ	風水	3-84
5 災害時におけるボランティアの登録、派遣	風水	3-84
6 ボランティア受入体制	風水	3-85
7 災害ボランティアセンター運営スタッフ等の養成等	風水	3-85
第4章 災害復旧計画	風水	4-1
第1節 被災者生活安定のための支援	風水	4-1
1 被災者に関する支援の情報の提供等	風水	4-1
2 被災者生活再建支援金	風水	4-1
3 公営住宅の建設等	風水	4-2
4 災害援護資金	風水	4-2
5 生活福祉資金	風水	4-3
6 町税の減免等	風水	4-3
7 生活相談	風水	4-4
8 見舞金	風水	4-4
9 義援金品の配布	風水	4-4
10 その他の生活確保	風水	4-6
11 中小企業への融資	風水	4-6
12 農林漁業者への融資	風水	4-6
第2節 ライフライン関連施設等の復旧計画	風水	4-7
1 水道施設	風水	4-7
2 農業集落排水施設	風水	4-7
3 電気施設	風水	4-7
4 ガス施設	風水	4-8
5 通信施設	風水	4-9
6 農林・水産業施設	風水	4-9
7 公共土木施設	風水	4-10

第3節 激甚災害の指定	風水－4－12
1 激甚災害に関する調査	風水－4－12
2 特別財政援助額の交付手続き等	風水－4－12

第4編 放射性物質事故編

第1章 基本方針	放射－1－1
第2章 放射性物質事故の想定	放射－2－1
第3章 放射性物質事故予防対策	放射－3－1
1 情報の収集・連絡体制の整備	放射－3－1
2 通信手段の確保	放射－3－1
3 応急活動体制の整備	放射－3－1
4 放射線モニタリング体制の整備	放射－3－1
5 退避誘導體制の整備	放射－3－1
6 広報相談活動体制の整備	放射－3－2
7 防災教育・防災訓練の実施	放射－3－2
第4章 放射性物質事故応急対策	放射－4－1
1 情報の収集・連絡	放射－4－1
2 緊急時における放射線モニタリング等活動の実施	放射－4－1
3 災害対策本部活動	放射－4－1
4 避難等の防護対策	放射－4－2
5 広報相談活動	放射－4－2
6 飲料水及び飲食物の摂取制限、出荷制限等	放射－4－3
7 広域避難	放射－4－3
第5章 放射性物質事故復旧対策	放射－5－1
1 汚染された土壌等の除染等の措置	放射－5－1
2 各種制限措置等の解除	放射－5－1
3 被災住民の健康管理	放射－5－1
4 風評被害対策	放射－5－1
5 廃棄物等の適正な処理	放射－5－1

第5編 大規模火災等編

第1章 大規模火災対策	火災－1－1
第1節 基本方針	火災－1－1
第2節 予防計画	火災－1－2
1 建築物不燃化の促進	火災－1－2
2 防災空間の整備・拡大	火災－1－2
3 火災に係る立入検査	火災－1－2
4 住宅防火対策	火災－1－3
5 多数の者を収容する建築物の防火対策	火災－1－3
6 文化財の防火対策	火災－1－3
7 消防組織及び施設の整備充実	火災－1－3
第3節 応急対策計画	火災－1－5
1 災害対策本部活動	火災－1－5
2 情報収集・伝達体制	火災－1－5

3 災害救助法の適用.....	火災-1-6
4 消防活動.....	火災-1-6
5 救助・救急計画.....	火災-1-6
6 交通規制計画.....	火災-1-6
7 避難計画.....	火災-1-6
8 救援・救護計画.....	火災-1-6
第2章 林野火災対策.....	火災-2-1
第1節 基本方針.....	火災-2-1
第2節 予防計画.....	火災-2-2
1 広報宣伝.....	火災-2-2
2 法令による規制.....	火災-2-2
3 予防施設の設置.....	火災-2-2
4 消火施設の設置.....	火災-2-2
5 林野等の整備.....	火災-2-2
6 林野火災特別地域対策事業.....	火災-2-3
第3節 応急対策計画.....	火災-2-4
1 災害対策本部活動.....	火災-2-4
2 消防計画の樹立.....	火災-2-4
3 総合的消防体制の確立.....	火災-2-5
4 避難計画.....	火災-2-5
5 立入禁止区域の設定等.....	火災-2-5
6 その他.....	火災-2-5
第3章 危険物等災害対策.....	火災-3-1
第1節 基本方針.....	火災-3-1
1 危険物.....	火災-3-1
2 高圧ガス.....	火災-3-1
3 火薬類.....	火災-3-1
4 毒物劇物.....	火災-3-1
第2節 予防計画.....	火災-3-2
1 危険物.....	火災-3-2
2 高圧ガス.....	火災-3-3
3 火薬類.....	火災-3-3
4 毒物劇物.....	火災-3-4
5 危険物等による環境汚染の防止対策.....	火災-3-4
第3節 応急対策計画.....	火災-3-5
1 災害対策本部活動.....	火災-3-5
2 危険物.....	火災-3-5
3 高圧ガス.....	火災-3-6
4 火薬類.....	火災-3-7
5 毒物劇物.....	火災-3-8

第6編 公共交通等事故編

第1章 航空機事故災害対策.....	交通-1-1
第1節 基本方針.....	交通-1-1

第2節 予防計画.....	交通-1-2
1 情報の収集・連絡体制の整備.....	交通-1-2
2 協力・応援体制の整備.....	交通-1-2
3 消火救難、救助・救急及び医療活動にかかる資機材等の整備及び備蓄.....	交通-1-2
4 防災訓練.....	交通-1-2
第3節 応急対策計画.....	交通-1-3
1 災害対策本部活動.....	交通-1-3
2 情報の収集.....	交通-1-3
3 応急対策.....	交通-1-5
4 応援体制.....	交通-1-8
第2章 道路事故災害対策.....	交通-2-1
第1節 基本方針.....	交通-2-1
第2節 予防計画.....	交通-2-2
1 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生への対処.....	交通-2-2
2 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出への対処.....	交通-2-2
第3節 応急対策計画.....	交通-2-3
1 災害対策本部活動.....	交通-2-3
2 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生への対処.....	交通-2-3
3 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出への対処.....	交通-2-5

多古町地域防災計画

第1編 総 則

第1章 計画の目的及び構成

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、多古町防災会議が策定するものである。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、マグニチュード9.0という過去最大の地震であり、未曾有の災害をもたらした。

本町でも震度5強を観測し、全壊家屋2棟、半壊家屋6棟、一部損壊家屋1036棟など大きな被害を受けたところである。

今回の地域防災計画の修正は、このような大規模災害の教訓等を礎とするとともに、近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ、本町に係る災害対策を実施する際の、町、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体が処理すべき事務又は業務の大綱を定めるものである。

また、災害発生時の被害を最小限にとどめるためには、公助はもとより自助・共助の取組みが重要であることから、住民や事業所等の取り組むべき役割を明らかにし、地震災害、風水害、放射性物質事故や大規模火災、航空機などの公共交通等の事故災害などの各種大規模事故災害の各段階に応じた災害予防、災害応急対策及び災害復旧について必要な対策の基本についても定めるとともに、これらの対策の総合的かつ計画的な推進を図ることにより、それぞれの主体が連携し、全機能を発揮して住民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

<資料編1-1 多古町防災会議条例 参照>

第2節 計画の構成

この計画は、現実の災害に対する対応に即したものとなるよう、災害の種類ごとに計画を作成しており、

第1編 総則

第2編 地震編

(地震編附編 東海地震に係る周辺地域としての対応計画)

第3編 風水害等編

第4編 放射性物質事故編

第5編 大規模火災等編

第6編 公共交通等事故編

の6編をもって構成している。

第1編総則は、計画全般にわたる理念・基本方針を示すとともに、災害種別ごとに共通する事項を整理したものである。

第2編地震編は、地震による被害を軽減し、住民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧対策の基本についてまとめたものである。

第2編地震編の附編として定めている東海地震に係る周辺地域としての対応計画は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づいて指定された地震防災対策強化地域の周辺地域に位置する本町として、東海地震に係る警戒宣言が発令された場合における社会的混乱の発生の防止等を目的としてまとめたものである。

第3編風水害等編は、集中豪雨や台風、竜巻などに起因する風水害等による被害を軽減し、住民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧対策の基本についてまとめたものである。

第4編から第6編までの各編については、各種大規模事故災害への対策を種別ごとに3編に分類し、放射性物質事故、大規模火災等（大規模火災、林野火災、危険物等災害）、公共交通等事故（航空機事故、道路事故）など大規模な事故災害に特有な予防対策や応急対策について定めたものである。この計画に定めのないものについては、第3編風水害等編の規定に準ずるものとする。

第2章 計画の基本的な考え方

第1節 減災を重視した防災対策の方向性

本町では、これまでに様々な地震災害や風水害等を経験し、その都度、防災対策を強化してきた。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることを認識し、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災対策の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめていくものとする。

第2節 地域防災力の向上

大規模な災害においては、発災直後の住民一人ひとりの自覚や行動が生死を分ける結果になり得る。

平時から正しい知識を持ち、自らが考え、行動することの重要性を再認識し、「自らの命は自ら守る」とする自助の取組みの強化を図る。そのため、家庭や地域等と連携し、幼少期からの防災教育の充実に努め、住民は災害教訓を伝承し、防災意識の向上に努める。

また、過去の大規模災害から、地域のつながりが重要であることが明らかとなっている。

阪神・淡路大震災では、建物の倒壊などにより生き埋めになった被災者を地域の人達が救助するなど、救命に大きな成果をあげているほか、東日本大震災でも、避難生活に地域のつながり、力が大きく貢献しているところである。都市化や核家族化の進展などの社会構造の変化により、地域コミュニティの弱体化が叫ばれ始めているが、「自分たちの地域は地域のみんで守る」といった共助の考え方の重要性を再認識し、自主防災組織の機能強化や、地域において共助の中核となる人材を育成するなどの取組みの強化に努める。

さらに、民間団体等と町・県との連携の取組みも重要となっている。阪神・淡路大震災以降、行政機関と民間団体・企業との協定締結による連携強化が進んできており、本町でも、各種団体、企業との物資供給に関する協定や、土地家屋調査士会との間で家屋の被害認定等に関する協定を締結するなど、様々な分野での連携が進んでいる。

これらの連携の輪を広げていくことにより、社会の一員でもある民間団体等の力を最大限発揮するための取組みを進めていく。

このような取組みの強化と併せ、地震や風水害などの様々な災害において、また、予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、自助・共助・公助が一体となって、町内全域の防災力の向上を図っていく。

第3節 要配慮者及び男女共同参画の視点

高齢者（特に、ひとり暮らし、ねたきり、認知症の高齢者等）、視覚障害者、聴覚・言語障害者、肢体不自由者、内臓機能障害などの内部障害者、知的障害者、発達障害者、精神障害者、難病患者等、乳幼児、妊産婦、外国人、旅行者等で特に配慮を要する者などの要配慮者は、それぞれの特性により、情報の支障、危険回避行動における支障、移動行動における支障、生活又は適応における支障など、避難行動や避難生活に関して様々な支障をかかえており、災害による被害を多く受ける傾向にある。

本町でも、高齢化が進展している状況から、今後さらなる対策の充実が求められているところであり、地域と一体となった対策の強化に努めるとともに、大規模災害に際しての予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、要配慮者の視点に立った対策を講じるものとする。

また、東日本大震災では、避難所生活における更衣室の設置や女性に必要な物資の配布をはじめとし、様々な場面における女性への配慮の必要性が改めて認識されたところである。被災時における男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮した災害対策を進めるため、防災に関する

政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図るものとする。

第4節 計画に基づく施策の推進及び見直し

本計画は、町域における防災対策の総合的運営を図るための基本計画であり、本計画に基づく施策の効果的推進に努めるとともに、県の地域防災計画の見直しの都度、また、同見直しにとどまらず、定期的に点検・検証を行い、実効性のある計画とするための所要の見直しを随時行っていくこととする。

第3章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

多古町の地域に係る災害対策を実施するに当たり、町、県のほか防災関係機関及び防災上重要な施設の管理者、住民、事業者等の主な事務、業務を次のとおり明記し、災害を防止するとともに被害の軽減を図る。

【多古町】

- 1 多古町防災会議及び多古町災害対策本部に関すること
- 2 防災に関する施設及び組織の整備並びに自主防災組織の充実並びに訓練に関すること
- 3 災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること
- 4 災害の防除と拡大の防止に関すること
- 5 救助、防疫等及び保健衛生に関すること
- 6 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること
- 7 被災産業に対する融資等の対策に関すること
- 8 被災町営施設の応急対策に関すること
- 9 災害時における文教対策に関すること
- 10 災害対策要員の動員、雇上げに関すること
- 11 災害時における交通、輸送の確保に関すること
- 12 被災施設の復旧に関すること
- 13 管内の関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること
- 14 被災者の避難生活や生活再建の支援に関すること

【香取広域市町村圏事務組合消防本部】

- 1 防災に関する訓練、教育、広報に関すること
- 2 危険物の安全確保のための指導に関すること
- 3 火災又は災害救助活動に関すること
- 4 災害情報の収集・伝達に関すること
- 5 水防活動の協力、援助に関すること

【匝瑳市ほか二町環境衛生組合】

- 1 災害時における廃棄物の収集、運搬、処理に関すること
- 2 死亡者の火葬に関すること

【東総衛生組合】

災害時におけるし尿の収集、運搬、処理に関すること

【千葉県】

(香取地域振興事務所)

- 1 町が処理する事務及び事業の指導、指示及びあっせん等に関すること
- 2 災害に関する情報の収集、伝達及び指示に関すること
- 3 災害救助に係る連絡・調整に関すること
- 4 災害の防除と拡大の防止に関すること

(成田土木事務所)

- 1 県の所管に係る河川、道路、橋梁の保全と復旧に関すること
- 2 県の所管に係る河川、道路等における障害物の除去に関すること
- 3 急傾斜地崩壊危険区域内における崩壊防止施設の保全と復旧に関すること
- 4 水防活動の全般に関すること

(香取健康福祉センター)

- 1 災害時の医療の確保に関すること

- 2 食品衛生、生活衛生（動物を含む）及び飲料水の衛生に関すること
- 3 防疫に関すること
- 4 保健活動に関すること

(香取農業事務所)

- 1 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関すること
- 2 農作物の被害調査及び被害対策に関すること

(北部林業事務所)

- 1 林地及び治山施設の被害調査と災害復旧に関すること
- 2 林業用施設及び特用林産物の被害調査と被害対策に関すること

(香取警察署)

- 1 被災者の救出及び避難に関すること
- 2 行方不明者の捜索に関すること
- 3 死体の検視に関すること
- 4 交通規制に関すること
- 5 防犯その他社会秩序の維持に関すること

【指定地方行政機関】

(関東管区警察局)

- 1 管区内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関すること
- 2 管区内各県警察の相互援助の調整に関すること
- 3 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関すること
- 4 警察通信の確保及び警察通信統制に関すること
- 5 津波、火山警報等の伝達に関すること

(関東財務局千葉財務事務所)

- 1 立会関係
主務省が行う災害復旧事業費の査定の立会に関すること
- 2 融資関係
 - (1) 災害つなぎ資金の貸付（短期）に関すること
 - (2) 災害復旧事業費の融資（長期）に関すること
- 3 国有財産関係
 - (1) 地方公共団体が防災上必要な通信施設等の応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること
 - (2) 地方公共団体が災害による著しい被害を受けた小・中学校等の施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること
 - (3) 地方公共団体が水防、消防その他の防災に関する施設の用に供する場合における普通財産の減額譲渡又は貸付に関すること
 - (4) 災害の防除又は復旧を行おうとする事業者に対する普通財産の売払又は貸付に関すること
 - (5) 県が急傾斜地崩壊防止施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付又は譲与に関すること
 - (6) 県又は市町村が防災のための集団移転促進事業の用に供する場合における普通財産の譲与等に関すること
- 4 民間金融機関等に対する指示、要請関係
 - (1) 災害関係の融資に関すること
 - (2) 預貯金の払い戻し及び中途解約に関すること
 - (3) 手形交換、休日営業等に関すること
 - (4) 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関すること

(5) 営業停止等における対応に関すること

(関東信越厚生局)

- 1 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること
- 2 関係職員の派遣に関すること
- 3 関係機関との連絡調整に関すること

(関東農政局)

- 1 災害予防対策
ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等の点検・整備事業に関すること
- 2 応急対策
 - (1) 管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関すること
 - (2) 飲食料品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関すること
 - (3) 農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること
 - (4) 営農技術指導、家畜の移動に関すること
 - (5) 災害応急用ポンプ等の貸出しに関すること
 - (6) 応急用食料・物資の支援に関すること
 - (7) 農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関すること
 - (8) 食品の需給・価格動向や表示等に関すること
 - (9) 関係職員の派遣に関すること
- 3 復旧対策
 - (1) 農地・農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工事の承認に関すること
 - (2) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること
- 4 その他
災害時の政府所有米穀の供給に関すること（農林水産省政策統括官）

(関東森林管理局)

- 1 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること

(関東経済産業局)

- 1 生活必需品、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること
- 2 商工鉦業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること
- 3 被災中小企業の振興に関すること

(関東東北産業保安監督部)

- 1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関すること
- 2 鉦山に関する災害の防止及び災害時の応急対策に関すること

(関東運輸局)

- 1 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関すること
- 2 災害時における被害者、災害必要物資等の輸送調整に関すること
- 3 災害による不通区間における迂回輸送等の指導に関すること
- 4 災害時における応急海上輸送に関すること
- 5 応急海上運送用船舶の緊急修理に関すること

(関東地方整備局)

- 1 災害予防
 - (1) 防災上必要な教育及び訓練等に関すること
 - (2) 通信施設等の整備に関すること
 - (3) 公共施設等の整備に関すること
 - (4) 災害危険区域等の関係機関への通知に関すること

- (5) 官庁施設の災害予防措置に関する事
- (6) 大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立に関する事
- (7) 豪雪害の予防に関する事

2 災害応急対策

- (1) 災害に関する情報の収集、災害対策の助言・協力及び予警報の伝達等に関する事
- (2) 水防活動、避難誘導活動等への支援に関する事
- (3) 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関する事
- (4) 災害時における復旧資材の確保に関する事
- (5) 災害発生が予測される時又は災害時における応急工事等に関する事
- (6) 災害時のための応急復旧資機材の備蓄に関する事
- (7) 海洋汚染の拡散防止及び防除に関する事
- (8) 災害時相互協力に関する申合せに基づく適切な緊急対応の実施に関する事

3 災害復旧

災害発生後、できる限り速やかに現況調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況を勘案のうえ、二次災害の防止に努めるとともに、迅速かつ適切な復旧を図るものとする。

(成田空港事務所)

- 1 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関する事
- 2 遭難航空機の捜索及び救助に関する事
- 3 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関する事

(銚子地方気象台)

- 1 気象、地象、水象に伴う災害に対する気象資料の提供に関する事
- 2 気象、地象（地震にあつては、地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の発表・通報に関する事
- 3 災害発生時における気象観測資料の提供に関する事

(関東総合通信局)

- 1 非常通信無線の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関する事
- 2 災害対策用無線機及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関する事
- 3 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置の実施（臨機の措置）に関する事
- 4 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関する事

(千葉労働局)

- 1 工場、事業所における労働災害の防止に関する事
- 2 労働力の確保及び被災者の生活確保に関する事

【自衛隊】

- 1 災害派遣の準備
 - (1) 防災関係資料の基礎調査に関する事
 - (2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関する事
 - (3) 防災資材の整備及び点検に関する事
 - (4) 多古町地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画に合致した各種防災訓練の実施に関する事
- 2 災害派遣の実施
 - (1) 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある即時応急救援活動、民生支援及び復旧支援に関する事
 - (2) 災害派遣時の救援活動における防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する事

【指定公共機関】

(東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株))

- 1 電気通信施設の整備に関すること
- 2 災害時における緊急通話の取扱いに関すること
- 3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

(日本赤十字社千葉県支部)

- 1 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関すること
- 2 災害救助の協力奉仕団の連絡調整に関すること
- 3 義援金の募集及び受付に関すること

(日本放送協会)

- 1 町民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること
- 2 町民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
- 3 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること
- 4 被災者の受信対策に関すること

(東日本高速道路(株))

- 1 東日本高速道路の保全に関すること
- 2 東日本高速道路の災害復旧に関すること
- 3 災害時における緊急交通路の確保に関すること

(独立行政法人水資源機構)

- 1 水資源開発施設(導水路を含む)の新築(水資源機構移行時に着手済みの事業等に限る。)又は改築及び維持管理に関すること
- 2 水資源開発施設の応急対策及び災害復旧に関すること

(成田国際空港(株))

- 1 災害時における空港の運用に関すること
- 2 空港施設及び航空機災害に対する防災対策に関すること
- 3 帰宅困難者対策に関すること

(東京ガス(株))

- 1 ガス供給施設(製造設備等を含む)の建設及び安全確保に関すること
- 2 ガスの供給に関すること

(日本通運(株)千葉支店)

災害時における貨物自動車(トラック)による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する
こと

(東京電力パワーグリッド(株))

- 1 災害時における電力供給に関すること
- 2 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること

(KDDI(株))

- 1 電気通信施設の整備に関すること
- 2 災害時等における通信サービスの提供に関すること
- 3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

(日本郵便(株))

- 1 災害時における郵便事業運営の確保
- 2 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
 - (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関する事
 - (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関する事
 - (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関する事
 - (4) 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分に関する事
 - (5) 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除に関する事
- 3 災害時における郵便局窓口業務の維持に関する事

(ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株))

- 1 電気通信施設の整備に関する事
- 2 災害時等における通信サービスの提供に関する事
- 3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事

(福山通運(株)、佐川急便(株)、ヤマト運輸(株)、西濃運輸(株))

災害時における物資の輸送に関する事

【指定地方公共機関】

(千葉県両総土地改良区)

- 1 防災ため池等の施設の整備と管理に関する事
- 2 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関する事
- 3 たん水の防排除施設の整備と活動に関する事

((一社)千葉県LPガス協会)

ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関する事

(日本航空(株)及び全日本空輸(株))

- 1 航空機の運航の安全と確保に関する事
- 2 旅客の安全確保に関する事

((公社)千葉県医師会)

- 1 医療及び助産活動に関する事
- 2 医師会と医療機関との連絡調整に関する事

((一社)千葉県歯科医師会)

- 1 歯科医療活動に関する事
- 2 歯科医師会と医療機関及び歯科関係団体との連絡調整に関する事

((一社)千葉県薬剤師会)

- 1 調剤業務及び医薬品の管理に関する事
- 2 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関する事
- 3 地区薬剤師会との連絡調整に関する事

(千葉テレビ放送(株)、(株)ニッポン放送及び(株)ベイエフエム)

- 1 町民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関する事
- 2 町民に対する災害応急対策等の周知徹底に関する事
- 3 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関する事

((一社)千葉県トラック協会及び(一社)千葉県バス協会)

災害時における貨物自動車(トラック)及び旅客自動車(バス)による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事

(千葉県道路公社)

- 1 所管道路の保全に関すること
- 2 所管道路の災害復旧に関すること
- 3 災害時における緊急交通路の確保に関すること

【公共的団体】

(多古町農業協同組合)

- 1 町、県が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- 2 農作物の災害応急対策の指導
- 3 被災農家に対する融資、あっせん
- 4 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせん
- 5 農産物の需給調整

(森林組合多古支部)

- 1 町、県が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- 2 被災組合員に対する融資、あっせん

(栗山川漁業協同組合)

- 1 町、県が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- 2 漁船、共同施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立
- 3 被災組合員に対する融資、あっせん

(多古町商工会)

- 1 町が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力
- 2 救援用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせん
- 3 融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力
- 4 災害時における物価安定への協力

(病院等医療施設)

- 1 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- 2 災害時における収容者の保護及び誘導
- 3 災害時における病人等の収容及び保護
- 4 災害時における負傷者の医療及び助産救助

(学校法人)

- 1 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- 2 災害時における児童生徒の保護及び誘導
- 3 災害時における応急教育計画の確立及び実施
- 4 被災施設の災害復旧

(金融機関)

被災事業者等に対する資金の融資

(社会福祉施設)

- 1 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- 2 災害時における入所者の保護及び誘導

((福)多古町社会福祉協議会)

- 1 要配慮者の支援
- 2 災害時におけるボランティア活動の支援

(危険物取扱施設)

- 1 安全管理の徹底
- 2 防護施設の整備

【住民、自主防災組織等】

(住民)

- 1 自らの生命・身体・財産を自ら守るための防災対策を自発的かつ積極的に行うとともに、食料、飲料水その他の生活必需物資の備蓄に努めること
- 2 地域において消防団、水防団、自主防災組織等及びボランティアが行う防災活動に積極的に参加するとともに、町及び県が実施する防災対策に協力すること
また、過去の災害から得られた教訓の伝承や、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧等に寄与すること

(事業者)

- 1 従業者、施設利用者等の生命及び身体を守るための防災対策を自発的かつ積極的に行うよう努めること
- 2 地域において消防団、水防団、自主防災組織等及びボランティアが行う防災活動に積極的に参加するとともに、町及び県が実施する防災対策に協力すること
- 3 災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努めるとともに、防災訓練の実施、復旧計画の策定、サプライチェーンの確保等の事業マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進に努めること

(自主防災組織)

- 1 地域住民の生命及び身体を守るための防災対策を主体的かつ積極的に行うよう努めること
- 2 町及び県が行う防災対策に協力するよう努めること

(ボランティア団体)

普段から構成員間の連携を密にして活動体制の整備を図るとともに、災害時には行政機関と協力して迅速な救援救護活動の実施に寄与すること

<資料編6－21 防災関係機関一覧表 参照>

第4章 地勢概要等

1 自然環境

(1) 位置

本町は、千葉県の北東部を占める香取郡の南端に位置し、町の総面積は72.80k㎡で、その範囲は東西13.6km、南北12.9kmに及んでいる。

北は成田市、香取市、東は匝瑳市、南は山武郡横芝光町、西は山武郡芝山町と昭和53年に開港した成田国際空港に隣接している。

交通は、町の南側を成田国際空港へ通じる国道296号が東西に横断しているほか、国道51号線へ接続する主要地方道横芝下総線が通過している。

主要都市への距離は首都東京へ70km、県都千葉市へ42km、成田市へ17km、香取市へ22km、匝瑳市へ12kmの距離となっている。

(2) 地形・地質

地形は、低く概ね平坦な水田地帯と畑地帯の北総台地に分けられ、その台地と水田との間に山林が続いている。海拔は5～43mで比較的高低差も少ない。

地質は全域が成田層群とよばれる洪積層で、その上部は関東ローム層で形成されており良質の砂を採取することができる反面、支持力が弱く豪雨及び地震等が発生した場合、土砂崩落や液状化現象による被害の発生が予想される。

また、急傾斜地崩壊危険区域内には人家が多く、土砂災害発生時には被害が拡大するおそれがある。

(3) 気象

気象は、太平洋に近いいため黒潮暖流の影響を受け比較的温暖であるが、冬季は季節風の影響を受け寒気が厳しく、地形条件により北西部では積雪がある。また、夏季から秋季にあたっては、台風や低気圧が通過するため大雨や強風により被害が発生しやすい気象条件となる。

年平均気温については、最高が20℃、最低が11℃程であり、月別に見ると最高は8月、最低は1月となっている。

年間降水量は、1,400mm程で、月別に見ると台風の影響の大きい9～10月で多くなっている。

表 降水量・気温・風速の平年値（統計期間：1981～2010年）

横芝光観測所：横芝光町横芝

項目 月	降水量 (mm)	平均気温(℃)			平均風速 (m/s)
		平均	日最高	日最低	
1月	67.5	4.4	10.2	-0.6	1.6
2月	68.4	5.0	10.5	0.1	1.8
3月	127.4	8.2	13.3	3.1	2.1
4月	118.3	13.3	18.3	8.3	2.4
5月	119.7	17.5	22.1	13.4	2.4
6月	153.1	20.5	24.7	17.1	2.1
7月	119.8	24.1	28.5	20.8	2.0
8月	101.6	25.8	30.4	22.4	2.1
9月	199.5	22.7	27.1	19.3	2.0
10月	201.7	17.3	22.1	13.3	1.8
11月	97.6	11.9	17.4	7.1	1.6
12月	54.6	6.8	12.8	1.7	1.6
年間	1429.0	14.8	19.8	10.5	1.9

出典：気象庁ホームページ

2 社会環境

(1) 人口

平成27年10月時点の本町の人口は14,724人で、世帯数は5,053世帯となっている。昭和60年以降、人口はゆるやかな増加傾向にあったが、平成7年の約18,000人をピークにその後は減少傾向に転じている。一方、世帯数は昭和60年以降増加傾向にあり、平成17年以降は

5,000世帯を上回っている。

また、高齢化が急速に進み65歳以上の人口割合が33.5%(平成27年10月1日現在、国勢調査)の状況であることから、人口が減少に転じる反面、高齢者等の要配慮者は今後も増加し、若者の減少により地域防災力の低下が危惧される。

表 人口の推移

調査年	世帯数 (世帯)	人口(人)		
		男	女	計
昭和60年	4,186	8,576	8,853	17,429
平成2年	4,422	8,687	8,996	17,683
平成7年	4,867	8,947	9,254	18,201
平成12年	4,853	8,672	8,931	17,603
平成17年	5,114	8,427	8,523	16,950
平成22年	5,145	7,948	8,054	16,002
平成27年	5,053	7,337	7,387	14,724

資料：国勢調査

表 年齢階級別人口(平成27年)

年齢区分	男性	女性
4歳以下	207	209
5～9歳	221	238
10～14歳	273	236
15～19歳	354	298
20～24歳	315	277
25～29歳	368	275
30～34歳	373	282
35～39歳	408	327
40～44歳	459	434
45～49歳	443	434
50～54歳	478	465
55～59歳	587	534
60～64歳	672	589
65～69歳	680	613
70～74歳	457	511
75～79歳	388	505
80～84歳	349	534
85～89歳	197	370
90～94歳	64	190
95～99歳	16	50
100歳以上	1	11
不詳	27	5
総数	7,337	7,387

資料：国勢調査

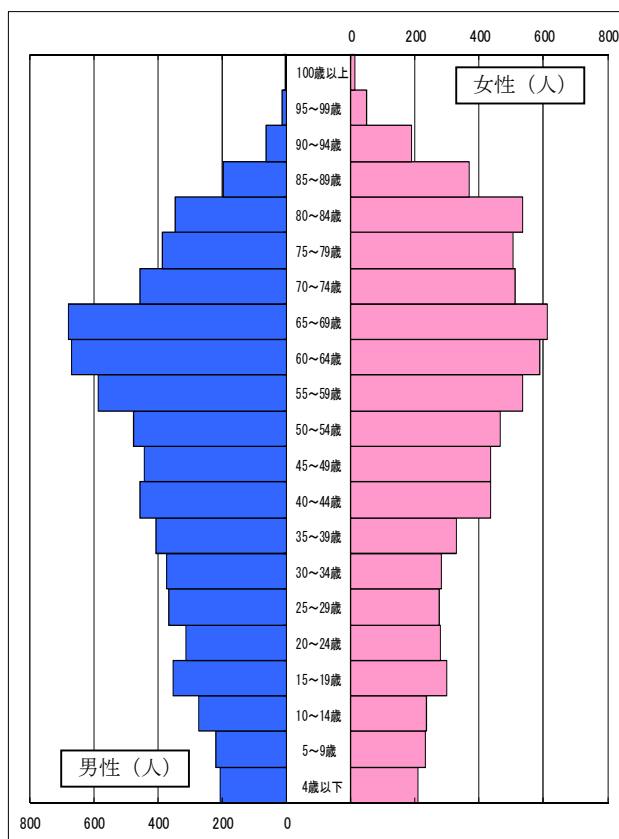


図 年齢階級別人口(平成27年)

(2) 交通

町中央下部を東西に国道296号が成田市から匝瑳市に向かって横断し、その他の県道及び幹線町道は、中央部より放射線状に伸びる道路からなっている。

また、広域農道の供用開始に伴う銚子港から首都圏に向けた生鮮品の運送により、昼夜問わず大型貨物車の往来が増加している。

その他、国道296号から主要地方道多古笹本線へ通じるバイパス整備が完了しており、さらに将来の圏央道延伸に伴うアクセス道路の拡幅等、交通網の整備が計画されている。

(3) 産業経済

基幹的産業としては、栗山川流域を中心とした食味の良い「コシヒカリ」を主品種とする水稲と、北総台地の一角を成す畑作地帯を利用した「甘薯」「やまといも」等の生産による農業

が盛んである。

昭和 50 年代からは、北総東部用水・成田用水事業により基盤整備が行われ生産性の向上とコストの低減を図っている。

平成 7 年には、島地区で大規模区画の基盤整備が行われ担い手農家の規模拡大を目指している。

商業は国道 296 号沿いに、大規模店舗が出店しレジャーの自動車利用者をもターゲットに展開する一方で、市街地内の商店でも町商工会の指導により活性化対策が講じられている。

また、成田国際空港においても LCC 便の増発など、空港機能の拡張に伴う経済規模の拡大、雇用の創出等が期待されている。

(4) 土地利用

本町は、町域のおよそ半分の面積を農用地が占め、栗山川・多古橋川及び借当川流域を中心とする水田地帯は、肥沃な土壌を利用した食味の良い「コシヒカリ」を主品種とする多古米が生産されている。また、北総台地には、「甘薯」「やまといも」等の生産も盛んであり、大きく水稲地帯と畑作地帯に分類されている。これら、農地は農業振興地域に指定されており、農地以外に転用することを制限することにより農地の保護と生産者及び生産団体の育成を図っている。

その他、北総台地の緩やかな傾斜と東関東自動車道を利用した首都圏から近いという立地条件からゴルフ場が 3 か所造成され、現在多くのゴルファーが利用している。

表 土地利用面積

	総面積	宅地 雑種地	農用地	山林 原野	その他
面積 (ha)	7,268	1,176	3,462	1,951	679
割合 (%)	100	16.2	47.6	26.8	9.3

資料：平成 26 年千葉県統計年鑑

3 過去の災害

(1) 地震の発生状況

千葉県は、東日本近傍で発生した大規模地震の主な震源域とされる日本海溝と相模トラフに囲まれ、太平洋に面する長い海岸線を有していることから、江戸時代から現在までに発生した大地震とそれに伴う津波により、多くの死傷者などの被害を出している。

本町は内陸に位置するため、津波による被害はないが、近年に発生した地震では下表に示す被害が発生している。

なお、今後、町（本県）に大きな影響を及ぼす恐れのある地震としては、駿河トラフ沿いの「東海地震」、相模トラフ沿い及び房総半島沖を震源地とするマグニチュード 8 級の大規模地震に加えて、町（本県）を含む南関東地域直下型の地震（マグニチュード 7 級）の発生が懸念されている。

■本町が被害を受けた主な地震(現行町制以降)

発生日	名称等	最大震度	人的被害	住家被害	その他被害
1987. 12. 17 (昭和 62 年)	千葉県東方沖地震	5 (千葉、銚子、勝浦)	軽傷者 1 名	一部破損 448 棟 ブロック塀一部破損 10 件	文教施設 9 箇所 病院 1 箇所 道路 9 箇所 崖くずれ 1 箇所 断水 1276 戸
2005. 4. 11 (平成 17 年)	震源： 千葉県北東部	5 弱 (多古町)		ブロック塀破損	
2011. 3. 11 (平成 23 年)	東北地方 太平洋沖地震	5 強 (多古町)		全壊 2 棟 半壊 6 棟 一部破損 1,036 棟	文教施設 1 箇所 病院 2 箇所 道路 71 箇所 橋梁 2 箇所 崖くずれ 4 箇所 断水 758 戸 停電 5,521 戸

資料：多古町資料

(2) 風水害等の発生状況

本町の位置する千葉県北部は、県南部地域に比べて降水量は少ないものの、人口・産業の集中や標高差の少ない地形のため、これまでに台風、大雨等による気象災害が発生している。

近年は、台風による被害が多く、栗山川の増水による浸水や大雨による崖崩れ等が主な被害となっている。特に、秋の長雨による地盤の緩みと、台風による大雨が重なった場合に被害が大きくなる傾向がみられる。

■本町が被害を受けた主な気象災害(現行町制以降)

災害の種類	災害原因	災害発生日・期間	被害の概要		気象状況
			人的被害	その他被害	
大雨	低気圧・前線	1970.7.1 (昭和45年)	死者2名	家屋全壊34戸	期間降水量109mm (6/30~7/1、多古)
暴風雨	台風25号	1971.9.6~7 (昭和46年)	死者2名 重傷者5名 軽傷者4名	全壊33戸、半壊33戸 一部損壊114戸 床上浸水20戸 床下浸水120戸	期間降水量315mm (9/6~7、多古)
ひょう・雷雨	上層寒気	1975.6.3 (昭和50年)		農作物被害 約3億5,000万円	13:15頃から10~20分 親指大
干害	高温・小雨・多照	1978.7月上旬 ~9月下旬 (昭和53年)		農作物被害 約15億6,000万円	月降水量8月:8.5mm 無降水継続日数32日 (8/2~9/2、銚子)
暴風雨	台風18号	1991.9.19 (平成3年)	負傷者2名	崖崩れ	期間降水量153mm (9/17~20、銚子) 最大日降水量118mm(9/19)
暴風雨	台風17号	1996.9.21~22 (平成8年)		床上浸水(栗山川越水) 国道296号通行止め	期間降水量215.5mm (9/21~23、銚子) 最大日降水量206mm(9/22)
暴風雨	台風22号 秋雨前線	2004.10.8~10 (平成16年)		家屋一部破損1戸 道路被害21箇所 崖崩れ28箇所	累積降水量243mm(多古) 最大1時間降水量50mm
大雨	低気圧・秋雨前線	2006.10.4~9 (平成18年)		道路冠水 倒木 崖崩れ	期間降水量222.5mm (10/4~9、銚子) 最大日降水量164.5mm(10/6) 最大瞬間風速39.0m (10/6、23:53)
暴風雨	台風26号	2013.10.15~16 (平成25年)		半壊1戸、一部損壊2戸 床上浸水12戸、床下浸水13戸(栗山川越水) 道路被害57箇所 崖崩れ59箇所	期間降水量271mm (10/15~16、多古)

資料：多古町資料

多古町地域防災計画

第2編 地震編

第1章 総則

本編は、第1編総則で示された目的や基本的な考え方にに基づき、地震による被害を軽減し、住民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧・復興対策の基本について定め、防災対策に万全を期するものとする。

第1節 地震対策の基本的視点

- 1 減災や多重防御の視点に重点を置き、ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的な防災対策であること。

最大クラスの地震に対しては、ハード整備に依存した防災対策には限界があり、東日本大震災の巨大な津波では、千葉県においても、海岸保全施設に一定の減災効果が認められたものの、施設の機能を越えた越流等が発生し、多くの死者が発生した。

したがって、今後想定すべき巨大災害に対しては、減災の視点に重点を置き、住民の避難行動を軸とした、人命の安全を守る対策を最優先に実施していかなくてはならない。

そのためには、住民の「自助」、住民組織等の「共助」、行政による「公助」の各主体におけるソフト対策を講じることが不可欠である。

- 2 東日本大震災をはじめとする過去の重大な災害の被害・対応・教訓等を踏まえた実効性の高い計画であること。

東日本大震災では、東北地方に甚大な被害をもたらしたが、多古町では人的被害はなかったものの、住宅の全壊2棟、大規模半壊3棟、半壊3棟のほか、道路、橋梁、上水道などに被害があった。

町及び県では、ライフライン事業者の震災の対応状況や、避難・避難所生活の状況等の検証を行い、様々な課題が浮かび上がったところであり、これらの被害や検証結果を踏まえた実効性の高い計画とすることが重要である。

- 3 あらゆる可能性を配慮した最大クラスの地震を前提とした計画であること。

中央防災会議は、東日本大震災を我が国の過去数百年の資料では確認できなかった大規模地震であり、過去の地震・津波を前提とした、従前の想定手法の限界を意味するものであったと報告している。

これらの結果を踏まえ、今後の地震対策は、過去に発生した地震像の全容が必ずしも十分に解明されていない場合であっても、オーバーデザインとなることをおそれずに、あらゆる可能性を考慮して、最大クラスのを想定することとする。

なお、大規模な地震では、他の災害が併発することにより、被害が拡大するおそれがあることを踏まえ、これらを可能な限り事前に想定して、予防・応急対策を行うことも重要である。

第2節 想定地震と被害想定

千葉県では過去において、大正関東地震（1923年関東大震災）や元禄地震（1703年）の相模トラフ沿いの大規模地震により、大きな被害を受けている。また、最近では千葉県東方沖地震（1987年）や東北地方太平洋沖地震（2011年）でも広域に被害が発生している。

国の公表によると、南関東地域で今後30年以内にマグニチュード7程度の地震が発生する確率は70%程度とされており、地震発生蓋然性が高い状況にあると考えられている。

1 想定地震、想定条件

千葉県では、近い将来、千葉県に大きな影響があると考えられる地震として、①東京湾北部地震、②千葉県東方沖地震、③三浦半島断層群による地震を想定し、「平成19年度千葉県地震被害想定調査」を実施している。その後④千葉県北西部直下地震による地震を想定し、「平成26・27年度千葉県地震被害想定調査」を追加実施したところである。

地震等の想定条件は、次のとおりである。

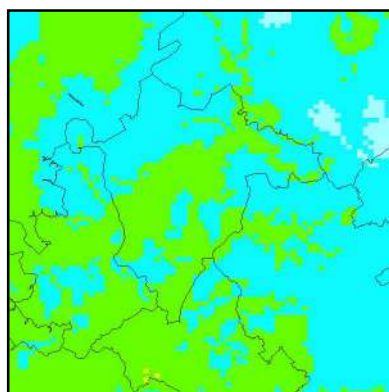
想定地震	東京湾北部地震	千葉県東方沖地震	三浦半島断層群による地震	千葉県北西部直下地震
震源域の位置	東京湾北部	九十九里浜沖	三浦半島東岸沖（東京湾）	千葉県北西部
震源域の深さ	17～33km	29～48km	5～19km	30 km
マグニチュード	7.3	6.8	6.9	7.3
発生季節等	冬季18時、風速9m/s			〃、風速8m/s

2 被害想定結果

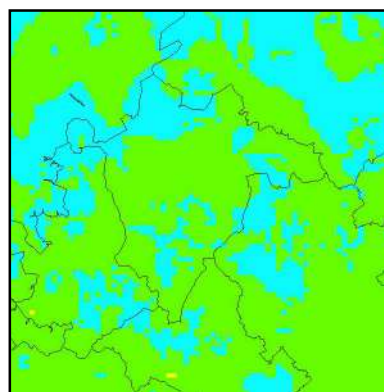
(1) 震度・液状化予測

本町の震度は、東京湾北部地震、千葉県東方沖地震ともに震度5強及び震度5弱、三浦半島断層群による地震では震度5弱及び震度4、千葉県北西部直下地震では震度6強、震度6弱、震度5強と予測されている。液状化危険度は、東京湾北部地震、千葉県東方沖地震、三浦半島断層群による地震、千葉県北西部直下地震ともに町域全体としては液状化の可能性は低いものと予測されているが、栗山川付近の低地の一部において「危険度が高い」、「危険度がやや高い」とされる範囲が見られる。

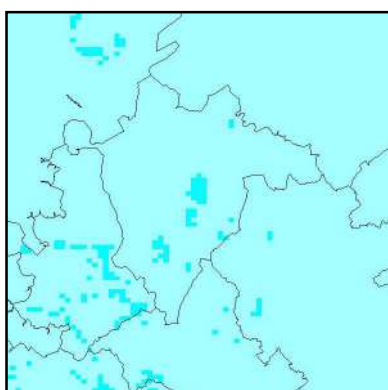
■震度分布



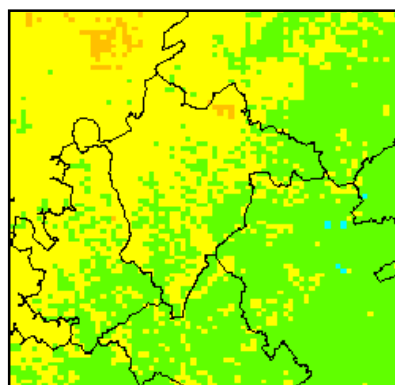
○東京湾北部地震



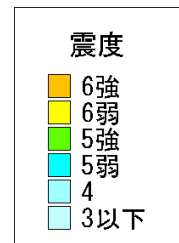
○千葉県東方沖地震



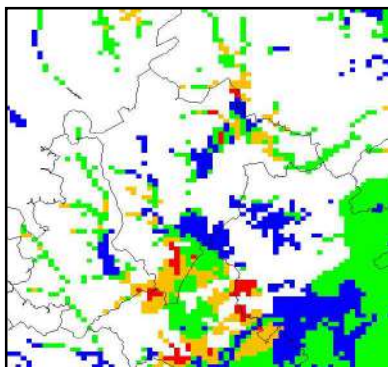
○三浦半島断層群による地震



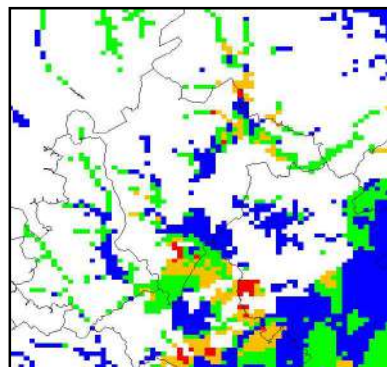
○千葉県北西部直下地震



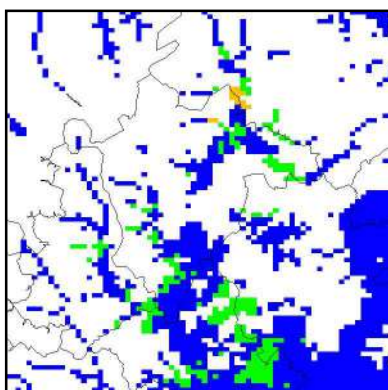
■液状化危険度分布



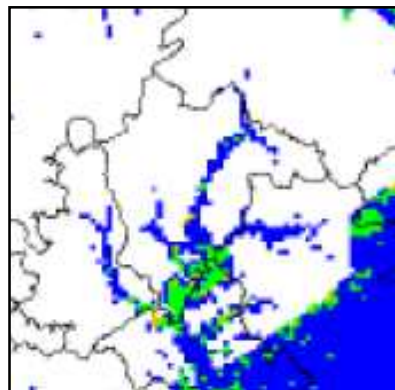
○東京湾北部地震



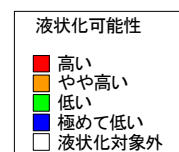
○千葉県東方沖地震



○三浦半島断層群による地震



○千葉県北西部直下地震



(2) 被害の概要

被害が最も大きくなる千葉県北西部直下地震の冬18時、風速8m/秒のケースにおける被害概要を中心に、以下に述べる。詳細については、「平成26・27年度 千葉県地震被害想定調査報告書」による。

ア 建物被害と人的被害

多古町における被害予測としては、建物被害は、揺れによるものが全壊約180棟、半壊約830棟、液状化によるものが全壊約20棟、急傾斜地崩壊によるものが全壊約10棟となっている。また、人的被害としては、死者0名、建物被害や急傾斜崩壊等による負傷者数が約110名と予測されている。

イ ライフライン

多古町における被害予測としては、上水道機能支障率47%、都市ガス機能支障3件、LPガス機能支障率9%と予測されている。

ウ 避難者

多古町における被害予測は、発生1日後に約410人、2週間後にはピークとなり避難者数は、約2,000人となり、1ヶ月後でも約1,100人が避難生活を送ると予測されている。

エ 帰宅困難者

多古町民の帰宅困難者予測としては、ゾーン外外出者約4,800人のうち、約2,300人と予測されている。

オ エレベーター閉じ込め台数

多古町における被害予測としては、故障等による約10台と予測されている。

■被害想定結果一覧

項目		想定被害数				
		東京湾 北部地震	千葉県 東方沖地震	三浦半島 断層群の地震	千葉県北西部 直下地震	
想定地震						
原因別 建物全壊 棟数	揺れ	3棟	0棟	0棟	180棟	
	液状化	3棟	2棟	1棟	20棟	
	急傾斜地崩壊	17棟	18棟	0棟	10棟	
	合計	22棟	20棟	1棟	210棟	
火災	炎上出火	0件	0件	0件	0件	
	焼失棟数	全壊を含む	0棟	0棟	0棟	0棟
		全壊を含まない	0棟	0棟	0棟	0棟
人的被害	死者	建物被害	0人	0人	0人	0人
		火災	0人	0人	0人	0人
		急傾斜地崩壊	1人	1人	0人	0人
		ブロック塀等 の転倒	0人	0人	0人	0人
		屋外落下物	0人	0人	0人	0人
		合計	1人	1人	0人	0人
	負傷者 (うち 重傷者)	建物被害	7(0)人	2(0)人	0(0)人	100(10)人
		火災	0(0)人	0(0)人	0(0)人	0(0)人
		急傾斜地崩壊	15(7)人	16(8)人	0(0)人	0(0)人
		屋内収容物の 移転・転倒等	0(0)人	1(0)人	0(0)人	10(0)人
		ブロック塀等 の転倒	1(0)人	4(1)人	0(0)人	0(0)人
		屋外落下物	0(0)人	0(0)人	0(0)人	0(0)人
		合計	23(8)人	23(10)人	0(0)人	110(10)人
避難者(1日後)		649人	94人	2人	410人	
帰宅困難者(12時)		2,224人	2,224人	402人	2,300人	
エレベーター閉じ込め台数		1台	2台	0台	10台	
災害時要援護者死者		0人	0人	0人	—	
自力脱出困難者		0人	0人	0人	0人	
震災廃棄物		0万t	0万t	0万t	1.8万t	

※合計は小数点以下の四捨五入の関係であわない場合がある。千葉県北西部直下地震の数字は概数。

第3節 減災目標

1 経緯

地震防災対策特別措置法において、想定される地震被害を明らかにして、当該地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標を定めるよう努めるとされた。

本町では、千葉県地震防災戦略（平成21年9月）を参考に、本計画で定める防災・減災施策によって体系的・計画的に地震防災対策の推進を図り、地震災害による死者を出さないことを目標とする。

2 防災・減災のための施策

防災・減災のための施策として、以下の項目について計画的な推進を図る。

- (1) 災害に強いまちづくり
 - ・急傾斜地崩壊対策事業、治山事業の促進
 - ・排水路の整備
 - ・住宅の耐震化の促進
 - ・老朽化した橋梁の構造強化と整備
 - ・防災行政無線の個別受信機の整備
- (2) 防災体制の整備
 - ・防災備品の整備
 - ・常備消防・救急体制の充実
 - ・地域と消防団が連携した防災・救護体制の確立
 - ・周辺市町との連携体制の強化
 - ・消防資機材の整備・改善
- (3) 防災意識の高揚
 - ・啓発活動の充実及び防火・防災訓練の実施
 - ・自主防災組織の組織化推進及び活動支援

第2章 災害予防計画

第1節 防災意識の向上

地震による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、住民の生命、身体、財産を守るためには、防災関係機関の防災対策の推進にあわせて、住民一人ひとりが「自らの身の安全は、自らが守る（自助）」ことを基本認識としながら地震についての正しい認識をもち、日頃から災害時に冷静に行動できる力を身につけることが最も重要なことである。

このため、町、県、防災関係機関は、防災教育の推進に努めるとともに、被害想定等の実施を推進し、また、災害危険箇所の把握に努め、これらの調査結果等をもとに、可能な限り多様な媒体を用いて防災及び減災思想の普及、啓発活動を行い、住民の防災及び減災意識の向上を図るとともに、各地域の自主防災組織、各事業所の防災体制の充実を図る。

さらに、これら組織が災害時に円滑かつ的確に活動できるよう、実践的な防災訓練を積極的に実施する。

なお、震災知識の普及に当たっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他の要配慮者への広報にも十分配慮するとともに、男女双方の視点を盛り込んだ分かりやすい広報資料の作成に努める。

また、本町に被害をもたらす大規模な地震に関する必要な資料を定期的に収集するとともに、継続的に調査研究を進める。

1 防災教育（総務課 学校教育課）

町は、地域コミュニティにおける社会活動等を促進し、多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図り、地域住民を含めた社会全体の防災力の向上を図る。

特に幼少期からの防災教育が有効であることから、児童生徒等が災害や防災についての基礎的・基本的な事項を理解し、災害時には自らの判断の元に適切に対応し避難する力を養うため、教育機関においては、家庭や地域等と連携し、防災に関する教育の充実に努める。

また、防災教育の推進に当たっては、防災教育を新たに位置付けた「学校教育指導の指針」等に基づき、各学校において、児童生徒等の発達段階に応じた指導を行うとともに、自らの安全確保はもとより、他者や地域の防災に貢献しようとする態度を身につけるなど、防災意識の向上を図り、より具体的で継続的な指導を展開するものとする。

2 過去の災害教訓の伝承（総務課 企画空港政策課）

町は、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、図書館にコーナーを設けるなど住民に閲覧できるよう公開に努めるものとする。

住民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自ら災害に備える手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。

3 防災広報の充実（総務課 企画空港政策課）

平時から正しい知識を持ち、自ら考え行動する力を身につけるなど、自助・共助の取組みを強化するため、町は、あらゆる広報媒体を活用し防災広報の充実に努める。

なお、震災知識の普及に当たっては、住民や防災関係者に周知すべき知識を重点的に知らしめるものとする。

- (1) 自らの身を守るための知識
 - ア 建物の耐震対策、家具の固定、ブロック塀等の安全対策、落下物防止対策
 - イ 食料、飲料水等の備蓄、救急用品等非常持出品の準備
 - ウ 出火の防止及び初期消火の心得、住宅用火災警報器、感震ブレーカーの設置
 - エ 緊急地震速報の活用方法
 - オ 地上波デジタルテレビのDボタン活用による町の避難情報の把握
 - カ 避難路、避難地、避難方法及び避難時の心得
 - キ 水道、電気、ガス、電話等の震災時の心得
 - ク 地域の地盤状況や災害危険箇所
 - ケ 防災学習（自助・共助・公助についての考え方を含む）
 - コ 帰宅困難者の心得
 - サ 地震保険の制度
- (2) 地域防災力を向上させるための知識
 - ア 救助救護の方法
 - イ 自主防災活動の実施
 - ウ 防災訓練の実施
 - エ 企業の事業継続計画（BCP）
- (3) その他一般的な知識
 - ア 地震、津波、液状化に関する一般知識、災害発生履歴、調査結果
 - イ 各防災機関の震災対策
 - ウ 地域防災計画の概要
- (4) 広報媒体等

媒 体	対 象	内 容
広報たこ 講演会 広報車 ビデオ・DVD 学級活動 パンフレット リーフレット テレビ ラジオ インターネット等	地域住民 自治会 自主防災組織 児童生徒・幼児 町職員 ボランティア	◇地域防災計画の概要 ◇各防災機関の震災対策 ◇地震、津波に関する一般知識 ◇出火の防止及び初期消火の心得 ◇室内外における地震発生時の心得 ◇ハザードマップ（地震・洪水） ◇避難所、避難路、避難地 ◇避難方法、避難時の心得 ◇食料、救急用品等非常持出品の準備 ◇学校施設等の防災対策 ◇建物の耐震対策、家具の固定 ◇災害危険箇所 ◇自主防災活動の実施 ◇防災訓練の実施 ◇発生した災害の情報及び町の対応 他

- (5) 報道機関との協力

報道機関から防災に関する報道に当たり、町が資料の提供等の依頼を受けた場合は、積極的に協力する。

災害広報を行うに当たり、町は必要と認める場合は、報道機関に対し協力を依頼する。

また、昭和60年9月1日から実施されている「緊急警報放送」についても、必要な場合には、協力を求める。

<資料編3-1 地域貢献型電柱看板に関する協定 参照>

4 自主防災体制の強化（総務課）

発災直後の自助の取組みに加え、地域のつながりにより、自発的に救助活動や消防活動を行う自主防災組織などの共助や事業所防災体制を強化するなど、地域コミュニティにおける防災体制の充実を図る。

(1) 自主防災組織の育成・地域防災ネットワークづくりへの支援

地震による被害の防止又は軽減を図るためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助として、住民の自主的な救助活動や防災活動、具体的には、住民自ら予防対策の推進、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を行うことが必要であり、特に高齢者、障害者等の所在を把握し、救出救護体制を整備することが必要である。

このため、町は地域住民による自主防災組織の設置促進と活性化を図ることとし、日頃から大地震が発生した場合を想定した訓練の実施などを推進する。また、避難行動要支援者の救出救護体制の整備として、避難支援等関係者と連携して避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別計画の策定を進めることとする。

自主防災組織は、日頃地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験や能力を活用するとともに、十分な活動ができるよう各種資機材の整備の充実に努める。

また、自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るためには、継続的な防災活動とそれを支える消防団、民生委員、小中学校、地域のボランティア等の地域コミュニティによる防災ネットワークづくりが重要であり、町は県と協力してこれを促進する。

なお、自主防災組織の活動形態は次のとおりである。

自主防災組織の活動形態

平常時	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策） 2 地震による災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ） 3 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練） 4 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検） 5 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備） 6 要配慮者対策（避難行動要支援者の把握、支援方法の整理など） 7 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との避難所運営訓練）
発災時	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集及び伝達（被害の状況、ライフラインの状況、避難勧告又は指示など） 2 出火防止、初期消火 3 救出・救護（救出活動・救護活動） 4 避難（避難誘導、避難所の運営等） 5 給食・給水（避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出しなど）

(2) 事業所防災体制の強化

ア 防災・防火管理体制の強化

香取広域市町村圏事務組合消防本部（以下、「消防本部」という。）は、消防法第8条の規定により、学校、病院等多数の人が出入りする施設について、出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

イ 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織

危険物施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

また、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、地震によって高圧ガス施設等に被害が生じた場合には防災機関のみでは十分な対応を図ることができないことが考えられる。

このため、消防本部は危険物施設等管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導する。

ウ 中小企業の事業継続

町は、震災等の危機管理対策の取組が遅れている中小企業者等を対象に、事業継続計画（BCP）の策定について、普及啓発と取組の促進を図る。

5 防災訓練の充実（総務課）

町は、災害時における地域の防災対応能力の向上を図るため、消防機関、自主防災組織、ボランティア（NPO）組織及び教育機関等と連携し、防災訓練を実施する。

実施に当たっては、地震及び被害の想定を明らかにするとともに通信や交通の途絶、停電等様々な条件を設定し、参加者自身の判断が求められるなど実践的なものとなるよう工夫するとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにしてその改善に努める。

また、震災時における消火活動や救急救助活動の能力向上を図るため、消防大学校や県消防学校において、消防職員及び消防団員等へ必要な教育訓練を行う。

訓練内容等は次のとおりである。

ア 災害対策本部訓練

職員の非常参集、被害情報の収集・伝達、防災関係機関への連絡等、災害対策本部の設置運営に係る訓練を実施する。

イ 災害対策本部非常参集訓練

初動体制の早期確立を図るため、災害対策本部職員の非常参集訓練を実施する。

ウ 各部個別訓練

災害時における対応能力の向上を図るため、各部局が独自に訓練を実施する。

エ 図上訓練

災害時における対応能力の向上を図るため、地方自治体、防災関係機関等と連携し訓練を実施する。

第2節 火災等予防対策

関東地震の死亡者の9割弱が火災を原因とするものであり、現在も木造密集市街地で同時に多発する火災による二次災害の危険性は高い。また、都市化の進展した市街地では、可燃物の密集、ガソリン等各種危険物の貯蔵・取扱量の増大、木造密集市街地の拡大等、関東地震時以上に危険要因が増えている。

今後、起こりうる首都直下地震などの大地震には、何よりもまず、地震火災を最小限に抑えることが重要であり、一般家庭や危険物施設等への指導による出火防止や建築物の不燃化促進等を実施する。

1 地震火災の防止（総務課 消防本部）

（1）出火の防止

ア 一般家庭に対する指導

一般家庭内における出火を防止するため町は、自治会、自主防災組織等各種団体を通じて一般家庭に対し、火気使用の適正化及び消火器具等の普及と取扱い方について指導を行う。

また、住宅火災による死者数の低減に有効な手段である住宅用火災警報器が町内全ての住宅に適正に設置されるよう努めるとともに、防災製品の活用を推進する。

さらに、復電時等における電気に起因する火災を防止するため、関係機関と連携し、感震ブレーカー等の普及や自宅から避難する際にブレーカーを落として避難するよう啓発する等、出火防止対策を推進する。

イ 防火対象物の防火管理体制の確立

消防本部は、防火管理者設置義務対象の防火対象物には、必ず防火管理者の設置を期すとともに、小規模防火対象物についても、地震に対する事前対策と発災時の応急対策が効果的に行い得るよう行政指導を強化し、職場における防火管理体制の確立を図る。

ウ 予防立入検査の強化指導

消防本部は、消防法4条の規定による立入検査を強化し、防火対象物の用途、地域等に応じた計画的な立入検査等を実施し、常に当該区域内の防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め予防対策の万全を期する。

エ 危険物施設等の保安監督の指導

消防本部は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者、占有者に対し、自主防災体制の確立、保安要員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、当該危険物施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに、消防法に基づく立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行うものとする。また、香取広域市町村圏事務組合火災予防条例に基づく少量危険物及び指定可燃物の管理及び取扱いについても、所有者、管理者、占有者に対して必要な助言又は指導を行う。

オ 化学薬品等の出火防止

町及び県は、化学薬品を取り扱う学校、病院、薬局、研究所等の立入検査を定期的を実施し、保管の適正化の指導を行う。

カ 消防同意制度の活用

消防本部は、建築物の新築、改築等の許可、認可、確認の同意時、防火の観点からその安全性を確保するため、消防法第7条に規定する消防同意制度の効果的な運用を図る。

（2）初期消火

ア 町及び消防本部は、家庭及び職場での初期消火の徹底を図るため、各家庭や職場に対して消火器具の設置を奨励する。

イ 町及び消防本部は、地域住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図るとともに自主防災組織を指導する。

(3) 延焼拡大の防止

ア 常備消防の強化

消防本部は、消防力を地震時においても最大限有効に活用するため、震災の態様に応じた消防計画を樹立し、これに基づく訓練の徹底に努め体制の確立を図るとともに、今後とも都市構造、災害態様の変化に応じ、緊急消防援助隊を含め、消防力の増強を図っていく。

イ 消防団の強化

消防団は、震災時に常備消防を補完して消火活動を行うとともに、平常時は住民や自主防災組織に対して出火防止、初期消火等の指導を行っていく。とりわけ、弾力的な運営、他組織との連携・協力、教育訓練における工夫、被用者による消防団活動等の促進などについて配慮していくことが必要である。

消防団の充実強化等のため、町が早急に取り組むべき事項

(ア) 事業者の消防団活動に対する理解の促進

- a 消防団協力事業所表示制度の導入
- b 消防団協力事業所等に対する入札における優遇制度の導入

(イ) 消防団への加入の促進

- a 幅広い住民に向けた広報啓発活動
- b 自団体職員の加入促進
- c 在勤者・通学者の入団の検討
- d 企業等に対する働きかけ（就職活動において消防団活動を積極的に評価）
- e 女性の加入促進

(ウ) 処遇の改善

(エ) 装備の改善

ウ 消防水利の整備

震災時には、消火栓は水道施設の被害等により断水又は大幅な機能低下を被るおそれがあることから、町は、耐震性貯水槽等の整備や、自然水利の活用等の消防水利の計画的な整備を図る。

2 建築物不燃化の促進（都市計画課）

(1) 建築物の防火規制

本町には、防火地域又は準防火地域に指定されている地域はないが、建築物が密集し、火災により多くの被害を生じるおそれのある地域においては、県と協議の上、防火地域又は準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は防火建築物の建築を促進する。また、上記以外の地域における延焼の防止を図るため、建築基準法第22条の規定により、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を推進する。

(2) 都市防災不燃化促進事業

大規模火災から住民の生命・財産を守るため、避難地・避難路・緊急輸送道路の周辺等の一定範囲の建築物の不燃化を促進する。

3 防災空間の整備・拡大（都市整備課 都市計画課）

(1) 都市公園の整備

都市公園は、住民のレクリエーション、スポーツ等の場としての機能のほかに、災害時における避難場所あるいは延焼を防止するオープンスペースとして防災上の役割も非常に高い。

町は、防災まちづくりの一環として計画的な公園整備を進めるとともに、関係機関との連携を密にして防災施設の整備促進を図り、あわせて火災に強い樹木の植栽を行い、防災効果の高い公園の整備に努めていく。

(2) 幹線道路の整備

道路は、人や物を輸送する交通機能のみならず震災時には、火災の延焼防止機能も有している。道路の新設・拡幅は、オープンスペースとして火災の延焼を防止するなど災害に強い街づくりに貢献するところが大きい。

町は、都市の構造、交通及び防災等総合的に検討し、特にその効果の著しい広幅員の道路については緊急性の高いものから整備を推進する。

第3節 消防計画

大規模災害・特殊災害などの各種災害の発生に対処するため、高度な技術・資機材など消防体制及び消防施設の整備拡充に努めるほか、消防職員及び団員に対する教育訓練、消防思想の普及及び市町村相互間の応援体制等の推進を図る。

1 常備消防体制の充実・強化（総務課 消防本部）

町及び消防本部は、消防力を最大限有効に活用するため、訓練の徹底に努め体制の確立を図るとともに、緊急消防援助隊を含め、消防力の増強を図っていく。

2 消防団員の確保（総務課 消防本部）

消防団の充実強化等のため、町及び消防本部において早急に取り組むべき事項

(1) 事業者の消防団活動に対する理解の促進

- ・消防団協力事業所表示制度の導入
- ・消防団協力事業所等に対する入札における優遇制度の導入

(2) 消防団への加入の促進

- ・幅広い住民に向けた広報啓発活動
- ・自団体職員の加入促進
- ・在勤者・通学者の入団の検討
- ・大学等に対する働きかけ（学生等の消防団活動に対する評価や修学上の配慮、学生消防（分）団の設置等）
- ・大学生等の就職活動用に、消防団活動を積極的に評価する推薦状の発出
- ・企業等に対する働きかけ（就職活動において消防団活動を積極的に評価）
- ・女性の加入促進

(3) 処遇の改善

(4) 装備の改善

3 消防施設の整備（総務課 消防本部）

消防施設の強化を図るために、消防本部等の行う消防施設強化事業を推進する。

(1) 消防ポンプ車等、水利等消防施設の現況の把握

本町における消防力の現況は、以下のとおりである。

■本町の消防力（平成27年12月1日現在）

体制	消防職員	28
	消防分団	7
	消防団員	513
設備	化学消防ポンプ自動車	1
	普通消防ポンプ自動車	5
	小型動力ポンプ積載車	40
	その他消防車輛	3
施設	消火栓	142
	防火水槽	385
	その他水利	14

(2) 消防施設の整備

地域における消防力の強化を図るために、財政事情その他必要に応じ県に支援を要請し、消防

施設・設備の整備充実を推進する。

4 消防職員、団員等の教育訓練（消防本部）

県消防学校において、消防庁で示す「消防学校の教育訓練の基準」に基づく教育訓練を行う。

(1) 消防職員

- ア 初任教育（初任科）
- イ 専科教育（特殊災害科、予防査察科、危険物科、火災調査科、救急科、救助科）
- ウ 幹部教育（中級幹部科）
- エ 特別教育（訓練指導科、はしご自動車等講習会、救急救命士処置範囲拡大2行為講習）

(2) 消防団員

- ア 幹部教育（指揮幹部科現場指揮課程、指揮幹部科分団指揮課程）
- イ 特別教育（指導員科、訓練指導科、女性消防団員科、一日入校及び現地教育）

(3) 自衛消防隊

企業等の自衛消防隊員に対し、要請により教育訓練を実施する。

(4) 災害救援ボランティア

災害時に災害救援活動を行うボランティアに必要な消防分野に係る知識・技能の習得について、講師の派遣等の協力を行う。

5 市町村相互の応援体制（総務課 消防本部）

消防組織法第39条の規定により、千葉県広域消防相互応援協定が締結されているので、運営の推進を図るとともに、町においては他市町村との相互の連絡調整を密にして各種災害に対応する。

また、平成8年度に策定した「千葉県消防広域応援基本計画」に基づいた迅速かつ的確な広域応援が市町村間で実施できるよう情報受伝達訓練等の各種訓練及び応援可能部隊や応援可能資機材リストの更新を行う。

<資料編4-1 千葉県広域消防相互応援協定書 参照>

6 消防思想の普及（総務課 消防本部）

町及び消防本部は、各種の行事を行い消防思想の普及徹底を図る。

- (1) 春秋2回の火災予防運動を実施する。（各1週間）
- (2) ポンプ操法大会を開催して、消防団員の士気の高揚を図る。
- (3) 普通救命講習等を開催する。
- (4) 関係団体と協力して、消防思想の普及及び火災予防の徹底を図る。

7 香取広域市町村圏事務組合の消防計画及びその推進（消防本部）

特に次の項目について推進を図る。

- (1) 消防組織の整備強化
家屋の密集度を十分検討の上、必要に応じ常備消防体制の強化を図る。
- (2) 消防施設整備計画
- (3) 消防職員、団員招集計画
- (4) 出動計画
- (5) 応援部隊受入誘導計画
- (6) 特殊地域の消防計画
 - ア 特殊建物、施設の多い地域の計画

- (ア) 密集地域の計画
- (イ) 重要文化財の計画
- (ウ) バラック建物等の地域の計画
- (エ) 重要建物、施設の計画
- (オ) 高層建物の計画
- (カ) 地下構造物及び施設の計画
- (キ) その他
- イ 危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所が多い地域の計画
- ウ 急傾斜地域の計画
- エ その他
- (7) 異常時の消防計画
 - ア 強風時の計画
 - イ 乾燥時の計画
 - ウ 飛火警戒の計画
 - エ 断水又は減水時の水利計画
- (8) その他の消防計画
 - ア 林野火災の計画
 - イ 車両火災の計画
 - ウ 航空機火災の計画
- (9) 消防訓練計画
 - ア 機械器具操法訓練
 - イ 機関運用及び放水演習
 - ウ 自動車操縦訓練
 - エ 非常招集訓練
 - オ 飛火警戒訓練
 - カ 通信連絡訓練
 - キ 破壊消防訓練
 - ク 林野火災防ぎょ訓練
 - ケ 車両火災防ぎょ訓練
 - コ 航空機火災防ぎょ訓練
 - サ 危険物火災等特殊火災防ぎょ訓練
 - シ 災害応急対策訓練
 - ス 自衛消防隊の指導
- (10) 火災予防計画
 - ア 防火思想普及計画
 - イ 予防査察計画

<資料編4-2 消防相互応援協定書 参照>

第4節 建築物の耐震化等の推進

本町には老朽建築物が相当数存在しており、建築物の倒壊等の被害が生じる恐れがあることから、建築基準法の耐震基準に適合しない既存建築物、ブロック塀や落下物など、地震に対する安全性の向上を図る必要がある。

なお、東日本大震災においても、水道、電気などのライフライン等の一部が寸断した市町村があったことから、本町においても各施設の耐震性について、さらに強化を図るものとする。

1 建築物等の耐震対策（都市計画課）

(1) 既存建築物の耐震診断・耐震性向上に向けた改修の促進

現行の建築基準法に規定される耐震基準に適合しない既存建築物の地震に対する安全性の向上を図るため、町は県と調整の上、計画的かつ総合的に既存建築物の耐震診断・耐震改修（以下「耐震改修等」という。）の推進を図る。

建築物にかかわる防災対策は、建築物の所有者や管理者が自己の責任において自らの建築物の安全性を確保することが原則であることから、所有者等には、既存建築物の耐震性能の確保・向上のための耐震改修等を積極的に努めるよう、指導を徹底していく必要がある。

また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号）及び「千葉県耐震改修促進計画」に沿い、緊急性の高い施設の所有者等に対して、耐震改修等の実施に向けた指導に努めるとともに、それらの建築物に関しては、データベース等を活用し、耐震改修等の進捗管理に努める。

なお、緊急性の高い施設とは、以下の既存建築物とする。

ア 用途や規模等の特性によって設定する建築物

(ア) 避難施設、救護・救援施設、災害復旧拠点施設、ライフライン管理施設等、被災時にその機能確保が求められる建築物

(イ) 社会福祉施設、老人保健施設等、高齢者、身体障害者等の要配慮者が利用する建築物

(ウ) 百貨店、劇場、映画館等多数の者が利用する一定規模以上の建築物

イ 震災時の避難、救援復旧活動等に使用する道路等として定めた、以下の沿道区域内等に在する建築物

(ア) 「災害時における避難所運営の手引き」に基づく避難路の沿道区域や避難地の周辺区域

(イ) 多古町地域防災計画及び千葉県地域防災計画に基づく緊急輸送道路の沿道区域

(ウ) 自然水利に面する道路の沿道区域

ウ 震災時に大きな被害が想定される比較的古い木造住宅が密集する市街地等の建築物

(2) 高層建築物における対策

ア エレベーターの閉じ込め防止対策

地震時のエレベーターの閉じ込め被害を防止するため、地震時管制運転装置を設けていない既存エレベーターについて、同装置の設置に努める。

イ エレベーターの停止に対する復旧の推進

地震等の災害時に、揺れや停電によりエレベーターが停止し、閉じ込められた場合の復旧方策について、情報の共有化など関係団体等と連携し対策を進める。

(3) ブロック塀等の安全対策

ア ブロック塀等の倒壊・落下防止

(ア) 町は、「千葉県コンクリートブロック塀等安全対策推進要綱」（昭和58年9月制定）に基づき、県と連携して、適正な築造方法の啓発・普及に努めるとともに、既設のブロック塀等の所有者・管理者に対して倒壊を防止し、安全を確保するため必要な助言又は指導に努める。

(イ) 町は、「千葉県屋外広告物条例」に基づき、倒壊や落下により公衆に危害を及ぼすことがないように、屋外広告物の設置者・管理者に対し、補修等必要な管理を行い、良好な状態を保持するよう啓発に努める。

イ 自動販売機の転倒防止

町は、県及び関係団体等と連携して、「自動販売機据付基準」の周知等を行い自動販売機の転倒防止を推進する。

(4) 落下物防止対策

ア 町は、「千葉県落下物防止指導指針」（平成2年11月制定）に基づき、建築物の窓ガラス、袖看板等の落下による歩行者等の被害を未然に防止するため、当該窓ガラス等の落下に関する専門知識及び技術の普及・建築物の所有者等への啓発等に努める。

イ 町は、商業地域など人通りの多い道路や町が定める震災時の避難路に面する地上3階以上の既存建築物を対象に、窓ガラス、袖看板等の落下による危険性のあるものについては、建築物の所有者等に対して、適切な改修や補修の指導を行う。

(5) 家具・大型家電の転倒防止

町は、ホームページ、広報紙及び各種イベントにおいて、家具・大型家電の転倒防止対策の重要性を啓発する。

2 ライフライン等の耐震対策（生活環境課）

震災時に上水道、電気、通信等のライフライン施設が被害を受けると、生活機能をまひさせるばかりではなく、応急対策を実施する上での大きな障害となる。

このため、各施設の耐震性の強化を図り地震に強いライフラインづくりを行っていく。

(1) 上水道施設

水道施設は、耐震設計、管路の改良及び配水池の増強等により、耐震性の強化が図られてきたところである。

しかしながら、既存施設の中にはまだ老朽化による更新又は補強が必要な施設等があり、次のとおり施設の耐震化を進め防災対策の一層の充実を図る。

ア 耐震化の指標作成

水道施設の耐震化について、目標年度を定め耐震性、重要性等による優先度を加味した事業推進の計画作成を行う。

イ 緊急を要する対策

耐震性の観点から石綿セメント管や老朽施設等については、補強又は更新を行う。

ウ 速やかに復旧できる水道づくり

被災しても速やかに復旧できる水道とするため、重要施設の耐震化、自家用発電設備など施設の整備補強、及び複数系統化などの水道システムとしての耐震性の向上を図る。

エ 広域的バックアップ体制の整備等

広域的バックアップ体制の整備や緊急時給水能力の強化等により、被災した場合でも住民に水を供給できるよう努める。

(2) 農業集落排水施設の安全確保整備

ポンプ場及び処理場内の重要施設及びその他の施設については地震被害を想定し、施設の多系統化・複数化、予備の確保等で機能の充実を図り、補修の容易な構造とし、復旧対策に重点を置いた整備を図るとともに、地震時においても必要最小限の排水機能が確保されるよう整備を図る。

また、施設の維持、管理においては、日常の点検などによる危険箇所の早期発見と、これの改善を行い、施設の機能維持に努める。

(3) 電気施設

ア 災害予防計画目標

建物については、建築基準法、土木工作物（機器基礎を含む）についてはダム設計基準、港湾工事設計要覧、道路橋設計示方書などの基準水平震度とする。

イ 防災施設の現況

（ア）変電設備

最近の標準設計では、機器の耐震設計は水平加速度0.3～0.5G、機器基礎の耐震設計は水平加速度0.2Gを下限値とし、地域別・地盤別・構造種別・重要度別の各係数により補正している。

建物については、建築基準法による耐震設計を行っている。

（イ）送電設備

架空送電設備に対する地震力の影響は風圧荷重によるものに比べ小さいため、地震時荷重についてはその検討を一般に省略している。ただし、軟弱地盤や活断層付近に支持物を布設する場合は、地盤の変動・破壊に起因する被害を受けるおそれがあるためその地盤に応じた適切な対策を実施している。

また、地中送電設備では154KV以上のケーブルヘッドについては水平加速度0.3G、共振正弦3波に耐えるよう耐震設計を行っている。

（ウ）配電設備

震度6（水平最大加速度0.3G）の地震に対し、おおむね送電可能な施設をしている。

（エ）通信設備

水平加速度0.5Gに耐えるよう機器を施設している。

ウ 保守・点検

電気工作物を常に法令で定める技術基準に適合するよう保持し、さらに事故の未然防止を図るために定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）並びに自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

（4）ガス施設

設備、施設の設計は、ガス事業法、消防法、建築基準法、道路法等の諸法規並びに建築学会、土木学会の諸基準及び日本ガス協会基準に基づいている。

各施設の安全化のための対策は、次のとおりである。

ア 製造施設

（ア）施設の重要度分類に基づき、それぞれのクラスに応じた設計法を適用し、耐震性の向上及び安全性を確保する。

（イ）緊急遮断弁、防消火設備、防液堤の設置、保安用電力の確保等の整備を行い、二次災害の防止を図る。

イ 供給施設

（ア）新設設備は、ガス事業法「ガス工作物の技術上の基準」等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は、必要に応じて補強等を行っている。

a ガスホルダーやガス導管の設計は、地震力を考慮して設計しているほか、安全装置、遮断装置、離隔距離等を考慮して設置している。

b ガス導管材料は高・中・低圧別に区分し、それぞれの状態に応じた最適な材料・継手・構造等を採用し、耐震性の向上に努めている。

特に、低圧導管においては、地盤変位を吸収し、地震による損傷を最小限に食い止めるポリエチレン管（PE管）を採用している。

（イ）二次災害の発生を防止するため、ホルダーの緊急遮断装置による緊急遮断、導管網のブロック化、放散塔による中圧導管の緊急減圧措置を行う。

a 導管網のブロック化

震災時に被災地区への供給確保及び早期復旧を進めるため、供給区域をブロック化してい

る。

(ウ) 放散塔の設置

地震時のガスによる二次災害を防止するため、中圧導管の管内ガスを安全に空中放散する必要があることから、工場、整圧所、幹線ステーション等に放散塔を設置している。

ウ 通信施設

ループ化された固定無線回線の整備及び可搬型無線回線の整備を行っている。なお、固定局のアンテナ類は耐震設計がなされている。

エ その他の安全設備

(ア) 地震計の設置

地震発生時、各地の地震動が把握できるよう工場・整圧所・幹線ステーションに地震計を設置するとともに、地区ガバナには、S Iセンサーの設置を行っている。

(イ) 安全装置付ガスメーターの設置

二次災害を防止するため、200ガル以上の地震時にガスを遮断する安全システム（マイコンメーター）の普及促進に努めている。

(5) 電話施設

ア 建物設備

建築基準法による、耐震設計を行っている。耐震設計目標は、震度6（弱・強）に対して軽微な損傷、震度7に対しては倒壊を回避する。

イ 局外設備

(ア) 土木設備

- a マンホール・ハンドホール及び埋設管路から構成されており、管路の接続には、離脱防止継ぎ手等を使用して耐震性を高めている。
- b 構造系の異なる接続部は、フレキシブルジョイント化により耐震性を強化する。
- c 耐震性の高い、中口径管路の導入を促進する。

(イ) 線路設備

- a 中継ケーブル網設備の2ルート化及び地中化を推進する。
- b 幹線系ルートは、プライオリティー付けを行い、高規格な中口径管路・とう洞に収容し、設備の耐震性強化を図る。

ウ 局内設備

(ア) 交換機等は、キャビネット型設備（自立型）の導入を促進し、耐震性の強化を図る。

(イ) 通信設備の周辺装置（パソコン等）については、転倒防止対策を実施する。

(6) 共同溝・電線共同溝の整備

阪神・淡路大震災では、水道・電気・ガス・電話等のライフラインが壊滅的な被害を受け、ライフラインの耐震性の強化が求められた。

このことから、震災時の緊急輸送等に資する緊急輸送道路を中心にライフラインの共同収容施設である共同溝や電線共同溝の整備を進める。

ア 共同溝について、国が管理する国道等において整備を進める。

イ 電線共同溝については、震災時における電柱倒壊、電線切断の危険を回避するとともに、電力の安定供給、通信の信頼性の向上を図るため整備を進める。

3 道路及び交通施設の安全化（都市整備課）

(1) 災害に強い道づくり

道路は、震災時において救援救護活動、緊急物資の輸送等の重要な役割を担っていることから、耐震対策を実施し、安全確保に努めるとともに、リダンダンシー（多重化による代替性）を確保するための道路ネットワークの強化を図るなど、災害に強い道路の整備や、被災地域の復旧復興

に資する幹線道路等の整備に努める。

緊急輸送道路については、地震直後から発生する緊急輸送が円滑に行われるよう、後述の道路橋梁防災計画の実施のほか、線形不良や隘路区間などを改善するため、必要に応じてバイパス及び拡幅整備等を推進し、災害に強い道づくりに努める。

また、現在整備が進められている圏央道（首都圏中央連絡自動車道）については、町内にICが設置され、防災上重要な役割を担うことから、アクセス道路等の計画的な整備に努める。

(2) 道路橋梁防災計画

ア 橋梁については、平成24年2月16日付けで国土交通省から通知があり、改訂された道路橋示方書に基づき、緊急度の高い橋梁から順次耐震対策を実施していく。

イ 道路については、特に崩落等の危険性のある法面について、安全対策を実施していく。

ウ 特に緊急輸送道路については、必要な輸送機能を確保できるよう、橋梁の耐震対策や法面の安全対策を最優先に実施していく。

4 ガス施設及び危険物施設等の安全化（総務課 産業経済課）

(1) 液化石油ガス関係

ア 消費者の保安対策

県は販売事業者等に対し、次の指導を行うことにより、消費設備の事故防止と震災時の二次災害を防ぎ、消費者の安全確保を図る。

(ア) 消費先の容器設置状況が基準に適合しているか確認し、容器のチェーン止め等による転倒・転落防止措置の徹底を図る。

(イ) マイコンメーター等の安全器具の普及を促進し、さらに感震機能を備えた安全装置の導入についても促進を図る。

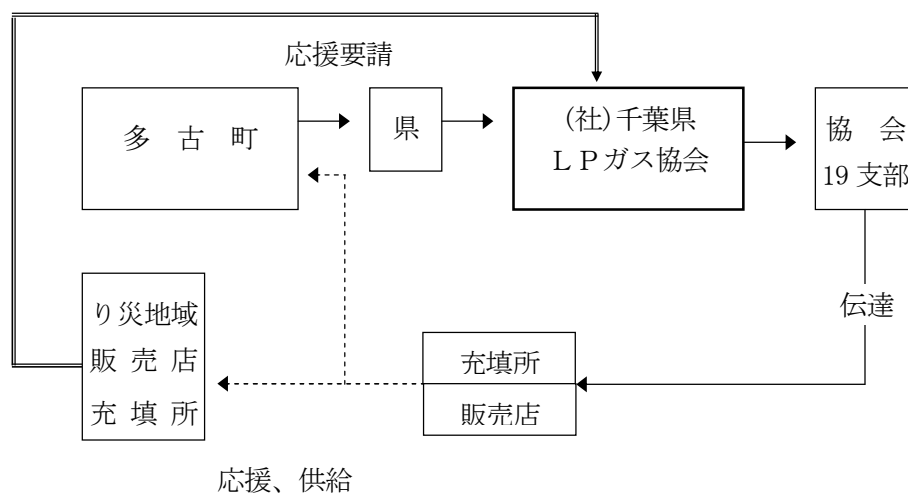
(ウ) 消費者に対し、周知パンフレット等により地震時の元栓、器具栓、容器バルブの閉止等の措置について啓発に努める。

(エ) 避難所に指定される可能性が高い公共的施設等への安全器具の設置を図る。

イ 情報収集、伝達体制、供給経路及び応援体制の整備

大地震に際して、被災地域において、販売施設、充填所等の被害によりガスの円滑な供給が不能となる事態が予想されるので、他地域からの供給経路、応援体制等を（一社）千葉県LPガス協会を通じて整備し、供給の円滑と保安の確保を図る。

(社) 千葉県LPガス協会への応援要請・供給体制



(2) 危険物施設関係

消防本部は、消防法第11条の規定により許可された危険物施設等について、不測の事態に備える防災体制を整えるため、下記の対策を実施するよう指導し、地震時の災害を防止する。

ア 設備面の対策

- (ア) 地震による局所的な応力集中による配管やフランジ継手等の変形、破損、漏洩を防ぐため、変位を有効に吸収する構造とするほか、配置及び支持方法についても配慮する。
- (イ) 地震の振動等により損傷を受けるおそれのある散水配管、消火設備、ドレンピット等については、配置換え等を行う。
- (ウ) 防火扉等の倒壊防止のため配筋等を再検討し、必要に応じひかえ壁等を設置する。
- (エ) 停電等に際しても設備の安全が保持できるよう電源等の支援設備を備える。
- (オ) 設備を新設する場合は、消防法による耐震基準に基づき設計する。

イ 保安体制面の対策

- (ア) 作業標準等を整備し、非常停止等の作業が的確に措置されるよう保安教育、訓練を実施する。
- (イ) 点検基準を見直し、日常の点検及び地震後の異常の有無確認についての的確化を図るとともに従業員への周知を徹底する。
- (ウ) 夜間、休日の応急体制、命令系統、通報体制について明確化を図る。

(3) 少量危険物及び指定可燃物施設関係

消防本部は、香取広域市町村圏事務組合火災予防条例に規定されている少量危険物及び指定可燃物施設について、不測の事態に備える防災体制を整えるため、下記の対策を実施し、地震時の災害を防止する。

ア 設備面の対策

- (ア) 無届出施設の防止に努め、条例に定める貯蔵又は取扱いの技術上の基準の遵守を強力に指導する。
- (イ) 地震による局所的な応力集中を排除する配管の緩衝装置、地震動によるタンク本体の転倒、落下防止構造について配慮する。

イ 保安体制面の対策

- (ア) タンクの元弁及び注入口の弁又はふたは、危険物又は指定可燃物を入れ、又は出すとき以外は閉鎖するように指導する。
- (イ) 地震後の異常の確認の実施及び応急措置について指導する。
- (ウ) 定期自主検査の完全実施を指導する。

第5節 液状化災害予防対策

平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震では、県内の東京湾岸の埋立地と利根川沿いの低地を中心として、非常に広域にわたって液状化現象が発生した。液状化現象による人的被害はほとんどなかったものの、各地で大量の噴砂や沈み込み、浮き上がり、抜け上がり、地波等により多くの建物や道路、上下水道等のライフラインに被害が生じ、復旧までに多くの時間を要したことから、液状化対策を推進していく。

1 液状化対策の推進（生活環境課 都市整備課）

上水道・農業集落排水施設等のライフラインや、道路・橋梁等の公共施設については、その機能の維持や早期復旧が、住民の生活や地域全体の復旧にも大きく影響するものであり、地盤の改良や施設の耐震化の推進など、液状化しにくい、又は液状化に強い施設づくりを推進するとともに、住民に対する液状化に関する知識の普及に努める。

さらに、液状化現象により、水道管からの漏水などライフライン施設の被害が発生した際の迅速な応急復旧のための体制整備に努める。

2 ライフライン施設、公共施設の液状化対策（生活環境課 都市整備課）

(1) 上水道施設

町は、地盤改良等により、液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を適切に実施する。

(2) 農業集落排水施設

町は、地盤改良等により、液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を適切に実施する。

(3) 道路橋梁

町は、橋台や橋脚周辺の地盤の液状化が予想される橋梁については、液状化が予想される地盤の改良や固い支持地盤まで支持杭を打ち込むなどの方法を講じて落橋や倒壊を防ぐ。

3 液状化対策の広報・周知（総務課 都市計画課）

(1) 地震ハザードマップの広報・周知

町が平成23年度に作成した、液状の危険性を示した「液状化危険度マップ」や「揺れやすさマップ」を用いて、住民にわかりやすく広報・周知する。

(2) 住宅の液状化対策工法の広報・周知

ひとたび液状化により住宅に被害が発生すれば、住民の生活や経済面に大きな負担がかかる。町は、住民に対して、「液状化危険度マップ」を参考に、液状化発生リスクがある地域の住宅建築前においては、十分なボーリング等の地盤調査を実施し、液状化発生を抑制する基礎の強化や表層地盤改良などの液状化対策工法を選定して行うよう広報、啓発する。

既存住宅においては、液状化対策工法はかなり限られるが、国や大学等の研究機関が住宅建築後の液状化対策工法について研究を進めていることから、これらの研究結果や施工例の情報を収集して住民に広報する。

4 液状化被害における生活支援（保健福祉課）

液状化現象による直接的な人的被害は、ほとんどないものとされているが、ライフラインの寸断

などにより、生活に支障をきたす状況となる。特に、高齢者や障害者等の要配慮者が、在宅での避難生活を送る中で、健康状態が悪化するなどの二次的な被害が発生することが考えられる。

町は、これらの在宅の要配慮者に対する巡回健康相談や生活支援のため、共助の取組みや保健福祉課や地域包括支援センター、社会福祉協議会などの福祉関係機関などの地域のネットワークによる取組みを推進する。

第6節 土砂災害等予防対策

地震に伴う地盤災害による人的・物的被害の発生を未然に防止し、被害の軽減を図るため、県が平成19年度に実施した「地震被害想定調査」の結果を参考に、がけ崩れ・地盤の液状化現象等危険地域の実態を調査し、危険箇所における災害防止策を講じるとともに、地盤災害の危険性を助長するような造成工事の規制・指導等の措置を講じるものとする。

1 土砂災害の防止（総務課 都市整備課 都市計画課）

町及び防災関係機関は、土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため危険箇所の実態を調査し、危険な箇所における災害防止策を講じるとともに、警戒避難体制の整備等を行う。

(1) 土砂災害危険箇所カルテの整備と危険箇所の公表

県は、土砂災害発生のおそれのある箇所の災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため、被害の発生するおそれのある地域を予め調査し、土砂災害危険箇所カルテ（斜面カルテ、土石流危険渓流カルテの総称）を整備するなど、土砂災害危険箇所の把握に努めるものとする。

町は、土砂災害危険箇所をホームページで公表するとともに、インターネットを活用しない高齢者等にも周知するため、土砂災害ハザードマップを作成して住民へ配付する。

(2) 土砂災害警戒区域等の指定と警戒避難体制の整備

県は、土砂災害が発生した場合、建築物の損壊や住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を「土砂災害警戒区域」又は、「土砂災害特別警戒区域」として指定する。

町は、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を地域防災計画に定めるとともに、要配慮者の円滑な警戒避難に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。

また、土砂災害警戒区域等の指定がされていない土砂災害危険箇所についても、指定区域における対応に準じた警戒避難体制の整備に努めるものとする。

(3) 地震後の土砂災害危険箇所の緊急点検

震度5強以上の地震が発生した場合、平成19年12月に国土交通省が策定した「地震後の土砂災害危険箇所等緊急点検要領（案）」に基づき、県及び国土交通省は土砂災害危険箇所の緊急点検を実施し、町はこれに協力する。

また、町は県と協議を行い、緊急点検の実施に当たり住民などに不安を与えないように、緊急点検の実施目的、実施期間、実施範囲及び作業内容について、住民・警察等関係機関に対して事前に周知する。

(4) 土砂災害警戒情報における地震等発生後の暫定基準

地震等の発生後は、地盤条件等が変化し、通常時よりも少ない降雨で土砂災害が発生しやすくなる。

県は、平成25年5月15日付け国土交通省及び気象庁の事務連絡「土砂災害警戒情報における地震等発生後の暫定基準の設定と見直し」に基づき、地震等の発生後における土砂災害警戒情報の発表・解除に関する暫定的な運用基準を銚子地方气象台と協議した上で設定し、「千葉県土砂災害警戒情報に関する実施要領」に定め、地震等発生時における土砂災害警戒情報の的確な運用に努めるものとする。

(5) 土地利用の適正化

土砂災害防止に配慮した土地利用の適正化を図るため、各種法規制の徹底及び開発事業者等に対する啓発・指導の徹底等に努めるものとする。

(6) 町土保全事業の推進

ア 急傾斜地崩壊対策

(ア) 急傾斜地崩壊危険区域の指定

県は、町と協議の上、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（以下「急傾斜地法」という。）第3条の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を指定するものとする。

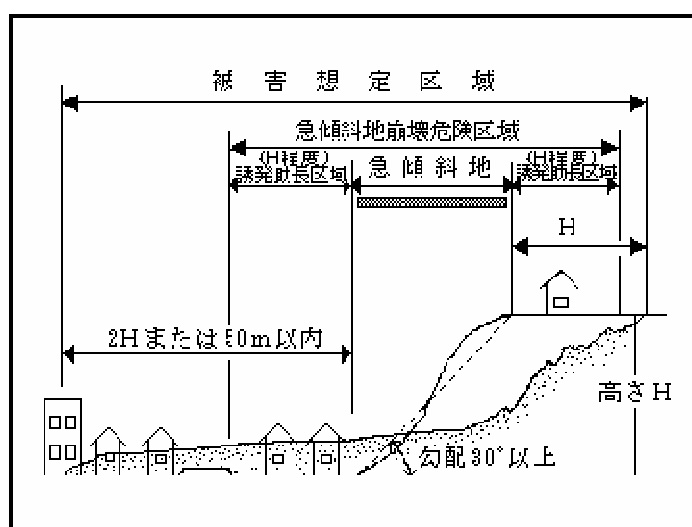
この指定区域に含まれていない危険箇所についても、当該箇所及び周辺地域の状況に応じ、区域指定の促進を図るものとする。

「急傾斜地崩壊危険区域指定基準」

次の各号に該当するがけについて、知事が必要と認めるもの。

- a 急傾斜地の勾配が30度以上のがけ
- b 急傾斜地の高さが5m以上のがけ
- c 急傾斜地の崩壊により、危害が生ずるおそれがある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても、官公署・学校・病院・旅館等に危害を生ずるおそれのあるもの

■急傾斜地崩壊危険区域



(イ) 行為の制限

県は、急傾斜地における災害を防止するため、急傾斜地法に基づき崩壊を助長するような行為の制限、防災措置の勧告、改善措置の命令等を行う。

また、急傾斜地崩壊危険区域内における居室を有する建築物については、建築基準法及び建築基準法施行条例に基づく災害危険区域の指定により、建築物の建築制限を行う。

現在、災害危険区域に指定されている区域は、急傾斜地崩壊危険区域として指定されている区域のとおりである。

(ウ) 防止工事の実施

県は、急傾斜地崩壊危険区域内において、土地所有者、管理者及び被害を受けるおそれのある者等が防止工事を施行することが困難又は不相当と認められ、かつ、急傾斜地法に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度が高く、地域住民の協力が得られるものから順次法面防護工、排水工等の防止工事を実施する。

また、県単緊急急傾斜地崩壊対策事業及び町が行う防止工事に対し、県費助成を行い災害の未然防止に努めるものとする。

(エ) 急傾斜地崩壊危険箇所における施設整備の向上

急傾斜地崩壊危険箇所のうち、急傾斜地法第3条の規定により、特に施設整備の必要な箇所について急傾斜地崩壊危険区域に指定し、①要配慮者関連施設に係る危険箇所②避難所や避難路を有する危険箇所③崖の状態が悪く緊急性の高い危険箇所について重点的に施設整備を実施する。

<資料編6-1 急傾斜地崩壊危険箇所 参照>

<資料編6-2 急傾斜地崩壊危険区域の指定状況 参照>

<資料編6-3 土砂災害警戒区域の指定状況 参照>

イ 山地災害対策

山地災害危険地区とは、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出及び地すべりによる災害が現に発生し、又は発生する危険のある箇所で、人家又は公共施設に被害を及ぼすおそれのある地区をいう。

県においては、調査により、山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区と判定した箇所を公表するとともに、その危険度や保全対象など、地区の状況を考慮し、計画的に治山事業を実施する。

<資料編6-4 山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区）の状況 参照>

ウ 宅地造成地災害対策

宅地造成工事の施工に当たっては、関係法令等の基準に基づき防災等の措置を講じることとするが、特に丘陵地、急傾斜地においては地形地質等の地域の実情等を考慮し、安全性の一層の確保を図る。

(ア) 規制区域の指定等

宅地開発事業等を行おうとする者は、都市計画法又は宅地開発事業の基準に関する条例の規定により県の許可又は確認を必要とする。

また、県は、宅地造成工事に伴う災害の未然防止を図るため、宅地造成等規制法に基づき宅地造成工事規制区域の指定を行い、同区域内において、宅地造成に関する工事を実施しようとする者は県の許可を必要とする。

(イ) 宅地造成工事の指導

県は、工事の許可又は確認に際し、次の事項に留意するものとする。

- a 災害危険区域（建築基準法第39条）、土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法第8条）急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地法第3条）については、原則として宅地造成の工事区域から除外し、工事を規制する。
- b 宅地造成により生ずる人工がけ面は、その高さ、勾配、土質に応じ擁壁の設置その他の保護措置を講じる。
- c 宅地造成工事区域内の地盤が軟弱である場合は、地盤改良の措置を講じる。

エ 土・石・砂利採取場災害対策

県は、土・石・砂利採取場における災害の発生を未然に防止するため、土採取条例・採石法・砂利採取法に基づく認可に際しては、周辺地域の状況等に十分留意するものとする。

また、一旦廃止された採取場は、土・石・砂利の採取法令の適用外となることから、廃止に際しては各採取業者及び関係組合に対し、指導の徹底を図ることとする。

第7節 要配慮者等の安全確保のための体制整備

東日本大震災においては、死者の多くを高齢者が占め、また、障害者が一般の人に比べて高い割合で犠牲になったことが推察されるなど、高齢者や障害者など災害時に支援を要する人々の犠牲が多かったことや、避難生活において特別な配慮が必要としたこと等を踏まえ、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者の安全確保体制の整備を図る。

国では、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（以下、この節において「取組指針」という。）」を策定し、県では「災害時要援護者避難支援の手引き（以下、この節において「手引き」という。）」を作成している。

1 避難行動要支援者に対する対応（総務課 保健福祉課）

町は、災害対策基本法の規定により、取組指針に基づき、要配慮者のうち災害発生時に自ら避難することが困難で特に支援を要する「避難行動要支援者」の名簿を作成し、これを活用した実効性のある避難支援を行う。

(1) 避難支援プラン全体計画

町では、県の「手引き」に基づき、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方を整理した、「避難支援プラン全体計画（平成23年3月）」を策定している。災害対策基本法の一部改定（平成25年6月）と国の「取組指針」の策定に伴い、全体計画についても内容の充実を図っていくものとする。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成等

ア 要配慮者の把握

町は、避難行動要支援者名簿の作成に当たり、災害による犠牲者となりやすい高齢者や障害者、乳幼児その他のいわゆる「要配慮者」の把握に努め、発災時に迅速な対応がとれるよう備えるものとする。

(ア) 町は、日常業務の中で、住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報から、事前に要配慮者をリストアップし、どのような要配慮者（電源を必要とする医療機器の使用の有無を含む。）がどこに住んでいるのか取りまとめ、所在情報とする。また、平常時から要配慮者と接している町の福祉部局、社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者との連携に努める。

(イ) 在宅の状態にない、病院や社会福祉施設等に入院・入所している要配慮者に関しても可能な限り把握しておく必要がある。

(ウ) 所在把握には、自治会や町内会など、従来からある地域コミュニティを活用するなど、地域における共助による取組みも必要である。

イ 避難行動要支援者名簿の作成

町は、把握した要配慮者情報をもとに、避難行動要支援者名簿を作成する。

(ア) 避難行動要支援者の範囲の設定

避難行動要支援者の範囲は、次に挙げる者のうち、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全に避難するなど災害時の一連の行動をとるのに支援を要する者とする。

- a 介護保険における要介護・要支援認定者
- b 障害者
- c 妊産婦及び乳幼児
- d 難病患者
- e 一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯の者

- f 日本語に不慣れな在住外国人
 - g その他町長が必要と認める者
- (イ) 避難行動要支援者名簿の記載事項
避難行動要支援者名簿に記載する事項は次のとおりである。
- a 氏名
 - b 生年月日
 - c 性別
 - d 住所又は居所
 - e 電話番号その他の連絡先
 - f 避難支援等を必要とする事由
 - g 前各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

(ウ) 避難行動要支援者名簿のバックアップ

町は、災害規模等によっては機能が著しく低下することを考え、クラウドでのデータ管理や県との連携などにより避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を築いておく。

また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管する。

(エ) 情報の適正管理

町は、避難行動要支援者名簿の適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策については、国が策定した『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底する。

ウ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

町は、避難行動要支援者の同意等を得た上で、避難支援等関係者（自治会、自主防災組織、多古町社会福祉協議会、民生委員・児童委員、消防署、警察署）に平常時から名簿情報を提供し共有する。

また、名簿情報を提供された避難支援等関係者に対し、名簿情報の漏えい防止について必要な措置を講じる。

エ 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

(ア) 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、町は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。

(イ) 避難行動要支援者情報の共有

避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じた時は、その情報を町及び避難支援等関係者間で共有する。

また、転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の登録から削除されたことを避難支援等関係者に周知する。

(3) 個別計画の策定

町は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、名簿情報に基づき、町が個別に避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、個別計画を策定する。

個別計画は、名簿情報に加え、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点、避難支援の方法や避難場所、避難経路、本人不在で連絡が取れない時の対応などを、地域の実情に応じて記載するものとする。

2 要配慮者全般に対する対応（総務課 保健福祉課）

（1）支援体制の整備

町及び県は、自主防災組織の育成及び指導並びに社会福祉施設等への依頼により災害時における情報伝達や救助、避難誘導等、自治会などの地域社会全体で要配慮者を支援するための体制づくりを行う。町は、取組指針や手引きを参考とし、要配慮者への各種支援体制の整備に努める。

なお、体制づくりに当たっては、女性の意見を取り入れ、救助体制の中に女性を位置付けるものとする。

（2）避難指示等の情報伝達

町は、高齢者や障害者等の要配慮者について、その状態や特性に応じ、防災行政無線の個別受信機や緊急速報メールを活用するなど多様な手段による情報伝達体制の確立に努めるとともに、発災時には、速やかに巡回等による避難指示等の周知を図る。

（3）防災設備等の整備

町及び県は、ひとり暮らしの高齢者や障害者、ねたきりの高齢者、視覚障害者等の安全を確保するための緊急通報システムや聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び住宅用火災警報器等の設置の推進に努める。

（4）避難施設等の整備

町は、避難所内への要配慮者用スペースの確保について考慮するとともに、一般の避難所での生活が困難な要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の整備や、社会福祉施設等を福祉避難所として指定するように努める。また、町及び県は、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の要配慮者や被災した施設の利用者等を、町域を越えて受け入れる拠点の整備に努める。

要配慮者が避難生活を送るために必要となるトイレ、車椅子、簡易ベッド等の高齢者用備品や障害特性に応じた障害者用備品、ミルク、ほ乳びん等の乳児用備品及び授乳に配慮するための設備、食物アレルギー対応食品などは、あらかじめ避難施設等への配備に努める。ただし、個別の事情による医薬品等については、要配慮者の家族等で備えることとする。

町は、手引きや関係団体の意見などを参考とし、要配慮者や女性に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努める。

（5）防災知識の普及、防災訓練の充実

町及び県は、要配慮者やその家族並びに社会福祉施設に対し、パンフレットなどの配布により広報を充実させ、災害に対する基礎知識等の理解を高めるとともに、地域の防災訓練等やコミュニティへの積極的参加を呼び掛けるよう努める。

（6）在宅避難者等への支援

町及び県は、在宅避難又は応急仮設住宅での生活を送る要配慮者に対する健康相談や生活支援のため、共助の取組みや香取健康福祉センター（保健所）、多古町社会福祉協議会などの福祉関係機関の地域のネットワークによる取組みを推進する。

また、電源を必要とする医療機器を使用している在宅難病患者等に対し、災害に備えた補助電源の準備や停電時の入院受入れ等について、日頃から主治医や訪問看護ステーション等と相談するよう周知する。

（7）広域避難者への対応

町及び県は、広域的に避難した被災者が、受入先において継続的に福祉サービスを受けられるよう配慮する。

3 社会福祉施設等における防災対策（総務課 保健福祉課）

町及び県は、社会福祉施設等において、次の防災対策が講じられるよう、施設等に対する指導に努める。

(1) 施設の安全対策

社会福祉施設や老人保健施設の管理者は、施設そのものの災害に対する安全性の確保に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、入所者等が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧や施設入居者の酸素療法等の治療等に必要な非常用自家発電機等の防災設備の整備を行う。

(2) 組織体制・計画の整備

社会福祉施設や老人保健施設の管理者は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、施設関係者緊急連絡体制、県へのライフライン等の被害・復旧状況報告体制等を盛り込んだ非常災害に関する具体的計画を作成しておく。

また、町との連携のもとに、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及び自主防災組織等との日常の連携が密になるよう努め、入所者等の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

(3) 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設や老人保健施設の管理者は、施設の職員や入所者等が災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるための防災学習を定期的実施する。

また、施設職員や入所者及び児童生徒等が、発災時の切迫した状況下においても適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者及び児童生徒等の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

4 外国人に対する対策（総務課 企画空港政策課）

町及び県は、言語、生活習慣、防災意識が異なり日本語の理解が十分でない外国人を「要配慮者」として位置付け、多言語による広報の充実を図る。また、避難場所、避難路標識等の表示板の多言語化に努めるとともに、外国人を含めた防災訓練・防災教育を行うなど、様々な機会をとらえて防災対策の周知に努める。

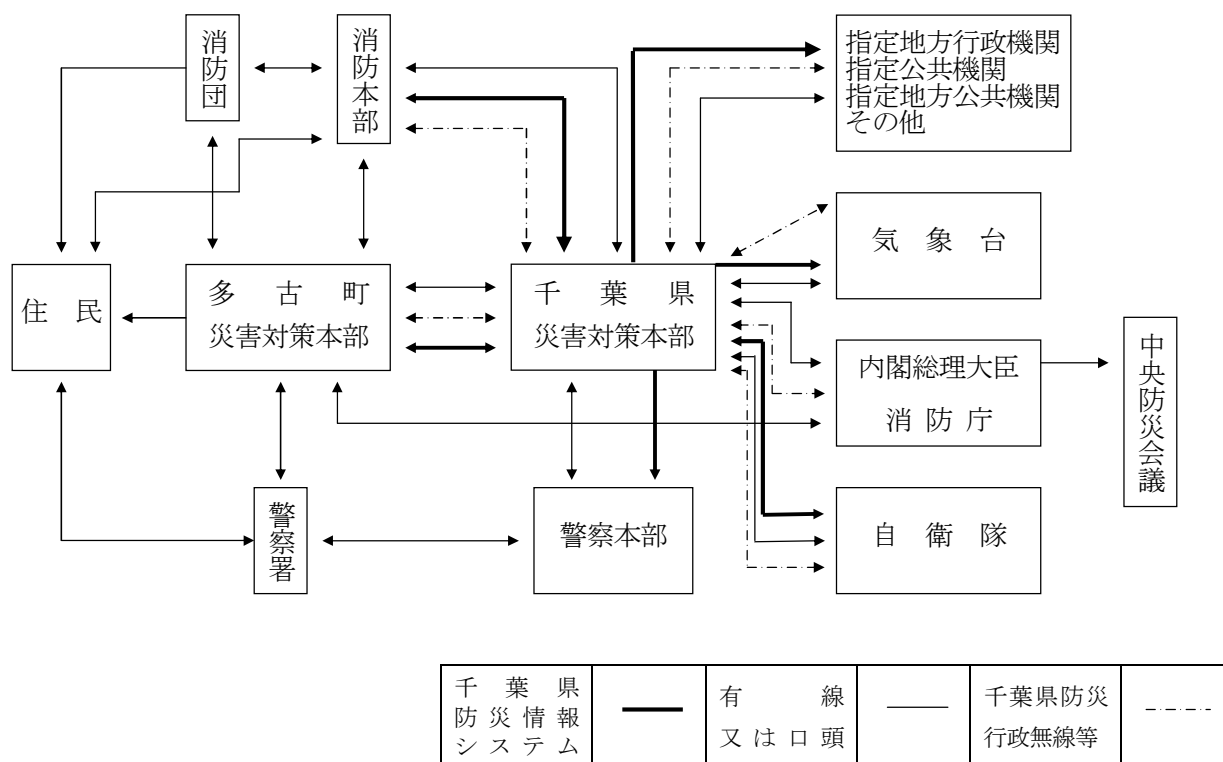
第8節 情報連絡体制の整備

大規模震災時には、通信の途絶や輻輳等が予想されるため、町、県及び防災関係機関は、情報収集伝達手段として、防災通信網の整備充実を図り、応急対策における情報伝達を迅速に進める。

また、訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努める。

なお、災害時の通信連絡系統は以下のとおりである。

通信連絡系統



1 県における災害情報通信施設の整備

(1) 県防災行政無線の整備

県は、防災情報の迅速・確実な受伝達と通信の高度化を図るため、防災行政無線を整備し、運用している。

ア 整備概要

(ア) 無線設備設置機関

県庁と地域振興事務所、土木事務所、農業事務所（一部）、健康福祉センター（保健所）、教育事務所等の県出先機関及び市町村、消防本部、気象官署、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災機関257機関に無線設備を設置している。

(イ) 通信回線

a 地上系通信回線

県庁、地域振興事務所、土木事務所等の県出先機関、市町村及び消防本部、銚子地方気象台の間を光専用線回線又は多重マイクロ無線で結んでいる。

b 衛星系通信回線

県庁、地域振興事務所、土木事務所、農業事務所（一部）、健康福祉センター（保健所）、教育事務所等の県出先機関、市町村、消防本部、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災

関係機関との間を衛星系通信回線で結んでいる。

c 移動系通信回線

県内に整備した10箇所の基地局を通じて、県庁と県内全エリア内の移動局との通信が可能な全県移動系回線を整備し運用している。

(ウ) 通信機能の概要

a 個別通信機能

防災無線設備設置機関は、相互に一般加入電話が輻輳した場合でも利用可能な専用回線による電話、ファクシミリ、データ伝送による通信が行える。また、消防庁や地域衛星通信ネットワークを整備した他都道府県等とも同様に、相互に通信が可能である。

b 一斉通報機能

一斉受令端末が設置されている機関には、県庁からファクシミリ、音声及びデータ伝送による一斉通報が行える。

c 映像伝送機能

県庁及び衛星通信車から衛星系通信回線を利用して、衛星系通信回線による無線設備を設置した県内の機関及び地域衛星通信ネットワークを整備した他都道府県に対し災害現場の映像等を伝送することができる。

(エ) 災害時等に対する設備対策

a 回線帯域制御機能

発災時等における通信の輻輳に対処するため、地上系光ファイバー回線に回線帯域制御機能を備えており、重要な通信を優先して伝送することができる。

b 機器監視制御

県庁防災行政無線統制室において、全局の運用状態を常時コンピュータで集中監視・制御している。

c 通信回線の2ルート化

県庁と土木事務所等の県出先機関、市町村及び消防本部等の間は、衛星系通信回線と地上系通信回線により通信回線を2ルート化しており、情報伝達の確実性を図っている。

d 予備電源の配備

停電に備えて、全局に予備電源装置（発動発電機、無停電電源装置、直流電源装置等）を配備している。また、県庁においては、津波発生時にも有効に稼働するよう電源装置の移設を行う。

e 衛星通信車（ちば衛星号）の配備

衛星系通信回線を利用した映像送信機能のほか、電話、ファクシミリによる個別通信機能を有した衛星通信車を配備しており、災害現場における情報収集や通信機能が停止した機関の代替無線局として活用できる。

f 可搬型地球局の配備

災害現場や通信設備が停止した機関に搬送して、衛星系通信回線による電話及びファクシミリによる通信ができる可搬型地球局を県庁、地域振興事務所及び西部防災センターに配備している。

g その他の設備の配備

災害発生時、既設通信回線が使用できなくなった場合の代替手段として、災害対策本部の支部となる地域振興事務所等に衛星携帯電話等を配備する。

h 通信訓練の実施

県防災行政無線が設置されている機関において、機器等の熟知及び災害発生時における円滑な操作を図るため、定期的に通信訓練を実施する。

(オ) 運用体制

a 県防災行政無線統制室は、災害時における迅速、的確な情報の受伝達と全局の機器の運用

状態の監視・制御のため、職員等による24時間体制をとっている。

- b 県は通信機器等を、大雨等による水害に対処できるよう地域の状況を勘案のうえ設置し、また、災害時の通信確保を図るため通信運用マニュアル等を作成し、各局を指導している。

<資料編2-1 千葉県防災行政無線局等の設置等に関する協定書 参照>

<資料編2-2 千葉県防災行政無線固定系の運用に関する協定書 参照>

(2) 防災相互通信用無線の整備

災害現場等において、消防本部、警察及びその他防災関係機関と協力して円滑な防災活動を実施するため、これらの機関と相互に通信が可能な防災相互通信用の無線装置を県庁に整備している。

(3) 防災情報システムの整備

県は、災害時における県庁と県出先機関、市町村等の間での被害情報、措置情報の収集、処理の迅速化共有化を図るとともに、気象情報等の防災に関する各種情報を関係機関や県民に提供して、的確な防災対策に資するため、「千葉県防災情報システム」（以下「防災情報システム」という。）を整備し、運用している。

ア 防災情報システムの概要

防災情報システムは、災害に係わる情報の収集、処理、分析を迅速かつ的確に行い、災害時における防災関係機関との調整、意思決定等を支援するシステムである。

県庁、地域振興事務所及び土木事務所等の県出先機関及び市町村等の防災関係130機関に情報の入力・検索・表示機能を備えた専用端末を設置し、電気通信事業者の光回線を利用してオンラインによる被害情報等報告及びこれらの情報の共有を行っている。併せて、防災ポータルサイトを通じて県民に対する防災に関する情報発信を行っている。

イ 防災情報システムの機能概要

(ア) 被害情報処理機能（防災情報システム）

専用端末を設置した各機関で把握した被害情報等を、各機関の担当者が専用端末により直接データベースに登録することで、県災害対策本部への被害情報報告と専用端末を設置した各機関との情報共有を同時に行う。

(イ) 実況監視処理機能（気象情報システム）

気象ASPサービスから提供される気象情報を専用端末装置等に表示する。

また、緊急を有する情報についてはポップアップ（警告音、回転灯）により通知を行う。

(ウ) 地図情報

電子化された基本地図上に各防災関係機関が入力した災害危険箇所・区域、避難場所及び公共施設等の各種防災情報や被害情報等を表示し、それらの情報を共有する。

(エ) 物資管理情報システム

県及び市町村で管理する防災用資機材、非常用食料、医薬品、生活必需品等の備蓄物資情報を管理する。

(オ) 職員参集機能

気象情報の種類や規模等に応じてメールを自動配信し、関係職員の自動参集を支援する。

(カ) 県民への情報発信機能

防災ポータルサイトを通じて気象情報、被害情報、避難所に関する情報等を発信する。

また、希望者あてに「ちば防災メール」を配信し、防災に関する各種情報を発信する。

(キ) 報道機関への緊急情報発信機能

各防災関係機関が入力した避難準備・勧告・指示情報、避難所情報、災害対策本部設置情報を、「Lアラート」を通じて各報道機関へ発信する。

<資料編2-3 千葉県防災用資機材の管理に関する協定書 参照>

(4) 震度情報ネットワークシステムの整備

県は、震災時に初動体制の迅速な確立を図るため、県内全市町村に計測震度計を設置するとともに、(独)防災科学技術研究所や気象庁、千葉市の86地点の震度情報をオンラインで収集する「千葉県震度情報ネットワークシステム」を維持・運用している。

ア 震度情報観測網

震度観測点は、消防庁の指導により、平成の市町村合併前の各市町村の本庁舎内又はその敷地内に設置し、すでに気象庁等が設置している震度計が利用可能と判断された箇所については、既設の震度計より分岐で観測情報の提供を受けている。また、千葉市内の各区の震度情報については、千葉市地震災害対策支援システムと接続し、オンラインで提供を受け、県の震度情報ネットワークを経由して、全国に配信している。

震度計設置数 (平成26年10月1日現在)

設置者	千葉県	(独)防災科学技術研究所	気象庁	千葉市	計
設置数	74	3	3	6	86

イ 観測情報の収集経路

地震が発生すると、各観測点で観測された震度情報は、県防災行政無線等の通信回線を利用して、自動で県庁にある震度情報ネットワークサーバに集められる。これらの情報は、同じく県庁に設置してある、震度情報収集端末にて表示され、県災害対策本部の応急対策における意思決定支援に活用される。

ウ 観測情報の伝達

観測された震度情報は気象庁へ自動伝送され、気象庁からの震度情報の公表に利用されている。また、震度4以上が観測された場合は、消防救急活動の広域応援のための参考情報として消防庁にも自動伝送される。

エ 震度情報ネットワークシステムの更新

更なるシステムの信頼性向上のため、震度計及びサーバ等を下記方針に基づき更新する。

- (ア) 震度計の設置環境について精査を図る。
- (イ) 震度計を消防庁が示す次世代計測震度計の仕様を満たすものへ更新する。
- (ウ) 震度計が観測した詳細な情報を解析し、防災関係機関等とこれら情報を共有する仕組みの導入を図る。

2 町における災害通信施設の整備 (総務課)

町は、災害に対処するために、情報収集、広報活動が迅速かつ的確に行われるよう、町防災行政無線を中心に、県及び指定地方行政機関等の出先機関、管内の公共的団体等との間に通信連絡システムを整備し、災害時の通信を確保する。

また、既設の通信機器及び機材が常に活用できるように、定期的に点検整備を行い、耐用年数を考慮して機器の更新に努める。

(1) 防災行政無線

町は、大規模災害時における住民等への情報提供や被害情報等の収集伝達手段として、防災行政無線(同報系・移動系)を平成2年度から運用している。

同報系の防災行政無線については、平成20年度に親局及び子局のデジタル化を図り、各家庭に貸与している戸別受信機を平成23年度から3か年計画にてデジタル波対応の機器に交換している。

移動系の防災行政無線については、平成24年度にデジタル化を図り、各避難所への機器整備により相互通信が可能となった。また、車載用として20台整備し、被害情報の迅速な収集とともに情報共有を図る。

(2) 全国瞬時警報システム

同報系防災無線との接続により、緊急地震速報をはじめとする各種防災情報の提供を行う。

3 警察における災害通信網の整備

- (1) 警察災害通信施設は、災害の発生に備え、又は災害発生時における災害救助、災害復旧等に使用することを考慮して整備に努める。
- (2) 知事、町長及び指定（地方）行政機関の長は、災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定により警察通信施設を使用できる。

4 東日本電信電話(株)千葉事業部における災害通信施設の整備

東日本電信電話(株)千葉事業部では、県内の防災関係機関等の通信確保のため、Ku帯超小型衛星通信方式端末及びポータブル衛星通信地球局（衛星系）等を整備している。

また、千葉事業部災害対策実施細則を制定し、日常の準備体制、災害発生が予想される場合の警戒体制及び非常災害時の措置を定めている。

5 (株)NTTドコモ千葉支店における災害通信施設の整備

(株)NTTドコモ千葉支店では、県内の防災関係機関等の通信確保のため、可搬型無線基地局装置及び移動電源車を整備している。

また、千葉支店災害対策実施要領を制定し、日常の準備体制、災害発生が予想される場合の警戒体制及び非常災害時の措置を定めている。

6 KDDI(株)事業所等における災害通信施設等の整備

KDDI(株)では、災害時においても会社が提供する電気通信役務を確保できるよう通信設備の分散化、伝送路の多ルート化等を進め、通信局舎及び通信設備の防災設計を行っている。

なお、主要設備については予備電源を設置している。

7 ソフトバンクテレコム(株)・ソフトバンクモバイル(株)の災害通信施設等の整備

ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株)では、災害時においても会社が提供する電気通信役務を確保できるよう、主要伝送路の多ルート化や主要電気通信設備の分散化及び予備電源の設置等を進め、通信局舎や通信設備の防災設計を行っている。

8 非常通信体制の充実強化

町、県及び防災関係機関は、災害時等に自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法第52条の規定による非常通信の活用を図るものとし、非常通信の伝送訓練等、関東地方非常通信協議会の活動等を通じて、非常通信体制の充実強化に努める。

9 アマチュア無線の活用

アマチュア無線による通信は、災害時に一般加入電話等が使用できない場合の代替通信手段として効果があることから、町は、非常時においてアマチュア無線の円滑な活用を図ることができるよう、平常時から関係団体と連絡を密にするとともに、関係団体等が行う非常通信訓練の実施に協力する。

10 その他通信網の整備

町は、インターネット等多様な通信メディアの活用について検討し、災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努める。

第9節 備蓄・物流計画

町は、住民や自主防災組織、事業所等に対し、「自らの命は自らで守る。自らの地域はみんなで守る。」という自助・共助の考え方を基本に、平時から、災害時に必要な物資の備蓄を推進するよう働きかけるとともに、住民の生命や財産を守るため、災害発生直後から被災者に対して円滑に必要な物資等の供給が行えるよう、備蓄・調達並びに物流に係る体制の整備を図る。

1 食料・生活必需物資等の供給体制の整備（総務課 産業経済課）

町は、県が平成24年8月に策定した「災害時の緊急物資等に係る備蓄・物流の基本指針」に基づき、自助・共助・公助による備蓄の取組みを推進する。

(1) 備蓄意識の高揚

各家庭や事業所等における食料・飲料水等の備蓄を推進するため、町は、家庭や事業所等における3日以上分の食料、飲料水、その他生活必需物資を備蓄することなど、住民の備蓄意識の高揚を図るための普及啓発を推進するとともに、自主防災組織等への炊き出し用機材や救助用機材などの整備を促進する。

(2) 備蓄・調達体制の整備

町における備蓄及び調達は、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で行われるものであるが、町は、基礎的な地方公共団体として一義的に被災者への食料・生活必需物資等の供給を行う責務を有していることから、様々な事態に的確に対応できるよう、物資の備蓄・調達体制の整備に努める。

ア 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・その他生活必需物資や避難所運営に必要な資機材を中心とした備蓄に努める。なお、備蓄物資の選定に際しては、地域特性や要配慮者・女性の避難生活等に配慮する。

イ 被災者に物資を迅速に提供するため、避難所への分散備蓄の推進や輸送体制の構築などに努める。

ウ 消費期限が短いなどの備蓄に適さない物資や、大量に必要となるもので全てを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、調達による確保に努めるものとし、物資供給事業者等との協定締結の推進に努める。

(3) 町及び県における災害時の物流体制の整備

民間からの調達や国や他都道府県からの支援により供給される大量の物資を迅速に目的地へ届けるためには、円滑な物流体制を構築することが重要であり、町及び県は、平時から体制整備に努めるものとする。

ア 町における物流体制

町は、指定した拠点へ搬入される物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給する役割を果たす必要がある。そのため、平時から物資の集積拠点を選定しておくとともに、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等につき、地域特性に応じて、民間物流事業者と連携するなどの体制整備に努める。

イ 県における物流体制

大規模災害時において、県は、町の要請等に基づき、又は災害の状況に応じ要請を待たずに、備蓄、民間からの調達又は国や他都道府県への要請等により必要な物資を確保し、町の指定する拠点まで物資を輸送する役割を果たす必要がある。

このため、「災害時における物流計画」に基づき、千葉県倉庫協会、千葉県トラック協会等民間物流事業者と連携し、在庫管理及び払出し体制、輸送車両・機材・ノウハウの提供等、速やかに支援物資の管理供給体制を構築の上、「千葉県防災支援ネットワーク基本計画」で定めた広域物資拠点（一次物資拠点）において支援物資を円滑に受入れ、市町村物資拠点（二次物資拠

点)へ迅速に輸送するものとする。

2 医薬品及び応急医療資機材等の整備 (保健福祉課 多古中央病院)

(1) 災害用医薬品等の備蓄

町は、災害発生時の医薬品及び衛生材料を備蓄し、迅速に対処できる体制の整備に努める。また、その供給に不足が生じた場合は、香取健康福祉センター(保健所)等に備蓄災害医薬品等提供を要請する。

<参考：県備蓄分>

(平成26年10月1日現在)

備蓄数量	備蓄場所
3セット	習志野及び印旛の各健康福祉センター(保健所)
2セット	県庁薬務課、山武健康福祉センター(保健所)
1セット	市川、松戸、野田、香取、海匝、長生、夷隅、安房、君津及び市原の各健康福祉センター(保健所)、八日市場及び鴨川の各地域保健センター

1セット：500人分(県全体数量：22セット・11,000人分)

(2) 応急医療資機材の備蓄

町は、大規模災害発生時の円滑な医療救護活動の実施を図るため医療救護活動に必要な応急医療資機材を整備する。また、不足が生じた場合は、香取健康福祉センター(保健所)等に供給を要請する。

<参考：県備蓄分>

(平成26年10月1日現在)

整備状況	応急医療資機材の内容
県医療整備課(4セット)、習志野健康福祉センター(13セット)、市川健康福祉センター(16セット)、松戸健康福祉センター(23セット)、野田健康福祉センター(5セット)、印旛健康福祉センター(14セット)、印旛健康福祉センター成田支所(10セット)、香取健康福祉センター(5セット)、海匝健康福祉センター(5セット)、八日市場地域保健センター(5セット)、山武健康福祉センター(10セット)、長生健康福祉センター(5セット)、夷隅健康福祉センター(6セット)、安房健康福祉センター(10セット)、鴨川地域保健センター(5セット)、君津健康福祉センター(10セット)、市原健康福祉センター(10セット)	識別連絡表、蘇生・吸引・酸素吸入器、包帯、注射器

3 水防用資機材の整備 (総務課 消防本部 都市整備課)

町は、栗山川、多古橋川及び借当川の洪水、氾濫に伴う水害の緊急事態に対処するため、千葉県水防計画に基づく配備体制及び水防資機材により防御する。

増水に伴う堤防損壊、浸水対策をはじめ、道路復旧、がけ崩れ等にも迅速に対応できるよう千葉県水防資機材とは別に町が防災用資機材とあわせ整備を行っていく。

第10節 防災施設の整備

地震災害から住民の生命や財産を守るためには、災害応急対応を円滑に行うための防災拠点や避難所等の各種防災施設等の整備が重要である。

1 防災拠点等の整備（総務課 企画空港政策課 生涯学習課）

（1）防災拠点

町は、災害時に地域における災害活動の拠点となるように非常時の業務遂行上、最低限必要な電源設備の整備、防災行政無線の整備並びに災害用備蓄倉庫、耐震性貯水槽等で構成される防災拠点を整備する。

また、多古町保健福祉センターは、災害時に福祉避難所となり災害時要配慮者情報収集拠点としての役割を果たし、多古こども園は、被災した家庭の復旧作業等を支援するため、必要に応じて保育時間の延長や一時保育の受入を行うなど、被災者支援施設としての役割を果たす。

（2）応援集結拠点

バスターミナル（面積3,057m²）は、パーク&ライド型として整備され、大型バス用2バース、小型バス用1バースに加え、3,900m²の駐車場を併設している。このターミナルは緊急輸送道路1次路線（国道296号）にも近接しているため、町外からの応援要員やボランティア等が活動を行う際の1次集結拠点として位置づけ、バスターミナル利用事業者との災害時輸送協定の締結等を進める。

（3）汎用拠点

改築が検討されている町民体育館は、緊急輸送路からのアクセス性が高く、敷地面積も大きいことから、物資集積地（町役場）の補助的な機能や、学校教育の早期再開のための長期避難施設としての利用等、用途を限定しない汎用的な拠点施設として整備を進める。

■防災拠点施設

種別	施設名称	所在地
防災拠点	多古町役場	多古町多古584
	多古町コミュニティプラザ	多古町多古2855
	多古町保健福祉センター	多古町多古2848
	多古こども園	多古町多古2000-6
応援要員等集結拠点	バスターミナル	多古町多古2000-131
汎用拠点	町民体育館	多古町多古3041-1

2 避難施設の整備（総務課）

災害時における緊急の避難場所と、一定期間滞在して避難生活を送るための避難所とを区別して避難施設の整備を行う。

町は、災害対策基本法、政令及び府令、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（内閣府、平成25年8月）、「災害時における避難所運営の手引き」により避難所等の選定を行う。

（1）指定緊急避難場所の指定

町は、災害の種類ごとに、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所は、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものとし、地震に伴う火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周囲等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのない場所とする。

町は、指定緊急避難場所を指定又は取消したときは、県に通知するとともに公示する。

(2) 指定避難所の指定

町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れることが可能な構造又は設備を有し、災害による影響が比較的少なく、災害救助物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定避難所として指定し、住民への周知徹底を図る。

町は、指定避難所を指定又は取消したときは、県に通知するとともに公示する。

また、避難所の整備等については、次の点に留意するものとする。

ア 施設の選定に当たっては、災害により重大な被害が及ばない耐震性、耐火性を確保し、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、対象地域の被災者を収容することが可能な構造又は設備を有するものの指定に努める。

イ 避難所に指定した建物については、必要に応じ、冷暖房施設、換気や照明など避難生活の環境を良好に保つための設備（その設備を稼働させるために必要な電源や燃料を含む。）の整備に努める。

ウ 避難所における救護所、通信機器等の施設・設備の整備に努める。

エ 避難所に要配慮者の入所できる福祉避難室用のスペースの確保について考慮するものとする。

オ 避難所に食料（アレルギー対応食品等を含む。）、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、LPガスなどの非常用燃料の確保等に努める。

カ 一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のため、特別の配慮がなされた福祉避難所の指定に努め、要配慮者に配慮したポータブルトイレ等の整備及び生活相談職員（おおむね10人の要配慮者に1人）等の配置等に努める。

キ 間仕切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。

ク 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、事前に教育委員会等関係部局や地域住民等関係者との調整に努める。

(3) 避難路の整備

町は、避難場所に安全に避難できるよう日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、避難路の安全性の点検及び避難誘導標識の設置等、適切な措置を講じておく。

(4) 震災対策用貯水施設等の整備

町は、本格的な応急給水が行えるまでの間の水を確保するため避難場所等に飲料水兼用型耐震性貯水槽、耐震性井戸付貯水装置又は防災用井戸の整備について検討する。

(5) ヘリコプター臨時離発着場等の確保

情報収集や救助・救急活動、救援物資・人員搬送等、災害時に多岐にわたり大きな役割を果たすこととなるヘリコプターを有効に活用するためには、緊急時の離発着場の確保が重要である。

特に、使用の際に混乱が予想される避難場所等の臨時離発着場については、避難住民の安全性等を考慮し避難場所等と臨時離発着場の区別等、所要の措置を講じる。

<資料編2-4 災害時における避難所等の施設利用に関する覚書 参照>

<資料編5-3 ヘリコプター臨時離発着場所適地 参照>

<資料編6-5 指定緊急避難場所 参照>

<資料編6-6 指定避難所 参照>

<資料編6-7 福祉避難所 参照>

第11節 帰宅困難者等対策

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、県内で多くの帰宅困難者が発生し、帰宅しようと駅周辺に集まった人々が駅前に滞留した事例が多く見られ、行動の基本ルールが十分周知されていなかったことや、駅と市町村との情報連絡体制が不十分であったことにより、一部の駅周辺では混乱も生じた。

大規模震災により鉄道等の公共交通機関が運行に支障を来した場合には、大量の帰宅困難者の発生が予想され、それらの人々が一斉に居住地に向けて帰宅行動を開始すると、火災や建物からの落下物により負傷するおそれや、救急・救助活動の妨げとなるなどの可能性がある。

このため、町は県及び関係機関との連携・協力体制を確立するとともに、千葉県防災基本条例の定めるところにより、住民、事業者がそれぞれの役割に応じた対策に努めるものとする。

1 帰宅困難者等

(1) 帰宅困難者の定義

震災発生時の外出者のうち、地震の発生により交通機関の運行が停止した場合に、自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人を「帰宅困難者」とする。

また、自宅までの距離が近く、徒歩による帰宅が可能な人を「徒歩帰宅者」とし、「帰宅困難者」及び「徒歩帰宅者」の両方を含めて「帰宅困難者等」とする。

(2) 帰宅困難者の発生予想数

平成19年度「千葉県地震被害想定調査報告書」では、被害が最大となる東京湾北部地震の発生により、約108万8千人の県民が帰宅困難者になると推計している。また、成田国際空港、幕張メッセ、東京ディズニーランド等の大規模集客施設では約7万6千人が帰宅困難者になると推計している。

このうち、多古町民の帰宅困難者予測としては、県内での帰宅困難者数が2,019人、東京都内で136人、その他で69人と予測されている。

2 一斉帰宅の抑制（総務課 企画空港政策課）

(1) 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底

帰宅困難者対策においては、一斉帰宅行動の抑制が最も重要であるため、町及び県は、広報紙、ホームページ、ポスターなど様々な媒体を活用して「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図る。

(2) 安否確認手段の普及・啓発

一斉帰宅行動を抑制するためには、家族等との安否確認手段が確保され、かつ周知されていることが必要である。このため、町及び県は、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板、災害用伝言板（web171）、ツイッター・Facebook等のSNS、IP電話など、通話に頼らない安否確認手段について、平常時から体験・活用を通じて、発災時に利用してもらえるよう広報・啓発を行うとともに、企業や学校など関係機関における家族等との安否確認手段のルール化を促進する。

(3) 帰宅困難者等への情報提供

企業、学校など関係機関において従業員や児童・生徒等を待機させる判断をすることや、個人が望ましい行動を取るためには、地震情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を適切なタイミングで提供することが必要である。

このため、町及び県は、「むやみに移動を開始しない」ことの呼びかけ、地震に関する情報、被害情報、一時滞在施設の開設状況などについて、テレビ・ラジオ放送やホームページなどを活

用して主体的に提供していく。

また、関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、ポータルサイト、SNSなどを活用した情報提供についても検討・実施していく。

(4) 企業、学校など関係機関における施設内待機のための対策

「むやみに移動を開始しない」という基本原則を徹底するため、企業・学校など関係機関に対し、従業員等や児童・生徒を安全に待機させるための耐震診断・改修、家具の転倒・落下・移動防止等の環境整備、従業員等との安否確認手段の確保・家族との安否確認手段の周知などの対策を要請する。

また、施設内待機方針や安否確認手段の従業者への周知、飲料水、食料、毛布などの備蓄について、企業は自らの準備に努めることとし、学校など関係機関については、家庭や地域と連携協力して準備に努めることとする。

3 帰宅困難者等の安全確保対策（総務課 企画空港政策課）

(1) 一時滞在施設の確保と周知

町は、所管する施設から耐震性などの安全性を考慮したうえで、路上等の屋外で被災した外出者などを一時的に受け入れるための一時滞在施設を指定する。

民間施設については、町が当該事業者と協議を行い、事前に協定を締結し指定する。

「道の駅 多古」については、国道296号線に沿って立地しており、道路災害等により移動が困難となった帰宅困難者等の一時滞在施設としての利用について検討する。

また、一時滞在施設の周知を図るとともに、施設における情報提供や物資の備蓄のあり方についても検討する。

(2) 大規模集客施設等における利用者保護の要請

大規模集客施設等における利用者保護のため、町は、震災の発生時に適切な待機や誘導が行われるよう要請する。

(3) 企業、学校など関係機関における訓練実施の要請

町は、企業・学校など関係機関に対し、従業員や顧客、児童・生徒の混乱防止、誘導訓練、情報の収集伝達訓練、安否の確認及び情報発信訓練など、帰宅困難者等の発生を想定した訓練の実施を要請する。

4 帰宅支援対策（総務課 企画空港政策課）

(1) 災害時帰宅支援ステーションの確保と周知

町及び県は、九都県市首脳会議における協定締結事業者の確保と併せて、県内で店舗を営む事業者との協定締結を進め、災害時帰宅支援ステーションを確保する。

また、災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、町や事業者と連携して、ホームページや広報紙などを活用した広報を実施する。

(2) 搬送手段の確保

町及び県は、障害者、高齢者、妊婦又は乳児連れの方など自力での徒歩が困難な特別搬送者について、関係機関と臨時バスやタクシーなどの確保に向けた検討を行い、搬送手段を確保するよう努める。

(3) 大規模集客施設を管理する事業者の取組み

大規模集客施設等を管理する事業者は、平常時から利用者の保護に係る方針を定めておくとともに、震災発生時の施設内待機に係る案内や安全な場所への誘導手順についてもあらかじめ検討しておくよう努める。

第12節 防災体制の整備

町は、大規模災害の発生時における迅速な初動体制や、国・他県等からの広域応援体制を構築するため、平時から県や防災関係機関との連携を密にするとともに、災害対策本部事務局機能の強化など、体制整備を行う。

また、大規模地震等の発生時には、住民の生命・財産を守り、生活の早期復旧を図ると同時に、行政サービスの提供を維持する必要があることから、業務継続計画に基づく行政機能の確保など体制整備に努めるものとする。

1 防災体制の整備（総務課）

（1）災害対策本部の活動体制の整備

町は、大規模災害に迅速かつ円滑に対応した体制を整備するため、災害対策本部事務局体制を整備し、災害対策本部設置訓練や図上訓練を行うことにより、習熟に努めるとともに、検証の結果、必要となる場合には、適宜体制の見直し等を図るものとする。

（2）広域避難者の受入体制の整備

町や県の区域を越える被災者の広域支援要請又は受入れを円滑に行うための体制整備に努める。

2 業務継続計画〔震災編（BCP）〕の策定（総務課）

町は、大規模地震等が発生した場合においても、町民の生命・財産を守り、生活の早期復旧を図るとともに、行政機能を維持する必要がある。このため、業務継続計画〔震災編（BCP）〕を策定し、災害発生時の行政機能の確保等に努めるものとする。

（1）業務継続計画の基本的な考え方

業務継続計画は、災害発生時に、職員等の資源に制約がある状況で、応急・復旧業務の迅速な遂行や重要な通常業務の継続により、町民の生命や生活を守り、被害の拡大や社会的混乱を最小限度に抑えるための計画である。

計画では、災害時における応急対策業務、継続性の高い通常業務及び優先度の高い復旧業務を特定するとともに、災害時優先業務の継続に必要な資源の確保・配分等を定める。

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害対策本部活動

大地震が発生した場合、人命損傷にとどまらず、家屋の倒壊や流失、火災、がけ崩れの発生、道路・橋梁の損壊、生活関連施設の機能障害など、町内の広い範囲にわたり大きな被害の発生が予想される。

このような被害の拡大を防止し、被災者の救援救護に全力を挙げて対処するため、町、県及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、迅速かつ的確な活動体制のもと災害応急対策に万全を期すことを目的とする。

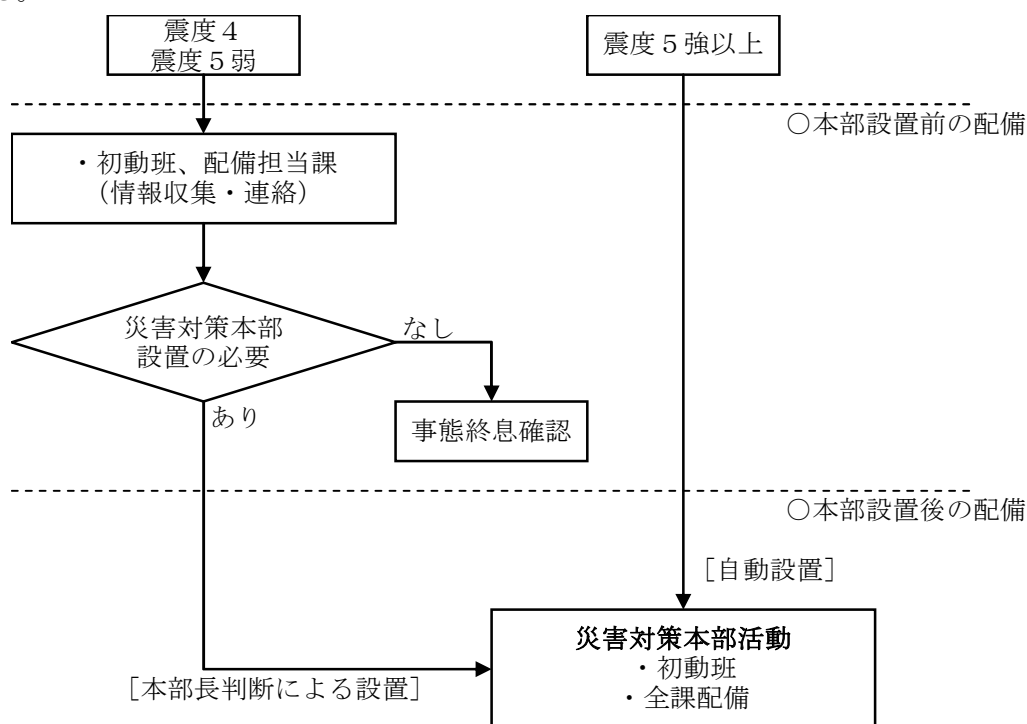
1 町の活動体制

地震による災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、法令又は本計画の定めるところにより、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他防災関係機関の協力を得て、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施する。

上記の責務を遂行するため必要がある場合は、多古町災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

また、県において災害対策本部等を設置したときは、これと十分な連携を図りながら応急対策を進めるものとする。

町本部の組織及び運営は、「災害対策基本法」、「多古町災害対策本部条例」の定めるところによる。



<資料編1-2 多古町災害対策本部条例 参照>

(1) 初動班の設置

夜間、休日等の勤務時間外において、気象庁が多古町の震度を4以上と発表したとき、発災直後の災害情報収集や災害対策の調整を行うため、初動班を設置し、迅速な初動体制を確保する。

初動班の組織編成、分掌事務等は次のとおりとする。

ア 組織編成

初動班長は、総務課長が当たる。

初動班員は、防災担当者及びスペシャル5とする。スペシャル5は、地震発生時にいち早く庁舎に参集できる職員5名をあらかじめ総務課長が指名する。

イ 分掌事務

(ア) 千葉県防災情報システム及び町防災行政無線の運用に関すること

(イ) 庁舎非常電源の確保に関すること

(ウ) 被害等の情報収集に関すること

(エ) 防災関係機関との連絡調整に関すること

ウ 初動班長の責務

初動班長は、被害状況を取りまとめ速やかに町長に報告する。また、必要に応じ、県の機関、その他関係防災機関に同様の報告又は通報を行う。

(2) 町災害対策本部

ア 町災害対策本部の設置又は廃止とその基準

町長は、災害応急対策を推進するため、次の基準により災害対策本部を設置する。

また、町災害対策本部を設置した後において、町の地域について災害の発生するおそれが解消し、又は災害応急対策が概ね完了したため、町災害対策本部を設置しておく必要がないと認めるときは、町災害対策本部を廃止する。

(ア) 気象庁において多古町震度を5強以上と発表したとき（自動配備）

(イ) 町の地域に災害が発生したとき、若しくは発生する恐れがあるときで、町長が必要があると認めるとき

(ウ) 内閣総理大臣が東海地震に係る警戒宣言を発表したとき（自動配備）

イ 町災害対策本部設置又は廃止の通報及び発表

町長（本部長）は、町災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を知事に通報するほか、次に掲げる者のうち必要と認める者に通報する。

また、町長（本部長）は、町災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を報道機関に発表する。

(ア) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者

(イ) 隣接市町長等

ウ 町災害対策本部長の代替順位

町災害対策本部長の代替順位は、次のとおりとする。

第4順位以下は建制順とし、上位者が到着した場合は、順次指揮権を引き継ぐものとする。

名 称	第1順位	第2順位	第3順位
多古町災害対策本部長	副 町 長	教 育 長	総務課長

エ 町災害対策本部の設置場所

町災害対策本部は、原則として「多古町役場庁舎大会議室」に設置する。

庁舎及び周辺地域の被災等によりその機能が維持できない場合は、「多古町コミュニティプラザ多目的ホール」に設置する。

オ 組織編成

■【多古町災害対策本部の組織構成図】



(ア) 本都会議

本部長は、町の災害対策を推進するため、本部長、副本部長及び本部員で構成する本都会議を開催し、次の事項の基本方針を決定する。

- a 災害応急対策の実施及び調整に関すること
- b その他重要事項に関すること

(イ) 各部の連絡方法

- a 本部長の命令又は本都会議で決定した事項等は、本部事務局長が本部連絡員を通じて各部に連絡する。
- b 各部で収集した情報又は実施した対策等のうち、本部長あるいは他の各部が承知しておく必要がある事項は、本部連絡員を通じて速やかに本部事務局長に報告する。
- c 上記bにより報告を受けた本部事務局長は、速やかにこれを本部長に報告するとともに、本部連絡員を通じて各部に伝達するものとする。

カ 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めたときは、現地災

害対策本部を設置する。

現地災害対策本部の組織編成、所掌事務及び設置場所は次のとおりとする。

(ア) 組織編成

- a 現地本部長は、町災害対策本部の副本部長又は本部員のうちから町災害対策本部長が指名する者をもって充てる。
- b 現地本部員は、町災害対策本部員のうちから町災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

(イ) 所掌事務

- a 被害状況、応急対策実施状況の情報収集及び分析
- b 関係機関との連絡調整
- c 自衛隊の災害派遣について意見具申
- d 本部長の指示による応急対策の推進
- e その他緊急を要する応急対策の実施

(ウ) 設置場所

現地本部の設置場所は、災害現地、避難所等とする。

(3) 職員の配備

地震災害に対処するための配備基準及び要員編成は次のとおりとし、所属長は年度当初に要員について指定するものとする。

職員は、原則として「多古町役場庁舎大会議室」に参集する。庁舎及び周辺地域の被災等により参集困難な場合は、「多古町コミュニティプラザ多目的ホール」に参集する。

【災害対策本部設置前の配備】

配備種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等
第1配備	気象庁において多古町の震度を4と発表したとき（自動配備）	災害関係課等の職員で情報収集連絡体制活動が円滑に行える体制。	総務課 財政課 生活環境課 都市整備課
第2配備	気象庁において多古町の震度を5弱と発表したとき（自動配備）	第1配備体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制。	総務課 財政課 企画空港政策課 産業経済課 子育て支援課 多古こども園 税務課 生活環境課 都市整備課 都市計画課 学校教育課 生涯学習課 保健福祉課 多古中央病院
	〔東海地震〕 気象庁が東海地震注意情報を発表したとき（自動配備）		

(注) 災害対策本部の特例措置

第1、第2配備時において、局地災害が発生した場合、大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、町長が必要と認めたときは災害対策本部を設置することができる。

【災害対策本部設置後の配備】

配備種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等
第3配備	気象庁において多古町の震度を5強と発表したとき (自動配備)	応急対策活動が円滑に行える体制。	全 課
	地震により局地災害が発生した場合等で本部長が必要と認めたとき		
	〔東海地震〕 内閣総理大臣が警戒宣言を発表したとき (自動配備)		
第4配備	気象庁において多古町の震度を6弱以上と発表したとき (自動配備)	町の組織及び機能の全てをあげて対処する体制とし、各所属職員全員とする。	全 課
	地震により大規模な災害が発生した場合等で、本部長が必要と認めたとき		

【配備要員編成表】

区 分 課 名	本部設置前の配備		本部設置後の配備		備 考
	第1配備	第2配備	第3配備	第4配備	
総務課	2	5	全 員	全 員	総務部
議会事務局			2	全 員	議会部
財政課	1	2	3	全 員	財政部
企画空港政策課		2	4	全 員	企画部
産業経済課		3	5	全 員	
農業委員会			1	全 員	産業経済部
出納室			2	全 員	出納部
住民課			5	全 員	住民部
子育て支援課		2	3	全 員	子育て支援部
多古こども園		2	3	全 員	
税務課		4	7	全 員	税務部
生活環境課	2	5	全 員	全 員	生活環境部
都市整備課	2	4	全 員	全 員	都市整備部
都市計画課		2	全 員	全 員	
学校教育課		3	全 員	全 員	教育部
生涯学習課		4	全 員	全 員	
保健福祉課		8	全 員	全 員	保健福祉部
学校給食センター			全 員	全 員	給食部
多古中央病院		2	全 員	全 員	病院部

(4) 優先確認事項

多古町災害対策本部設置時において、避難所の開設や自衛隊等防災関係機関への派遣要請、災害救助法の適用の検討など円滑な初動体制を図るため、下記の事項を優先事項とし取り組む。

各部長は、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。また、他の部はこれに協力する。

部 名	担 当 課	部 長	確 認 事 項
保健福祉部	保健福祉課	課長	避難行動要支援者の安否確認
教 育 部	学校教育課 生涯学習課	学校教 育課長	避難所となる各学校体育館、町民体育館等の被害調査
都市整備部	都市整備課	課長	下記の路線（橋梁）に係る被害調査 <ul style="list-style-type: none"> ・千葉県緊急輸送道路1次路線 一般国道296号（多古大橋、佐野橋） ・千葉県緊急輸送道路2次路線 主要地方道多古笹本線（飯土井橋） 一般県道多古山田線（常磐橋） ・多古町緊急輸送道路 主要地方道横芝下総線（多古橋、染井橋、飯笹橋） 一般県道 多古栗源線（井戸山橋、御所台橋 西古内橋、次浦橋） 一般県道 佐原多古線 一級町道 染井・間倉線（浅間橋、滝谷橋） 一級町道 水戸・千田線 一級町道 西古内・南玉造線（栗山川大橋）
税 務 部	税 務 課	課長	家屋被害の概要調査
生活環境部	生活環境課	課長	上水道・農業集落排水設備の被害調査

(5) 部編成及び事務分掌

多古町災害対策本部の部編成及び分掌事務は次のとおりとする。

各部長は、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

部 名	担当課	部長	分 掌 事 務
総務部	総務課	課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の設置及び運営に関する事。 2 防災会議及び本部会議の運営に関する事。 3 本部長からの命令、指示の伝達に関する事。 4 各部の総合調整、連絡に関する事。 5 「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」及び「避難指示（緊急）」に関する事。 6 警戒区域の設定に関する事。 7 県その他防災関係機関との連絡調整に関する事。 8 自衛隊の派遣要請及び知事への応援要請に関する事。 9 応援協定先への支援要請に関する事。 10 区長会への協力要請に関する事。 11 ボランティアセンター設置に関する事。 12 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事。 13 水防に関する事。 14 災害情報の取りまとめに関する事。 15 その他情報収集に関する事。 16 防災行政無線の運用に関する事。 17 災害対策従事者の把握及び処遇に関する事。 18 職員等の健康管理に関する事。 19 職員の動員及び公務災害補償に関する事。 20 緊急通行車両の届出に関する事。 21 生活再建支援法に関する事。 22 その他、他部に属さない事。
議会部	議会事務局	局長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害視察者及び見舞者の接遇に関する事。 2 議会関係者に対する連絡調整に関する事。
財政部	財政課	課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 町有財産の管理及び被害調査に関する事。 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事。 3 車両等の確保及び配車計画に関する事。 4 災害時の応急財政処置に関する事。 5 国、県等の補助金に関する事。 6 義援金の配付に関する事。 7 見舞金の受入れ及び礼状に関する事。
企画部	企画空港政策課	課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事。 2 公共交通機関との連絡調整に関する事。 3 帰宅困難者対策に関する事。 4 被害状況等の撮影・記録に関する事。 5 災害に関する各種情報の広報に関する事。 6 報道機関への情報の提供、連絡に関する事。

部 名	担当課	部長	分 掌 事 務
産業経済部	産業経済課 農業委員会	課長	1 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事 2 農林水産業、商工業関係の被害状況調査に関する事 3 電気・燃料（ガス・ガソリン等）の確保・調整に関する事 4 生活物資の調達及び配分に関する事 5 家畜伝染病の防疫に関する事 6 労働力の確保に関する事 7 農林水産業等関係団体との連絡調整に関する事 8 香取農業事務所との連絡調整に関する事 9 北部家畜保健所との連絡調整に関する事 10 北部林業事務所との連絡調整に関する事
出納部	出納室	室長	1 災害関係経費の出納に関する事 2 義援金の受入れ、保管に関する事
住民部	住民課	課長	1 人的被害の調査及び取りまとめに関する事 2 被災者名簿の作成に関する事 3 被災者の世帯構成等の把握に関する事 4 行方不明者の捜索及び死体処理に関する事 5 被災者の安否問い合わせに関する事
子育て支援部	子育て支援課 多古こども園	課長 事務長	1 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事 2 災害時の保育及び保護者への幼児引渡しに関する事
税務部	税務課	課長	1 家屋、償却資産等の被害状況調査に関する事 2 罹災証明の発行に関する事 3 税の減免措置に関する事 4 備蓄資機材の管理に関する事 5 災害対策に係る物品の調達に関する事 6 救援物資の受入れ、保管及び避難所への配送に関する事
生活環境部	生活環境課	課長	1 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事 2 被災家屋等の防疫に関する事 3 応急給水に関する事 4 廃棄物の適正な処理に関する事 5 匝瑳市ほか二町環境衛生組合との連絡調整に関する事 6 東総衛生組合との連絡調整に関する事 7 大気、河川、土壌、その他の汚染対策に関する事 8 愛玩動物に関する事

部 名	担当課	部長	分 掌 事 務
都市整備部	都市整備課 都市計画課	都市整備課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 2 急傾斜地崩壊危険箇所、土砂災害警戒区域等の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 3 交通規制等応急交通対策に関すること。 4 障害物の除去に関すること。 5 災害復旧用資材の調達に関すること。 6 応急仮設住宅（みなし仮設住宅を含む）に関すること。 7 成田土木事務所との連絡調整に関すること。 8 土木建設業者との連絡調整に関すること。 9 建築物・工作物の応急危険度判定に関すること。 10 宅地の危険度判定に関すること。 11 被災住宅の応急修理に関すること。 12 被災後の都市計画及び復旧計画に関すること。
教育部	学校教育課 生涯学習課	学校教育課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 2 文化財等の被害状況調査に関すること。 3 児童生徒の避難に関すること。 4 避難所の開設に関すること。 5 教職員の動員に関すること。 6 被災学校の授業等応急措置に関すること。 7 学用品の配布に関すること。
保健福祉部	保健福祉課	課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 2 要配慮者の対策に関すること。 3 救護所の設置及び運営に関すること。 4 福祉避難所の運営に関すること。 5 応急手当に関すること。 6 傷病者の収容に関すること。 7 被災者の保健衛生に関すること。 8 救護班の補助に関すること。 9 救護班との連絡調整に関すること。 10 香取健康福祉センターとの連絡調整に関すること。 11 医師会との連絡調整に関すること。 12 歯科医師会との連絡調整に関すること。 13 日本赤十字社との連絡調整に関すること。 14 社会福祉団体との連絡調整に関すること。 15 医薬品及び医療用資機材の調達に関すること。 16 災害救助法の事務に関すること。 17 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付に関すること。
給食部	給食センター	所長	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 2 被災者の食事及び炊き出し手配に関すること。 3 災害対策従事者の食糧の調達に関すること。
病院部	多古中央病院	事務長	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 2 救急医療、助産及び救護班の編成に関すること。 3 負傷者の判定（トリアージ）に関すること。 4 災害拠点病院との連絡調整に関すること。 5 災害医療協力病院等との連絡調整に関すること。

(6) 職員の動員

ア 動員体制の確立

部長は、部の動員系統連絡の方法等をあらかじめ実態に即した方法により具体的に定めておく。

イ 動員系統

職員の動員は、次の系統で伝達する。

配備決定（本部長） → 本部事務局（総務課） → 本部員

ウ 動員の伝達方法

震災時は、震度に基づき自動配備となるが、参集を徹底させるため次の方法で伝達を行う。

(ア) 勤務時間内

庁内放送、防災行政無線、電話、メール又は口頭により行う。

(イ) 勤務時間外

防災行政無線、防災メール又は電話により行う。

エ 自主登庁又は自主参集

テレビ、ラジオ等による情報や周囲の状況から被害が著しく、町災害対策本部設置（第3配備以上）の参集基準に該当すると判断される場合は、自主登庁及び自主参集するものとする。

オ 対応長期化に備えた体制

災害対応の長期化に備えて、災害対応従事者の健康を確保するため、ローテーション管理や物資・資機材の確保に努める。

2 指定地方行政機関等の活動体制

(1) 責務

ア 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関

地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画及び町地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、町、県及び他の防災関係機関の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な施策を講じる。

イ 防災上重要な施設の管理者

町の区域内の公共的団体、学校、病院、社会福祉施設など、防災上重要な施設の管理者及びその他法令の規定による防災に関する責任を有する者は、地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画及び町地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関、町及び県の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 活動体制

ア 組織等の整備

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、防災上重要な施設の管理者等は、それぞれの責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備及びサービスの基準を定めておく。

イ 職員の派遣

本部長は、災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要があると認めるときは、指定地方公共機関等の長に対して、その所属職員を必要な場所に派遣するよう要請する。

3 町災害対策本部と県及び防災関係機関との連絡（総務課）

町は、災害の状況に応じ、町災害対策本部会議に指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公

共機関の職員の出席を求め、災害状況、災害対策実施状況等情報の交換を行うとともに、応急対策に必要な連絡調整を行う。

また、県が災害対策本部会議を開催した場合及び現地災害対策本部を設置した場合には、町職員が出席するなどして、情報交換を行うとともに応急対策に必要な連絡調整を行う。

<資料編2-5 災害時の情報交換に関する協定 参照>

4 災害救助法の適用手続等（保健福祉課）

(1) 災害救助法の目的

災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）は災害に際して応急的に必要な救助を行い、災害にかかった人達の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とする。

(2) 適用基準

救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項第1号から第4号までの規定によるが、本町における適用基準は、次のとおりである。（平成27年10月1日現在）

指標となる被害項目	適用の基準	該当条項
町内の住家が滅失（被災）した世帯の数	40世帯以上	第1項 第1号
県内の住家が滅失（被災）した世帯の数	2,500世帯以上	第1項
そのうち町内の住家が滅失（被災）した世帯の数	25世帯以上	第2号
県内の住家が滅失（被災）した世帯の数	12,000世帯以上	第1項
そのうち町内の住家が滅失（被災）した世帯の数	多数	第3号
多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき	知事と厚生労働大臣で協議	第1項 第4号

※1：【災害救助法施行令第一条第一項第四号の厚生労働省令で定める基準】

①災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

②災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

※2：上表中、「適用の基準」は本町の人口（14,724人、H27国勢調査）に合わせている。

(3) 救助の実施機関

ア 知事は、県内に災害救助法を適用する災害が発生した場合は、国からの法定受託事務として応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

イ 知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を町長が行うこととすることができる。

ウ 町長は、上記イにより町長が行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助するものとする。

(4) 救助の種類

災害救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助を行う。

ア 避難所及び応急仮設住宅の給与

イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

エ 医療及び助産

オ 被災者の救出

カ 被災した住宅の応急修理

キ 学用品の給与

ク 埋葬

ケ 死体の捜索及び処理

コ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去

(5) 被災世帯の算定基準

ア 被災世帯の算定

住家の滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

イ 住家の滅失等の認定

(ア) 住家が滅失したもの

居住のための基本的機能を喪失したもので、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が、住家全体の50%以上に達した程度のもので

(イ) 住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの

住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が住家全体の20%以上50%未満のもので

(ウ) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもので、(ア)、(イ)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもので、又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもので

ウ 世帯及び住家の単位

(ア) 世帯

生計を一にしている実際の生活の単位をいう。

(イ) 住家

現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

(6) 災害救助法の適用手続

ア 災害に対し、町における災害が、(2)の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、町長は、直ちにその旨を知事(本部事務局)に報告する。

イ 災害救助法施行細則(昭和23年千葉県規則第19号)第5条の規定により、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないとき、町長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。

(7) 救助の程度、方法及び期間等

災害救助法が適用された場合の応急救助の程度、方法及び期間等については、災害救助法施行細則別表第一によるものとする。

<資料編6-8 災害救助法による救助の程度、方法及び期間一覧表 参照>

第2節 情報収集・伝達体制

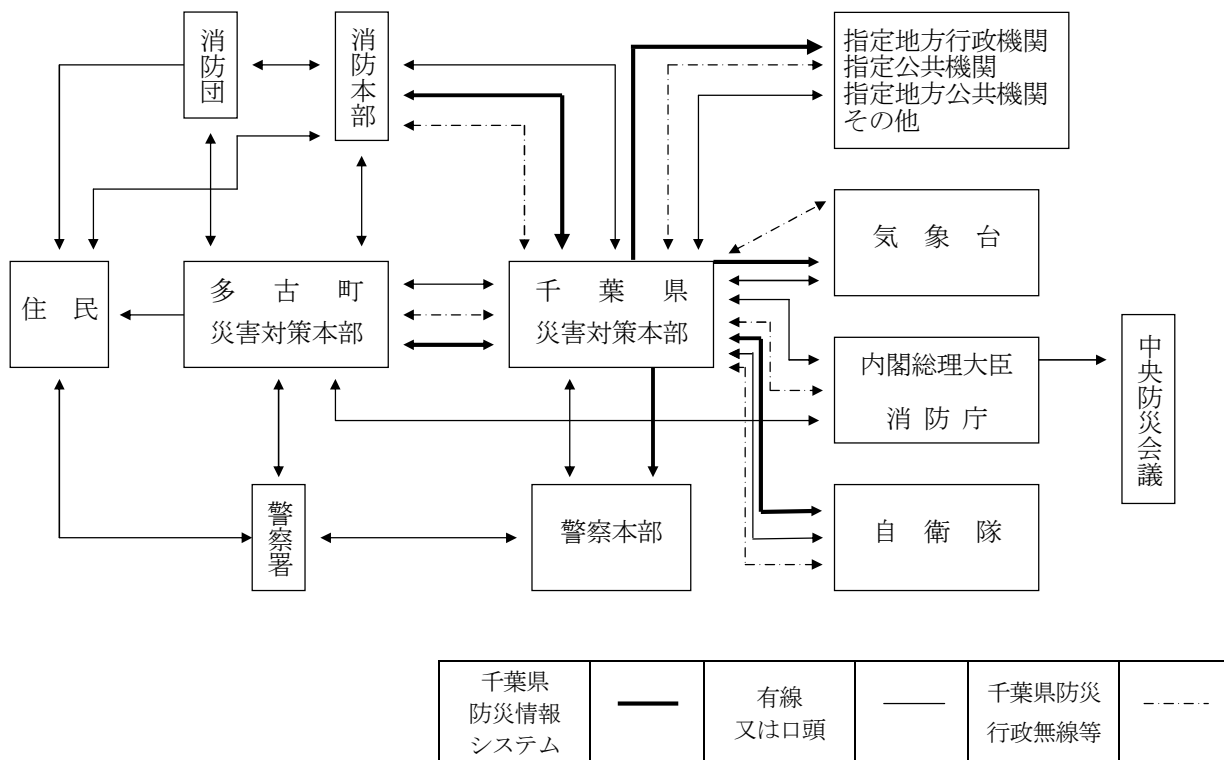
地震の被害を最小限にとどめるためには、地震の規模等の情報を一刻も早く地域住民等に伝達することが必要である。特に高齢者や障害者等災害時要援護者への伝達に万全を期する必要がある。また、円滑な応急対策活動を実施するため各防災機関は、緊密な連携のもと、災害に関する情報を的確かつ迅速に把握する体制を整える必要がある

1 通信体制（総務課）

(1) 通信連絡系統図

震災時の情報連絡の流れは次のとおりである。

通信連絡系統



(2) 通信連絡手段

区分	方法
町	1 千葉県防災行政無線又は千葉県防災情報システム等により県本部と直接情報連絡を行う。 2 千葉県防災行政無線等（地域衛星通信ネットワーク）により、総務省消防庁へ緊急時の報告を行う。 3 保有する同報無線・移動無線等を中心に、町の各機関、県及び指定地方行政機関等の出先機関、管内の公共的団体等との間に通信連絡システムを整備し、災害時の通信を確保する。 4 緊急を要する通信を確保し、又は有線通信の途絶に対処するため、災害時優先電話若しくは非常（緊急）電報を活用するよう東日本電信電話㈱及び各施設管理者の協力を確保しておく。
県	1 千葉県防災行政無線及び千葉県防災情報システムを主体に、東日本電信電話㈱の加入電話（災害時優先電話）、孤立防止用衛星電話をはじめ、各電気通信事業者の携帯電話・携帯メールや自動車電話、防災相互通信用無線のほか、各種機関が保有する通信施設の活用（非常通信）により、市町村、県出先機関、警察、消防本部及び防災関係機関と情報連絡を行う。 2 千葉県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）及び消防庁消防防災無線等により、消防庁へ報告等を行う。なお、内閣総理大臣官邸及び非常災害対策本部と県災害対策本部との間に中央防災無線網（緊急連絡用回線）を確保している。
香取警察署	警察無線、警察電話及び各種通信連絡手段を活用して、県内各警察署及び各防災関係機関と情報連絡を行う。
消防本部	1 消防無線、消防電話等を活用して消防署、消防団等各消防関係機関と情報連絡を行う。 2 千葉県防災行政無線等により、県本部と直接情報連絡を行う。
その他の防災機関	1 それぞれの通信連絡システムのもと、無線通信及び各種の連絡手段により通信連絡を行う。 2 千葉県防災行政無線等により、県本部と直接情報連絡を行う。

<資料編6-9 非常通信ルート 参照>

(3) 災害時における千葉県防災行政無線の取扱い及び利用の調整

ア 通信回線の監視

県庁統制室では、通信回線の使用状況を常に監視し、輻輳状況を把握するものとする。

イ 通信の統制

通信が輻輳し、情報及び指示指令の受伝達に支障を及ぼすと判断された場合は、千葉県防災行政無線運用規程の定めるところにより、統制管理者は通信の統制を行うものとする。

ウ 災害用通信の優先

統制中の通信は、災害用通信を最優先するものとし、その他の通信は、これを阻害しない範囲内で取扱うものとする。

エ 災害現地等との通信

災害現地等との通信が困難な場合は、状況に応じ、衛星通信車、可搬型地球局及び全県移動局等を現地に搬入し、通信確保に努めるものとする。

(4) NTT「災害時優先電話」及び「非常・緊急電報」

ア 災害時優先電話

災害時における迅速な通信連絡を確保するため、あらかじめ東日本電信電話㈱に対し、電話番号を指定し届出て災害時優先電話としての承認を受けておくものとする。

イ 非常・緊急電報

非常電報又は緊急電報を発信するときは、東日本電信電話㈱に依頼することとし、非常扱い電報（緊急扱い電報）である旨を告げるものとする。

(5) 災害時における一般加入電話の調整

災害時における一般加入電話の円滑な運用を期するため、災害対策本部長は、通信システムの調整を図るものとする。

(6) 通信施設が使用不能の場合における他の通信施設の利用

非常災害時において各防災関係機関は、それぞれの通信系が被災により不通となった場合、又は著しく通信が困難となった場合は、次に掲げる機関所属の無線局を利用し災害に関する通信の確保を図る（災害対策基本法第57条、災害救助法第11条、水防法第27条、電波法第52条）。

- ア 県の無線通信施設（千葉県防災行政無線を除く）
- イ 関東地方非常通信協議会の構成機関である次の機関の通信施設
 - (ア) 警察通信施設
 - (イ) 国土交通省関係通信施設
 - (ウ) 海上保安部通信施設
 - (エ) 日本赤十字社通信施設
 - (オ) 東日本電信電話（株）通信施設
 - (カ) 東京電力パワーグリッド（株）通信施設
 - (キ) 日本放送協会千葉放送局通信施設
 - (ク) 東京ガス（株）通信施設
- ウ 上記以外の機関又は個人の無線通信施設
- (7) すべての通信施設が途絶した場合における措置
 - すべての通信施設が途絶した場合は、当該施設が直ちに復旧できる見込みである場合を除き、使用者をもって連絡するものとする。
- (8) 被災通信施設の応急対策
 - ア 通信施設の所有者又は管理者は、通信施設の応急対策について計画を立てておくものとする。
 - イ 通信施設に被害を受けたときは、速やかに復旧に努めるとともに、他の通信施設の所有者又は管理者は、当該被災通信施設の機関の業務の通信について積極的に協力するよう努めるものとする。
- (9) 非常通信の利用方法
 - ア 取扱対象要件
 - (ア) 人命の救助に関するもの。
 - (イ) 天災の予報（主要河川の水位を含む）及び天災その他の災害の状況に関するもの。
 - (ウ) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関するもの。
 - (エ) 電波法第74条第1項の規定による実施の指令に関するもの。
 - (オ) 非常事態に際しての事態の收拾、復旧、交通制限、その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの。
 - (カ) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの。
 - (キ) 非常災害時における緊急措置に関するもの。
 - (ク) 遭難者救護に関するもの。
 - (ケ) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの。
 - (コ) 鉄道路線、道路、電力設備、電信電話回路の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの。
 - (サ) 中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に受発する災害救援その他緊急措置に関するもの。
 - (シ) 災害救助法第7条及び災害対策基本法第71条第1項の規定により知事から医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。
 - イ 非常通報の発信資格
 - 非常通報は無線局の免許人が自ら発受するほか、次に掲げる者からの依頼に応じて発受するものとし、この場合は「非常」の旨を表示して差し出すものとする。
 - (ア) 官公庁（公共企業体を含む。）
 - (イ) 中央防災会議及び同事務局並びに非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部
 - (ウ) 日本赤十字社
 - (エ) 消防長会及び消防協会
 - (オ) 電力会社
 - (カ) 地方鉄道会社

ウ 取扱費用

非常通報はなるべく無料として取扱う。

エ 非常通信文

電報頼信紙その他適宜の用紙に、下記の順序で電報形式又は文書形式（通常の文書体で記載するもの）で書き、次の事項を記載すること。

(ア) あて先の住所氏名（又は名称、職名）及び電話番号

(イ) 種類（文書形式のものは「非常」電報形式のものは「ヒゼウ」と記載すること。）

(ウ) 本文

一通の本文の字数は、200字以内、通常の文書体の場合は、カタカナに換算してなるべく200字以内であること。ただし、通数には制限はないものとする。

(エ) 通報文の余白に発信者の住所、氏名及び電話番号を記載すること。

オ 依頼方法

最寄りの無線局（国、県、警察及び民間等の無線局）に非常通報を持参して依頼すること。

ただし、急を要する場合は電話で依頼することもできる。なお、非常災害発生のおそれがある場合はあらかじめ無線局と緊密な連絡をとっておくこと。

(10) 関東地方非常通信協議会

非常災害時の有線電話途絶時等において、災害情報の収集・伝達等に係る非常通信の円滑な運営を期することを目的として、県内の無線施設を有する県内の官公民機関及びこれを利用する地方公共団体等で組織されている。（事務局：関東総合通信局無線通信部陸上第二課）

協議会においては平素から、非常通信の運用の計画及び実施、非常通信の訓練の計画及び実施、また非常通信に関する研究等に努めており、災害時の通信確保に万全を期している。

2 震度情報ネットワークシステムによる地震情報の収集（総務課）

町は、震度情報ネットワークシステム等を通じて、気象庁及び銚子地方気象台が発表する震度情報を速やかに収集する。通信回線の障害・不通時は、地震に関する情報をテレビ・ラジオ等から入手する。

■地震情報の種類

種 類	内 容
緊急地震速報	地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる情報。
震度速報	地震発生から約2分後、震度3以上の全国180に区分した地域名と地震の発生時刻を発表。本町は、「千葉県北東部」である。
震源・震度に関する情報	地震の発生場所やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。津波予報の発表状況や津波の心配がない場合の解説もこの中で発表する。
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。震度5弱以上と考えられるが、震度が入手できない観測点を発表する。
地震回数に関する情報	地震が多発した場合、震度1以上を観測した地震の回数を発表。
推計震度分布図	各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表する。

3 被害情報等収集・報告（総務課）

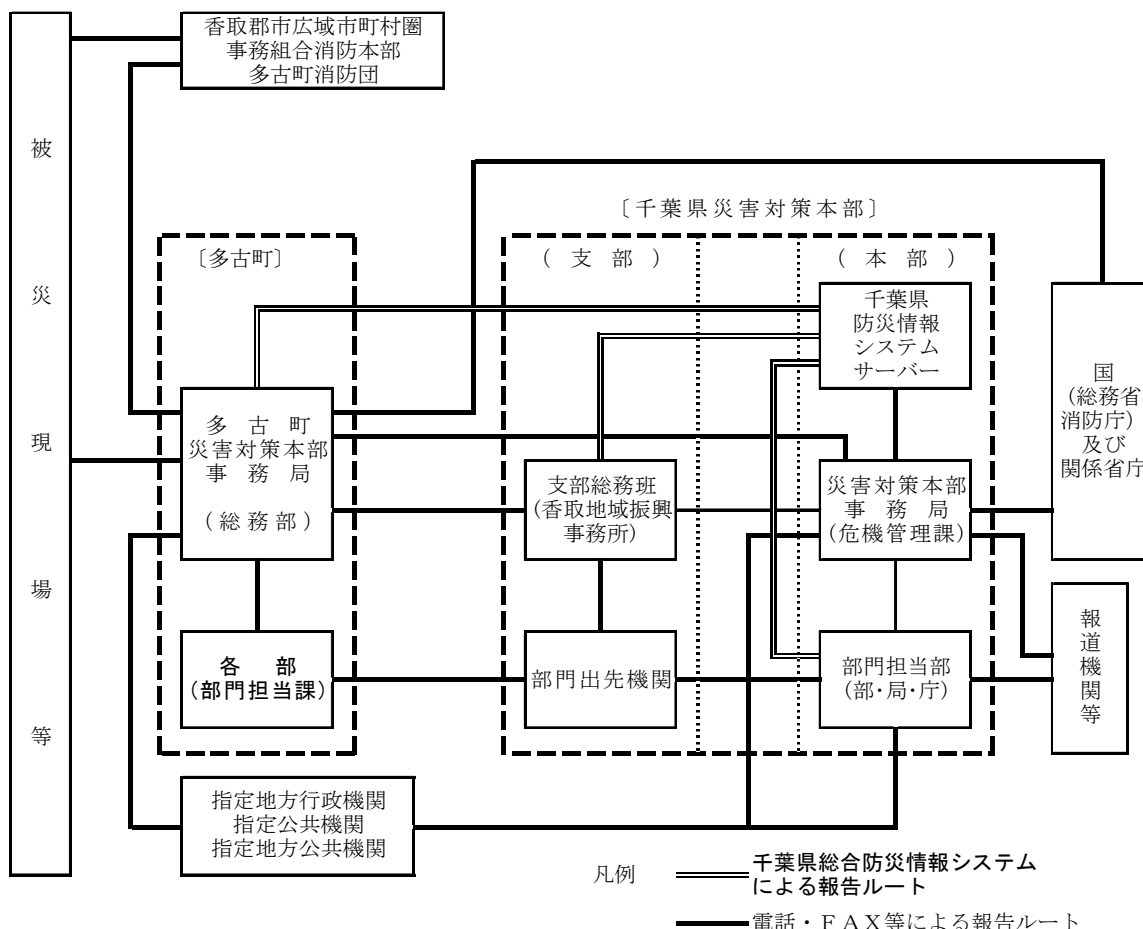
被害情報等の迅速・的確な把握は、あらゆる応急対策活動の基本となるものである。

このため、町、県及び防災関係機関は、災害が発生した場合又は発生が予想される場合は、相互

に緊密に連携して迅速かつ的確な情報収集・報告活動を行う。

(1) 被害情報等の収集報告系統

被害情報等の収集報告の流れは、次のとおりである。



(2) 被害情報の種類

災害発生後、直ちに収集する情報は、次のとおりである。

■収集すべき被害情報

調査実施者	収集すべき被害状況の内容
町	①各部からの情報整理 ②県及び防災関係機関からの情報収集 ③町有財産の被害 ④商店、工場、危険物取扱施設その他土地等の物的被害 ⑤被災地の傷病者の状況 ⑥避難場所及び避難所施設の被害 ⑦ライフライン施設の被害 ⑧農作物、家畜等の被害 ⑨学校教育施設等の被害 ⑩児童生徒に関する被害 ⑪園児に関する被害
各施設の管理者	①所管施設の来所者、入所者、職員等の人的被害 ②所管施設の物的被害及び機能被害
消防本部 消防団	①全ての人的被害 (他で調査した人的被害の集計) ②住宅の被害 (物的被害) ③火災発生状況及び火災による物的被害 ④危険物取扱施設の物的被害
(次ページへ続く)	

調査実施者	収集すべき被害状況の内容
消防本部 消防団 (前ページから続く)	⑤要救護情報及び医療活動情報 ⑥避難経路の被害状況 ⑦避難の必要の有無及びその状況 ⑧その他消防活動上必要ある項目

(3) 県への被害情報の報告

ア 報告基準

以下の(ア)から(ウ)の基準に該当する災害の場合、県本部事務局(危機管理課)へ報告する。

- (ア) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (イ) 町が災害対策本部を設置したもの
- (ウ) 災害が他県にまたがるもので、千葉県における被害は軽微であっても、他県においては、同一災害で大きな被害をもたらしているもの

イ 報告の種別等

県災害対策本部事務局(危機管理課)への報告の種別、時期及び方法は、別表「報告一覧」(P62参照)のとおりとする。

ウ 町が報告すべき事項は、次表のとおりとする。

■県へ報告すべき事項

<ul style="list-style-type: none"> ① 災害の原因 ② 災害が発生した日時 ③ 災害が発生した場所又は地域 ④ 被害の状況 ⑤ 被害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置 <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況 ・主な応急措置の実施状況 ・その他必要事項 ⑥ 災害による住民等の避難の状況 ⑦ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類 ⑧ その他必要事項

■別表 県への報告一覧

報告の種類		報告の内容	報告時期・方法
災害緊急報告		1 庁舎等の状況 2 災害規模概況 災害の発生場所、概況、人的被害、住家被害、火災発生の有無等の被害状況 3 応急対策の状況 当該災害に対して講じた応急対策について報告 4 措置情報 災害対策本部等の設置状況、避難勧告・指示等の状況、避難所の設置状況等について報告	①覚知後直ちに ②第1報告の後、詳細が判明の都度直ちに [電話、FAX]
災害総括報告	定時報告	被害情報及び措置情報の全般的な情報を定時に報告 1 被害情報 各市町村区域内の人的被害、住家被害及びその他施設等の全般的な被害状況(件数) 2 措置情報 災害対策本部の設置、職員配備及び住民避難等の状況	①原則として1日2回 9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで ②県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで [電話、FAX及び端末入力]
	確定時報告	同一の災害に対する応急対策が終了した後、10日以内に報告。本報告は、災害復旧の基礎となるものであるため、正確を期すること。 1 被害情報 各市町村内の全般的な被害状況(件数) 2 措置情報 災害対策本部の設置、職員配備及び住民避難等の状況 3 被害額情報 各市町村内の施設被害額及び産業別被害額	応急対策終了後10日以内 [端末入力及び文書]
	年報	4月1日現在で明らかになった1月1日から12月31日までに発生した災害について報告	4月20日まで [端末入力及び文書]
災害詳細報告		災害総括報告で報告した被害情報の内容(日時・場所・原因等)及び措置情報の詳細を報告	①原則として1日2回 9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで ②県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで [電話、FAX及び端末入力]

■別表2 被害の認定基準

区 分		認 定 基 準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者とする。
	重傷	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家被害	共通	住家とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂・竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害	共通	住家以外の建築物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等で公用物又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
罹災世帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。 一部破損及び床下浸水の場合は計上しない。
罹災者		罹災世帯の構成員とする。
その他被害	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	病院	医療法第1条1項に規定する病院（患者20人以上の収容施設を有するもの）とする。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等のうえに架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止、その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。

区 分		認 定 基 準
その他被害	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	急傾斜地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年7月1日法律第57号）第2条第2項に規定する「急傾斜地崩壊防止施設」とする。
	断水戸数	上水道又は簡易水道で断水している戸数で、最新時点における戸数とする。
	電気	災害による停電した戸数で、最新時点における戸数とする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数で、最新時点における戸数とする。
	ブロック・石堀	倒壊したブロック塀又は石堀の箇所数とする。
	田の流失・埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失・埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。
	畑の冠水	
火災発生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。	
被害金額	共 通	災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済み額を記入し、未査定額（被害見込額）はかつこ外に朱書きするものとする。
	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、公園、漁港及び下水道とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。
	公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林業被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚具、漁船等の被害とする。
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。	

(4) 情報収集報告

町域において災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、速やかに被害情報を収集し、千葉県防災情報システム及び電話・ファクシミリ又は防災行政無線により県本部事務局（危機管理課）に報告する。

ただし、県に報告できない場合にあつては、国（総務省消防庁）に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。「震度5強」以上を記録した地震にあつては「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防第267号）」により被害の有無を問わず、第1報等について県と併せて国（総務省消防庁）に報告する。

また、同時多発の火災等により消防機関へ通報が殺到したときは、その旨を国（総務省消防庁）及び県に報告する。

<資料編6-10 火災・災害等即報要領 参照>

(5) 収集報告に当たって留意すべき事項

ア 発災初期の情報収集に当たっては、「千葉県震度情報ネットワークシステム」等により得られた各地の震度情報を利用して、効果的な被害状況等の収集活動に当たるとともに、119番通報の殺到状況、被災地の映像情報など被害規模を推定するための概括的な情報の収集伝達に特に配慮する。

イ 人的被害、住家被害、住民避難、火災の発生・延焼の状況等、災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・報告する。

ウ 被害等の調査・報告に当たっては、関係機関及び内部の連絡を密にし、調査漏れや重複等のないよう十分留意するとともに、被害数値等の調整を図る。

エ 情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図る。特に発災初期の情報は、住民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておく。

オ 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する。

カ 罹災世帯・罹災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等と照合し、正確を期する。

(6) 報告責任者の選任

被害情報等の報告に係る責任者は、次表のとおり定める。

区分	所掌事務	担当者
総括責任者	町における被害情報等の報告を総括する。	総務課長
取扱責任者	町における部門ごとの被害情報等の報告事務を取り扱う。	各課長

(7) 千葉県被害情報等報告要領

被害情報等の収集報告活動に関する具体的な運用は、「千葉県被害情報等報告要領」により行うものとする。

(8) 国及び県への連絡方法

■勤務時間内における国及び県への連絡方法

総務省消防庁（応急対策室） ①消防防災無線（県防災行政無線を使用） 電話 120-90-49013（地上系） 048-500-90-49013（衛星系） FAX 120-90-49033（地上系） 048-500-90-49033（衛星系） ②一般加入電話 電話 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537
千葉県（防災危機管理部危機管理課災害対策室） ①県防災行政無線 電話 500-7320（地上系） 012-500-7320（衛星系） FAX 500-7298（地上系） 012-500-7298（衛星系） ②一般加入電話 電話 043-223-2175 FAX 043-222-1127

■勤務時間外における国及び県への連絡方法

総務省消防庁（消防庁宿直室） ①消防防災無線（県防災行政無線を使用） 電話 120-90-49102（地上系） 048-500-90-49102（衛星系） FAX 120-90-49036（地上系） 048-500-90-49036（衛星系） ②一般加入電話 電話 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553
千葉県（防災危機管理部危機管理課防災行政無線統制室） ①県防災行政無線 電話 500-7225（地上系） 012-500-7225（衛星系） FAX 500-7110（地上系） 012-500-7110（衛星系） ②一般加入電話 電話 043-223-2178 FAX 043-222-5219

4 災害時の広報（総務課 企画空港政策課）

(1) 広報活動要領

町は、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、正確な情報を迅速に提供することに努める。

(2) 広報内容

- ア 避難方法等に関する情報
- イ 交通規制等に関する情報
- ウ 被害に関する情報
 - (ア) 人及び家屋関係
 - (イ) 公益事業関係
 - (ウ) 交通施設関係
 - (エ) 土木施設関係
 - (オ) 農林水産関係
 - (カ) 商工業関係
 - (キ) 教育関係
 - (ク) その他
- エ 応急対策活動に関する情報
 - (ア) 水防、警備、救助及び防疫活動
 - (イ) 通信、交通、土木施設等の応急対策活動

- (ウ) その他住民及び被災者に対する必要な広報事項
 - オ 県外で発生した震災に係る支援に関する情報
 - カ 流言飛語の防止に関する情報
- (3) 広報方法
 - ア 一般広報活動
 - (ア) 町防災行政無線、広報車等を活用した広報
 - (イ) 広報紙、チラシ、ポスター、掲示板等を活用した広報
 - (ウ) インターネット（町ホームページ、メールなど）を活用した広報
 - イ 報道機関への発表

町は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を提供する。

また、報道機関が迅速かつ正確に広報できるようにするため、情報の提供方法について、インターネットやメール等の活用についても検討する。

ウ 放送事業者及びインターネット事業者への要請

町が災害等のため、電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線通信設備により通信ができない場合又は通信が著しく困難な場合において、災害対策基本法第57条の規定による通知、要請、伝達又は警告のため、放送機関に放送を要請する場合は県が各放送機関と結んだ「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県を通じて要請する。

また、同条の規定によりインターネットを利用した情報提供について、インターネット事業者との連携を検討するものとする。

■放送要請協定機関及び窓口

機 関 名 ・ 窓 口	県 防 災 行 政 無 線		一 般 加 入 電 話	
	電 話	F A X	電 話	F A X
日本放送協会千葉放送局(放送)	500-7393	500-7394	043-203-0597	043-203-0395
千葉テレビ放送(株) 報道局報道部	500-9701	500-9702	043-231-3100	043-231-4999
(株)ベイエフエム 総務部	500-9711	500-9712	043-351-7841	043-351-7870
(株)ニッポン放送 編成局報道部	—	—	03-3287-7622	03-3287-7696

第3節 地震・火災避難計画

地震発生時には延焼火災の拡大等の発生が考えられ、住民の避難を要する地域が数多く出る可能性がある。

このため、安全な場所への避難に必要な可能な限りの措置をとり、被災者の生命、身体の安全の確保に努める。中でも高齢者、障害者その他の避難行動要支援者の安全避難については特に留意する。

1 計画内容（総務課）

災害に際し、危険地域の住民を安全な場所に避難させ、人的被害の軽減を図るとともに、これらの者と現に被害を受けて避難しなければならない者を、一時的に学校体育館、保健福祉センター等の既存建物又は野外に仮設したテント等に收容し、保護するための計画とし、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び「災害時における避難所運営の手引き」に基づき、適切な避難誘導體制を整える。

2 実施機関（総務課）

(1) 避難の勧告又は指示

避難の勧告又は指示を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって、次のように定められているが、災害応急対策の第1次的な実施責任者である町長を中心として、相互に連携をとり実施する。

ア 市町村長等（災害対策基本法第60条）

イ 警察官又は海上保安官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

ウ 水防管理者（市町村長、市町村水防事務組合管理者、水害予防組合管理者〔水防法第29条〕）

エ 知事又はその命を受けた県職員（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

オ 災害のため派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（その場に警察官がない場合に限る。〔自衛隊法第94条〕）

(2) 避難所の設置

災害により現に被害を受け、または受けるおそれのある住民を收容するため、学校体育館、保健福祉センター等の避難所を設置する。

ア 避難所の設置は、町長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、町長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、町長が行うこととすることができる（多くの場合は市町村長に委任される）。

イ 当町限りで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

3 避難の勧告又は指示等（総務課）

(1) 地震の発生に伴う災害による住民等の生命又は身体の保護のため、又は災害の拡大防止のために特に必要があると認められるときは、本節2（1）に掲げる者は、関係法令の規定により避難の勧告又は指示を行うものとする。

ア 町長等の措置（災害対策基本法第60条）

町長は、火災、崖崩れ等の事態が発生し、又はその拡大のおそれがあり、住民等の生命身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、速やかに立退きの勧告又は指示を行い、指示等を行ったときは知事へ報告する。

知事は、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長が実施すべき立退きの勧告又は指示に関する措置の全部又は一部を町長に代わって実施する。

イ 警察官の措置

警察官は、地震に伴う災害の発生により住民等の生命、身体に危険を及ぼすおそれのある事態が発生し、町長が措置をとることができないと認めるとき、又は町長から要求があったときは、直ちに当該地域住民に立退きを指示するものとする。

警察官は、住民等の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に立退きを指示する。

ウ 自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいなくときは、危険な場所にいる住民に避難の指示をする。

エ 知事等の措置（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

知事等は地震に伴う津波の襲来及び地すべりにより、著しく危険が切迫しているとき、危険な区域の住民に対し立退きを指示する。

(2) 避難の勧告又は指示の内容

町長等が避難の勧告又は指示を行う場合は、状況の許す限り次の各号に掲げる事項を明らかにして、これを行う。

ア 避難対象地域

イ 避難先

ウ 避難経路

エ 避難の勧告又は指示の理由

オ その他必要な事項

(3) 避難の措置と周知

避難の措置を実施した者又は機関は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。

ア 住民等への周知

避難の措置を実施したときは、当該実施者は、防災行政無線を活用するほか報道機関や自主防災組織の協力を得て住民に対し、その内容の周知徹底を図る。

イ 関係機関の相互連絡

町、県、警察本部及び自衛隊は、避難の措置を行った場合においては、その内容について相互に通報連絡する。

4 避難誘導等（総務課 保健福祉課 消防本部）

避難誘導は、町地域防災計画に定めるところによるが、町職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難場所等への誘導に努める。誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織等ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。

町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、あらかじめ避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、定期的な更新に努める。作成した名簿は、本人の同意を得た上で（町条例に特別の定めのある場合を除く。）、消防、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の町地域防災計画で定める関係者へ提供し、避難支援体制の整備に努める。

5 避難所の開設（総務課 生活環境課 学校教育課 生涯学習課 保健福祉課）

避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失する等引き続き救助を要する者及びそのおそれのある者に対して、避難所を開設し収容保護する。なお、被災者のプライバシー及び安全の確保並びに衛生管理に努めるとともに、高齢者や障害者をはじめとする要配慮者や女性への配慮、ペット対策などについても適切に対応するよう努めるものとする。

(1) 町は、避難所を設置する必要があるときは、学校体育館、保健福祉センターその他の公共建物等を避難所として開設するが、これらの施設のみをもっては収容能力に不足が生ずるときは、野外にテント又は応急仮設住宅を設置し、対応する。さらに、高齢者、障害者、乳幼児、その他の要配慮者に配慮し、被災地以外にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。なお、避難所の開設が予定される施設については、耐震性を確保するとともに、対象地域の被災住民を収容できる規模をもって適切に配置するよう努める。特に東日本大震災では、指定されていた避難所が被害にあった例があることから、耐震性や耐災害性（洪水・土砂災害）には、特に注意が必要である。

また、学校等の避難所については、学校施設の応急復旧マニュアル等の周知を図り、学校職員等が被災時の施設の状況を速やかに把握できるよう努める。

(2) 町は、在宅避難者等に対しても必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援の実施に努める。

(3) 町は、本来の施設管理者の監督の下で住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して避難所の効率的な管理運営がなされるよう、県が策定した「災害時における避難所運営の手引き」を参考とし避難所ごとの運営マニュアルの策定に向けた取り組みを推進する。

また、その作成に当たっては、施設管理者と協議するものとする。

学校にあっては、教育活動の早期再開のため、「震災時における実働計画（実働マニュアル）」によって行うものとする。

(4) 大規模な災害が発生し、多くの住民が長期にわたり避難生活を送る際には、住民の自主防災組織などの避難住民自らが中心となって運営する方法が、混乱回避のためには最も現実的な運営方法であると考えられるが、この方法であっても、当然、町職員や施設管理者、ボランティアの支援は必要である。

(5) 町は、避難所を管理運営する場合、男女双方の要望や意見を反映するため、男性ばかりでなく女性を管理運営する者に入れるものとする。

また、避難所における女性への配慮としては、更衣室やトイレなど施設の利用上の配慮、女性相談窓口や女性専用の物資配付など運営上の配慮などが必要である。

なお、女性相談窓口の開設・運営に当たっては、男女共同参画センターのアドバイスを受け、また多古町女性消防組織などを積極的に活用する。

(6) 町は、ペットとの同行避難に備えて、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようにルール作成に努める。

(7) 町は、状況により避難生活が長期化するような場合に備え、基本的な生活に対応できる環境を整えるために必要な資機材の備蓄や、速やかに調達できる体制の整備に努める。主なものとしては、炊き出しのための調理設備や器具、燃料、洗濯機等、畳・パーティション、仮設風呂・シャワーなどである。

また、季節対策として、寒さ対策や暑さ対策など、季節の移り変わりにも柔軟に対応できる環境づくりに努める。

6 安否情報の提供（総務課 住民課 保健福祉課）

町及び県は、消防、警察等と協力して被災者の安否に関する情報を収集し、親族等関係者へ提供

する体制の整備に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある者等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう、特に個人情報の管理の徹底に努める。

第4節 要配慮者等の安全確保対策

地震発生時には延焼火災の拡大等の発生が考えられ、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。

このため、安全な場所への避難に必要な可能な限りの措置をとり、被災者の生命、身体の安全の確保に努める。

要配慮者のうち、自ら避難することが困難で避難に特に支援を要する避難行動要支援者については、町が策定した「災害時要援護者避難支援プラン」（資料編6-1-1参照）等に基づき、災害時の避難誘導をはじめ、避難生活についても考慮し、安全確保に努める。

1 避難誘導等（保健福祉課）

避難行動要支援者については、災害時要援護者避難支援プランの個別計画等に基づき避難支援者による避難誘導、支援を行う。

(1) 避難誘導

避難誘導は、次の事項に留意して行うものとする。

ア 避難経路は、できる限り危険な橋、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。この場合、なるべく身体壮健者、その他適当な健常者に依頼して避難者の誘導措置を講じること。

イ 危険な場所には、表示、なわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置すること。

ウ 状況により、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、病弱者又は歩行困難者は適当な場所に集合させ、車両又はボート等による輸送を行うこと。この場合、ロープ等の資材を利用して輸送途中の安全を期すること。

エ 避難誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、できるだけ自治会等の単位で行うこと。

オ 高齢者、障害者等の避難行動要支援者については、その状態や特性に応じた適切な避難誘導を行うとともに、町職員、自主防災組織の隊員等による避難確認を行うこと。

(2) 避難順位

避難誘導は移動若しくは歩行困難な者を優先して行うものとするが、その優先順位等については、災害時要援護者避難支援プランの個別計画の中で、町が定めるものとする。

(3) 緊急入所等

在宅での生活の継続が困難な要配慮者や指定避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行うものとする。

2 避難所の開設、要配慮者への対応（保健福祉課）

(1) 避難所の開設は、第3節の地震・火災避難計画による。

町及び県は、要配慮者の避難状況を速やかに確認し、優先的に避難所を確保するとともに、健康状態や特性等を把握し、要配慮者に配慮した運営に努めることとする。

さらに、高齢者、障害者、乳幼児、その他の要配慮者に配慮した福祉避難所を設置する。

避難所においては、要配慮者に対し、以下の支援を行う。

ア 避難所における要配慮者用相談窓口の設置

イ 避難所からの迅速・具体的な支援要請

ウ 避難所における要配慮者支援への理解促進

(2) 外国人に対する対応

町は、県の作成した「災害時における避難所運営の手引き」を活用し、外国人に対応した避難

所運営に努めるとともに、必要に応じて県及び（公財）ちば国際コンベンションビューローに対し、多言語での災害状況や支援に関する情報の提供を要請する。

また、避難所等における語学ボランティアの需要状況を把握し、必要に応じて県に対し語学ボランティアの派遣を要請する。

3 福祉避難所の設置（保健福祉課）

一般の避難所では生活することが困難な要配慮者を收容するため、多古保健福祉センターを福祉避難所として設置する。

(1) 福祉避難所の設置は、町長が発災後に行うものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、町長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、町長が行うこととすることができる。

(2) 本町限りで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

(3) 福祉避難所開設後は、関係機関及び各避難所に開設済の福祉避難所を周知する。

4 避難所から福祉避難所への移送（保健福祉課）

町は、避難所における要配慮者の健康状態や特性等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所への移送を行う。

なお、健康状態や特性等に関係なく、その障害などにより通常の避難所生活が困難な場合も福祉避難所への移送を検討する。

町は、福祉避難所に指定された施設や関連団体、または県等と協力して要配慮者の移送に利用可能な車両等、移送手段の確保に努める。町や関係機関等が保有する車両等のリストを作成するほか、個々の要配慮者の移動手段の有無等を調査し、自力での移動可否状況を把握する。

また、社会福祉協議会と協力して、地域住民に対し、要配慮者の避難所までの移動支援や避難所から福祉避難所への移送支援について働きかける。

5 被災した要配慮者等の生活の確保（保健福祉課）

応急仮設住宅への入居については、高齢者・障害者等の要配慮者を優先して行うよう努めるとともに、高齢者・障害者に配慮した応急仮設住宅（以下「福祉仮設住宅」という。）の設置等について検討する。

また、被災した要配慮者等の生活の確保として、町及び県は、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び避難所において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門家による相談等の事業を行う。

(1) 要介護者への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施

(2) 被災児童及びその保護者への相談事業の実施

第5節 消防・救助救急・医療救護活動

地震の発生とともに、地震火災、地震水害、危険物の漏洩等による被害の可能性が非常に危惧される。

消防機関、水防機関及び危険物施設管理機関及び救助救急のための関係機関は、これらの災害から住民の生命・財産を守り、被害を最小限にするために、全力を尽くす。

また、災害により多数の傷病者が生じ、医療機関が被害を受け混乱する等、住民生活に著しい影響があるときは、町は県及び関係機関と緊密に連携をとりながら、必要とされる医療を迅速かつ的確に提供できるよう努める。

1 消防活動（消防本部）

(1) 活動体制

震災時には、人命に対する多様な危険現象が複合的に発生することが予想されることから、災害事象に対応した防御活動を常備消防、消防団の全機能を挙げて展開し、地域住民の生命、身体及び財産の保護に努めるものとする。

(2) 活動方針

震災時には、住民の生命、身体の安全確保を基本とし、出火防止と地震により発生した火災の早期鎮圧、人命の救出、救助及び避難路の安全確保を原則とした活動を実施するものとする。

なお、消防団を含め消防機関においては、消防活動の実施に当たり、常に安全に対する配慮と確認を行いながら任務を遂行しなければならない。

(3) 活動の基本

ア 常備消防

(ア) 避難場所、避難路確保の優先

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所、避難路確保の消防活動を行うものとする。

(イ) 重要地域の優先

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ延焼拡大危険要素が高い地域を優先に消防活動を行うものとする。

(ウ) 消火の可能性の高い火災の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火の可能性の高い火災を優先して消火活動を行うものとする。

(エ) 市街地火災の優先

大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して活動に当たるものとする。

(オ) 重要対象物の優先

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消防活動を優先するものとする。

イ 消防団

(ア) 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し出火防止を広報するとともに、出火した場合は、住民と協力して初期消火を図るものとする。

(イ) 消火活動

常備消防の出動不能若しくは困難な地域における消火活動、又は主要避難路確保のための消火活動については、単独又は常備消防と協力して行うものとする。

(ウ) 救急救助

要救助者の救助救出、負傷者に対する応急処置及び安全な場所への搬送を行うものとする。

(エ) 避難誘導

避難の指示・勧告がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させるものとする。

(4) 県内消防機関相互の応援

県内消防機関による広域的な応援を実施する必要がある場合、町長（消防を含む一部事務組合を含む。）は、既に締結されている「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」に定めるところにより、迅速な消防相互応援を実施するものとする。

また、これらの応援活動が円滑に行われるよう、各種会議の開催や合同訓練の実施を通じ、県内消防機関相互の連携の強化に努めるものとする。

<資料編4-1 千葉県広域消防相互応援協定書 参照>

2 救助・救急（消防本部）

(1) 活動体制

消防本部及び県警本部は、それぞれの消防活動、警備活動方針によるほか、県、県医師会、地区医師会、日赤県支部、自衛隊などの関係機関と密接な連携を図り、傷病者の救助活動から搬送業務完了まで一貫した救助・救急体制をとる。

(2) 救助・救急活動

機関名	項目	対応措置
消防本部	救助・救急活動	1 活動の原則 救助・救急活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。 2 出動の原則 救助・救急を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助の伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。 (1) 延焼火災が多発し、多数の救助・救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。 (2) 延焼火災は少ないが、多数の救助・救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。 (3) 同時に小規模な救助・救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。 (4) 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。
	救急搬送	1 傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先とする。なお、搬送に際しては、所轄消防本部、医療チーム等の車両のほか、必要に応じ日本医科大学千葉北総病院ドクターヘリ、国保直営総合病院君津中央病院ドクターヘリ、千葉市消防局、自衛隊等のヘリコプターにより行う。 2 救護所等から後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制の下に行う。
	傷病者多数発生時の活動	1 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療チームと密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。 2 救護能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。
香取警察署		1 救出・救護活動は、倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校、興行場等多人数の集合する場所等を重点に行う。 2 救出した負傷者は、応急処置を施したのち、救護班等に引き継ぐか、車両及び航空機を使用して速やかに医療機関に収容する。

(3) 救助・救急資機材の調達

- ア 初期における装備資機材の運用については、原則として各関係機関においてそれぞれ保有するものを活用する。
- イ 装備資機材等に不足を生じた場合は、その他関係機関が保有するもの又は民間業者から借入れ等を図り、救助・救急に万全を期する。

3 水防活動（総務課 都市整備課 消防本部）

地震水害等の発生に対する水防上必要な事項は、風水害等編第3章第3節「水防計画」によるものとし、特に定めがない場合は、本防災計画の他の規定に準ずるものとする。

4 危険物等の対策（消防本部）

地震による危険物等災害を最小限にとどめるために、危険物等施設の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための応急措置を講じて、施設の従業員や周辺住民に対する危害防止を図るとともに、関係機関は相互に協力し、総合的な被害軽減対策を講じる。

(1) 高圧ガス等の保管施設の応急措置

機関別対応措置

機 関 名	対 応 措 置
県	1 高圧ガス保管施設の破損に伴う被害の拡大を防止するため、関係機関と連絡を密にし、高圧ガス製造事業者等に必要な指示を行う。 2 関係機関と連絡の上、必要に応じて高圧ガス取扱いの制限等の緊急措置を行う。 3 連絡通報体制の早期確立を図る。
消 防 本 部	1 必要に応じて保安措置等についての指導を行う。 2 関係機関との情報連絡を行う。
関東東北産業 保安監督部	1 正確な情報把握のため、千葉県及び関係機関と密接な情報連絡を行う。 2 災害発生に伴い千葉県及び関係機関と連絡の上、高圧ガス製造事業者等に対して施設等の緊急保安措置を講じ、被害の拡大防止を図るよう指導する。
ガ ス 事 業 所	1 ガスホルダーの受入れ、送金の停止又は調整を行う。 2 地区整圧器の作動停止又は調整を行う。 3 ホルダー、中圧ラインのガス空中放散を行う。

(2) 石油類等危険物保管施設の応急措置

消防本部は、危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

- ア 危険物の流出並びに爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置
- イ 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
- ウ 危険物による災害発生時の自主防災組織活動と活動要領の制定
- エ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置並びに防災機関との連携活動

(3) 火薬類保管施設の応急措置

機関別対応措置

機関名	対応措置
県	<p>延焼等により被害が拡大するおそれのある施設を対象に、緊急時における管理上の措置命令を発する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 関係機関には状況に応じた緊急措置を連絡する。 2 事業所には十分な水を確保できるよう指導し、消火施設等の強化を指示する。
関東東北産業保安監督部	<p>火薬類製造事業所等の施設等が災害の発生により危険な状態となった場合又は危険が予想される場合は、その保安責任者が法令の定めるところにより、危険防止措置を講じるよう十分な監督又は指導を行うものとし、必要があると認めるときは法令の定めるところにより緊急措置命令等を行うものとする。</p>

(4) 毒物、劇物保管施設の応急措置

機関別対応措置

機関名	対応措置
県	<p>次の各項の実施について指導する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 毒物劇物の飛散、漏洩、浸透、火災等による有毒ガスの発生の防止に関する応急措置 2 中和剤等による除毒方法と周辺住民の安全措置 3 発災時における健康福祉センター（保健所）、警察署又は消防本部に対しての連絡通報
県教育委員会	<p>発災時の活動について、次の対策を樹立しておき、それに基づき行動するよう指導する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 発災時の任務分担 2 出火防止及び初期消火活動 3 危険物等の漏洩、流出等による危険防止 4 実験中における薬品容器、実験用容器の転倒、転落防止並びに転倒、転落等による火災等の防止 5 児童生徒等に対する、発災時における緊急措置に関する安全教育の徹底 6 被害状況の把握、情報収集及び伝達等 7 避難場所及び避難方法

(5) 危険物等輸送車両等の応急対策

機関名	対応措置
消防本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 事故通報等に基づきその状況を把握の上、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。 2 必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。 3 危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止又は使用制限の緊急措置命令を発する。
県警察	<p>輸送中の車両については、周囲の状況により、あらかじめ安全な場所へ移動させる。</p>
関東東北産業保安監督部	<ol style="list-style-type: none"> 1 正確な情報把握のため千葉県及び関係機関と密接な情報連絡を行う。 2 高圧ガス輸送者に対して、必要に応じ一般高圧ガス及び液化石油ガスの移動の制限又は一時禁止等の緊急措置命令を発する。 3 災害が拡大するおそれのあるときは、必要に応じ県内又は隣接都県に所在する各都県の高圧ガス地域防災協議会等が指定した防災事業所に対し応援出動を指導する。
関東運輸局	<p>危険物輸送の実態に応じ、次に掲げる対策を推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害発生時の緊急連絡設備を整備する。 2 災害発生時の危険物輸送列車の停止箇所は、できるだけ橋梁、ずい道等の危険箇所を避けるよう対策を講じる。 3 輸送担当者に災害時の連絡、通報、応急措置等に関し指導を行うとともに、訓練を実施する。

5 医療救護（保健福祉課 多古中央病院）

（1）関係者とその役割

ア 住民

- （ア）災害に対する危機意識を常に持ち、自らの生命と健康を守るための対策を自発的かつ積極的に行うよう努める。
- （イ）災害時に支援を求める必要が生じる場合に備え、自らの健康情報を適確に提供できるよう、日頃より準備に努める。また、自ら健康情報を提供することが困難な者については、その者の保護に責任を有する者が準備に努める。
- （ウ）自らの安全を確保した上で、医療救護を必要としている者に対して、応急処置や搬送等の支援を可能な範囲で行うよう努める。

イ 町

- （ア）発災時から地域医療の復旧に至るまで、医療救護所の設置をはじめとした住民等に対する医療救護活動を行う。
- （イ）地域防災計画に基づいて医療救護に関する計画等を定め、災害時の医療救護体制の整備を図る。
- （ウ）発災時においては救護本部及び救護所を設置し、県の災害医療本部及び香取地域合同救護本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携の下に医療救護活動を実施する。
- （エ）前記（ア）（イ）（ウ）の他、県が合同救護本部を設置した場合は、その活動に参加して合同救護本部業務を担うとともに近隣市町村と連携した医療救護活動を実施する。

ウ 県

- （ア）町による医療救護活動だけでは対応が困難な場合又は活動の強化が必要な場合は、町に対し、医療救護活動の応援を行う。
- （イ）県内外の関係機関等と適切な医療救護活動の実施のために必要な調整を行う。
- （ウ）地域防災計画に基づく医療救護に関する計画を作成し、災害時の医療救護体制（災害派遣精神医療チーム（DPAT）の編成、派遣の検討に関することを含む。）の整備を図る。
- （エ）発災時においては、県庁に災害医療本部を設置し、別に設置する合同救護本部、市町村の救護本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携の下に医療救護活動を実施する。
- （オ）香取健康福祉センター（保健所）において、必要に応じ香取地域合同救護本部を設置し、地域内の災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携の下に医療救護活動を実施する。
- （カ）災害医療本部に県内全域の医療救護活動について助言及び調整を行う災害医療コーディネーターを、香取地域合同救護本部に地域内の医療救護活動について助言及び調整を行う地域災害医療コーディネーターを、それぞれ配置する。

エ 医療機関

- （ア）発災時における患者及び職員の安全確保等を定めた災害対策マニュアルを作成するとともに業務継続計画の作成に努める。
- （イ）独自に訓練を実施するとともに、地域の訓練等に積極的に参加するよう努める。
- （ウ）発災時においては、（ア）に記載するマニュアル及び計画に基づき活動し、また、町、県、関係機関等と連携して活動する。
- （エ）災害拠点病院は、発災時に重症患者の受入れや広域搬送への対応、災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）の受入れ及び派遣を行うなど、災害医療に関して中心的な役割を果たす。また、災害時の対応をより速やかなものとするため、平常時から地域の災害医療体制の整備についても積極的に関与する。

(オ) 災害拠点病院となっていない県立病院においても、これに準じた機能を整備するとともに、職員の動員配備体制を確立し、後方収容機能を果たすものとする。また、全ての県立病院は後方受け入れとともに被災地への救護班の応援派遣を行うなど災害時医療の中核として活動する。

オ 関係団体

- (ア) 県及び地域における医療救護に関する計画等の作成に参加する等、医療救護体制の整備に協力する。
- (イ) 各団体の災害対策マニュアルを作成するとともに業務継続計画の作成に努める。また、下部機関等を有する場合には、各機関に災害対策マニュアル及び業務継続計画の作成を促す。
- (ウ) 独自に訓練を実施するとともに、地域の訓練等に積極的に参加するよう努める。
- (エ) 発災時においては、(イ)に記載する計画に基づき活動し、また、町、県、関係機関等と連携して活動する。

(2) 発災時の活動

ア 指揮と調整

(ア) 町は、救護本部及び救護所を設置し、県の設置する災害医療本部とともに、医療救護活動の総合的な指揮と調整を行う。また、県は、香取健康福祉センター（保健所）の所管区域において、必要に応じて香取地域合同救護本部を設置し、管内の医療救護活動の指揮と調整を行う。

(イ) 町救護本部長は、必要に応じて、合同救護本部に支援や調整を求めることができる。

イ 医療救護の対象者

本節における医療救護の対象者（以下「傷病者等」という。）は次のとおりとする。

- (ア) 災害に起因する負傷者
- (イ) 災害又は災害により変化した環境等に起因し、発症又は悪化した疾患（精神疾患を含む。）を有する者
- (ウ) 災害により地域の医療機能が喪失又は低下したことに伴い、適切な医療の提供を受けられなくなった者
- (エ) 災害により在宅において医療の提供を受けることが困難となった者

ウ 情報の収集と提供

町及び県は、医療機関、医師会等の関係団体、消防、警察、その他の関係機関との連携し、以下について情報収集を行い、相互に提供するとともに、関係機関へも提供する。

- (ア) 傷病者等の発生状況
- (イ) 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況
- (ウ) 避難所及び医療救護所の設置状況
- (エ) 医薬品及び医療資器材の需給状況
- (オ) 医療施設、医療救護所等への交通状況
- (カ) その他医療救護活動に資する事項

エ 医療救護活動の実施

- (ア) 町及び県は、緊密な連携の下に協力して医療救護活動を行う。
- (イ) 町長は、町の医療救護に関する計画に基づき、医療救護所の設置等、医療救護活動を行う。町による医療救護活動だけでは対応が困難な場合は、県、近隣市町村、その他関係機関の応援を得て実施する。

■医療救護所設置予定場所

設置予定場所	住所	連絡先
国保多古中央病院前	多古388-1	0479-76-2211

- (ウ) 知事は、町長からの応援要請がない場合であっても、必要と認める場合は町の傷病者等に対する医療救護活動を行う。

オ 医療機関の役割分担と患者受入先の確保

- (ア) 傷病者等の受け入れについては、重症度と緊急性、所在する医療機関の機能に応じた受入先をあらかじめ各地域で検討し、発災時の速やかな受け入れに努める。
- (イ) 医療機関は、転院搬送の必要がある場合に、医療機関での搬送調整が困難な場合は、町救護本部又は合同救護本部に搬送先の確保を要請し、要請を受けた町救護本部又は合同救護本部は搬送先の確保に努める。
- (ウ) 搬送先の確保を要請された町救護本部又は合同救護本部において搬送先の確保が困難な場合は、災害医療本部に搬送先の確保を要請し、要請を受けた災害医療本部は搬送先の確保に努める。

カ 傷病者等の搬送

大規模災害発生時には、多数の傷病者等が短時間に集中して発生するとともに、交通の途絶等が予想されることから、平常時と同様の搬送は極めて困難になることを踏まえ、傷病者等の搬送の原則を次のとおりとする。

- (ア) 町は、傷病者等を医療救護所又は医療機関へ搬送することに努める。
- (イ) 緊急車両等による搬送は重症者を優先する。
- (ウ) 医療チーム等は、応急処置を実施した上で、さらに医療機関で医療の提供を受ける必要がある者で、自ら移動することが困難な者の搬送を町長又は知事に要請する。
- (エ) 自ら移動することが困難な者の搬送は、被災現場から医療救護所へは町が、医療救護所から医療機関へは町及び県がそれぞれ防災関係機関との連携のもとに実施する。
- (オ) 住民は、自らの安全を確保した上で、救護所等への搬送が必要と思われる傷病者等について、自ら搬送手段を確保して搬送し、又は、搬送できる者を探して搬送を依頼する等可能な範囲で協力する。

キ 応援要請

町長は、必要に応じて、町立病院の医療救護班に出動を命じ、地区医師会等の関係団体の長に医療救護班の出動を要請するほか、知事及び他の市町村長等に医療救護班の派遣その他の応援を要請する等、必要な措置を講じる。

ク 応援の受け入れと活動の指揮及び調整

- (ア) 県は、他の都道府県等からの医療救護班や医療ボランティア（以下「救援者」という。）を受け付け、全県的な活動の調整を行う。
- (イ) 合同救護本部及び医療機関の長は、県が派遣した救援者を受け入れ、その活動の指揮と調整を行う。

ケ 医薬品及び医療資機材（以下「医薬品等」とする。）の確保

発災時における医薬品等の確保については、原則として以下のとおりとする。

- (ア) 町は、医薬品等を備蓄し、必要に応じて医療救護所等に提供する。医療救護所等で使用する医薬品等が不足した場合、町は香取地域合同救護本部又は、合同救護本部を通じて、災害医療本部に提供を要請する。
- (イ) 医療機関はあらかじめ医薬品等を備蓄する。使用する医薬品等が不足した場合は卸業者を通じて確保に努める。卸業者からの確保が困難な場合は香取地域合同救護本部又は、合同救護本部を通じて、災害医療本部に供給を要請する。

コ 血液製剤の確保

血液製剤が不足した医療機関は日本赤十字社千葉県支部血液センターに供給を要請する。

サ 地域医療体制への支援

町は、地域における診療機能の復旧状況に応じて、合同救護本部の調整の下に、巡回診療等を行い、地域の医療体制の復旧を支援する。

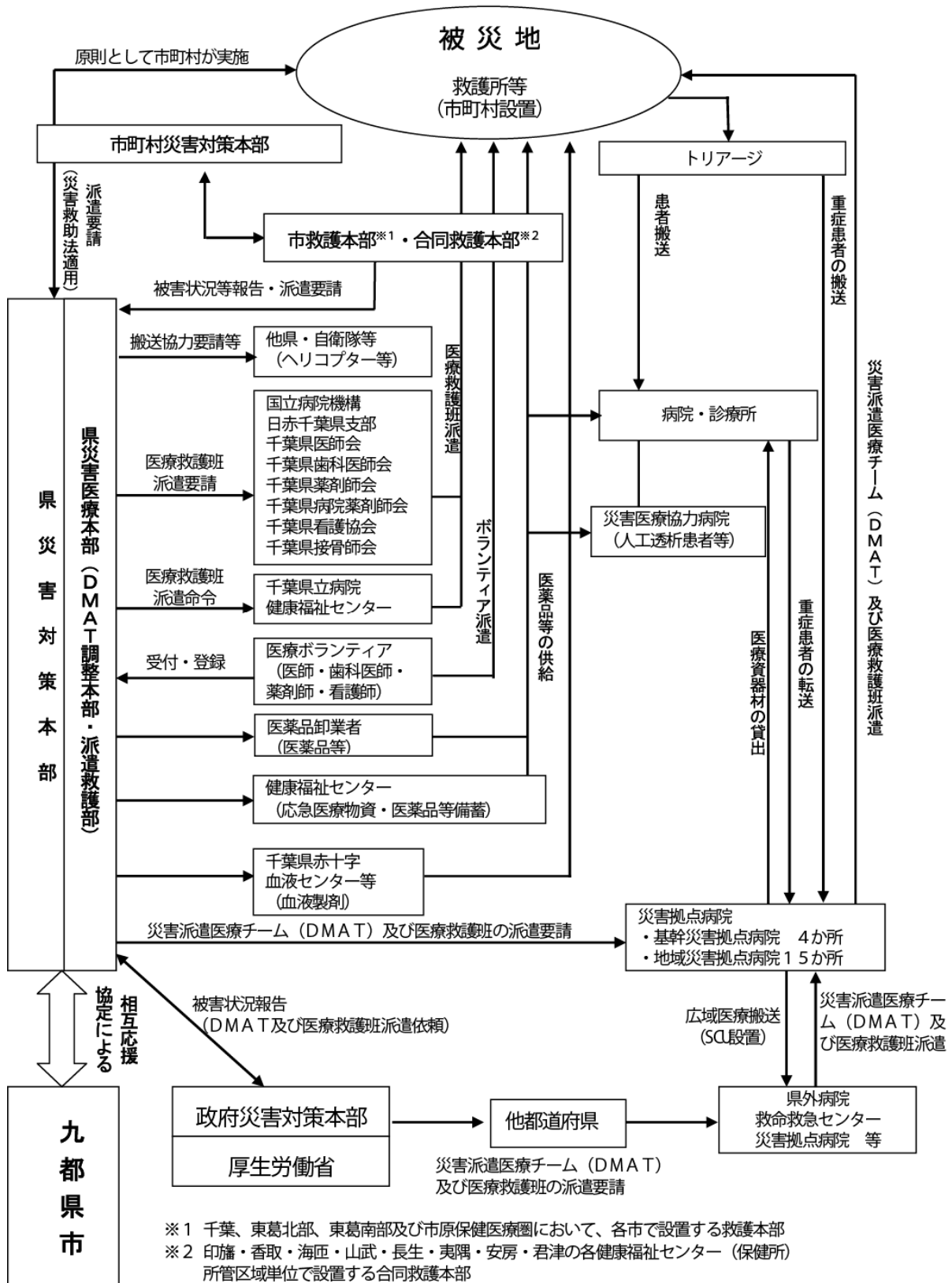
(3) 災害救助法による医療及び助産

災害救助法が適用された場合には、災害救助法に基づく医療及び助産については知事が行い、

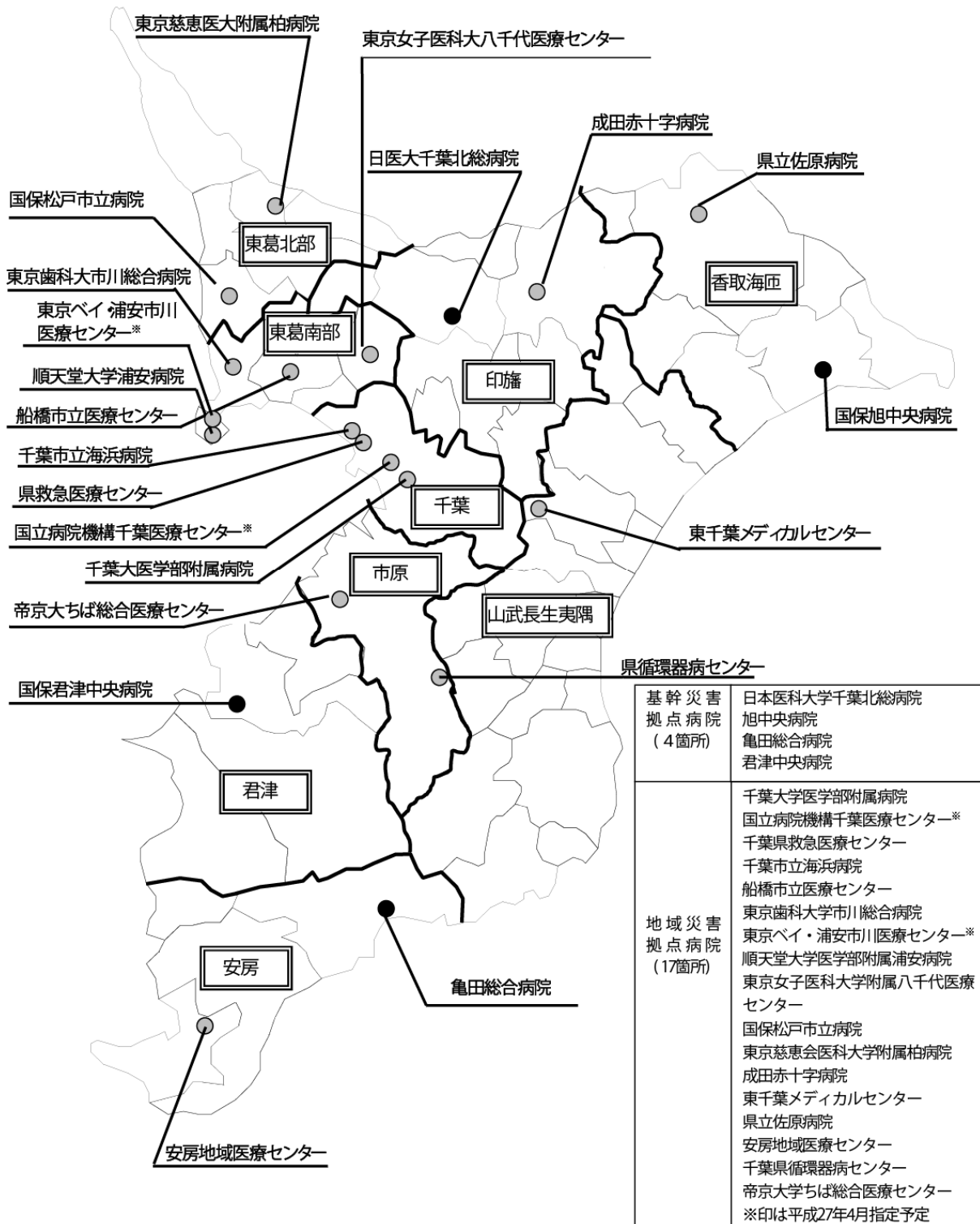
町長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、町長が行うこととすることができる（多くの場合は市町村に委任される）。

医療救護活動の体系図



災害拠点病院



医療機関隣接ヘリコプター離着陸場一覧

地 域	医 療 機 関	隣接ヘリコプター離着陸場
千葉市中央区	千葉大学医学部附属病院	千葉大学医学部附属病院 専用ヘリポート
千葉市中央区	国立病院機構千葉医療センター	千葉市立椿森中学校
千葉市美浜区	千葉県救急医療センター	印旛沼下水道事務所
千葉市美浜区	千葉市立海浜病院	印旛沼下水道事務所
船橋市	船橋市立医療センター	船橋市立運動公園陸上競技場
市川市	東京歯科大学市川総合病院	東京歯科大学市川総合病院 専用ヘリポート
浦安市	東京ベイ・浦安市川医療センター	広尾防災公園（市川市）
浦安市	順天堂大学医学部附属浦安病院	エクセル航空（株）ヘリポート
八千代市	東京女子医科大学附属 八千代医療センター	八千代市立萱田中学校
松戸市	国保松戸市立病院	松戸市運動公園陸上競技場
柏市	東京慈恵会医科大学附属柏病院	柏市大堀川防災レクリエーション公園
成田市	成田赤十字病院	成田赤十字病院 専用ヘリポート
印西市	日本医科大学千葉北総病院	日本医科大学千葉北総病院 専用ヘリポート
東金市	東千葉メディカルセンター	東千葉メディカルセンター 専用ヘリポート
旭市	総合病院国保旭中央病院	総合病院国保旭中央病院 専用ヘリポート
香取市	千葉県立佐原病院	香取市利根河川敷緑地
鴨川市	亀田総合病院	亀田総合病院 専用ヘリポート
館山市	安房地域医療センター	安房地域医療センター 専用ヘリポート
木更津市	国保直営総合病院君津中央病院	国保直営総合病院君津中央病院 専用ヘリポート
市原市	千葉県循環器病センター	千葉県循環器病センター 専用ヘリポート
市原市	帝京大学ちば総合医療センター	帝京大学ちば総合医療センター 専用ヘリポート

第6節 警備・交通の確保・緊急輸送対策

発災時には、さまざまな社会的混乱及び交通の混乱が予想されるところである。このため住民の生命、身体、財産の保護を図り、各種犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持等について万全を期するものとする。

また、災害時に予想される渋滞等を考慮して、被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対応するための緊急輸送ネットワークの整備に努める。

1 千葉県警察災害警備実施計画

(1) 基本方針

警察は、地震に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携の下、人命の保護を第一に、被災者の救出・救護、避難誘導、交通の規制、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たる。

(2) 警備体制

警察本部及び警察署は、地震に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

ア 連絡室

震度4以上の地震が発生した場合、及び東海地震に関連する調査情報が発表された場合等

イ 対策室

地震に伴う被害程度が小規模の場合、及び東海地震注意情報が発表された場合等

ウ 災害警備本部

大規模地震が発生した場合、又は東海地震予知情報が発表された場合等

(3) 災害警備活動要領

ア 要員の招集及び参集

イ 地震、津波その他災害情報の収集及び伝達

ウ 装備資機材の運用

エ 通信の確保

オ 負傷者の救出及び救護

カ 避難誘導及び避難地区の警戒

キ 警戒線の設定

ク 災害の拡大防止と二次災害の防止

ケ 報道発表

コ 行方不明者の捜索及び迷子等の保護

サ 死傷者の身元確認、遺体の収容

シ 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）

ス 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）

セ 協定に基づく関係機関への協力要請

ソ その他必要な応急措置

2 交通規制計画

大震災が発生した場合は、交通の混乱及び交通事故の発生を防止し、並びに緊急交通路を確保するため、次により交通規制を実施する。

また、交通規制を実施したときは、公安委員会等は、直ちに交通規制にかかる区域又は区間等の内容を交通情報板等の活用や日本道路交通情報センター及び報道機関の協力を得て広く周知に努める。

(1) 公安委員会の交通規制

ア 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条の規定により、道路における交通の規制を行う。

イ 公安委員会は、県内又は隣接・近接都県の地域に係る災害が発生又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。

ウ 公安委員会は、緊急交通路の指定を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

(2) 警察署長の交通規制

警察署長（高速道路交通警察隊長を含む。）は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法第5条又は第114条の3の規定により、道路における交通の規制を行う。

(3) 警察官の交通規制等

ア 警察官は、道路の損壊、交通事故の発生、その他の事情により、道路において交通の危険又は交通の混雑が生じるおそれがあり、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、必要な限度で道路交通法第6条又は第75条の3の規定により、交通の規制を行うものとする。この場合、信号機の表示する信号にかかわらず、これと異なる意味を表示する手信号等を行うことができる。

イ 警察官は、通行禁止区域等（前記（1）イにより通行を禁止又は制限されている道路の区間又は区域をいう。以下同じ。）において、車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあるとき、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。この場合、警察官の命令に従わなかったり、運転者等が現場にいないために命ずることができないときは、警察官が、自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。（災害対策基本法第76条の3）

(4) 自衛官及び消防吏員の措置命令・措置等

ア 自衛官及び消防吏員（以下「自衛官等」という。）は、災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項の規程により、警察官がその場にいない場合に限り、前記（3）イの職務の執行について行うことができる。

イ 自衛官等は、前項の命令をし又は措置をとったときは、直ちにその旨を警察署長に通知する。

3 交通規制の指針

(1) 被災地域における交通の混乱の防止及び円滑な災害対応対策活動を図るため、原則として被災地方向への通行の禁止又は制限を行う。

(2) 交通規制の対象となる道路は、主として後述の緊急輸送に定める「千葉県緊急輸送道路1次路線（交通規制対象道路）」の中から選定する。

(3) 前記2（1）イの緊急交通路の確保は、高速自動車国道、自動車専用道路その他の幹線道路を優先して行う。

(4) 緊急交通路を確保するため、高速自動車国道及び自動車専用道路においてはインターチェンジ等からの流入を禁止するとともに、幹線道路においては必要により交通検問所を設置する。

(5) 交通規制を実施するときは、道路交通法若しくは災害対策基本法に基づく道路標識等を設置し、又は現場の警察官の指示により行う。

4 緊急輸送（都市整備課）

災害発生時の被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、重要な路線を緊急輸送道路として定めた。

（1）緊急輸送道路

機能別に1次及び2次路線に分類し、1次路線は、隣接都県との連携強化、広域的な緊急輸送等に資する高速道路、一般国道及び主要な県道や港湾・空港等に通じる主要な市町村道等であり、2次路線は、1次路線を補完し市町村役場等を相互連絡する県道等である。

また、避難所への交通確保のため、多古町緊急輸送道路として、県道3路線及び町道3路線を指定している。

<資料編6-12 多古町緊急輸送道路 参照>

5 緊急通行車両の確認等（総務課）

（1）緊急通行車両の確認

ア 車両の使用者は、知事又は公安委員会に対し、当該車両が緊急通行車両（道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両）であることの確認を求めることができる。

イ 前記アにより確認したときは、知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、災害対策基本法施行規則第6条に定める標章及び確認証明書を交付する。

ウ 前記イにより交付を受けた標章は、当該車両内の見やすい箇所に掲出する。また、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

（2）緊急通行車両の事前届出・確認

ア 公安委員会は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行う。

イ 公安委員会は、前記アにより緊急通行車両に該当すると認められるものについては、緊急通行車両等事前届出済証（以下「届出済証」という。）を交付する。

ウ 届出済証の交付を受けた車両については、警察本部、高速道路交通警察隊本部、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出して、前記（1）アの確認を受けることができる。この場合において確認審査を省略して前記（1）イの標章及び確認証明書を交付する。

エ 事前届出・確認に関する手続きは、別に定める。

<資料編6-13 緊急通行車両等の確認及び事前届出事務手続き等 参照>

6 規制除外車両の確認等

（1）規制除外車両

緊急通行車両以外の社会生活の維持に不可欠な車両又は公益上通行させることがやむを得ないと認められる車両を、交通規制の対象から除外する車両（以下「規制除外車両」という。）とし、公安委員会の意思決定に基づき通行禁止の対象から除外することとする。

（2）規制除外車両の確認

規制除外車両の確認は、前記5（1）を準用する。

（3）規制除外車両の事前届出・確認

緊急通行車両とならない車両であって

- 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）

○建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両
については、規制除外車両の事前届出制度の対象とする。事前届出・確認は、前記5（2）を準用する。

7 震災発生時における運転者のとるべき措置（総務課）

震災発生時における運転者のとるべき措置については、次の事項の周知を図る。

- (1) 走行中の車両の運転者は、次の行動をとること
 - ア 直ちに、車両を道路の左側に停止させること
 - イ 停止後は、ラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し行動すること
 - ウ やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど通行の障害とならない方法により駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと
- (2) 通行禁止区域等においては、次の措置をとること
 - ア 車両を道路外の場所に置くこと
 - イ 道路外に置く場所のない車両は、通行禁止区域等の外に移動すること
 - ウ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること

8 道路管理者の通行の禁止又は制限（都市整備課）

道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握するとともに、道路法第46条の規定により、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認める場合は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて通行を禁止し、又は制限するものとする。

9 道路啓開（都市整備課）

道路管理者は、被害を受けた道路について、被災者の救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、特に「緊急輸送道路一次路線」など交通上重要と認められる路線を最優先に（一社）千葉県建設業協会と密接な連携を図りながら路上の障害物除去や応急復旧などの道路啓開活動を行う。

また、管理する道路に放置車両や立ち往生車両が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、次の事項に留意するとともに、あらかじめ住民等に災害時には車両の移動等が行われることがあることを周知するものとする。

- (1) 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策
緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は区間を指定して以下を実施する。
 - ・緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令
 - ・運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動（その際は、やむを得ない限度での破損を容認）
- (2) 土地の一時使用
（1）の措置のため、やむを得ない場合、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分ができる。（沿道での車両保管場所の確保）
- (3) 関係機関、道路管理者間の連携・調整
知事は、道路管理者である市町村（指定都市を除く。）に対し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると判断されるときは、必要な措置をとることを指示することができる。

第7節 救援物資供給活動

震災時に被災者の人心の安定を図るため、迅速かつ円滑な飲料水・食料・生活必需物資の供給活動並びに救護物資・要員等の輸送を行うための輸送車輛、緊急輸送道路等の確保を行うものとする。

なお、県からの救援物資の供給支援は、町からの具体的な要請に基づいて行うことを原則とするが、情報の寸断や町機能の低下等により、要請活動が困難になる場合も想定し、要請を待たずに物資供給を行う、いわゆる「プッシュ型」支援などの積極的な支援も視野に入れた活動体制をとるものとする。

1 応急給水（生活環境課）

災害により飲料水や炊事のための水の供給を受けることができない住民に対して、浄・給水場等での拠点給水や給水車等による運搬給水を実施する。

(1) 実施機関

ア 飲料水の供給は、町長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、町長が行うこととすることができる（市町村に委任される場合が多い。）。

イ 町長は、本町限りで処理不可能な場合、近接市町村、県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する。

ウ 水道事業体等間の応援活動については、「千葉県水道災害相互応援協定」等により実施する。

(2) 給水基準

飲料水の供給については、基本水量を最少一人1日3リットルとし、水道施設の復旧の進捗により順次増量する。

また、病院等の救援・救護活動に必要な用水は別途確保する。

(3) 水道事業体による飲料水の供給

ア 飲料水供給方法

応急給水は、拠点給水を原則とし、震災の状況に応じて運搬給水及び仮設給水を実施するものとする。

イ 広 報

町は、震災時における応急給水方法、給水拠点場所、飲料水調達方法及び水質について、適切な広報活動を実施する。

<資料編2-6 千葉県水道災害相互応援協定 参照>

<資料編2-7 社団法人日本水道協会千葉県支部災害時相互応援に関する協定 参照>

<資料編2-8 八匠水道企業団と多古町との災害時における
応急給水の実施に関する協定書 参照>

<資料編2-9 多古・栗源地区地下水位観測井兼非常時飲用井戸に関する覚書 参照>

<資料編6-14 拠点給水場所 参照>

2 食料・生活必需物資等の供給体制（総務課 産業経済課）

町は、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需物資の確保、迅速な供給に努める。

町が甚大な被害を受け、物資の提供や調達が困難になった場合には、県に対し物資の供給を要請する。県は、要請等に基づき、食料及び生活必需物資を確保し、迅速な供給に努めるものとする。

なお、県は、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、物資の支援要請を行う余力がないと推測される市町村に対しては、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、

生活必需品等を送り込む「プッシュ型」による供給を行う。

(1) 救援物資の確保

ア 備蓄品の活用

町の防災備蓄倉庫保有物資の活用を図るものとする。なお、不足が生じる場合には、県に対し、物資の供給を要請する。

イ 協定企業等からの調達

災害時の物資等の供給等に関する企業・団体との協定に基づき、必要な物資を調達する。

ウ 義援物資の受付

必要に応じて、企業等からの義援物資を受け付ける。

ただし、過去の災害において、個人等の小口義援物資については、被災地の需要に対応した形で供給することが困難であり、不要物資の滞留等の原因となることが示されたことから受入れを制限する。

物資集積場所は、多古町役場附属棟1階とする。

(2) 政府所有米の供給計画

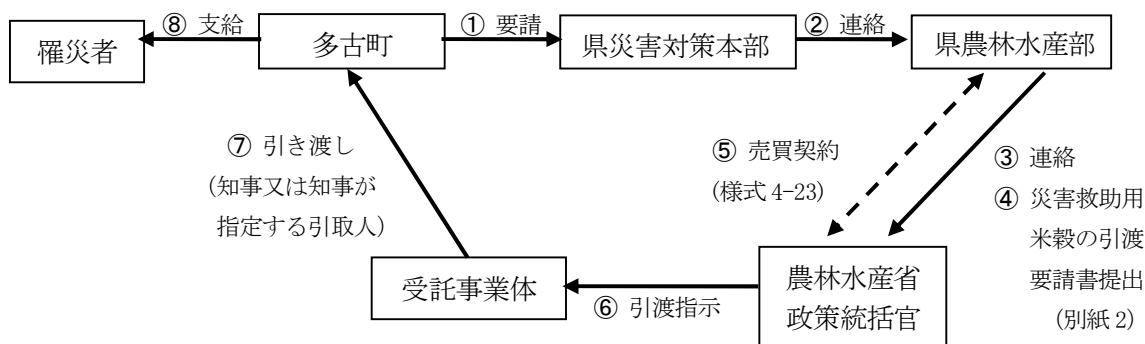
政府所有米の調達を要するときは、町長が知事に対して要請し、知事は、農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行うものとし、当該米穀を買い受ける場合には、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）の規定に基づき、知事は、政策統括官と売買契約を締結したうえで、政策統括官と販売等業務委託契約を締結している受託事業者から当該米穀の引き渡しを受ける。

なお、米穀販売事業者から調達する米穀は精米で引渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する場合は、玄米引渡しであるから、米穀販売事業者等の精米機により精米し、供給する。

図1 政府所有米穀の受渡し系統図

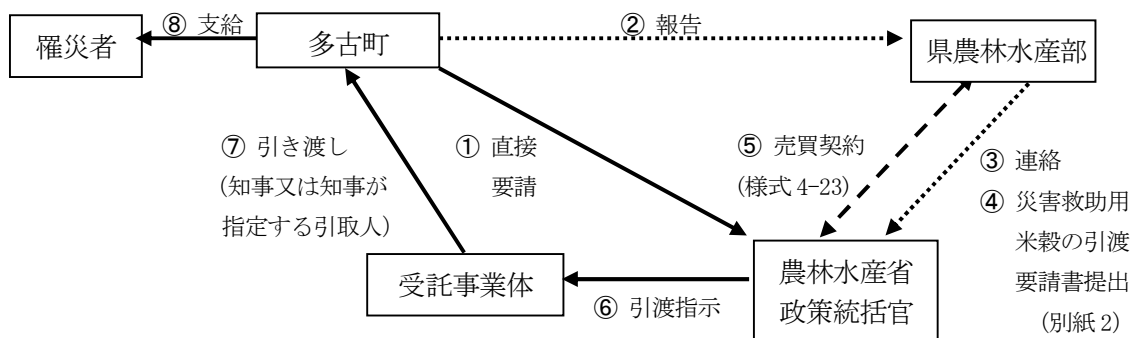
I 町からの要請を受け、県が農林水産省政策統括官に要請する場合

被災市町村から米穀の供給要請を受けた場合は、県から農林水産省政策統括官に要請し、売買契約（様式4-23）を締結する。



II 直接、町が農林水産省政策統括官に要請する場合

町が直接、農林水産省政策統括官に供給要請した場合は、必ず県に報告することとし、県はこれを受けて農林水産省政策統括官に連絡する。



(3) 救援物資の供給体制の確保

町は、民間物流事業者との連携により、車両の確保、配車計画の策定を行い、迅速かつ円滑な輸送体制を構築する。

- <資料編3-2 災害時における緊急輸送事業等の支援協力に関する協定書 参照>
- <資料編3-3 災害時における応急生活物資等の供給に関する協定書 参照>
- <資料編3-4、5 災害時における物資供給に関する協定書 参照>
- <資料編3-6 災害用飲料水等の供給協力に関する協定書 参照>
- <資料編3-7 災害用飲料の供給協力に関する協定書 参照>
- <資料編3-8 災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定 参照>
- <資料編6-15 災害救援物資等配布要項(日本赤十字社 千葉県支部) 参照>

3 燃料の調達(総務課 産業経済課)

町は、災害時の応急対策が燃料不足による支障を避けるため、災害時における庁舎の自家発電設備や公用車等の燃料について、町内業者と締結した災害時における燃料等の供給協力に関する協定に基づき、迅速な調達を行う。

- <資料編3-9 災害時における燃料等の供給協力に関する協定 参照>

第8節 広域応援の要請

大規模地震時には、被害が拡大し各防災関係機関が単独でこれに対処することが困難な事態が想定される。

このため、町は、あらかじめ関係機関と十分に協議の上、相互応援の体制を整えとともに、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施する。

1 自治体等への応援要請（総務課）

(1) 県への応援要請

町長（本部長）は、災害が発生し、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、知事に対し、応援の要請又はあっせんの要請を行う。

■ 県への応援要請手続き

要 請 先	県防災危機管理部危機管理課	
連 絡 方 法	文書（緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送付）	
応援の要求	① 災害の状況 ② 応援を必要とする理由 ③ 応援を希望する物資等の品名、数量 ④ 応援を必要とする場所・活動内容 ⑤ その他必要な事項	災害対策基本法第68条

(2) 指定地方行政機関等への応援要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関若しくは特定公共機関（指定公共機関のうち、その業務の内容その他の事情を勘案して町域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定するもの）の長に対し、職員の派遣要請、又はその派遣について県知事に対しあっせんを求める。

■ 指定地方行政機関等への応援要請手続き

要 請 先	指定地方行政機関又は特定公共機関（あっせんをもとめる場合は県）	
連 絡 方 法	文書（緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送付）	
職員派遣・あっせん要請	① 派遣の要請・あっせんを求める理由 ② 職員の職種別人員数 ③ 派遣を必要とする期間 ④ 派遣される職員の給与その他勤務条件 ⑤ その他必要な事項	派遣：災害対策基本法第29条 あっせん： 災害対策基本法第30条 地方自治法第252条の17

(3) 県内市町村との相互応援

町長は、応急措置を実施するため必要と認めるときは、県内市町村間で締結した「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき、他の市町村長に応援要請を行う。

また、町長は、被災市町村からの応援要請又は知事からの応援要請がない場合においても、被害の状況等に応じ、自主的に応援を行う。

■ 県内市町村への応援要請手続き

要 請 先	要請先市町村（複数にわたる場合は知事）	
連 絡 方 法	文書（緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送付）	
要 請 事 項	① 被害状況 ③ 応援の具体的内容及び数量 ⑤ 応援場所及び応援場所への経路	② 応援の種類 ④ 応援を希望する期間 ⑥ その他必要な事項

応援の種類	① 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 ② 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 ③ 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供 ④ 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣 ⑤ 被災者の一時収容のための施設の提供 ⑥ 被災傷病者の受入れ ⑦ 死体の火葬のための施設の提供 ⑧ ごみ・し尿等の処理のための施設の提供 ⑨ ボランティアの受付及び活動調整 ⑩ 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項
-------	---

<資料編2-10 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定 参照>

<資料編2-11 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する実施要領 参照>

(4) 県外市町村との相互応援

町長は、様々なレベルの災害を想定し、県外の市町村との相互応援の協定を締結するよう努めるものとする。

2 他消防機関に対する応援要請（総務課 消防本部）

(1) 町長（消防を含む一部事務組合を含む。）は、県内消防機関による広域的な応援を必要と認めるときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき、他市町村に消防機関による応援を要請する。

(2) 知事は、緊急の必要があると判断したときは、「消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき、千葉県消防広域応援隊の出動を被災市町村以外の市町村長及び消防機関の長に指示するとともに、県内の消防力を結集しても消防力に不足が生じると認められるときは、消防組織法第44条の3の規定により、消防庁長官に対して緊急消防援助隊や他の都道府県及び消防機関が保有するヘリコプターの派遣等を要請し、緊急消防援助隊運用要綱に基づき策定された受援計画により、応援活動を受け入れる。

(3) 被災市町村以外の市町村は、被災市町村からの応援要請を受けたとき及び千葉県消防広域応援隊の出動に関して知事の指示があったときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」並びに「消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

<資料編4-1 千葉県広域消防相互応援協定書 参照>

3 水道事業体の相互応援（生活環境課）

水道事業体等の管理者（町長）は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県内水道事業体等の間で締結した「千葉県水道災害相互応援協定」（資料編2-6参照）等に基づき、県の調整の下に他の事業体等に応援要請を行う。

4 民間団体等に対する応援要請（総務課）

町長は、大規模災害時における迅速な応急・復旧体制を図るため、必要と認めるときは、すでに協定等を締結している各民間団体等に対し協力を要請する。

<資料編3-10 災害時における応急対応業務に関する協定書 参照>

5 広域避難（総務課）

町及び県は、市町村や都道府県の区域を越える被災者の広域避難に関する支援要請又は受入れに係る手続を円滑に行うものとする。

(1) 広域避難の調整手続等

ア 県内市町村間における広域避難者の受入れ等

市町域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、当該広域避難を要する被災者の受入れについて、他の市町村長に協議するものとし、協議を受けた市町村は同時被災など受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受入れるものとする。この場合、県は、被災市町村の要請があった場合には、受入れ先市町村の選定や紹介、運送事業者の協力を得て被災者の運送を行う等被災市町村を支援するものとする。

イ 都道府県域を越える広域避難者の受入れ等

県域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、県は町からの要請に応じ、他の都道府県に対して受入れを要請するなどの協議を行い、運送事業者の協力を得て被災者の運送を行う等町を支援するものとする。協議先の都道府県の選定に際して必要な場合には、県は国を通じて、相手方都道府県の紹介を受けるものとする。

なお、他の被災都道府県から本県に対して広域避難者の受入れの協議等があった場合には、県内市町村との調整を行い、受入れ先を決定するとともに、広域避難者の受入れを行う市町村を支援するものとする。

(2) 広域避難者への支援

ア 避難者情報の提供

住所地（避難前住所地）の市町村や都道府県では、避難者の所在地等の情報把握が重要となることから、町は、広域避難者を受け入れた場合、避難者から、避難先等に関する情報を任意にいただき、その情報を避難前の都道府県や市町村へ提供し、避難者への支援を円滑かつ効果的に行う。

イ 住宅等の滞在施設の提供

町は、公共施設等の受入体制を補完するため、広域避難者に対し民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

ウ 被災者への情報提供等

町は、被災者台帳の活用等により、被災者の居所の把握等情報収集を行うとともに、地域外避難者に対し広報紙の送付やインターネット等による情報提供に努める。

所在が確認できる広域避難者については、受入先都道府県、市町村と連絡を密にし、情報、サービスの提供に支障が生じないように配慮する。

第9節 自衛隊への災害派遣要請

大規模な地震等の災害が発生し、住民の生命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、町長は知事に対し、自衛隊災害派遣の要請を依頼する。

1 災害派遣要請の手続き（総務課）

町長（本部長）は、自衛隊の派遣が必要と判断した際に、次の要領で派遣の要請を行う。

ただし、自衛隊は、災害において特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣する。

- (1) 町長は、自衛隊の災害派遣を要請すべき事態が発生した場合、知事に対して文書で災害派遣要請を依頼する。なお、知事は事態の推移に応じ、派遣しないことを決定した場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。

<資料編5-1 自衛隊の災害派遣要請の様式 参照>

- (2) 緊急を要する場合は、電話等で要請し、その後速やかに文書を提出する。

- (3) 知事に対し要請ができない場合は、その旨及び当該地域に係わる災害状況を、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知するものとし、速やかに知事に対してその旨を通知するものとする。

自衛隊派遣を要請する際には、次の事項を明らかにする。

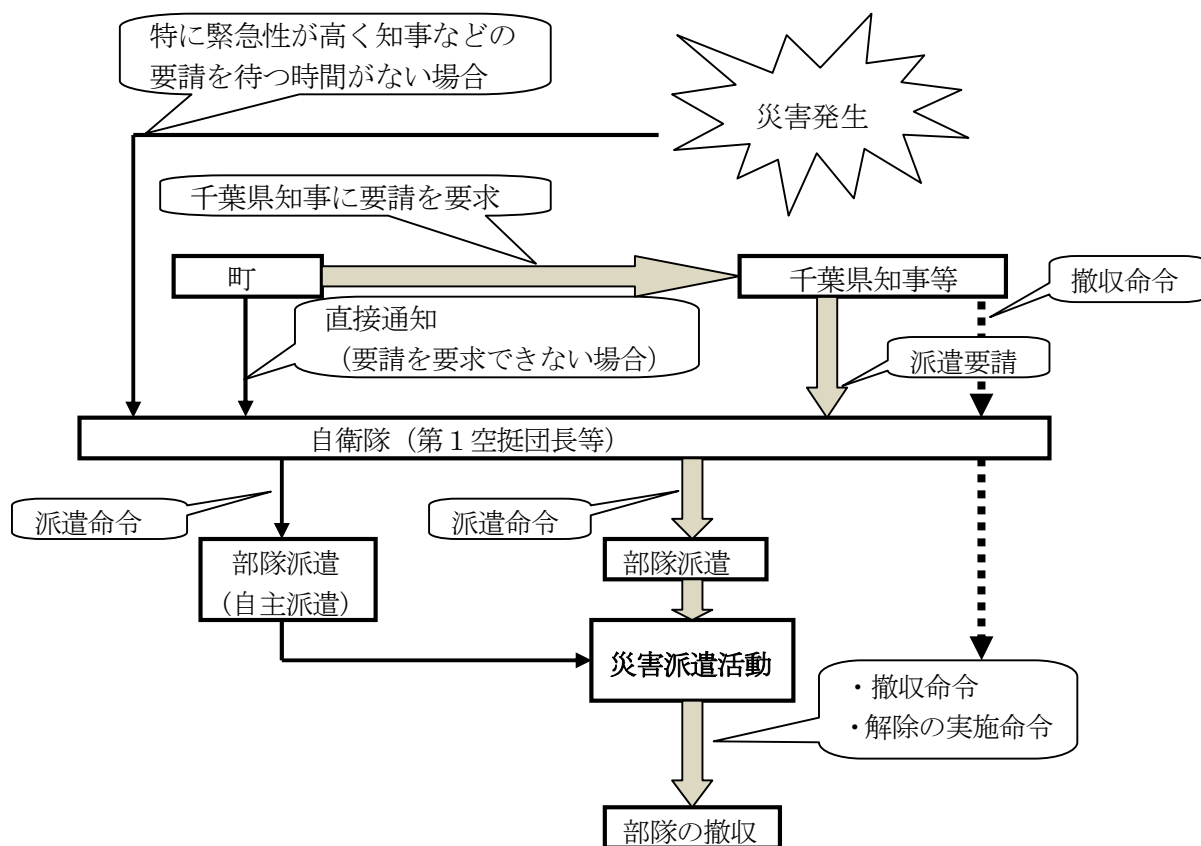
■災害派遣要請の手続き

要請事項	① 災害の情况及び派遣を要請する事由 ② 派遣を希望する期間 ③ 派遣を希望する区域及び活動内容 ④ 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等その他参考となるべき事項
提出先	県防災危機管理部危機管理課災害対策室 TEL 043(223)2175 FAX 043(222)1127

■緊急の場合の連絡先

部 隊 名 等	連絡責任者、電話番号	
	時間内（平日）8:00～17:00	時間外
陸上自衛隊 第1空挺団 (船橋市薬円台)	第3科 防衛班長 047-466-2141 内線 218、236	駐屯地 当直司令 047-466-2141 内線 302
	県防災行政無線	時間内：632-721 時間外：632-725

(4) 要請から派遣、撤収までの流れ



2 災害派遣部隊の受入体制 (総務課)

(1) 他の災害救助・復旧機関との競合又は重複の排除

町長は、自衛隊の活動が他の災害救助・復旧機関等と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に活動を分担するよう配慮する。

(2) 作業計画及び資材等の準備

町長は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、なるべく実効性のある計画を次により作成するとともに、作業実施に必要なとする十分な資材の準備を備え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解を速やかにとり得るよう事前に配慮するものとする。

- ア 作業箇所及び作業内容
- イ 作業箇所別必要人員及び必要機材
- ウ 作業箇所別優先順位
- エ 作業に要する資材の種類別保管 (調達) 場所
- オ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

(3) 活動拠点及びヘリポート等使用の通知

町長は、派遣された部隊に対し、自衛隊の活動拠点、ヘリポート、宿舎等必要な設備として次の施設等を準備し、部隊に通知する。

- ア 本部事務室
- イ 宿舎
- ウ 材料置場、炊事場 (野外の適切な広さ)
- エ 駐車場 (車1台の基準は3m×8m)

オ 指揮連絡用ヘリコプター発着場

機種	必要地積	備考
OH-6J×1	約 30m× 30m	四方向に障害物のない 広場のとき
UH-1H×1	約 50m× 50m	
CH-47×1	約 150m× 150m	

<資料編5-2 自衛隊活動拠点候補地 参照>

<資料編5-3 ヘリコプター臨時離発着場適地 参照>

3 災害派遣部隊の活動

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のために必要であり、かつ緊急やむを得ないと認められるもので、他に実施する組織がない場合とし、おおむね次のとおりとする。

項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常県又は市町村等が提供するものを使用するものとする。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常県又は市町村等の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

4 災害派遣部隊の撤収要請（総務課）

災害派遣部隊の撤収要請は、町長が知事に対し文書をもって要請する。

知事は、災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定及び民生の復興に支障がないよう、町長及び派遣部隊の長と協議を行う。

<資料編5-1 自衛隊の災害派遣要請の様式 参照>

5 経費負担区分（財政課）

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として町が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村が協議して定める。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備品を除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等
- (4) 天幕等の管理換に伴う修理費
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と協議する。

第10節 学校等の安全対策・文化財の保護

災害発生時は学校等における児童・生徒の安全の確保に努めるとともに、学校等が被災した場合でも早期授業再開を目指す。

また、学用品がなくなり就学に支障をきたした児童生徒に対しての支援を行う。

文化財が被災した場合は、早急に被害状況を確認の上、保護し、文化的価値を損なわないよう被害の拡大を防ぐ。

1 防災体制の確立（学校教育課）

（1）公立学校

ア 防災教育の一層の充実

学校は、東日本大震災の教訓を活かし、学校と地域が連携した防災訓練などの体験活動を通じて、自ら安全な行動がとれること（自助）や、他者や地域の防災に貢献できること（共助）など、発達段階に応じた防災意識の高揚に努めるものとする。

イ 事前準備

- （ア）校長は、学校の立地条件などを考慮した上、学校安全計画を策定し、実施するとともに、危険等発生時対処要領を作成し、周知する。
- （イ）校長は、災害の発生に備えて次のような対策及び措置を講じなければならない。
 - a 計画的に防災に関わる施設、設備の点検整備を図る。
 - b 児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置、保護者との連絡方法を検討する。
 - c 町教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡体制を確立する。
 - d 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知させておく。
 - e 通学が広範囲となる県立学校等においては、交通網の遮断により帰宅できなくなる場合を想定し、学校・地域の実情に応じて、必要な防災備蓄を推進するよう努める。

ウ 災害時の体制

各学校は、県の作成した「学校における地震防災マニュアル」（平成24年3月）を活用し、児童生徒の安全確保を第一とした防災体制を確立させる。

- （ア）校長は、状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。
- （イ）校長は、災害の規模並びに児童生徒、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、町教育委員会へ報告しなければならない。
- （ウ）校長は、状況に応じ、臨時休校等適切な措置をとり、町教育委員会に報告する。
- （エ）校長は、避難所の開設等災害対策に協力するため、学校の管理業務の一環として、職員の配備、役割分担計画を策定するなど、避難所開設等に必要な職員を確保して万全の体制を確立する。
- （オ）校長は、準備した学校安全計画に基づき、臨時の学級編成を行うなど災害状況と合致するよう速やかに調整する。
- （カ）応急復旧計画については、町教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童生徒等に周知徹底を図る。

エ 災害復旧時の体制

- （ア）校長は、教職員を掌握するとともに校舎の準備を行い、児童生徒等に対しては被災状況を調査し、町教育委員会と連絡し、教科書及び教材の給与に協力する体制に努める。
- （イ）町教育委員会は、被災学校の校長に対し、情報及び指令の伝達に万全を期する。
- （ウ）校長は、学校が災害により校舎等の一部損壊や、避難所等に学校を提供することなどにより、児童生徒の一部又は全部が学校を使用できなくなる場合には、応急復旧計画に基づき、町教育委員会と緊密に連絡の上、出来る限り早い段階での授業再開に努める。
- （エ）町教育委員会は、被災学校に対して、授業再開に向けての必要な指導をするとともに、学

校が使用できない場合には、他の公共施設等の使用を確保することなど、早期の授業再開を支援する。

(2) 私立学校

ア 防災教育の一層の充実

学校は、東日本大震災の教訓を活かし、学校と地域が連携した防災訓練などの体験活動を通じて、自ら安全な行動がとれること（自助）や、他者や地域の防災に貢献できること（共助）など、発達段階に応じた防災意識の向上に努めるものとする。

イ 事前準備

校長は、公立学校に準じて災害時の学校安全計画を策定し、保護者及び児童生徒等に周知徹底を図るなど、災害の発生に備えて適切な対策及び措置を講じる。

県は、私立学校に学校安全計画の策定を指導する。

ウ 災害時の体制

校長は、学校安全計画を基に、災害の状況に応じた適切な対策及び措置を執るとともに、被害状況等を町及び県総務部学事課に報告する。

エ 災害復旧時の体制

校長は、施設・設備並びに教職員及び児童生徒の状況を把握し、早期の授業再開及び平常授業への復帰に努める。

2 応急教育（学校教育課）

(1) 教育施設の確保

教育委員会は、被災の状況に応じ、おおむね次の表のような方法により教育施設を確保し、学校授業が長期に渡り中断されることのないようにする。

応急教育実施の予定施設については、避難所となっていることがあるので、事前に町長と協議のうえ決定し、教職員及び住民に対し周知徹底を図るよう指導する。

被災の程度	応急教育実施予定施設
学校の一部の校舎が災害を受けた程度の場合	(1) 特別教室・屋体施設等を利用する。 (2) 2部授業を実施する。
学校の校舎が全部被害を受けた程度の場合	(1) 公民館等公共施設を利用する。 (2) 隣接学校の校舎を利用する。 (3) 応急仮校舎を建設する。
町内大部分について大きな災害を受けた場合	(1) 公民館等公共施設を利用する。 (2) 応急仮校舎を建設する。

(2) 教職員の確保

教育委員会は、災害発生時に教職員を確保するため、次の措置を講じる。

ア 災害の規模及び程度に応じた教職員の参集体制の整備

イ 教職員の不足により応急教育の実施に支障がある場合は、学校間における教職員の応援、教職員の臨時採用等必要な教職員の確保

(3) 給食措置

町教育委員会（学校給食センター）は、給食施設の点検等を行い、応急教育と併せて学校給食が、再開できるよう努めるものとする。

学校給食物資については、関係業者への協力を依頼するとともに、補充又は応急給食を実施するための米穀等は、学校給食用米穀取扱要綱及び学校給食用小麦粉取扱要領に基づき、（公財）学校給食会等に対し需要の申請を行うこととする。

(4) 授業料の減免

町は、被災した児童・生徒等に対する学校納付金等の減免について必要な計画を樹立しておく。

3 学用品の調達及び支給（学校教育課）

災害により、学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒に対して、教科書、文房具や通学用品等の学用品を給与する。

(1) 実施機関

教材・学用品の給与は、町長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、町長が行うこととすることができる（多くの場合は市町村に委任される）。

(2) 学用品の給与

ア 学用品の給与を受ける者

(ア) 災害によって住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水の被害を受けた児童・生徒等であること。

(イ) 小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒）

(ウ) 学用品を喪失又は損傷し、就学に支障を生じている者であること。

イ 学用品給与の方法

(ア) 学校及び町教育委員会の協力を受けて行う。

(イ) 被害別、学年別の学用品購入（配分）計画を立てて行う。

(ウ) 実際に必要なものに限り支給する。

(エ) 文房具、通学用品はできるだけ同一規格、同一価格のもので行う。

ウ 学用品の品目

(ア) 教科書及び教材

小学校児童及び中学校生徒が「教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）」第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で町教育委員会に届出、又はその承認を受けて使用している教材であること。高等学校等生徒が正規の授業で使用する教材であること。

(イ) 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等

(ウ) 通学用品

運動靴、傘、カバン、長靴等

4 文化財の保護（生涯学習課）

(1) 災害時の状況把握及び報告

ア 町は、文化財の被害状況を把握し、速やかに県教育委員会教育振興部文化財課に報告する。

イ 文化財所有者等は、安全を確保した上で、文化財の被害状況を確認し、町を経由し県に報告する。

(2) 災害時の応急措置

ア 町は、文化財所有者等や地域住民等と協力し、必要に応じて、応急的修理等の救済措置を講じる。

イ 文化財所有者等は、危険のない範囲で、応急的措置や災害の拡大防止に努める。

建造物については、町等の協力を得て、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値が失われないよう措置をとる。

有形文化財について、収蔵・展示施設が被災した場合は、町・県及び地域住民等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護を図る。

記念物については、町等の協力を得て、二次的倒壊・崩落を極力防止するため応急的措置を講じる。

第11節 帰宅困難者等対策

震災発生直後に、人々が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、路上等で大混雑が発生し、集団転倒に巻き込まれたり、経路上の延焼火災、沿道建物の倒壊や落下物等により負傷するおそれがある。また、大量の人々が路上にあふれた場合には、救急・救助活動の妨げとなる可能性もある。

このため、早期に「むやみに移動を開始しない」という基本原則を呼びかけるとともに、帰宅困難者等への速やかな情報提供、帰宅困難者等の安全確保、救急・救助活動が落ち着いた後の帰宅支援を実施する。

1 一斉帰宅抑制の呼びかけ（総務課 企画空港政策課）

震災発生直後の一斉帰宅行動を抑制するため、町は、住民、企業、学校など関係機関に対し、県及び周辺市町と連携して、テレビやラジオ放送などを通じてむやみに移動を開始せずに職場や学校などの施設内に留まるよう呼びかけを行う。

また、呼びかけの効果を高めるため、エリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、SNSなどの媒体を活用した一斉帰宅抑制の呼びかけについても検討・実施していく。

2 企業、学校など関係機関における施設内待機（総務課 学校教育課）

企業及び学校など関係機関は、従業員、顧客、児童生徒及び施設の被害状況を確認するとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客、児童生徒を施設内又は安全な場所へ待機させるよう努める。

3 大規模集客施設等における利用者保護

大規模集客施設等を管理する事業者は、管理する施設の安全及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で利用者を施設内の安全な場所へ保護する。

4 帰宅困難者等の把握と情報提供（総務課 企画空港政策課）

(1) 帰宅困難者等の把握と混乱防止

町は、大規模集客施設等の周辺における混乱を防止し、付近で発生した滞留者や帰宅困難者等について把握するとともに、関係機関へ情報提供を行う。

(2) 帰宅困難者等への情報提供

町は、地震に関する情報、広域的な被害情報、家族等との安否確認方法などについて、防災行政無線やホームページなどを活用し、情報提供を行う。

また、県や関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、ポータルサイト、SNSやデジタルサイネージなどを活用した情報提供についても検討・実施していく。

5 一時滞在施設の開設及び施設への誘導（総務課 企画空港政策課）

(1) 一時滞在施設の開設

町は、あらかじめ一時滞在施設として指定した所管の施設について、被災状況や安全性を確認した後、一時滞在施設として開設する。

また、町は区域内の民間施設管理者に対して、一時滞在施設開設の要請を行う。

町は、一時滞在施設の開設状況を集約し、県へ報告するとともに、大規模集客施設、帰宅困難

者、企業等へ情報提供を行う。

(2) 一時滞在施設への案内又は誘導

大規模集客施設等で保護された利用客については、原則、各事業者が町や警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ案内又は誘導する。

(3) 一時滞在施設の運営

施設管理者は、あらかじめ定めた手順により帰宅困難者等を受け入れることとし、運営に当たっては、必要に応じて帰宅困難者に協力を求めることとする。その際、町は関係機関と連携し、施設管理者に対して、災害関連情報や公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を提供する。

6 徒歩帰宅支援（総務課 企画空港政策課）

(1) 災害時帰宅支援ステーション協定締結企業等に対する支援要請

町及び県は、震災発生後コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンドなど、災害時帰宅支援ステーション協定を締結している事業者に対し、支援の要請を行う。

(2) 徒歩帰宅支援

職場や一時滞在施設に留まった帰宅困難者等は、救急・救助活動が落ち着いた後、帰宅を開始することになる。

その際、町及び県は、徒歩で帰宅する帰宅困難者等に対し、帰宅支援対象道路沿いの道路状況、沿道の被害、混雑状況、災害時帰宅支援ステーションの開設情報などをテレビ・ラジオ放送やホームページなどを活用し提供する。

また、県や関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、ポータルサイト、SNS、デジタルサイネージなどを活用した情報提供についても検討・実施していく。

7 帰宅困難者（特別搬送者）の搬送（総務課 企画空港政策課 保健福祉課）

障害者、高齢者、妊婦又は乳児連れの方など自力での徒歩が困難な特別搬送者については、臨時バスやタクシーなどによる搬送が必要となるため、関係機関と連携し搬送手段の確保に努める。

第12節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策

地震により多数の傷病者が発生し、また、医療機関が被害を受け混乱する等、住民生活に著しい影響があるとき又は感染症等が流行するおそれがある場合、関係機関と連携をとりながら、被災者に対して保健衛生及び防疫活動を行う。

また、震災により、家屋の倒壊や多量のごみ等が排出されるなど、生活上いろいろな面で不都合が生じてくるため、被災地の住民の生活に支障がないよう環境の保全を図る。

1 保健活動（保健福祉課）

- (1) 町は、災害発生時、要配慮者の健康状態の把握を行い、香取健康福祉センターが把握する要配慮者等に関する情報の共有・交換を行う。
- (2) 町は、香取健康福祉センターの保健活動チームと連携して、避難所や被災地域において、巡回による被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理を行う。
特に高齢者は、生活不活発病になりやすいため、適度に体を動かせる場の提供や他者等とコミュニケーションが図れるよう配慮し、心身機能の低下を予防する。
- (3) 町は、香取健康福祉センターと連携して、災害発生後早い時期から、心のケア、食中毒や感染症の発生予防等について、予防活動を実施する。
- (4) 町は、設置した避難所において、できるだけ早期に健康相談が実施できる体制（人・場所）を整備する。また、健康相談においては被災者の健康管理と併せて、避難所における特異的な健康課題となる環境整備、感染症予防、エコノミー症候群等に対して、積極的な予防活動を継続的に行う。
- (5) 町は、平常時から、香取健康福祉センターと連携し、避難所等における予防活動や心のケア等のチーム編成等の体制の整備に努める。
- (6) 町は、住民の健康情報及び県からの保健師等の派遣要請の必要性について香取健康福祉センターに報告する。
県は、派遣要請を受けた場合、速やかに派遣計画を策定し、町のニーズに応じた派遣を行う。

2 飲料水の安全確保（生活環境課）

町は、地震の影響等により飲料水の汚染等のおそれがある場合、水質検査を実施し安全を確保するとともに、香取健康福祉センターと協力して被災者に対し適切な広報及び指導を行う。

3 防疫（保健福祉課）

災害時における感染症の発生と流行を未然に防止するため、迅速かつ的確に防疫措置を推進する。

- (1) 防疫体制の確立
町は、発生した災害に即応した対策を樹立するとともに、体制の確立を図り、適切な措置を講じる。
- (2) 実施主体
地震の際の防疫活動は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）」（平成10年10月2日法律第114号）に基づき実施する。
- (3) 災害防疫の実施方法
町は、災害防疫に関する以下の業務を実施する。
 - ア 防疫措置の強化
災害の規模に応じた防疫組織を設け、対策の推進を図る。

- イ 広報活動の実施
地区住民の社会不安の防止を図るため、広報活動の強化に努める。
 - ウ 消毒の実施
感染症法第27条の規定により消毒を行うものとし、使用する薬剤及び器具等については、速やかに整備拡充を図る。
 - エ 香取健康福祉センター（保健所）への支援の要請
避難所等で感染症等の発生が危惧される場合において、防疫用薬剤の不足が見込まれる場合は、速やかに、香取健康福祉センターに対して、薬剤の供給の支援を要請する。
- (4) 患者の入院
香取健康福祉センターは、感染症法第19条の規定により必要に応じ入院を勧告する。
- (5) 防疫用薬剤の確保
町は、初期防疫に必要な医薬品の備蓄に努め、防疫活動の円滑化を図るものとする。
- (6) 報告
町は、患者の発生状況や防疫活動の状況等を随時、香取健康福祉センターに報告する。

4 死体の搜索処理等（総務課 住民課 保健福祉課 多古中央病院）

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ各般の事情により既に死亡していると推定される者の死体を搜索し又は災害の際に死亡した者について、死体識別等のための処理を行い、かつ死体の応急的な埋葬を実施する。

- (1) 実施機関
- ア 死体の搜索、収容、処理及び埋葬は、町長が行う。
ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助するものとする。
なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、町長が行うこととすることができる（多くの場合市町村長に委任される）。
 - イ 本町限りで処理不可能な場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づき、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。
 - ウ 町及び県は、警察が行う災害死者の処理に伴う死体処理施設（遺体収容所、検視場所、死体安置所）の確保に関し、場所の選定を行う。
- (2) 検案医師等の出動要請
- 県警察における計画を除き、
 - ア 町長は、検案医師等について、必要に応じて国保多古中央病院に出動を命じ、香取郡市医師会長、香取郡歯科医師会長、日赤県支部地区・分区長にそれぞれ出動を要請し、知事、他の市町村長等に応援を求めるほか、必要な措置を講じるものとする。
 - イ 具体的な現場指揮は、災害の様態、現場の状況等に応じて関係各機関で協議の上、統一を図るものとする。
- (3) 救助の基準等
- ア 死体の搜索
行方不明の状態にある者で、客観的状況から既に死亡していると推定される者
(ア) 死亡した者の住家の被害状況は関係がないこと
(イ) 死亡した原因は問わないこと
 - イ 死体の処理
(ア) 死体を処理する場合
 - a 災害による社会混乱のため死体の処理を行うことができない場合
 - b 居住する市町村以外の市町村に漂着した場合
漂着した死体が当該災害によるものであると推定できる場合、漂着した地域の市町村長は、

直ちに被災者の居住していた市町村の長に連絡して、遺族等の関係者に遺体を引き取らせること。

ただし、引き取る暇のない場合においては市町村を統括する都道府県知事に遺体の漂着の日時、場所等を報告するとともに、必要に応じてその指揮を受けて、漂着した地域の市町村長が死体の処理を行う。

- c 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律、死体取扱規則（平成25年号外国家公安委員会規則第4号、全文改正）、刑事訴訟法第229条（検視）、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）に基づき、警察官の死体の調査又は検視終了後、警察当局から遺族又は市町村等の関係者に引渡された後の必要な死体の処理をする場合

(イ) 死体の処理内容

- a 死体の洗浄、縫合及び消毒等の処理
b 死体の一時保存
c 検案

ウ 埋葬

(ア) 埋葬を行う場合

- a 災害時の混乱の際に死亡した者
（死因及び場所の如何を問わない）
b 災害のため埋葬を行うことが困難な場合
（遺族等が埋葬できない場合、又は遺族等に引き渡せない場合など）

(イ) 埋葬の方法

- a 埋葬は、原則として死体を火葬に付すことにより実施する。
b 埋葬は原則として棺、骨つぼ等の現物給付及び火葬、納骨等の役務の提供による。

(4) その他

ア 県警察における計画

(ア) 死体の検視（見分）

警察官は、死体を発見し、又は死体発見の届出を受けたときは、死体取扱規則等により検視（見分）を行い、身元が判明したものについては、所定の手続きを経て遺族に引渡す。

(イ) 身元不明者に対する措置

警察本部長又は警察署長は、知事又は町長と緊密に連絡し、県、町の行う身元不明者の措置について協力する。

この場合、身元不明者の所持品、着衣、人相、特徴等を写真に収め、関係方面に手配するとともに死者の写真の掲示、縦覧などを行って早期に確認できるよう協力すること。

(ウ) 死体の捜索及び収容に対する協力

警察官は、災害時において救出活動とあわせて関係機関の行う死体及び行方不明者の捜索等に対し、必要な協力を行う。

<資料編6-16 死体の一時収容場所 参照>

5 動物対策（生活環境課）

飼い主の被災等により動物が逃げ出した場合、町は、香取健康福祉センター（保健所）及び動物愛護センターに協力し、（公社）千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとも連携を図り、これら動物を救助及び保護する。

また、特定動物（「動物の愛護及び管理に関する法律」で人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物）が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関の連携の下に状況を把握し、広報等により住民への周知を図るなど必要な措置を講じる。

6 清掃及び障害物の除去（生活環境課 都市整備課）

震災時には、家屋の倒壊、火災、水害等により多量の障害物やごみが排出される等、生活上いろいろな面で不都合が生じてくるため、被災地の住民が当分の間の生活に支障のないよう、環境保全を図る。

(1) 震災廃棄物処理計画

町は、千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針（以下「策定指針」という。）及び千葉県市町村災害廃棄物処理マニュアル策定ガイドラインに基づき、震災廃棄物処理計画及び災害廃棄物処理マニュアルを策定し、迅速かつ適正な廃棄物処理体制の確立を図る。

ア 実施機関

(ア) 震災時における被害地域の清掃は、町長が実施するものとする。

(イ) 町は、震災等による大量の廃棄物が発生し、匝瑳市ほか二町環境衛生組合及び東総衛生組合で処理が困難な場合は「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき相互に援助協力を行う。

また、建築物の解体に伴うがれき等の大量発生が予想されることから、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」に基づき、民間事業者の協力を求める。

(ウ) 町は、必要に応じて県に対し、震災廃棄物処理計画策定に関する助言、震災廃棄物処理に関する情報提供を要請する。

イ 廃棄物の収集と処理

(ア) 町における組織体制

町は、震災廃棄物対策組織として、総務、し尿処理、ごみ処理及びがれき処理に関する各担当を置き、被害状況を把握し、県、他の市町村、関係団体等と連携を図りながら、震災廃棄物の適正かつ円滑な処理に当たる。

(イ) 震災廃棄物の処理方針

a がれき

がれきは、膨大な量が発生することから、いったん仮置場に保管し、分別、中間処理リサイクルを行ったのち、原則として匝瑳市ほか二町環境衛生組合の最終処分場で適正に処分することとする。

b 粗大ごみ

粗大ごみは、平常時に比べ増大することから、震災時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。

c 生活ごみ

生活ごみは、衛生、防疫に十分配慮するとともに、震災時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。

d 適正処理が困難な廃棄物に関する処理方針

産業廃棄物に該当するものは、平常時と同様に事業者の責任において処理するものとする。一般家庭から排出されるものは、適切な処理方法を住民に広報するとともに相談窓口を設置するものとする。

e し尿に関する処理方針

震災により水洗便所が使用できなくなる可能性があること等から、発生量を適正に予測するとともに、衛生、防疫に十分配慮して処理する。

また、必要に応じ、「大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定」に基づき、民間業者の協力を求める。

(ウ) 発生量の推計方法

町は、原則として策定指針で定めた推計方法によって発生量を推計し、処理体制の確立を

図る。

(エ) 一時集積場所の確保

膨大な量が発生するがれきを適正に処理するためには仮置場を使用することが有効であることから、町において策定指針で定めた推計方法によって必要面積を推計し、設置場所について調整を行う。

(オ) 仮設トイレの確保

断水や農業集落排水施設の損壊等により、水洗トイレが使用できなくなるほか、大量の仮設トイレの設置が必要となることから、県では、あらかじめその備蓄状況を把握するとともに、広域での相互応援体制のあり方も検討しておく。

<資料編2-12 大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定 参照>

(2) 障害物の除去

ア 道路関係障害物の除去計画

道路上の障害物の除去は自動車・死体等の特殊なものを除き、道路法第3章第1節「道路管理者」に規定する道路管理者が行う。この場合において、災害の規模・障害の内容等により、関係者及び関係機関と密接な連絡を取り、協力して交通の確保を図るものとする。

特に「緊急輸送道路一次路線」については最優先に実施する。

イ 河川関係障害物除去計画

河川の機能を確保するため、河川における障害物を除去する。

ウ 住宅関連障害物除去計画

住居又はその周辺に運ばれた土砂、材木などで日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去は、次のとおりである。

災害により障害物が住居又はその周辺に運びこまれ、日常生活が営み得ない状態にあり、かつ自らの資力により障害物を除去できない住民に対し、応急的な障害物の除去を実施する。

(ア) 実施機関

住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、その除去は、町長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、町長が行うことができる（多くの場合、市町村長に委任される）。

本町限りで処理不可能な場合は、隣接市町村、県、国、その他の関係機関の応援を得て実施するものとする

(イ) 障害物の除去の対象となる者

- a 当面の日常生活が営み得ない状態にある者であること
- b 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者であること
- c 自らの資力をもってしては、障害の除去ができない者であること

(ウ) 障害物の除去の方法

- a 救助の実施機関が、人夫あるいは技術者を動員して、障害物の除去を実施する。
- b 日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物の除去に限ること（応急的救助に限ること）

(3) 環境汚染の防止対策

倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や、危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、環境監視体制の整備を図るとともに、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考に環境汚染防止体制の強化を図る。

町は、必要に応じて、アスベスト飛散の危険性について住民やボランティアに対し注意喚起や被害防止のための指導を行う。

第13節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理

震災による住宅の全壊や半壊等により、住家を滅失し又は自己資力では住宅の確保や修理ができない被災者に対し、応急仮設住宅の建設供与や日常生活に欠くことのできない部分の修理を行う。

また、被災住宅の倒壊による二次災害を防止するため、建築物の応急危険度判定や被災宅地危険度判定を実施するとともに、日頃から応急危険度判定士等の養成を行う。

1 応急仮設住宅の供与等（都市計画課）

(1) 実施機関

被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は、町長が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合は、同法の規定による。

(2) 応急仮設住宅の建設

ア 収容の対象

住家が全壊、全焼又は流出し居住する住家ないものであって、自らの資力では住宅を得ることができない者（世帯単位）

イ 設置の方法

町長が設置する。ただし災害救助法が適用された場合は知事が設置を行い、町長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、町長が行うこととすることができる（多くの場合、市町村長に委任される）。

また、本町限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

ウ 応急仮設住宅の設計と費用の限度

(ア) 応急仮設住宅の規模は、1戸当たり平均29.7㎡を基準とする。

(イ) 工事費は、原則として災害救助法の定めるところによる。

エ 着工の時期

災害発生の日から20日以内とする。ただしこの基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で救助の程度、方法及び機関を定めることができる。

オ 供与期間

建設工事完了の日から建築基準法第85条第3項及び第4項による期限内（2年以内）とする。

カ 建設予定地

応急仮設住宅の建設地は、次のとおりとする。

多古町ふれあい公園 多古町多古2893 他

多古町みどりの広場の一部 多古町多古2895-1 他

キ 住宅の処分

応急仮設住宅がその目的を達成したときは、速やかに適正な価格で処分する。

(3) 賃貸住宅等の活用

応急仮設住宅の建設のほか、被災者への住宅供給を迅速に進めるため、町長は民間賃貸住宅等の借り上げ、斡旋及び情報提供を行う。

(4) 住宅の応急修理

ア 応急修理を受けるもの

(ア) 住宅が半壊又は半焼し、当面の日常生活を営むことができないもの

(イ) 自らの資力では応急修理ができないもの

イ 応急修理実施の方法

知事から権限を委任された町長が、現物給付をもって実施する。

ウ 修理の範囲

居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分の応急修理に限る。

2 被災建築物の応急危険度判定（都市計画課）

大規模な地震により被災した建築物について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、使用者・利用者等の安全を確保できるか否かの判定を、県や民間の建築士等の協力を得て実施する。

(1) 応急危険度判定の実施

ア 実施機関

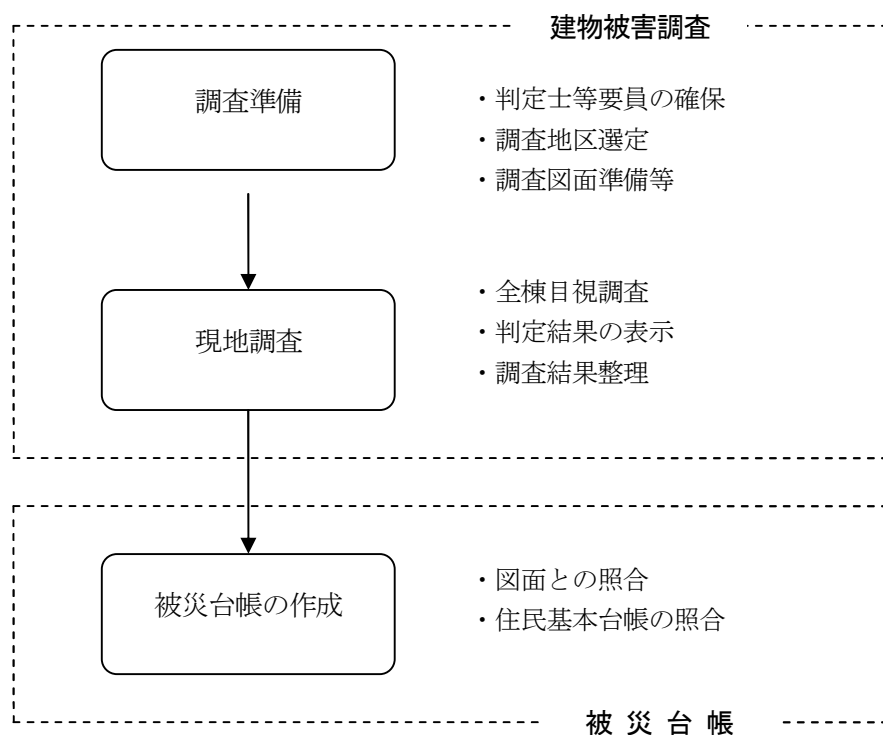
(ア) 被災建築物応急危険度判定は、町長が行う。

(イ) 知事は、判定に必要な支援を行うものとする。

(2) 建物被害調査の概要

建物被害調査は、「建物被害調査の流れ」のとおり行う。

■建物被害調査の流れ



(3) 応急危険度判定士の派遣要請

本部長は、余震等による二次災害を防止するため、応急危険度判定を行う応急危険度判定士の派遣を県に要請する。

(4) 被災台帳の作成

町は、応急危険度を調査した結果を住民基本台帳と照らし合わせ、被災台帳を作成する。

<資料編3-11 災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書 参照>

3 被災宅地の危険度判定（都市計画課）

大規模な地震により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、二次災害を軽減・防止し、住民の安全を図るため、被災宅地の危険度判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握する。

(1) 被災宅地危険度判定士の養成・登録

町は、土木・建設等の技術者に対し被災宅地危険度判定士養成講習会への参加を働きかけ、被災宅地危険度判定士の養成に努める。

(2) 被災宅地危険度判定体制の整備

町は、災害により宅地が大規模かつ広範囲に被災したときは、判定実施計画を作成するとともに、判定士の派遣など県へ支援を要請する。また、県と協力し、判定に必要な資機材等の準備を行う。

(3) 被災宅地危険度判定実施の広報

判定を実施するときは、住民に対し実施予定区間、期間、問合わせ窓口等を報道機関により周知する。また、危険度の判定は、危険、要注意、調査済の3区分で行い、判定結果については、被災宅地に表示し、居住者及び通行者等に注意を促す。

4 罹災証明書の交付（税務課）

町及び消防本部は、被災者が社会生活復帰のために各種融資の申請及び税金の免除等の手続きをするために必要な罹災証明書を発行するものとする。

(1) 住家の被災調査

ア 調査方法

町は、家屋の被害状況の把握及び罹災証明書を発行するために被災調査を行う。被災調査は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）等に基づき、全壊・大規模半壊・半壊・半壊に至らない、の区分として、調査を行う。

火災により焼失した家屋等は、消防本部が消防法に基づき火災調査を行う。

イ 収集報告に当たって留意すべき事項

(ア) 情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連携に係る組織、設備、要領等の整備を図っておくものとする。特に発災初期の情報は、住民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておく。

(イ) 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する。

(ウ) 罹災世帯・罹災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等を照合し、正確を期する。

(2) 罹災証明の発行

町は、家屋の被害調査の結果に基づき、相談窓口等において罹災証明書を発行する。

なお、火災による罹災証明書の発行は、消防本部が行う。

第14節 液状化等によるライフライン関連施設等の応急復旧

上水道・農業集落排水施設・電気・ガス・通信・交通等のライフライン施設が大震災により液状化などの被害を受けた場合、都市生活機能は著しく低下し、まひ状態が長期化するおそれの強いことは阪神・淡路大震災及び東日本大震災などでさらに明らかになったところである。したがって、これらの施設の応急復旧体制を確立し、防災関係機関及びライフライン事業者が相互に緊密な連携を図りながら迅速な活動を行うこととする。

1 水道施設（生活環境課）

震災時において、水道事業者は、飲料水及び生活用水の確保を図るとともに、二次災害の防止に努める。このため、事前に被害を想定し、応急復旧計画を定め、迅速な応急復旧を行う。

なお、被災事業者等のみで対応できない場合は「千葉県水道災害相互応援協定」（資料編2－6参照）等に基づき県内水道事業者等の応援を得て、復旧を行うものとする。

(1) 震災時の活動体制

震災時においては、応急活動体制を速やかに確立する。

(2) 応急復旧

応急復旧に当たっては、的確に被害状況を把握し、速やかに応急復旧対策を確立する。

ア 復旧の優先順位

(ア) 取水、導水、浄水施設の復旧を優先する。

(イ) 主要な送・配水管及び応急給水拠点に至るまでの管路の復旧を優先する。

イ 資機材の確保

応急復旧に必要な管類等の資機材を備蓄するとともに、資機材の供給団体に速やかに必要な材料を要請する。

ウ 人員の確保

応急復旧に必要な人員の確保及び配置を行う。

(3) 広報対策

水道施設の被害及び復旧の状況等について、地域住民への適切な広報に努める。

2 農業集落排水施設（生活環境課）

(1) 応急活動体制

管轄する農業集落排水施設に地震災害の発生するおそれのある場合には、即時に応急防災活動を実施する。このために、防災活動が円滑に遂行できるように、応急活動体制の整備に努める。

(2) 緊急活動

地震災害が発生した場合、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、農業集落排水機能の支障及び二次災害のおそれがあるものについては緊急防止活動を行う。

なお、活動体制の確立並びに関係機関等の連携による応援体制の確立を図る。

(3) 応急復旧対策

施設の重要度、危険度を考慮し、被害調査の優先順位を定め、点検マニュアルに基づき調査を行うとともに、応急復旧対応の内容を決定（専門技術を持つ人材の活用等）し、復旧工事を実施する。復旧に当たっては、道路管理者等及び関係するライフライン事業者と工程調整の上作業を行う。

(4) 防災用資機材の整備、備蓄対策

地震災害時において、農業集落排水施設の処理機能を保持するため、応急防災用資機材について可能な限り備蓄する。また、民間業者との協力協定の締結等により連携を密にし、必要な資機

材の種類と数量を確保するよう努める。

(5) 広報対策

農業集落排水施設の被害及び復旧の状況等について、地域住民への適切な広報に努める。

3 電気施設

(1) 震災時の活動体制

地震災害が発生したとき、東京電力パワーグリッド（株）は、以下のとおり非常災害対策本部を千葉支店内に設置する。本部の下に情報班、広報班、工務復旧班、配電復旧班、建設復旧班、通信班、給電班、カスタマーセンター班及び総務班の9班を置く。

また、支部を各支社に設置する。

なお、夜間休日等の緊急呼集並びに交通、通信機関の途絶に対応できるよう要員の選抜、呼集方法、出勤方法等につき検討し、適切な要員構成を行っておく。

さらに、請負会社については、あらかじめ出勤可能要員を把握しておくとともに、震災時における応援出勤体制を確立しておく。

(2) 震災時の応急措置

ア 資機材の調達

第一線機関等においては、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

(ア) 第一線機関等相互の流用

(イ) 現地調達

(ウ) 支店対策本部に対する応急資機材の請求

災害地及び当該機関との連絡が全く途絶し、しかも相当の被害が予想される場合は、支店対策本部において復旧資機材所要数を想定し、当該支部あてに緊急出荷し、復旧工事の迅速化に努める。

イ 人員の動員、連絡の徹底

(ア) 災害時における動員体制を確立すると同時に連絡方法も明確にしておく。

(イ) 社外者に応援を求める場合の連絡体制を確立する。

ウ 震災時における危険予防措置

需要家サービス及び治安維持上原則として送電を維持するが、浸水、建物倒壊により運転することがかえって危険であり、事故を誘発するおそれがある場合、又は運転不能の予想される場合は、運転を停止し、関係各機関に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

(3) 応急復旧対策

ア 被害状況の早期把握

全般的な災害状況把握の遅速は、復旧計画樹立に大いに影響するので、あらゆる方法をもって被害状況の早期把握に努める。

イ 復旧の順位

各設備の復旧順位は原則として以下によるものとするが、災害状況、各設備の被害復旧の難易等を勘案し、供給上復旧効果の大きいものより行う。

(ア) 送電設備

a 全回線送電不能の主要線路

b 全回線送電不能のその他の線路

c 一部回線送電不能の主要線路

d 一部回線送電不能のその他の線路

(イ) 変電設備

a 主要幹線の復旧に関する送電用変電所

- b 都心部に送電する系統の送電用変電所
- c 重要施設に供給する配電用変電所
- (ウ) 通信設備
 - a 給電指令用回線並びに制御、保護及び監視回線
 - b 保守用回線
 - c 業務用回線
- (エ) 配電設備
 - 病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給回線を優先的に送電する。
- ウ 感電事故並びに漏電による出火を防止するため、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関及び防災行政無線を通じて需要家に対し、次の諸点を十分PRするほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。
 - (ア) 無断昇柱、無断工事をしないこと。
 - (イ) 電柱の倒壊・折損、電線の断線・垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかにカスタマーセンターへ通報すること。
 - (ウ) 断線垂下している電線には絶対に触らないこと。
 - (エ) 建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと。使用する場合は、絶縁検査を受けてから使用すること。
 - (オ) 屋外へ避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること。
 - (カ) 地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントは直ちに抜くこと。
 - (キ) その他事故防止のための留意すべき事項。
- エ 災害時における住民の不安を鎮静させるため、電力施設の被害状況、復旧予定についての的確な広報を行うものとする。
- オ 需要家からの再点検申込み等を迅速適切に処理するため、能率的な受付処理体制を確立しておくものとする。

<資料編3-12 防災行政無線の活用に関する協定書 参照>

4 ガス施設

災害によりガス施設に被害が生じた場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急措置を行い、ライフライン施設としての機能を維持することが必要である。

このため、災害対策の迅速かつ適切な実施を図り、公共の安全と便益を図るため、以下の防災対策を実施する。

(1) 非常災害体制の確立

ア 地震発生時の出動

- (ア) 勤務時間内の場合は、社内連絡により所属事務所に出動する。
- (イ) 勤務時間外の場合は、地震の大きさをテレビ・ラジオ等の情報により判断し、あらかじめ指定された箇所に、自動発令で出動する。

イ 非常災害対策本部、支部の設置

地震等の非常災害が発生した場合、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、本社に非常災害対策本部を設置するとともに、各事業所に支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成する。

(2) 応急対策

ア 震災時の初動措置

- (ア) 官公庁、報道機関及び社内事業所等から、被害情報等の情報収集を行う。
- (イ) 事業所設備等の点検を行う。

- (ウ) 製造所、整圧所における送出入量の調整又は停止を行う。
- (エ) ガス導管網の地域ブロック化及び被害状況に応じた減圧措置を講じる。
- (オ) その他、状況に応じた措置を行う。

イ 応急措置

- (ア) 非常災害対策本部の指示に基づき、各事業所は有機的な連携を保ちつつ施設の応急措置に当たる。
- (イ) 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。
- (ウ) 供給停止地域については、供給可能な範囲で供給系統の切り替え等を行い、速やかなガス供給再開に努める。
- (エ) その他、現場の状況により適切な措置を講じる。

ウ 資機材等の調達

復旧用資機材を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により確保する。

- (ア) 取引先、メーカー等からの調達
- (イ) 各支部間の流用
- (ウ) 他ガス事業者からの融通

エ 車両の確保

本社地区に工作車、広報車を保有しており常時稼働可能な体制にある。

また、主要な車輛には、無線を搭載している。

(3) 災害時の広報

災害時には、供給区域全域の供給停止をすることなく、被害の程度に応じてブロック毎に供給を停止するが、ガスによる二次災害の防止、テレビ、ラジオ等の報道機関に対し、広報内容の報道を要請するなど、あらゆる手段をつくして、被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況、供給停止地区の復旧の見通しについて広報する。

ア 地震発生時には

- (ア) ガス栓を全部閉めること。
- (イ) ガスメータのそばにあるメータコックを閉めること。
- (ウ) ガスの臭いがする場合、火気使用は厳禁であること。
この場合には、ガス栓・メータコックを閉め、直ちにガス会社に連絡すること。
- (エ) 換気扇の使用は、スイッチの火花によって爆発の原因となるので避けること。

イ マイコンメータ（前面にランプがあるメータ）が作動してガスが出ない場合。

- (ア) グレーのメータの場合は、マイナスインプドライバーで左上の蓋を開け、内部の軸をドライバーで反時計回りにしっかりと回し、ランプの点灯を確認する。
- (イ) クリーム色のメータの場合は、左上の丸い蓋を外し、中のボタンをしっかりと押し、ランプの点灯を確認する。
- (ウ) 操作終了後3分間マイコンによる漏洩検査のためガスの使用はしないこと。

ウ 供給を停止した場合

- (ア) ガス栓を開いてもガスが出ない場合は、供給を停止しているので、ガス栓、メータコックを閉め、ガス会社から連絡があるまで待つこと。
- (イ) ガスの供給が再開される時には、必ず、あらかじめガス会社が各家庭のガス設備を点検し、安全を確認するので、それまでガスを使用しないこと。

(4) 復旧活動拠点の確保

復旧要員の集合場所、宿泊場所、車輛の駐車スペース、資機材置場等の候補地のリストアップ、連絡先の確認等をあらかじめ実施し、これらを確保しておく。また、残土、廢材、資機材等の仮置きについて、県、市町村等が指定する臨時場所がある場合、その使用についてあらかじめ協議し、用地等の確保に努める。

(5) 事業継続計画の策定・発動

事故・災害について、必要によりあらかじめ事業継続計画を策定する。また、策定に当たっては、関係者の生命・身体の安全及び被害拡大の防止を前提とした上で、最低限維持しなければならない以下の業務を最優先する。

ア ガスの製造・供給の維持、保安の確保に関する業務

イ ガスの供給が停止した場合には、その復旧作業に関する業務

ウ 供給制限が必要となった場合の需要家対応に関する業務

エ その他企業として事業を継続する上で最低限必要な通常業務

事業継続計画の発動が必要な場合は、事務局が本部長に具申し、発動は本部長が命ずる。

5 通信施設

(1) 東日本電信電話(株)

ア 震災時の活動体制

(ア) 災害対策本部の設置

震災等の非常災害が発生した場合は、その状況により、千葉事業部に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

(イ) 情報連絡体制

震災の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達に当たる。

イ 震災時の応急措置

(ア) 設備、資機材の点検及び発動準備

大地震の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

a 電源の確保

b 災害対策用無線機等の発動準備

c 非常用可搬型交換装置等の発動準備

d 予備電源設備、移動電源車等の発動準備

e ビル建築物の防災設備の点検

f 工事用車両、工具等の点検

g 保有資材、物資の点検

h 所内、所外施設の巡回、点検による被害状況の把握

(イ) 応急措置

震災により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

a 通信の利用制限

b 災害時優先電話、警察・消防緊急通報回線の確保

c 無線設備の使用

d 特設公衆電話の設置

e 非常用可搬型電話局装置の設置

f 臨時電報、電話受付所の開設

g 回線の応急復旧

h 災害用伝言ダイヤル「171」の運用

(ウ) 震災時の広報

震災のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

a 通信途絶、利用制限の理由と内容

b 災害復旧措置と復旧見込時期

- c 通信利用者に協力を要請する事項
- d 災害用伝言ダイヤル「171」の提供開始
- ウ 応急復旧対策
 - 震災により被災した通信回線の復旧に当たっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。災害復旧工事については、次により工事を実施する。
 - (ア) 電気通信設備等を応急的に復旧する工事
 - (イ) 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事
- (2) (株)NTTドコモ
 - ア 震災時の活動体制
 - (ア) 災害対策本部の設置
 - 震災が発生した場合はその状況により千葉支店に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。
 - この場合、県等の防災機関と緊密な連絡を図る。
 - (イ) 情報連絡体制
 - 震災の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達に当たる。
 - イ 発災時の応急措置
 - (ア) 設備、資機材の点検及び発動準備
 - 震災の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。
 - a 可搬型無線基地局装置の発動準備
 - b 移動電源車等の発動準備
 - c 局舎建築物の防災設備等の点検
 - d 工事用車両、工具等の点検
 - e 保有資材、物資の点検
 - f 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握
 - (イ) 応急措置
 - 震災により通信設備に被害が生じた場合、または異常輻輳等の事態の発生により通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。
 - a 通信の利用制限
 - b 非常通話、緊急通話の優先、確保
 - c 可搬型無線基地局装置の設置
 - d 携帯電話、衛星携帯電話による臨時電話の運用
 - e 回線の応急復旧
 - (ウ) 災害時の広報
 - 震災のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ、インターネット等によって次の事項を利用者に通知する。
 - a 通信途絶、利用制限の理由と内容
 - b 災害復旧措置と復旧見込時期
 - c 通信利用者に協力を要請する事項
 - d 「災害用伝言板」及び「音声お届けサービス」の提供開始
 - ウ 応急復旧対策
 - 震災により被災した通信設備の復旧に当たっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。
 - 災害復旧工事については、次により工事を実施する。
 - (ア) 電気通信設備等を応急的に復旧する工事
 - (イ) 現状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

(3) KDD I (株)

KDD I (株)では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には東京本社に災害対策本部及び対策室等を設置し、現地と緊密に連絡を取りながら各組織の機能を最大限に発揮して通信の疎通確保と施設の早期復旧に努める。

災害発生時には、局舎の点検を実施するとともに、基地局の停電対策のため、移動電源車の出動準備をする。

通信に輻輳が発生した場合は輻輳制御を行い必要な通信を確保するとともに、一般県民を対象に「災害伝言板サービス等」による安否情報の伝達に協力する。

(4) ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株)

ソフトバンクモバイル(株)、ソフトバンクモバイル(株)では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その状況に応じた対策組織を設置し、各対策組織が緊密に連絡を取りながら機能を最大限に発揮して通信の確保と設備の早期復旧に努める。

また、災害発生時には、通信設備の点検をするとともに、通信の確保と早期復旧に必要な緊急保全車両の出動準備を行い、通信に輻輳が発生した場合には通信の利用制限を行い必要な通信を確保するとともに、一般県民を対象に災害用伝言板、災害用音声お届けサービス等による安否情報の伝達に努める。

(5) 日本郵便(株)

被災地における郵便の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時輸送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講じる。

被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局についての仮局舎急設による窓口業務の迅速な業務の再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講じる。

また、(株)ゆうちょ銀行の非常払及び(株)かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合、取り扱う。

<資料編3-13 災害時における情報の収集・提供の支援等に関する協定書 参照>

<資料編3-14 多古町と多古町内郵便局との包括連携協定書 参照>

6 放送機関

地震が発生した場合は、放送機関は放送機能を確保した後、地震情報、災害の状況、防災活動等を迅速・正確・適切に伝え、被災者の不安と混乱の防止、防災対策の促進等に努める。

また、法律に基づいて、町及び県の要請による防災情報の伝達に当たる。

7 道路・橋梁(都市整備課)

地震が発生した場合、緊急輸送道路を最優先に各道路管理者等は、所管の道路、橋梁について被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、迂回路の選定あるいは通行の禁止又は制限等の措置など利用者の安全策を講じるとともに、パトロール等による広報を行うほか、被災道路、橋梁については、応急及び復旧措置を行う。

(1) 災害時の応急措置

道路・橋梁の被災状況を速やかに把握し、これらの情報により応急措置を講じるとともに、必要に応じて迂回路の選定を行う。

(2) 応急復旧対策

パトロール等による調査結果等を基に、被害状況を把握し、速やかに応急復旧工事を行い、道路の機能確保に努める。

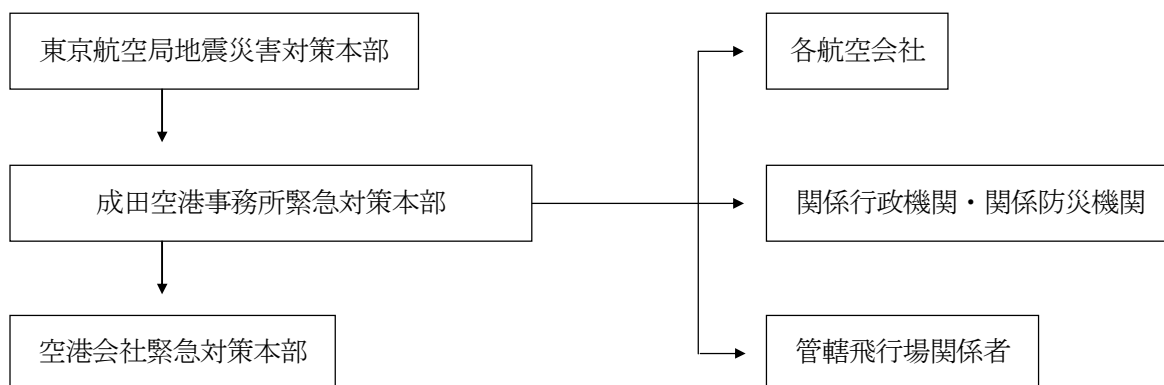
8 交通施設

(1) 飛行場施設

ア 東京航空局成田空港事務所

東京航空局成田空港事務所は、大規模地震が発生したときは、緊急対策本部（本部長＝空港長）を設置し、航空機の運航等に関し、次の対策を講じる。

(ア) 地震発生時の伝達は、次のルートで行う。



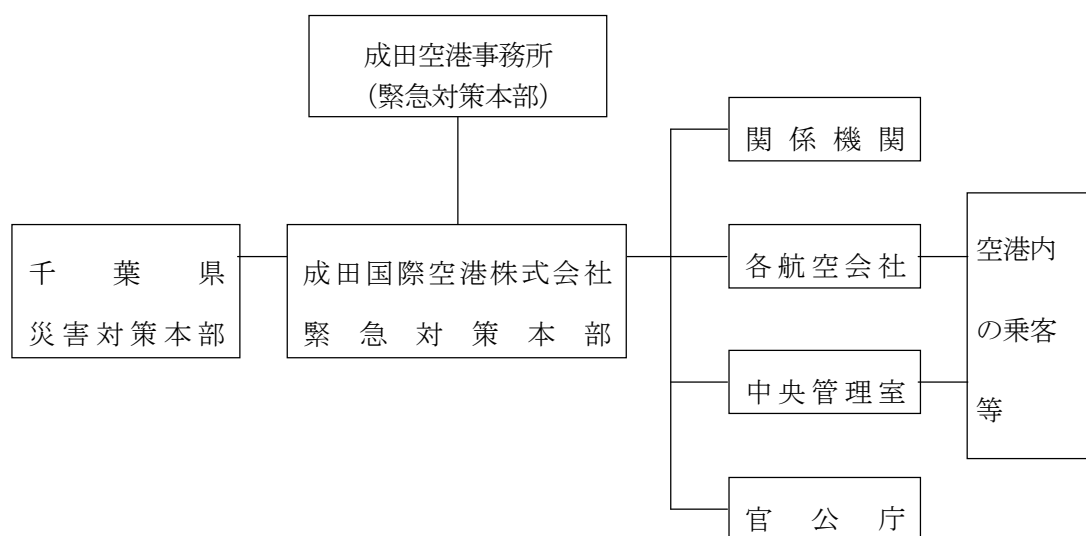
(イ) 地震発生時において次の業務を行う。

- a 情報の収集・伝達
- b 関係機関との連絡調整
- c 応急救護及び災害防止に必要な措置
- d 航空機の運航に関する調整
- e 通信業務の確保
- f 管制業務の確保

イ 成田国際空港(株)

(ア) 情報伝達

- a 東京航空局成田空港事務所（以下「空港事務所」という。）と成田国際空港株式会社（以下「空港会社」という。）は、地震情報等を相互に伝達調整する。
- b 空港内官公庁、関係機関及び各航空会社に対して、地震情報等を伝達する。
- c 空港内の乗客等に対しては、旅客ターミナル内中央管理室及び各航空会社を通じて伝達する。
- d 伝達ルートは次のとおりとする。



(イ) 運航対策

大規模地震が発生した場合、航空機の運航の確保と安全を図るため、次の措置をとる。

- a 航空会社に対して乗降客の安全誘導、航空機自体の保安対策を要請する。
- b 滑走路、誘導路、エプロン等の点検を実施する。
- c 空港事務所の航空交通管制機関との調整を図る。

(ウ) 空港の混乱防止対策

大規模地震発生時、空港内の混乱を防止するため、次の措置をとる。

- a 必要と認めるときは、空港関係者、災害対策関係者及び空港会社が入場を認めた者以外の者の空港への入場を制限するものとする。
- b 各航空会社に規制対策を要請する。
- c 東日本旅客鉄道株、京成電鉄株等の交通機関に対して、駅への入場、乗車等の制限等措置を要請する。
- d 空港警察署に警備を要請する。

(エ) 空港施設の保安対策及び応急復旧

航空保安施設及びその他現有施設の機能の維持を図るため、点検を強化し、また、機能上に障害を生じたものがあるときは、速やかに機能の復旧に努めるとともに適切な運用を行うものとする。

9 その他公共施設（都市整備課）

地震が発生した場合、河川、地すべり防止及び急傾斜地崩壊防止施設等の被害状況を速やかに把握し、各施設の機能確保を図るため、各機関は災害活動を実施するとともに応急措置を行うものとする。

(1) 河川管理施設

地震等により堤防等の河川管理施設が被害を受けた時、又はそのおそれのある時は関係機関と協議して施設の応急措置を行う。

(2) 地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

地震により地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けた時、又はそのおそれのある時は関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

第15節 ボランティアの協力

町及び県は、大規模震災時において、災害応急対策の実施には多くの人員を必要とするため、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策を実施するものとする。

1 町災害ボランティアセンターの設置（総務課 社会福祉協議会）

災害が起こった場合、ボランティアの受入登録・派遣等を行うため、町は被災の状況を踏まえ、必要に応じて町災害ボランティアセンターの設置を決定する。町災害ボランティアセンターの設置運営は、多古町社会福祉協議会が行い、町はこれを支援する。町と社会福祉協議会は「ボランティアセンター設置運営に関する協定」を締結し、円滑な運営を図る。町災害ボランティアセンターの設置位置は、多古町立図書館（多古町多古 2540-1）とする。

2 ボランティアの活動分野

ボランティアの協力を得て実施する活動内容は次のとおりとする。

(1) 専門分野

- ア 救護所での医療救護活動
- イ 被災建築物応急危険度判定
- ウ 被災宅地危険度判定
- エ 外国語の通訳、情報提供
- オ 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報
- カ 被災者への心理治療
- キ 高齢者や障害者等要配慮者の看護、情報提供
- ク その他専門的知識、技能を要する活動等

(2) 一般分野

- ア 避難所の運営補助
- イ 炊き出し、食料等の配布
- ウ 救援物資や義援品の仕分け、輸送
- エ 高齢者や障害者等要配慮者の支援
- オ 被災地の清掃、がれきの片づけなど
- カ 避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む。）
- キ その他被災地における軽作業等

3 ボランティアとして協力を求める個人、団体

災害時にボランティアとして活動が期待される個人、団体は次のとおりとし、これらに積極的に協力を求めることとする。

(1) 個人

- ア 被災地周辺の住民
- イ 被災建築物応急危険度判定士
- ウ 被災宅地危険度判定士
- エ ボランティア活動の一般分野を担う個人
- オ その他

(2) 団体

- ア 日本赤十字社千葉県支部奉仕団
- イ 千葉県社会福祉協議会及び各市町村社会福祉協議会
- ウ (公財) ちば国際コンベンションビューロー

- エ (一社) 日本アマチュア無線連盟千葉県支部
- オ その他ボランティア団体・NPO法人等

4 ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ（総務課 社会福祉協議会）

常に災害時におけるボランティア活動の重要性を明らかにし、ボランティア活動の主体となる意識の保持を訴えるとともに、災害時には積極的な参加を呼びかけるものとする。

(1) 平時におけるボランティア意識の啓発

毎年1月17日の「防災とボランティアの日」及び1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」を中心に実施する講演会やシンポジウムなどの諸行事を通じ、町民にボランティア意識の醸成を図る。

また、毎年9月1日の「防災の日」及び8月30日から9月5日までの「防災週間」を中心に実施する防災訓練や各種啓発行事に積極的にボランティア団体等の参加を求めることにより、その重要性を広報する。あわせて、住民やボランティア団体等の参加を得た実践的な防災訓練を実施し、災害時におけるボランティアの協力が円滑に得られるよう日ごろから連携の強化を図る。

(2) 災害時における参加の呼びかけ

大規模な災害が発生した際には、インターネットやテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や県及び県内市町村に加え、社会福祉協議会ボランティアセンターや市町村市民活動支援センター、ボランティア団体やNPO法人並びに近隣都県の社会福祉協議会、日本赤十字社各支部等の関係団体を通じて、広くボランティアの参加を呼びかける。

なお、東日本大震災においては、特にホームページやブログなどのネットでの情報公開により電話などによる問合せを少なくできたことから、インターネットを利用した参加の呼びかけを推進する。

5 災害時におけるボランティアの登録、派遣（総務課 社会福祉協議会）

災害の状況に応じた、より実際のボランティア活動体制を立ち上げるため、ボランティアの受付、登録は原則として発災後に実施することとし、町、県及び関係機関が十分な連携を図りながら迅速に対応するものとする。

(1) 県担当部局による登録

専門分野での活動を希望する個人及び団体については、県の各活動担当部局が中心となって対応する。

県の担当部局は、被災地におけるボランティアの需要状況を基に、派遣先や派遣人員等を町等と調整の上、派遣する。

活動分野	個人・団体	県受付窓口
医療救護、地域保健	医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、栄養士、歯科衛生士等	健康福祉部健康づくり支援課 健康福祉部医療整備課 健康福祉部薬務課
被災建築物応急危険度判定※ 被災宅地危険度判定※	被災建築物応急危険度判定士 被災宅地危険度判定士	県土整備部建築指導課 県土整備部都市計画課
高齢者支援	支援団体	健康福祉部高齢者福祉課
障害者支援	支援団体	健康福祉部障害福祉課
外国語通訳、翻訳、情報提供	(公財)ちば国際コンベンション ビューロー語学ボランティア、 災害時外国人サポーター	総合企画部国際課
通信、情報連絡	(一社)日本アマチュア無線連盟 千葉県支部	防災危機管理部危機管理課

※平時に登録を行っている。

(2) 災害ボランティアセンターによる登録・派遣

県災害ボランティアセンターでは、県内全体のボランティアに関する情報の収集や提供等を行い、町災害ボランティアセンター又は広域災害ボランティアセンターでは、一般分野での活動を希望する個人及び団体について受入、登録する。

町災害ボランティアセンターで受け入れたボランティアについては、町内のボランティアの需要状況を基に派遣する。また、広域災害ボランティアセンターで受け入れたボランティアについては、被災地におけるボランティアの需要状況を基に、派遣先や派遣人員等を被災市町村と調整の上、派遣する。

さらに、全国規模での活動希望が予想される場合には、近隣都県の協力を得て受付、登録事務を進めるものとする。

(3) ボランティアニーズの把握

町は被災現地における体制を整備し、町災害ボランティアセンターと連携の上、ボランティアの需要状況を的確な把握に努める。

県災害ボランティアセンターは、町との連絡を密にするとともに、被災地に設置する現地救護本部や巡回パトロールによる情報収集、各種ボランティア団体との情報交換等により、県全域のボランティアの需要状況の把握に努める。

(4) 各種ボランティア団体との連携

町災害ボランティアセンターは、日本赤十字社千葉県支部や県及び独自に活動するボランティア団体・NPO法人等と十分な情報交換を行うとともに必要な支援策を実施し、密接な連携の下に各種救援救護策を進める。

6 ボランティア受入体制（総務課 社会福祉協議会）

(1) 食事、宿泊場所の提供

ボランティアについての食事や宿泊場所については、自己調達を基本とする。

(2) 町災害ボランティアセンターの活動拠点の提供

町災害ボランティアセンターの活動拠点については、「ボランティアセンター設置運営に関する協定」（資料編3-15参照）に基づき、町が用意する。

(3) 活動費用の負担

ボランティアの活動に伴う経費は、その必要性に応じてボランティアを受け入れる町が負担する。ボランティアが活動に必要とする資機材については、県社会福祉協議会や多古町社会福祉協議会においても、予め用意を行うことが望ましい。

(4) 保険の付与

ボランティア活動に伴う事故の発生に対処するため、県災害ボランティアセンターは県内で活動するボランティアの把握に努め、被災地の町災害ボランティアセンターにおいては、ボランティア保険の加入を活動の条件とする。

7 災害ボランティアセンター運営スタッフ等の養成等（総務課 社会福祉協議会）

一般分野でのボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、その活動を支援する災害ボランティアセンターの運営スタッフ等には、調整能力など高い専門性が必要である。

そこで、各種研修会や講習会を通じて、普段から災害ボランティアセンターの運営スタッフ等の養成を進める。

また、発災時に迅速な受入ができるよう災害ボランティアセンターの開設・受入・調整についてのマニュアル作成や訓練の実施等により体制を整備するとともに、被災者の多様なニーズに応えられるよう、多様な立場の者の能力が活用され、意見が反映されるよう、常日頃から連携体制の強化に努める。

第4章 災害復旧計画

第1節 被災者生活安定のための支援

震災により被害を受けた町民が、安心した生活を取り戻せるように、経済的支援をはじめ、医療や雇用面における支援、さらに心のケア等を行うことによって、町民に自力復興心をもたせ、もって生活安定の早期回復を図る。

1 被災者に関する支援の情報の提供等（総務課 住民課 税務課）

町は、各種の支援措置が早期に実施されるよう、発災後遅滞なく被災者に罹災証明書を交付するとともに、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成等被災者支援の公平で効率的な実施に努める。

被災者台帳の作成に当たっては、被災者に関する情報のうち県が実施した支援について、県に対し情報提供を要請する

2 被災者生活再建支援金（総務課）

(1) 目的

自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活再建することが困難な被災者に対し、その生活の再建を支援し、もって町民生活の安定と被災地の速やかな復興に資すること。

(2) 対象となる自然災害

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害

イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

エ 上記ア又はイに規定する被害が発生した市町村を含む都道府県内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満）における自然災害

オ 上記ウ又はエに規定する都道府県に隣接する都道府県内の市町村（人口10万人未満）で、ア～ウに規定する被害が発生した市町村に隣接し、かつ、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

カ 上記ウ又はエに規定する都道府県が2以上ある場合において、その自然災害により5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満。ただし、人口5万人未満の市町村にあっては2世帯以上）における自然災害

(3) 対象となる被災世帯

対象世帯は次のいずれかに該当する世帯とする。

ア 住宅が「全壊」した世帯

イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修をしなければ居住が困難な世帯（大規模半壊世帯）

(4) 支援金の支給額

支給額は、住宅の被害程度と再建方法に応じた渡し切りとし、以下の2つの支援金の合計額となる。ただし、世帯人数が1人の場合は各該当欄の金額の3/4の額となる。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額	200万円	100万円	50万円

(5) 支援金支給手続き

支給申請は町に行い、提出を受けた町は申請書等の確認を行いとりまとめの上、県防災危機管理部防災政策課原発事故対応・復旧復興班へ提出する。

県は当該書類を委託先である（公財）都道府県会館へ提出し、申請書を受理した（公財）都道府県会館は交付決定等を行う。

（被災者生活支援法人として、（公財）都道府県会館が指定されている。）

3 公営住宅の建設等（都市計画課）

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅の建設を行う。

町が行う災害公営住宅の建設等に対し、知事は適切に指導・支援を実施する。

4 災害援護資金（総務課）

地震により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため災害資金の貸付けを行う。

(1) 貸付対象

ア 貸付の対象となる被害

(ア) 世帯主が療養に要する期間がおおむね1月以上である負傷を負った場合

(イ) 住居又は家財の被害金額が当該住居又は家財の価格のおおむね3分の1以上の損害であると認められる場合

イ 世帯の所得制限

上記アに掲げる被害を受けた世帯であって、当該世帯に属する者（以下「同一世帯員」という。）の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が、同一世帯員が1人であるときは220万円、2人であるときは430万円、3人であるときは620万円、4人であるときは730万円、5人以上であるときは730万円にその世帯に属する者のうち4人を除いた者1人につき30万円を 加えた額に満たないものの世帯主

ただし、当該世帯の住居が滅失した場合にあつては、同一世帯員の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が1, 270万円に満たない世帯の世帯主

(2) 貸付限度額

ア 世帯主の1ヶ月以上の負傷のある場合

(ア) 家財等の損害がない場合 150万円

(イ) 家財の1/3以上の損害 250万円

(ウ) 住居の半壊 270万円

ただし、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を
取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合

350万円

- | | |
|--|-------|
| (エ) 住居の全壊 | 350万円 |
| イ 世帯主の1ヶ月以上の負傷のない場合 | |
| (ア) 家財の1/3以上の損害 | 150万円 |
| (イ) 住居の半壊 | 170万円 |
| ただし、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を
取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合 | 250万円 |
| (ウ) 住居の全壊（(エ)を除く） | 250万円 |
| ただし、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を
取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合 | 350万円 |
| (エ) 住居の全体が滅失若しくは流失 | 350万円 |
- (3) 貸付条件
- ア 貸付期間 10年（据置期間を含む）
 - イ 据置期間 3年（特別な場合5年）
 - ウ 利子 年3%（据置期間中は無利子）
 - エ 保証人 連帯保証人になること
- (4) 償還方法 年賦償還又は半年賦償還
- (5) 申込方法 町
- (6) 県担当課 防災危機管理部防災政策課原発事故対応・復旧復興班

5 生活福祉資金（社会福祉協議会）

- (1) 貸付対象
低所得世帯のうち、他から融資を受けることができない者で、この資金（災害援護費）の貸付けを受けることによって災害による困窮から自立更生のできる世帯
- (2) 貸付金額 一世帯150万円以内
- (3) 貸付条件
- ア 据置期間 6月以内
 - イ 償還期間 据置期間経過後7年以内
 - ウ 利子
保証人あり 無利子
保証人なし 年1.5%
 - エ 保証人
(ア) 連帯保証人となること
(イ) 原則として借受人と同一都道府県に居住し、その生活の安定に熱意を有する者
(ウ) 生活福祉資金の借受人又は借入申込者となっていない者
- (4) 償還方法 年賦、半年賦又は月賦
- (5) 申込方法 官公署が発行する被災証明書を添付し、民生委員を通じ多古町社会福祉協議会へ申し込む。

6 町税の減免等（税務課）

被災した納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）に対し、地方税法又は多古町税条例及び多古町国民健康保険税条例の規定により、町税の申請等の期限の延長、徴収猶予及び減免等個々の事態に対応した適時・適切な措置を講じるものとする。

(1) 申告等の期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告、その他の書類の提出又は町税を納付若しくは納入することができないと認めるときは、次により当該期限を延長するものとする。

- ア 災害が広範囲にわたる場合
町長が職権により適用の地域及び期日を指定するものとする。
- イ その他の場合
納税義務者等の申請により、町長が、災害のやんだ日から納税者については2ヶ月以内、特別徴収義務者については30日以内において期日を指定するものとする。

(2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が町税を一時に納付し又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予するものとする。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行うものとする。

(3) 減免及び納入義務の免除等

被災した納税義務者等に対し、次により減免及び納入義務の免除等を行うものとする。

- ア 固定資産税
災害により著しく価値が減じた固定資産について、その被害の程度に応じ減免するものとする。
- イ 国民健康保険税
被災した納税義務者の状況に応じて減免するものとする。

7 生活相談（住民課）

町は、被災者のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取しその解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、広聴活動を実施する。

8 見舞金（総務課）

町は、東日本大震災住家被災者見舞金支給要綱及び他市町村の例を参考として、恒久的な自然災害による見舞金支給制度を検討する。

9 義援金（財政課 出納室）

町は、必要に応じ自ら募集し被災者に配分するため、義援金の募集、受付、配分等についての計画を策定する。

また、県又は義援金募集团体から送付された義援金を、被災者に配分する。

なお、義援物資については「第3章 災害応急対策計画 第7節 救援物資供給活動 2 食料・生活必需物資等の供給体制」による。

■町並びに県及び義援金募集团体に寄託された義援金

(1) 募集の決定及び周知並びに受付

ア 町が募集する義援金

機 関 名	内 容
町	1 募集の決定及び周知 災害救助法の適用状況等を勘案し義援金の募集を決定し、義援金募集团体等と連携を図りながら、次の事項をホームページ及び報道機関等を通じ公表し、広報を行う。 (1) 振込金融機関口座（金融機関名、口座番号、口座名等） (2) 受付窓口 (3) 募集期間 (4) 振込手数料の取扱い (5) 税制上の取扱い (6) 配分方法 2 受付 義援金は出納室で受け付ける。 (※寄付金（見舞金）は財政課で受け付ける。)

イ 義援金募集团体が募集する義援金

機 関 名	内 容
義援金 募集团体	1 募集の決定及び周知 町や県等と連携を図りながら、募集を決定し周知を行う。 2 受付 関係団体（県、社会福祉協議会等）と連携を図りながら、受け付ける。 寄託された義援金は、県の災害義援金配分委員会の指定する口座に速やかに送金することとする。
県	県は義援金募集团体から送付された義援金を県の配分基準により町に送金する。

(2) 配分

機 関 名	内 容																
町	<p>町並びに県及び義援金募集团体に寄託された義援金の配分に必要な事項（対象・基準・時期・方法等）については、義援金募集团体、県、福祉団体、町等で構成する災害義援金配分委員会を開催し、決定する。ただし、配分に時間がない場合は、町長が決定することができる。</p> <p>配分基準は、原則として下表のとおりとするが、義援金配分委員会（配分に時間がない場合の町長を含む。）が特に必要と認めた場合は、この基準によらないことができる。</p> <p style="text-align: center;">(表) 配分基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">配分対象</th> <th style="text-align: left;">配分比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">人的被害 (配分対象：者)</td> <td>死者</td> <td style="text-align: center;">10</td> </tr> <tr> <td>行方不明者 (死亡と推定される者)</td> <td style="text-align: center;">10</td> </tr> <tr> <td>重傷者</td> <td style="text-align: center;">5</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">住家被害 (配分対象：世帯)</td> <td>全壊 (半壊解体、敷地被害解体を含む)</td> <td style="text-align: center;">10</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td style="text-align: center;">5</td> </tr> <tr> <td>床上浸水</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(※床上浸水世帯を1とする)</p>	配分対象	配分比	人的被害 (配分対象：者)	死者	10	行方不明者 (死亡と推定される者)	10	重傷者	5	住家被害 (配分対象：世帯)	全壊 (半壊解体、敷地被害解体を含む)	10	半壊	5	床上浸水	1
配分対象	配分比																
人的被害 (配分対象：者)	死者	10															
	行方不明者 (死亡と推定される者)	10															
	重傷者	5															
住家被害 (配分対象：世帯)	全壊 (半壊解体、敷地被害解体を含む)	10															
	半壊	5															
	床上浸水	1															

(3) 義援金の処理に関する監査及び配分状況の公表

機 関 名	内 容
町	義援金が公正かつ適正に配分されたことを示すため、義援金配分委員会の監事は義援金の処理に関する監査を行い、配分状況を公表する。

10 その他の生活確保

機関名	生活確保の取扱い
日本郵便(株)	<p>災害救助法が発動された場合、日本郵便(株)は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。</p> <p>1 郵便関係</p> <p>(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 災害時には、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。</p> <p>(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 災害時には、被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除を実施するものとする。</p> <p>2 災害時における窓口業務の維持</p> <p>3 (株)ゆうちょ銀行の非常払及び(株)かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い</p>
労働局	<p>1 震災による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、市町村の被災状況等を勘案の上、県内各公共職業安定所及び隣接都県の公共職業安定機関等との緊密な連携をとり、公共職業安定所を通じ速やかにそのあっせんを図る。</p> <p>2 震災により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、被災地域を管轄する公共職業安定所長を通じ、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置</p> <p>(2) 巡回職業相談の実施</p> <p>3 雇用保険の失業給付に関する特例措置 震災により失業の認定日に出向いて行くことのできない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。</p>
N H K	<p>災害救助法に基づく被災者の受信料免除について検討し、総務大臣の承認を得て実施する。</p>

11 中小企業への融資（産業経済課）

県は、災害の発生により経営の安定に支障を生じている中小企業者等に対する資金対策として、セーフティネット保証を実施している。町は対象となる中小企業者等に対し、制度の周知に努める。
 <資料編6-17 千葉県制度融資（セーフティネット資金）の概要 参照>

12 農林漁業者への融資（産業経済課）

県は、災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し復旧を促進し、経営の安定を図るため、天災資金、千葉県農業（漁業）災害対策資金、(株)日本政策金融公庫の災害資金等による融資を行う。町は、対象となる農林漁業者に対し、各種制度の周知に努める。
 <資料編6-18 被災農林漁業者に関する災害向け資金 参照>

第2節 液状化等によるライフライン関連施設等の復旧対策

上水道・農業集落排水施設・電気・ガス・通信等の都市施設、農林業用施設また道路・河川等の公共土木施設は、それぞれ都市生活及び生産の基盤であり、社会経済活動の基幹となるものである。

これらの施設については、震災直後の応急復旧の後、社会全般が落ち着いた段階で将来計画も踏まえた施設等の復旧を行うものとする。

1 水道施設（生活環境課）

応急復旧が一段落し給水が確保された段階で、水道事業の正常化を図るため総合的に施設の復旧を行う。

(1) 復旧対策

復旧工事は、特に次の点に留意して進めるものとする。

- ア 取水・導水・浄水施設及び管路等の重要施設について最優先で復旧を行う。
- イ 施設の耐震化を図る。
- ウ 管路は多系統化、ブロック化及びループ化を基本とする。
- エ 町の計画的復興に伴う施設の整備を図る。

(2) 漏水防止対策

震災後の管路は、漏水の多発が予想されるので、配水の正常化を図るため、早急に漏水防止対策を行う。

- ア 漏水調査を実施する。
- イ 調査に基づき、漏水修理計画を作成し実施する。
この場合は次の点に留意する。
 - (ア) 漏水の多発している管路は布設替えを行う。
 - (イ) 修理体制を整備し、断水時間の短縮、住民への広報、保安対策に万全を期する。

2 農業集落排水施設（生活環境課）

災害後の震災復旧の進め方については、農業集落排水施設震災対応の手引きに基づき行うものとする。

(1) 震災復旧の基本方針

農業集落排水施設の被害は、震災後における社会全体の復旧活動、住民生活の安定などにも与える影響が大きいため、被災状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関との調整を図り、施設の速やかな復旧を行う。

(2) 農業集落排水施設の復旧

農業集落排水施設に被害が発生したときは、余震や二次災害等に配慮し、他のライフラインの復旧状況等を勘案し復旧順序を定める。また、効率的な復旧を行うため、二次災害の発生や避難の長期化などを想定し、優先度の高い施設から復旧する。

- ア 管路施設（優先度の高い順）
 - (ア) 処理場、ポンプ場等の基幹施設、重要な幹線等
 - (イ) その他の幹線管渠
 - (ウ) 枝線管渠
 - (エ) 取付管渠
- イ 処理場、ポンプ場（優先度の高い順）
 - (ア) 非常用電力、水源の確保
 - (イ) 下水排除（揚水等）

- (ウ) 汚水の沈殿放流（最初沈殿池）、伝染病予防（滅菌）
- (エ) 汚水処理

3 電気施設

原則として復旧の順位は、人命に関わる施設、対策の中核である官公署、町民生活の安定のために重要な報道機関、避難場所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、震災状況、施設復旧の難易度を勘案し、電力供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

(1) 火力発電設備

- ア 系統に影響の大きい発電所
- イ 局配負荷供給上必要な発電所

(2) 送電設備

送電線路の復旧順位は次のとおりである。

- ア 全回線送電不能の主要線路
- イ " のその他の線路
- ウ 一部回線送電不能の重要線路
- エ " のその他の線路

(3) 変電設備

- ア 主要幹線の復旧に関する送電用変電所
- イ 都市部に送電する系統の送電用変電所
- ウ 重要施設に供給する配電用変電所

(4) 通信設備

- ア 給電指令回線並びに制御・保護及び監視回線
- イ 保守用回線
- ウ 業務用回線

(5) 配電設備

水道、新聞、放送、ガス、電鉄、官公庁、警察、消防、通信、広域避難場所、その他重要施設に対しては、優先的に送電する。

4 ガス施設

ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、二次災害を防止するため、下記の手順により慎重に進める。

なお、復旧の順位として、人命にかかわる施設、対策の中核である官公庁、避難場所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、震災状況、施設復旧の難易度を勘案し、ガスの供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

(1) 被害状況の調査と復旧計画の作成

復旧計画の作成のため、次の設備について被害調査を行う。

- ア ガス製造設備
- イ 供給設備
- ウ 通信設備
- エ 需要家のガス施設

これらの調査結果に基づき、被災した製造・供給設備の修理復旧順位及び供給再開地区の優先順位を定め、復旧計画を作成する。

(2) 復旧措置に関する広報

復旧措置に関して安全確保のため、付近住民及び関係機関等への広報に努める。

(3) 復旧作業

ア 製造所における復旧作業

ガスの製造、供給を一時若しくは一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、施設の点検、補修を行い、各設備の安全性確認の後、標準作業に基づいて、ガスの製造、供給を再開する。

イ 整圧所における復旧作業

ガスの受入、送出を一時若しくは一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、施設の点検、補修を行い、各設備の安全確認の後、標準作業に基づいて供給を再開する。

ウ 高・中圧導管の復旧作業

(ア) 区間遮断

(イ) 気密試験（漏えい箇所の発見）

(ウ) 漏えい箇所の修理

エ 低圧導管と需要家設備の復旧作業

(ア) 閉栓確認作業

(イ) 被災地域の復旧ブロック化

(ウ) 復旧ブロック内巡回点検作業

(エ) 復旧ブロック内の漏えい検査

(オ) 本支管・供内管漏えい箇所の修理

(カ) 本支管混入空気除去

(キ) 内管検査及び内管の修理

(ク) 点火・燃焼試験

(ケ) 開栓

(4) 再供給時事故防止措置

ア 製造施設

ガスの製造、供給を一時若しくは一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、各種施設の点検を実施し、必要に応じ補修を行い各設備の安全性を確認した後、標準作業に基づいて、ガスの製造、供給を再開する。

イ 供給施設

ガス再供給時のガス漏えい等による二次災害を防止するため点検措置を行う。

ウ 需要家のガス施設

各需要家の内管検査及びガスメーターの個別点検試験を実施し、ガスの燃焼状態が正常であることを確認した後、使用再開する。

5 通信施設

(1) 東日本電信電話㈱における復旧の順位

震災により被災した通信回線の復旧については、予め定められた順位にしたがって実施する。

■重要通信を確保する機関の順位

順位	確保する機関（各社の契約約款に別の定めがある場合はその定めによる）
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

*上記機関において、復旧を優先する電気通信サービスは、各1回線以上とする。

【電気通信サービスとは：電話サービス、総合デジタル通信サービス、専用サービス、パケット交換サービス（インターネット接続サービスを含む）等】

6 農林・水産業施設（産業経済課）

(1) 農業用施設

農業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に公共性を含めた農業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア 用水施設

- (ア) 用水路等の破壊、決壊で、これを放置すると農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。
- (イ) 用水路護岸の破壊で、決壊のおそれのあるもの。

イ ため池

- (ア) 堤体の決壊又はそのおそれがあり、ため池下流の地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。
- (イ) 決壊したため池を放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの。

ウ 道路施設

道路、橋梁等が被害を受けた場合、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。

エ 排水施設

- (ア) 堤防の破壊、護岸の決壊で、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。
- (イ) 護岸等の決壊で、破壊のおそれのあるもの。
- (ウ) 被害を受けた排水施設について、放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの。

オ 地すべり防止施設

地すべり防止施設の被災、これを放置すると、人家、公共用及び農業用施設に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの。

(2) 林業用施設

林業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を

速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に緊急に復旧を行う必要のあるものは次のとおりである。

ア 林地荒廃防止施設

林地荒廃防止施設の被災で、これを放置すると、人家、公共用施設、道路等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの

(3) 漁業用施設

漁業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。

7 公共土木施設（都市整備課）

(1) 道路施設

道路管理者は、道路、橋梁及び道路付属物が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うこととする。

復旧に当たっては、被害者の救護・救急活動や緊急物資の輸送に対処するため、「緊急輸送道路一次路線」を最優先に実施するものとする。

復旧に当たっては、公益占用物件等の復旧計画と調整のうえ行うものとする。

(2) 河川、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設

河川、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。

特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア 河川管理施設

(ア) 堤防の決壊、護岸又は天然河岸の破壊で、住民の日常生活に重大な影響を与えているもの

(イ) 堤防の決壊又はそのおそれのあるもの

(ウ) 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの

(エ) 河川の埋そくで、流水の疎通を著しく阻害するもの

(オ) 水門の全壊等で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

イ 地すべり防止施設

地すべり防止施設の被災で、これを放置すると、人家、公共施設等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの

ウ 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地崩壊危険区域内の急傾斜地崩壊防止施設の被災で、これを放置すると、人家、公共施設等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの

第3節 激甚災害の指定

町及び県は、激甚災害が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年9月6日法律第150号 以下「激甚法」という。）の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業及び復興計画に基づく復興事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

1 激甚災害に関する調査（総務課）

（1）町

町長は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

（2）県

ア 県内に大規模な災害が発生した場合、知事は町の被害状況を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係部局に必要な調査を行わせるものとする。

イ 前記アの各部局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額そのほか激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、防災危機管理部に提出するものとする。

ウ 防災危機管理部長は、前記各部局の調査を取りまとめ、庁議に付議するものとする。

エ 関係部局は、激甚法に定められた事業を実施する。

2 特別財政援助額の交付手続き等（財政課）

（1）町

町長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出しなければならない。

（2）県

激甚災害の指定を受けたときは、事業の種別毎に激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、関係部局は負担金を受けるための手続きその他を実施するものとする。

多古町地域防災計画

地震編附編

東海地震に係る周辺地域としての対応計画

第1章 総論

本附編は、第1編総則で示された目的や基本的な考え方、並びに地震編の附編としての位置付けとして、以下に示すとおり、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づいて指定された地震防災対策強化地域の周辺地域に位置する本町として、東海地震に係る警戒宣言が発令された場合における社会的混乱の発生を防止すること等を目的として定めたものである。

第1節 地震編の附編としての位置付け

1 計画の内容

計画内容は、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として平常時の社会経済活動を維持しながら、

- (1) 警戒宣言の発令等に伴う社会的混乱の発生を防止するために必要な措置
 - (2) 地震発生にあたっては被害を最小限にとどめるために必要な措置
- 等を定めることによって、住民の生命、身体、財産を保護することを目的とした。

2 計画の範囲

計画の範囲は、警戒宣言が発令された時点から地震発生（又は発生のおそれなくなる）までの間においてとるべき措置等を定めるが、東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの間における防災対策上とるべき必要な措置についても可能な限り含める。

なお、地震発生後の応急、復旧対策は、本計画第2編 地震編 第3章「災害応急対策計画」及び第4章「災害復旧計画」で対処する。

3 前提条件

計画策定に当たっての前提条件は、原則として次のとおりである。

- (1) 東海地震が発生した場合の多古町の震度は、ほぼ全域で震度5強程度とする。
- (2) 警戒宣言発令時刻は、原則として最も混乱の発生が予想される平日の昼間（おおむね午前10時から午後2時まで）とする。

なお、対策別に特に考慮すべき時間帯及び翌日以降の対応が異なる事項については、個別に措置することとした。

4 計画の実施

多古町は強化地域外であり、大規模地震対策特別措置法が適用されないことから、本計画の実施に当たっては、行政指導及び協力要請によって対処する。

5 計画の位置付け

本計画は、「多古町地域防災計画 第2編 地震編」の附編として位置付ける。

第2章 防災機関の業務

町、県、指定地方行政機関、指定（地方）公共機関等が実施する業務の大綱は、次のとおりである。

1 町

機 関 名	業 務 大 綱
多 古 町	<ol style="list-style-type: none"> 1 町の防災会議及び災害対策本部の設置、運営に関する事 2 東海地震対策の連絡調整に関する事 3 東海地震に係る予防、応急対策に関する事 4 東海地震予知情報等の受理、伝達に関する事 5 広報、教育、防災訓練に関する事 6 消防、水防対策に関する事 7 町が管理又は運営する施設対策に関する事 8 例外措置としての住民避難に関する事

2 県関係機関

機 関 名	業 務 大 綱
香取地域 振興事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 東海地震予知情報等の収集、伝達等に関する事 2 管内の各防災関係機関の業務に係る連絡調整に関する事 3 報道機関等との連絡調整に関する事 4 その他必要な事項に関する事
成田 土木事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 管内の道路及び橋梁の保全に関する事 2 管内の水防に関する事 3 管内の河川管理施設及び急傾斜地崩壊防止施設の保全に関する事 4 土木資材の確保に関する事 5 その他必要な事項に関する事
香取健康福祉 センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の医療の確保に関する事 2 食品衛生、生活衛生（動物を含む。）及び飲料水の衛生に関する事 3 防疫に関する事 4 保健活動に関する事
香取警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 警備本部の設置、運営に関する事 2 各種情報の収集、伝達等に関する事 3 犯罪の予防その他社会秩序の維持に関する事 4 交通の混乱等の防止に関する事

3 指定地方行政機関

機 関 名	業 務 大 綱
関 東 管 区 警 察 局	<ol style="list-style-type: none"> 1 管区内各県警察の災害警備活動の指導・調整に関すること 2 管区内各県警察の相互援助の調整に関すること 3 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関すること 4 警察通信の確保及び警察通信統制に関すること
関 東 財 務 局 千 葉 財 務 事 務 所	金融機関における業務の円滑な遂行を確保するための指揮、要請に関すること
関 東 農 政 局	<ol style="list-style-type: none"> 1 生鮮食料品及び加工食料品の流通に関すること 2 農林漁業関係金融機関に対する指導に関すること 3 主要食糧の需給に関すること
関 東 森 林 管 理 局	<ol style="list-style-type: none"> 1 国有林野の保全に関すること 2 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること
関 東 経 済 産 業 局	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活必需品等防災関係物資の安定的供給の確保に関すること 2 商工事業者の業務の正常な運営の確保に関すること 3 被災中小企業の振興に関すること
関 東 東 北 産 業 保 安 監 督 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関すること。 2 鉱山に関する災害の防止及び災害時の応急対策に関すること。
関 東 運 輸 局	<ol style="list-style-type: none"> 1 船舶による安全輸送の指導に関すること 2 鉄道による安全輸送の指導に関すること 3 自動車(バス、タクシー、トラック)による安全輸送の指導に関すること
関 東 地 方 整 備 局	<ol style="list-style-type: none"> 1 港湾施設、海岸保全施設等の保全の指導に関すること 2 河川施設、道路施設の保全に関すること 3 緊急輸送の確保助言に関すること
成 田 空 港 事 務 所	<ol style="list-style-type: none"> 1 空港内各航空会社に対する情報の伝達に関すること 2 航空機の運航の安全と確保に関すること 3 航空保安施設、通信施設等の点検及び整備に関すること
東 京 管 区 気 象 台 銚 子 地 方 気 象 台	<ol style="list-style-type: none"> 1 東海地震注意情報及び東海地震予知情報の県知事への連絡に関すること 2 観測施設の整備並びに観測機器の保守及び観測に関すること 3 地震予知及び地震津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力に関すること
関 東 総 合 通 信 局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に関する情報の収集及び関係機関との連絡に関すること 2 非常通信の運用に関すること
千 葉 労 働 局	産業安全（鉱山保安関係は除く。）に関すること

4 自衛隊

機 関 名	業 務 大 綱
陸 上 自 衛 隊 第 1 空 挺 団	<ol style="list-style-type: none"> 1 県との連絡・調整に関すること 2 東海地震関連情報の収集、伝達等に関すること 3 災害発生時における救援活動の実施に関すること

5 指定公共機関

機 関 名	業 務 大 綱
東日本電信電話 株式会社	電報、電話等の通信の確保に関する事
株式会社NTTドコモ	携帯電話等の通信の確保に関する事
エヌ・ティ・ティ・コミュニ ケーションズ株式会社	電話等の通信の確保に関する事
K D D I 株 式 会 社	電話、携帯電話等の通信の確保に関する事
ソフトバンクモバイル 株 式 会 社 ・ ソフトバンクテレコム 株 式 会 社	電話、携帯電話等の通信の確保に関する事
日 本 赤 十 字 社 千葉県支部	1 救護班の編成並びに医療、助産、死体処理（一時保管を除く。）に 関すること 2 災害救護に関する事 3 日赤医療施設の保全に関する事 4 血液センター施設の保全に関する事
日 本 放 送 協 会 千葉放送局	1 東海地震予知情報等の放送に関する事 2 放送施設の保全に関する事
東 日 本 高 速 道 路 株式会社関東支社	1 東日本高速道路の保全に関する事 2 災害時における緊急交通路の確保に関する事
成 田 国 際 空 港 株式会社	1 空港内各航空会社及び旅客に対する情報の伝達に関する事 2 空港施設の保全に関する事 3 空港内の混乱防止に関する事
日本通運株式会社 千葉支店	貨物自動車（トラック）による救助物資の輸送に関する事
東京電力パワーグリッ ド株式会社	1 電力の需給に関する事 2 電力施設等の保全に関する事
東京ガス株式会社	1 ガスの供給に関する事 2 ガス施設、装置、設備の保全に関する事
独 立 行 政 法 人 水 資 源 機 構	水資源開発施設（導水路を含む）の保全に関する事

6 指定地方公共機関

機 関 名	業 務 大 綱
一般社団法人 千葉県LPガス協会	1 ガスの供給に関すること 2 ガス施設、装置、設備の保全に関すること
千葉県 両総土地改良区	土地改良施設の保全に関すること
日本航空株式会社 全日本空輸株式会社	1 航空機の運航の安全と確保に関すること 2 旅客の安全確保に関すること
公益社団法人 千葉県医師会	1 医療及び助産活動に関すること 2 医師会医療機関との連絡調整に関すること
一般社団法人 千葉県歯科医師会	1 歯科医療活動に関すること 2 歯科医師会医療機関との連絡調整に関すること
一般社団法人 千葉県薬剤師会	1 調剤業務及び医薬品の管理に関すること 2 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること 3 地区薬剤師会との連絡調整に関すること
一般社団法人 千葉県トラック協会	物資の緊急輸送の確保に関すること
一般社団法人 千葉県バス協会	1 旅客輸送の確保に関すること 2 人員の緊急輸送の確保に関すること
株式会社ニッポン放送 千葉テレビ放送株式会社 株式会社ベイエフエム	1 東海地震予知情報等の放送に関すること 2 放送施設の保全に関すること

第3章 事前の措置

第1節 東海地震に備え事前に促進すべき事項

地震災害を未然に防止し、また被害を最小限にとどめるには、平常時から不断の準備を進めることが必要である。このため、「本計画第2編 地震編」においても各防災機関の予防計画を定めているが、東海地震については、予知できる可能性があり、その発生が懸念されていることから、本節においては特に緊急に促進すべき事項について定めるものとする。

町

担 当 課	内 容
総 務 課	<p>(1) 防災行政無線の整備（同報系戸別受信機） 住民に対して、地震情報等を迅速かつ的確に伝達するため、防災行政無線戸別受信機の受信環境を確保する。</p> <p>(2) メール配信システムの利用 住民に対して、地震情報等を確実に伝達するため、メール配信システムへの登録を推進する。</p> <p>(3) 他の通信施設の利用 非常時において、通信の輻輳又は被災等による通常通信施設の使用不能事態を考慮し、最寄り機関等の通信施設の円滑な利用（非常通信等による。）が図れるよう平素から協力体制の確立を推進する。</p> <p>(4) 家具等転倒防止金具設置の促進 家具等の転倒によるけがなどを防止するため、家具等転倒防止金具の設置を推進する。</p>
都 市 整 備 課	<p>(1) 施設等の点検整備 地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路・橋梁施設について、定期又は随時に点検整備を行う。</p>
都 市 計 画 課	<p>(1) 建築物の耐震診断・改修の実施 民有建築物に対し、耐震診断・耐震改修の実施を促進する。</p> <p>(2) ブロック塀等の安全対策 通学路に面したブロック塀等の点検結果に基づき、補強・改修の実施を指導する。</p> <p>(3) 外壁等の落下物防止対策 道路に面した外壁、窓ガラス、屋外突出物等の点検結果に基づき補強・改修の実施を指導する。</p>
産 業 経 済 課	<p>(1) 災害応急食糧の精米計画 発災時における応急食糧の配給において、米穀小売販売業から調達する米穀は精米で引き渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する米穀は玄米であるため、町内の小売販売業者又は卸売業者等と、精米確保のための協定を締結する。</p>

担 当 課	内 容
学 校 教 育 課	各学校において、 (1) 防災上必要な設備器具及び用具の配置図を要所に掲示しているかの状況確認、全員が点検確認すると同時にその取扱いを熟知しておく。 (2) 戸棚、本棚、ロッカー、下駄箱等は、倒壊しないように固定する。 (3) 避難経路となる廊下・階段・出入口には避難障害となる戸棚・本箱等を置かない。 (4) 屋内の額縁、掛時計、植木鉢等、落下しやすい物品の設置場所、設置方法等に留意する。 (5) 万年壱、バックネット、国旗掲揚塔、体育遊戯施設等の倒壊方向を可能な限り把握する。 (6) 薬品の収納室や火気物の使用室は、特に落下・倒壊防止及び出火防止に留意する。

県

機 関 名	内 容
香取健康福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般病院、診療所、助産所等に対する指導・要請事項 <ul style="list-style-type: none"> (1) 医療機器の転倒及び落下物の安全対策 (2) 医薬品及び危険物等の安全対策 (3) 飲料水、薬品等の備蓄 (4) 発電機の整備 (5) 防火及び避難誘導計画の作成と訓練の実施 ・ 精神障害者社会復帰施設及び老人保健施設に対する指導事項 <ul style="list-style-type: none"> (1) 転倒、落下物等の防止対策及び備品の固定化等の安全措置 (2) 可燃性危険物の安全管理及び出火防止対策 (3) 施設内における緊急避難用の安全スペースの確保 ・ 社会福祉施設に対する指導事項 <ul style="list-style-type: none"> (1) 転倒、落下物等の防止対策及び備品の固定化等の安全措置 (2) 可燃性危険物の安全管理及び出火防止対策 (3) 施設内における緊急避難用の安全スペースの確保

第2節 事業所に対する指導、要請

警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱の防止、災害要因の事前抑止等については、関係事業所の果たす役割が非常に大きくその協力は不可欠である。

このため、本節においては、関係各事業所に対する指導事項及び協力要請事項について定めるものとする。

1 防災対策上、重要な事業所に対する指導、要請

機 関 名	指 導 事 項
香取広域市町村圏事務組合 消 防 本 部	<p>(1) 管内事業所が警戒宣言発令時等においてとるべき対応措置を消防計画、予防規程に定めるよう指導をする。</p> <p>ア 対象事業所 消防法第8条第1項若しくは第8条の2第1項に規定する消防計画を作成すべき事業所及び同法第14条の2第1項に規定する予防規程を作成すべき事業所</p> <p>イ 計画策定上の指導事項 〔消防計画〕 (ア) 火気の取扱い (イ) 自衛消防組織 (ウ) 防火対象物の建築設備、消防用設備等の点検取扱い (エ) 教育訓練 (オ) 顧客、従業員等の安全確保 (カ) 情報収集、伝達、広報 (キ) 薬品等地震により出火危険のある物品の安全措置 (ク) 営業方針、従業員の時差退社 (ケ) その他必要な事項 〔予防規程〕 (ア) 施設の安全確保のための緊急措置 (イ) 火気の取扱い (ウ) 教育訓練 (エ) 安全設備、消防用設備等の点検、取扱い (オ) 危険物輸送の安全対策 (カ) 情報収集、伝達、広報 (キ) 必要資機材の点検整備 (ク) 操業方針、従業員の時差退社 (ケ) その他必要な事項</p> <p>ウ 指導方法 (ア) 講習会、研修会 (イ) 印刷物 (ウ) 各種業界の集会 (エ) 消防行政執行時、その他</p>
香取健康福祉センター	<p>警戒宣言時においては、毒物、劇物製造所、営業所等に対して次により指導を行う。</p> <p>ア 施設等の緊急点検、巡回 イ 充填作業、移し換え作業等の自粛 ウ 施設の損壊防止措置</p>

2 生活関連事業所に対する指導、要請

(1) 食料、生活物資等を扱う事業所

担 当 課	指 導 事 項
産 業 経 済 課	<p>(1) 生鮮食料品の安定維持を確保するため、町内卸売業者に対し、警戒宣言が発せられた場合における平常業務の維持、集荷対策等について、事前に要請を行う。</p> <p>(2) 食料及び生活必需品を取扱うスーパーマーケット、小売店、町内卸売業者等に対し、売り惜しみの防止、営業継続等、物資確保について要請する。</p> <p>また、熱源の確保として、緊急時における液化石油ガスの供給について、(一社)千葉県LPガス協会に要請する。</p>

(2) 金融機関

担 当 課	指 導 事 項
産 業 経 済 課	<p>警戒宣言が発せられた場合、金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、農漁業協同組合等）の業務の円滑な遂行を確保するため、次に掲げる事項について金融機関に要請する。</p> <p>(1) 金融機関の業務確保</p> <p>ア 警戒宣言が発令された場合においても、原則として平常どおり営業を継続する。</p> <p>イ 強化地域内に所在する金融機関向けの国内為替、手形取立等の手形交換、為替業務については、その取扱いを停止する。</p> <p>(2) 金融機関の防災体制の確立</p> <p>ア 各金融機関は、店頭の顧客及び従業員の安全確保のため必要な措置を講じる。</p> <p>イ 発災後における被害の軽減、及び発災後の業務の円滑な遂行を確保するため、各金融機関は危険箇所の点検補強、重要書類、物品等の安全確保及び要員の配置等について、適切な応急措置を講じる。</p> <p>(3) 顧客への周知徹底</p> <p>ア 店頭の顧客に対しては、警戒宣言の発令を直ちに伝達するとともに、その後の来店客に備え、店頭はその旨掲示する。</p> <p>イ 上記(1)のイの措置についても、ポスターの店頭掲示等により告示する。</p>

第3節 広報及び教育

東海地震対策は、当該地震の発生の予知を前提として指導することから、これに対して防災対策上適切に対応するためには、防災機関の職員はもとより、住民、事業所等が東海地震に対する正しい認識を持つとともに、法律及び運用上のシステム、事業所等がとるべき行動等について、十分理解していることが必要である。

このため、各防災機関は、警戒宣言が発せられた場合等において、住民等がこれを冷静に受けとめ、的確な行動をとることによって、地域一体的な防災対応措置が迅速に講じられるよう、平常時から広報、教育活動の徹底に努めるものとする。

1 広 報（総務課 企画空港政策課）

警戒宣言発令時において予想される社会的混乱の発生を未然に防止し、また地震が発生した場合においても被害を最小限にとどめるためには、各防災機関、住民、事業所等の一体的な協力及び的確な行動が不可欠である。

このため、各防災機関は、平常時からこれらに必要な事項について積極的な広報活動を展開し、東海地震対策に関する正しい知識の普及啓発に努めるものとする。

なお、東海地震に関する情報体系が見直され、平成23年3月より気象庁は新しい情報体系に基づく発表を行うこととなったため、各情報の内容とそれらに基づいて行うべき防災対応について適切な理解が得られるようその周知に努める必要がある。

(1) 町における広報

ア 広報計画、広報例文の作成等

広報活動の実施に当たっては、広報の効果的展開を目指した広報計画を作成するとともに、広報内容の正確性、統一性を確保するため、あらかじめ広報例文等を作成しておく。

なお、広報例文等は住民、事業所等が理解し易い簡潔平易な表現を用いるとともに、必要に応じて、①平常時、②東海地震に関連する調査情報発表時、③東海地震注意情報発表時、④警戒宣言発令時等の区分を明示し、情報の混乱防止を図る。

イ 広報の内容

広報すべき事項は、おおむね次のとおりである。なお、広報の実施に当たっては、特に生活、社会活動等に密接に関連を有する事項に重点を置く。

(ア) 東海地震に関する一般的知識

- a 大規模地震対策特別措置法の概要及び運用上のシステム等
- b 警戒宣言、判定会、東海地震注意情報等の用語の意味、警戒宣言の予想例文及びその意味等
- c 地震が発生した場合の本町域への影響度等

(イ) 警戒宣言時に主要防災機関のとり措

(ウ) 住民、事業所等が具体的にすべき行動基準

(エ) その他必要な事項

ウ 広報の方法

広報の方法は、内容により、「広報たこ」等の印刷物によるほか、必要に応じて防災行政無線等により実施する。

2 教 育（総務課 学校教育課）

(1) 町職員に対する教育

町は、警戒宣言が発せられた場合等において、それぞれ所管する災害応急対策が、迅速かつ的

確に遂行されるよう関係職員等に対し必要な事前の防災教育を実施する。

ア 教育事項

防災教育の内容には、次の事項を定める。

- (ア) 大規模地震対策特別措置法の内容及び法律運用上のシステム
- (イ) 東海地震に関する知識及びこれに基づきとられる措置
- (ウ) 警戒宣言、東海地震注意情報等の内容及びこれに基づきとられる措置
- (エ) 本計画に定める内容及び現在講じられている対策
- (オ) 町職員の果たすべき役割及び具体的にとるべき行動
- (カ) 今後取り組むべき課題
- (キ) その他必要な事項

イ 教育の方法、手段等

防災教育は、原則として一般的事項については総務課が実施するほか、必要に応じ各課等において各所掌業務について実施する。

教育の方法は、研修会、講演会等によるほか、手引書、パンフレット等の配布により必要な事項の周知徹底を図る。

(2) 児童生徒等に対する教育

町教育委員会は、公立学校の児童生徒等に対し、東海地震を正しく認識させるとともに、地震災害から身体的安全等を確保するために必要な知識、技能、態度の育成を図るため、地震防災教育を次のとおり実施する。

ア 教育内容

- (ア) 東海地震に関する基本的知識
- (イ) 東海地震が発生した場合の千葉県への影響度、予想される危険等
- (ウ) 警戒宣言が社会現象、人間行動等に与える影響
- (エ) 警戒宣言時に学校がとる措置
- (オ) 児童生徒等の学校内及び通学（園）時における安全対策、行動指針
- (カ) 学校施設等の防災対策
- (キ) 訓練、その他地震対策に必要な事項

イ 教育の方法、手段等

防災教育の実施に当たっては、学級活動（ホームルーム活動）を中心に様々な教育活動を通じて指導し、防災訓練は、学級活動の検証場面としてとらえ、主に学校行事の中で取り扱う。

- (ア) 内容の選択及び指導に当たって、地域、学校の立地条件を十分考慮する。
- (イ) 指導内容を精選し、その指導を通して他の災害にも応用できる態度、能力の養成を図る。
- (ウ) 日常における継続的な指導を通して、東海地震に対する知識や対処行動の指導と実践化を図り、自衛行動力の育成に努める。
- (エ) 防災訓練の実施に当たっては、学級活動（ホームルーム活動）、学校行事等を効果的に関連付け、指導方法を工夫し、児童生徒等が臨場感をもって参加するよう配慮する。

第4節 地震防災訓練

1 総合防災訓練

県は、市町村、各防災機関の協力を得て、例年実施する防災訓練において、警戒宣言時における防災体制の円滑、迅速な確立及び的確な防災措置の習熟、住民、事業所等の協調体制の確立等を目的として、地震予知対応型の訓練を併せて実施する。

訓練には、できる限り住民、事業所等の参画を得ることにより、広く防災思想の普及と意識の高揚を図る。

2 町が実施する防災訓練（総務課 各課）

町は、上記1の防災訓練に参加するほか、それぞれ所掌する業務について、防災計画の習熟、技能の向上等を目的として個別に訓練の実施に努める。

訓練の実施に当たっては、必要に応じ他の機関の協力を得るほか、住民、事業所等と密接に関連を有する事項については、これらの積極的な参画を図る。

3 住民、事業所が実施する訓練（総務課 消防本部）

町及び各防災機関は、自主防災組織、事業所等が独自に実施する防災訓練に関して、必要な助言、指導に努める。この場合、訓練実施主体の特性及び地域の実情等を勘案して、効果的な訓練が実施されるよう配慮する。

第4章 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの対応措置

警戒宣言に伴う対応措置の実施については、原則として警戒宣言が発せられた後に行うことになるが、本章では東海地震注意情報に伴う社会的混乱を防止する観点から必要に応じ実施すべき措置について定める。

第1節 東海地震注意情報の伝達

1 伝達系統及び伝達手段（総務課）

東海地震注意情報の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりとする。

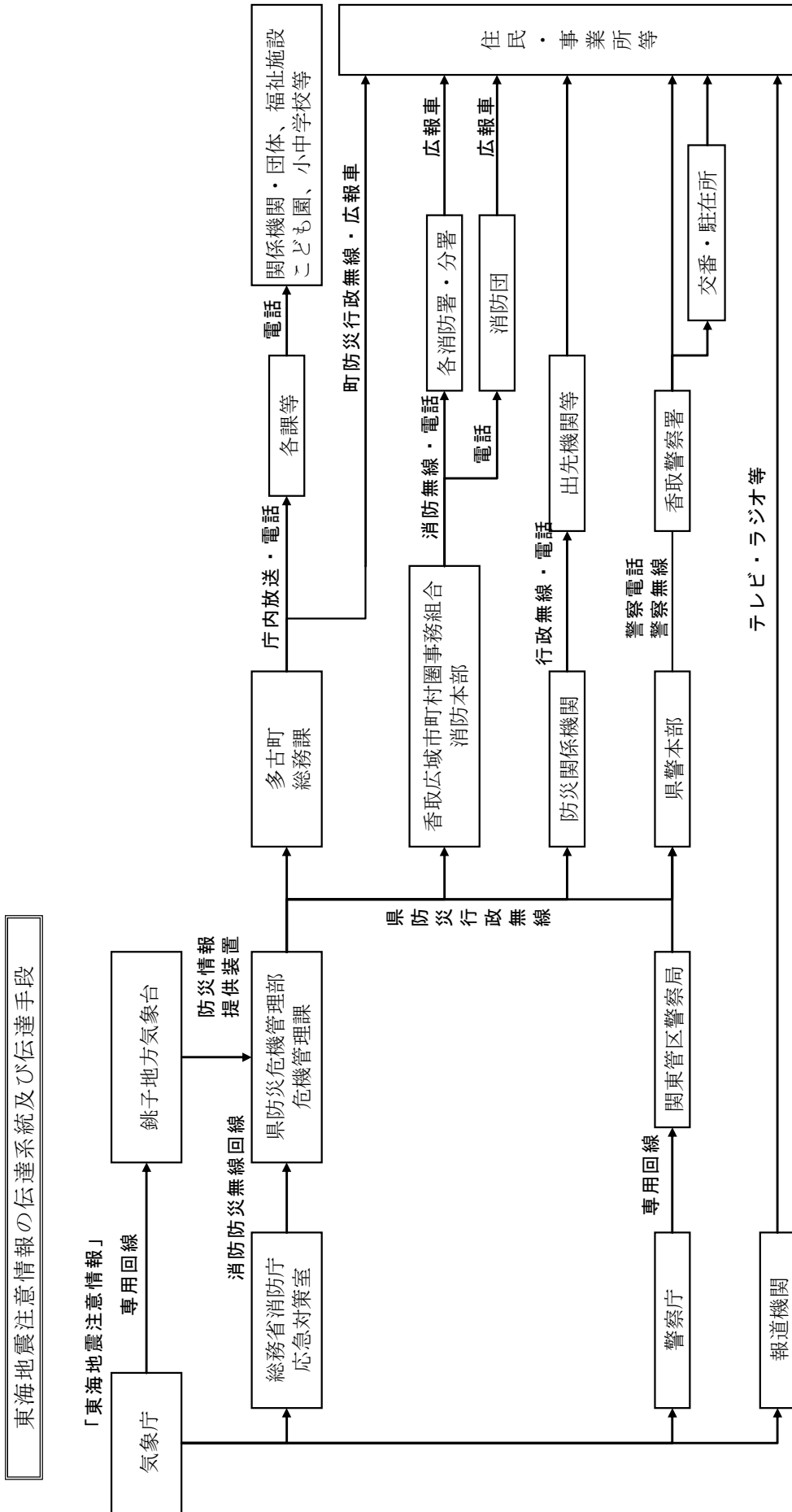
また、各防災機関は町等から東海地震注意情報を受けた場合又は報道機関の報道に接した場合の機関内部及び出先機関等に対する伝達系統及び伝達手段をあらかじめ定めておくものとする。

2 伝達体制

機 関 名	内 容
多 古 町	県から東海地震注意情報の通報を受けたときは、防災対策上重要な機関、団体及び住民等に対し、直ちにその旨を伝達する。
香 取 警 察 署	警察本部は、東海地震注意情報の通報を受理したときは、直ちにその旨を各警察署に伝達する。
防 災 関 係 機 関	各防災関係機関は、東海地震注意情報の通報を受けたとき、又は報道機関による報道に接したときは、直ちに機関内部及び出先機関に伝達するとともに、必要な関係機関、団体等に伝達する。

3 伝達事項（総務課）

- (1) 町及び各防災関係機関は、東海地震注意情報を伝達するほか、警戒宣言の発令に備えて必要な活動体制及び緊急措置をとることを合わせて伝達する。
- (2) その他必要と認める事項



第2節 活動体制の準備等

町及び各防災関係機関は、東海地震注意情報を受けた場合は、直ちに災害対策本部等の設置準備及び警備本部を設置する等必要な措置を講じるとともに、社会的混乱の発生に備える必要な体制をとるものとする。

機 関 名	内 容
多 古 町	(1) 災害対策本部設置準備 緊急連絡体制をとるとともに、災害対策本部設置準備に入る。 (2) 職員の参集 職員の参集は、地震編 第3章第1節「災害対策本部活動」に定める第2配備体制とする。 (3) 東海地震注意情報時の所掌事務 災害対策本部が設置されるまでの間、総務課が関係各防災機関の協力を得ながら、次の事項について所掌する。 ア 東海地震注意情報、その他防災上必要な情報の収集伝達 イ 社会的混乱防止のため必要な措置 ウ 県、各防災機関との連絡調整
香 取 警 察 署	(1) 災害警備対策室の設置 (2) 関係機関との連絡調整 (3) 情報の受理伝達等
陸上自衛隊第1空挺団	(1) 第1空挺団に指揮所を開設し、情報、指揮、通信等の整備に着手し、警戒体制を強化する。 (2) 県災害対策本部に連絡班を派遣し連絡・調整を実施する。
東日本電信電話株式会社	防災関係機関等の重要通信を確保するため、次の初動措置を実施する体制をとる。 (1) 通信量、通信疎通状況の監視 (2) 設備運転状況の監視 (3) 輻輳発生時の重要通信確保のための規制措置 (4) 電話利用の自粛等の広報活動
株式会社NTTドコモ 千葉支店	東海地震注意情報を受けた場合、次の初動措置を実施する体制をとる。 (1) 通信量、通信疎通状況の監視 (2) 設備運転状況の監視 (3) 輻輳発生時の規制措置
そ の 他 各 防 災 関 係 機 関	東海地震注意情報を受けた場合、要員を確保し、待機体制をとる。

第3節 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの広報

東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発せられるまでの間においては、原則として防災行政無線、広報車等により住民に対して冷静な対応を呼びかける広報を行う。

なお、各現場において、混乱発生のおそれが予測される場合は、各防災機関において必要な対応及び広報を行うとともに、関係機関（町総務課、香取警察署等）へ緊急連絡を行う。

連絡を受けた関係機関は、必要な情報を速やかに住民等へ広報する。

1 放送内容

放送内容は、次の事項を重点とする。

- (1) 東海地震注意情報の機能の解説
- (2) 強化地域、観測データの解説
- (3) 混乱防止の呼びかけ
- (4) 防災知識の紹介

<資料編6-19 放送例文集 参照>

第4節 混乱防止の措置

東海地震注意情報に伴う社会的混乱を防止するため、各防災機関は次により対応策を講じる。

機 関 名	内 容
多 古 町	<p>総務課は、各課、各防災機関の協力を得て次により対応する。</p> <p>(1) 混乱防止に必要な情報を収集し、県及び防災関係機関に伝達する。</p> <p>(2) 各防災機関が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施その推進を図る。</p> <p>(3) その他必要な事項</p>
香 取 警 察 署	<p>民心の安定を図り、混乱を防止するため、次の措置をとる。</p> <p>(1) 警戒警備等、必要な措置をとる。</p> <p>(2) 住民及び自動車運転者のとるべき措置等について広報を実施する。</p>
東日本電信電話株式会社	<p>東海地震注意情報の報道に伴い、住民及び事業所等による通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが想定されるので、次の措置をとる。</p> <p>(1) 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。</p> <p>(2) 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようにトラヒック状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話（緑・グレー）からの通話は可能な限り疎通を確保する。</p>
株式会社NTTドコモ 千葉支店	<p>東海地震注意情報の報道に伴い、住民及び事業所等による通話が集中的に発生し、携帯電話が著しくかかりにくくなることが想定されるので、次の措置をとる。</p> <p>(1) 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。</p> <p>(2) 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようにトラヒック状況に応じた利用制限を行う。</p>
KDDI株式会社	<p>東海地震注意情報が発せられた場合であっても、原則として平常時と同様に通信に係る業務を行うものとする。</p> <p>ただし、通信の疎通状況等を監視し、著しい輻輳等が予想される場合は、重要な通信を確保するため、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の規定により、利用制限等、臨機の措置をとるものとする。</p>

第5章 警戒宣言発令に伴う対応措置

本章では、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱を防止するとともに、地震の発生に備え、被害の未然防止及び軽減を図るため、各防災機関が警戒宣言の発令から地震発生までの間又は地震発生のおそれなくなるまでの間において、とるべき措置を定める。

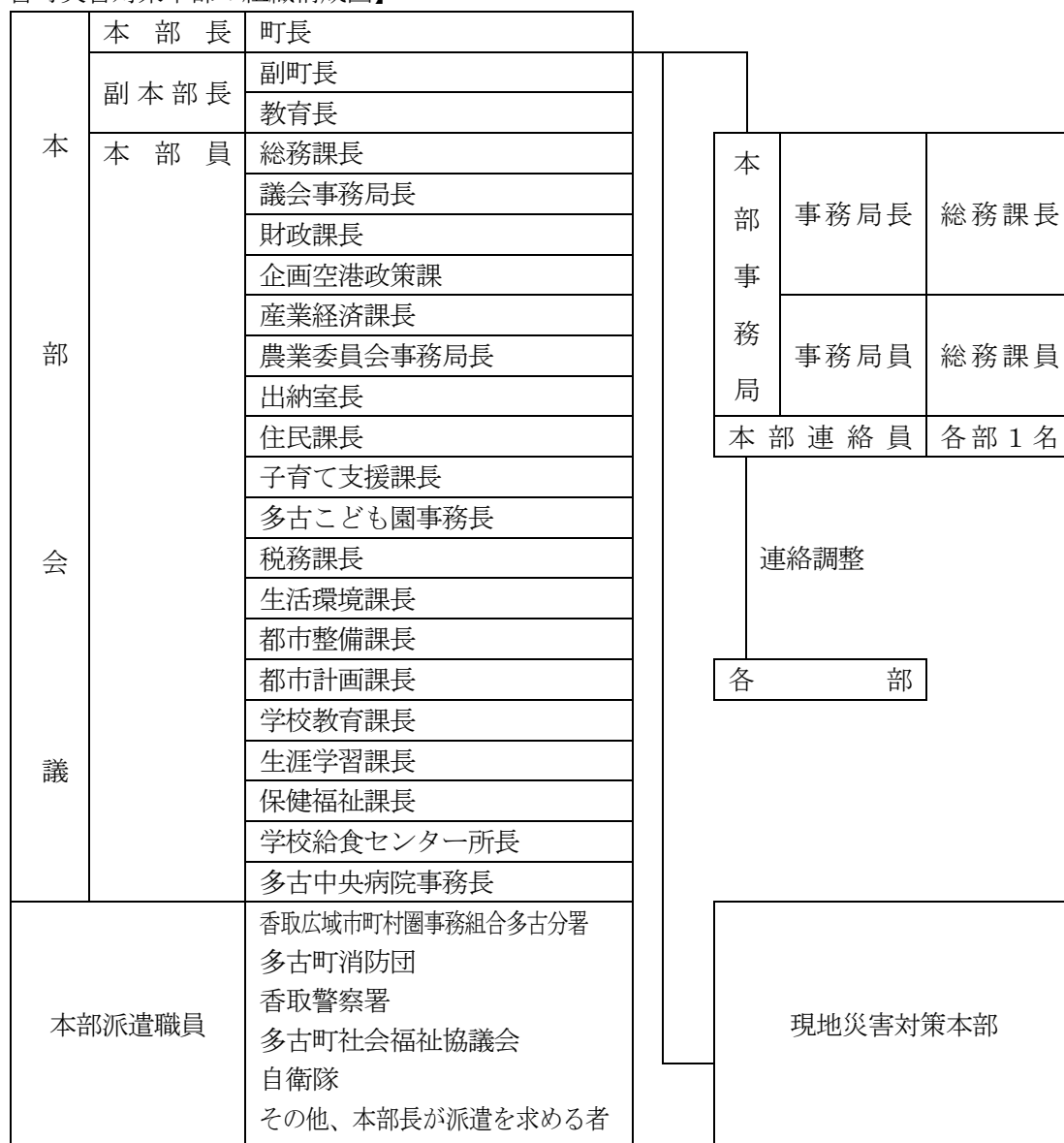
第1節 活動体制

1 町の活動体制（総務課）

- (1) 町は警戒宣言が発せられ、災害の発生するおそれがある場合は、直ちに町災害対策本部を設置する。
- (2) 本部の設置場所
町災害対策本部は、原則として「多古町役場庁舎2階」に設置する。
庁舎及び周辺地域の被災等によりその機能が維持できない場合は、「多古町コミュニティプラザ1階」に設置する。
- (3) 本部の組織運営、所掌事務
町本部の組織及び運営は、「災害対策基本法」、「多古町災害対策本部条例」の定めるところによる。

ア 災害対策本部の組織は、次のとおりである。

【多古町災害対策本部の組織構成図】



(4) 配備体制

災害対策本部の配備体制は、地震編第3章第1節「災害対策本部活動」に定める第3配備体制とする。

2 各防災機関の活動体制

機 関 名	内 容
香 取 警 察 署	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害警備本部の設置 (2) 警備要員の招集 (3) 関係機関との連絡調整 (4) 情報の受理伝達等
陸上自衛隊第1空挺団	計画に基づき災害派遣準備を実施
東日本電信電話株式会社	<ul style="list-style-type: none"> (1) 情報連絡室の設置 東日本電信電話（株）千葉事業部に情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。 (2) 要員の確保 ア 就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。 イ 休日、夜間等においては、非常呼び出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。
株式会社NTTドコモ千葉支店	<ul style="list-style-type: none"> (1) 情報連絡室の設置 （株）NTTドコモ千葉支店に情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。 (2) 要員の確保 ア 就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。 イ 休日、夜間等においては、非常呼び出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。
KDDI株式会社	<ul style="list-style-type: none"> (1) 対策本部の設置 KDDI（株）は、警戒宣言が発令された場合には、本社に災害対策本部を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。また、被災地の周辺事業所においてもこれと同様の措置をとる。 (2) 要員の参集 KDDI（株）は、会社で定める大規模自然災害全社版事業継続計画及び各本部版事業継続計画に則り、警戒宣言が発令された場合は、速やかに災害対策本部若しくは事前に定める拠点に参集する。
その他の防災機関	<ul style="list-style-type: none"> (1) 各防災機関は、所管業務に係る必要な防災体制をとる。 また、県及び町が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その所管業務について適切な体制をとるものとする。 (2) 各防災機関は、所管業務を遂行するために必要な組織及び防災対策に従事する職員の配備等を定めておくものとする。

第2節 警戒宣言の伝達及び広報

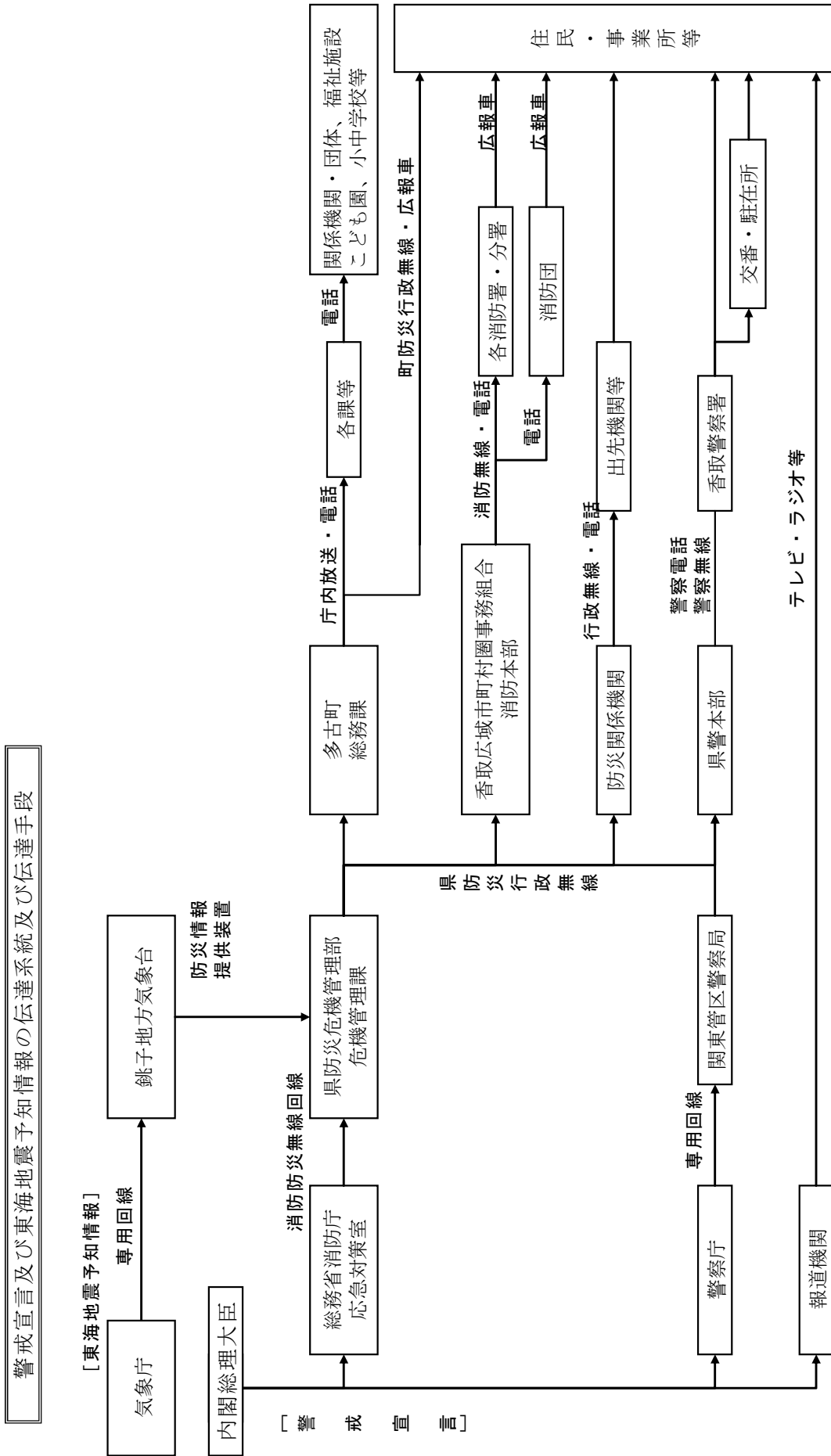
町及び各防災機関は、警戒宣言が発せられた場合の対応措置を円滑に実施するため、警戒宣言の発令に関する情報等を迅速、的確に伝達するとともに、住民に対する広報を実施する。

1 警戒宣言の伝達（総務課）

警戒宣言及び東海地震予知情報等の伝達系統及び伝達手段は、別表のとおりとする。

- (1) 町は、県から警戒宣言及び東海地震予知情報等を受けたときは、防災対策の遂行上重要な機関、団体に関して、直ちにその旨を伝達する。
- (2) 住民に対しては、消防署（団）の協力を得て、サイレン吹鳴、警鐘による防災信号、防災行政無線、メール配信等により、警戒宣言が発せられたことを伝達する。

警鐘	(5点) ●●●●● ●●●●●
サイレン	(約45秒) (約45秒) ●——— ●——— (間隔約15秒)
備考	1 警鐘又はサイレンは、適宜継続すること。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。



2 警戒宣言時の広報（総務課 企画空港政策課）

警戒宣言が発せられた場合、道路における混乱、電話の輻輳等が予想されるので、これらに対処するため、防災行政無線等による広報を積極的に行うものとする。

なお、各現場において、混乱発生のおそれが予想される場合は、各防災機関において必要な対応及び広報を行うとともに、町災害対策本部及び必要な機関へ緊急連絡を行う。

緊急連絡を受けた町災害対策本部は、必要な情報を速やかに住民等へ広報する。

(1) 町における広報

ア 広報の項目

- (ア) 警戒宣言の内容の周知徹底
- (イ) それぞれの地域に密着した各種情報の提供と冷静な対応の呼びかけ
- (ウ) 防災措置の呼びかけ
- (エ) 避難が必要な地域住民に対する避難の呼びかけ

イ 広報の実施方法

防災行政無線、メール配信、広報車等によるほか、自主防災組織等を通じて広報活動を行う。

<資料編6-19 放送例文集 参照>

第3節 警備対策

県警察は、警戒宣言が発せられた場合は、警戒体制を発令し、災害警備本部を設置する。
 なお、警戒体制下活動として、次の活動を行う。

1 基本的な活動

- (1) 要員の招集及び参集
- (2) 避難の指示、警告又は誘導
- (3) 警備部隊の編成及び事前配置
- (4) 通信機材・装備資機材の重点配備
- (5) 補給の準備
- (6) 通信の統制
- (7) 管内状況の把握
- (8) 交通の規制
- (9) 広報

2 東海地震に係る周辺地域としての特別な活動

- (1) 警備部隊の事前配置
 - ア 主要駅等人的の集中が予想される場所
 - イ 交通規制・う回誘導箇所及び主要交差点等の交通要点
 - ウ 京葉臨海石油コンビナート地域における要点
 - エ 災害危険場所
 - オ その他必要と認める場所

(2) 広報

広 報 内 容	ア	警戒宣言の内容及び関連する情報
	イ	住民及び自動車運転者のとるべき措置
	ウ	公共交通機関、道路交通及び交通規制の状況
	エ	その他民心の安定を図るため必要な情報
広 報 手 段	ア	パトロールカー、広報車等の警察車両による広報
	イ	警察用航空機及び警察用船舶による広報
	ウ	警察署、交番等の備付け拡声器による広報
	エ	報道機関、防災関係機関への情報提供

第4節 水防・消防等対策

1 町（総務課 消防本部）

町及び消防本部は、警戒宣言が発せられた場合、出火及び混乱防止等に関して次の事項を基本として対応措置を講じる。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 火災・水害等防除のための警戒
- (3) 土砂災害危険箇所等における避難地域の把握及び警戒避難体制の整備
- (4) 火災発生の防止、初期消火等に関する住民、事業所への広報
- (5) 自主防災組織等の防災活動に対する指導
- (6) 資機材の点検整備の実施

2 水防管理団体（総務課 消防本部）

水防管理団体は、次の対応措置を講じる。

- (1) 要員確保については消防機関と協議し、水防要員を確保する。
- (2) 管轄区域に係る水害を未然に防御し、又は軽減するため、重要水防箇所の点検及び各機関より管理委託されている水門、閘門及び内水排除施設等の点検を実施する。

第5節 公共輸送対策

警戒宣言が発せられた場合、多数の人間の移動行動等に起因し、公共輸送に係る主要駅ターミナル等においては大きな混乱の発生が懸念される。

このため、公共輸送機能を極力維持するとともに、これらの混乱の発生を防止し、乗客等の安全を確保するため、次のとおり対応措置を講じる。

1 バス、タクシー等対策（企画空港政策課）

（一社）千葉県バス協会、（一社）千葉県タクシー協会は、関東運輸局千葉運輸支局の指導のもとに、地域の実状に応じた可能な限りの運行を確保する。

第6節 交通対策

1 道路交通対策（都市整備課）

(1) 県警察のとり交通対策

ア 警戒宣言が発せられたときは、一般車両の強化地域への流入抑制及び緊急交通路の確保のため、別表1の広域交通規制対象道路及び広域交通検問所の中から、必要な路線及び検問所を選定し、次の措置を行う。

(ア) 緊急交通路確保のための誘導及び交通規制

(イ) 緊急通行車両（避難の円滑な実施又は地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送を必要とする車両）の確認事務

イ 前記アの交通対策の実施等によって生じる県内における交通の混乱及び交通事故の発生を防止するため、必要な交通規制を行う。

別表1 広域交通規制対象道路及び広域交通検問所（本町周辺）

道路種別	路線名	指定検問場所	備考
高速道路	東関東自動車道	湾岸市川インター	
		湾岸習志野インター	
		湾岸習志野本線料金所	
		湾岸千葉インター	
		千葉北インター	
		四街道インター	
		佐倉インター	
		富里インター	
		大栄インター	
		佐原香取インター	
自動車専用道路	新空港自動車道	成田本線料金所	
	千葉東金道路	松尾横芝インター	
	銚子連絡道路	横芝光インター	

道路交通対策

1 警戒宣言が発せられたときは、一般車両の強化地域への流入抑制及び緊急交通路の確保のため、別表の広域交通規制道路及び広域検問所の中から、必要な路線及び検問所を選定し、次の措置を行う。

ア 強化地域への一般車両流入抑制広報

イ 緊急交通路確保のための誘導及び交通規制

ウ 緊急通行車両（避難の円滑な実施又は地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送路を確保するのに必要な車両）の確認事務

2 前記1の交通対策の実施等によって生じる県内における交通の混乱及び交通事故の発生を防止するため、必要な交通規制を行う。

(2) 道路管理者のとり措

警戒宣言が発せられた場合、緊急点検巡視を行い、道路状況の把握に努め、必要に応じ事前策を講じるとともに、関係機関との情報の交換を行い、対策の一本化に努める。

ア 危険箇所の点検

警戒宣言が発せられた場合、その内容を検討し、災害時に交通の障害となるおそれのある道路、橋梁の重点的な緊急点検巡視を実施する。

イ 工事中の道路の安全対策

緊急時の支障とならないよう、原則として工事を中止し、安全対策を確立した上で、緊急車等の円滑な通行の確保を図る。

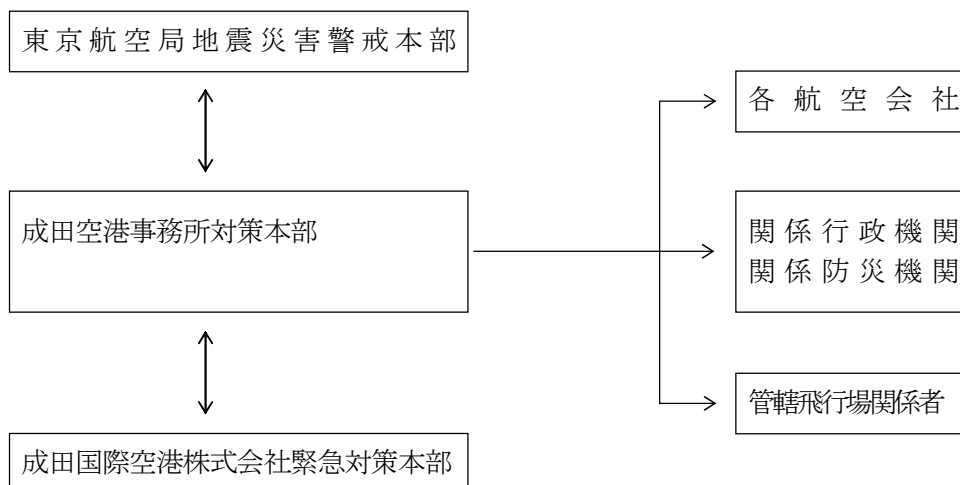
2 飛行場対策

東京航空局成田空港事務所及び成田国際空港株式会社は、航空機の運航、空港内の混乱防止等に関し、次の対策を講じる。

(1) 東京航空局成田空港事務所の対策

東京航空局成田空港事務所は、大規模地震発生の際に警戒宣言が発せられたときは、対策本部（本部長＝空港長）を設置し、航空機の運航等に関し、次の対策を講じる（東海地震に係る成田空港事務所地震防災措置実施要領抜粋）。

ア 警戒宣言時の伝達は次のルートで行う。



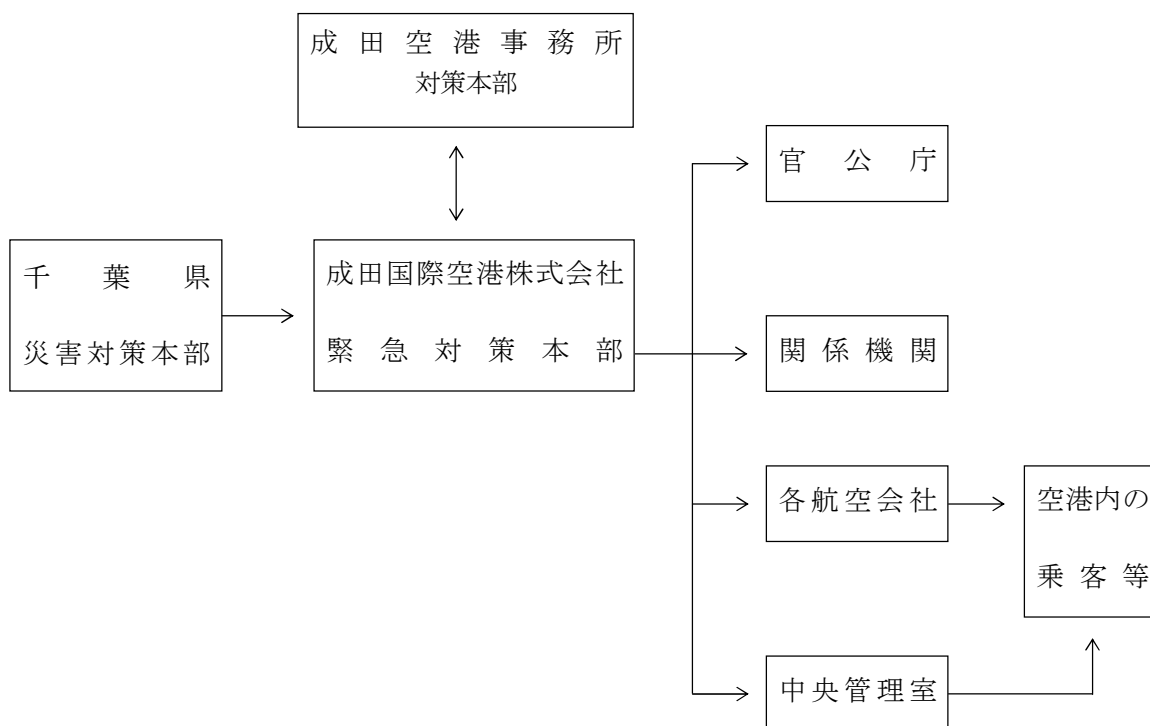
イ 警戒宣言時において次の業務を行う。

- (ア) 情報の収集・伝達
- (イ) 関係機関との連絡調整
- (ウ) 応急救護及び災害防止に必要な措置
- (エ) 航空機の運航に関する調整
- (オ) 通信業務の確保
- (カ) 管制業務の確保

(2) 成田国際空港株式会社の対策

ア 情報伝達

- (ア) 東京航空局成田空港事務所（以下「空港事務所」という。）と成田国際空港株式会社（以下「空港会社」という。）は警戒宣言及び東海地震予知情報等を相互に伝達調整する。
- (イ) 空港内官公庁、関係機関及び各航空会社に対して、警戒宣言及び東海地震予知情報等を伝達する。
- (ウ) 空港内の乗客等に対しては、旅客ターミナル内中央管理室及び各航空会社を通じて伝達する。
- (エ) 伝達ルートは次のとおりとする。



イ 運航対策

警戒宣言が発せられた場合、航空機の運航の確保と安全を図るため、次の措置をとる。

- (ア) 航空会社に対して、乗降客の安全誘導、航空機自体の保安対策を要請する。
- (イ) 滑走路、誘導路、エプロン等の点検を実施する。
- (ウ) 空港事務所の航空交通管制機関との調整を図る。

ウ 空港の混乱防止対策

警戒宣言時、空港内の混乱を防止するため、次の措置をとる。

- (ア) 必要と認めるときは、空港関係者、災害対策関係者及び空港会社が入場を認めた者以外の空港への入場を制限するものとする。
- (イ) 各航空会社に規制対策を要請する。
- (ウ) 東日本旅客鉄道(株)、京成電鉄(株)等の交通機関に対して、駅への入場、乗車等の制限等措置を要請する。
- (エ) 空港警察署に警備を要請する。

エ 空港施設の保安対策

空港保安施設及びその他現有施設の機能の維持を図るため、点検を強化する。

第7節 上水道、農業集落排水、電気、ガス、通信等対策

1 上水道対策（生活環境課）

(1) 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、原則として平常どおりの供給を継続する。

また、住民、事業所等が緊急貯水を実施することによって増大する需要に対し、円滑な供給を確保するとともに、発災に備え、緊急給水活動等が迅速に遂行できるよう必要な措置をとる。

(2) 人員の確保、資機材の点検整備等

ア 要員の確保等

警戒宣言の発令と同時に応急対策要員を確保するとともに、緊急広報、施設設備の保全、応急給水、施設復旧等に必要な活動体制の確立を図る。また、指定給水装置工事事業者等関係会社との連絡協力体制について確認する。

イ 資機材の点検整備等

発災に備え、応急対策の実施に必要な資機材、車両等の点検整備及び補完強化を図る。

(3) 施設の保安措置等

ア 警戒宣言時における施設設備等の保安点検要領をあらかじめ定めておくものとし、警戒宣言が発せられた場合は、これに基づき直ちに点検確認を実施する。

イ 浄水場においては、薬品類の安全貯蔵に留意し、発災後においても薬品在庫の確保に努める。

ウ 配水池の水位はできるだけ高水位を維持し、住民、事業所等の緊急貯水に対応できるよう送配水圧の調整を行う。

エ 工事中の現場においては適宜工事を中止し、必要な安全措置を講じる。

(4) 広報

警戒宣言が発せられた場合、住民等に対する緊急貯水の呼びかけを重点として次のとおり広報活動を実施する。

広 報 内 容	<p>(1) 警戒宣言時においても、通常の供給が維持されていること</p> <p>(2) 発災に備え、飲料水、生活用水を貯水すること</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 飲料水の汲み置き ポリタンク、フタのできる容器を利用して、3日ごとに新しい水に汲み替え、水質保持に留意する。</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 生活用水の汲み置き 浴槽等を利用し、貯水する。</p> <p>(3) 発災後、断水が起こった場合の連絡先及び応急給水体制</p>
広 報 手 段	<p>(1) 防災行政無線及び広報車による広報</p> <p>(2) 水道工事店の店頭掲示</p> <p>(3) ホームページによる広報等</p>

2 農業集落排水対策（生活環境課）

町は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講じる。

(1) 施設等の保安措置

ア 危険物を取扱う処理場、ポンプ場の運転管理については町職員、委託職員の連携のもと、保安の徹底に努めるとともに、施設の被害を最小限にとどめ、排水能力の確保に万全を期するため、巡視、点検の強化及び整備を実施する。

イ 工事現場については工事を中止し、現場の保安措置を講じるとともに、応急資機材の点検、整備を行う。

(2) 危険物等に対する措置

ア 石油類等については貯蔵タンク等の元バルブの閉鎖、貯蔵タンクへの給油中止、火気の使用制限等のほか、付近住民の安全確保のため必要な措置をとる。

3 電気対策

東京電力パワーグリッド（株）は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講じる。

(1) 電気の供給

警戒宣言が発せられた場合においても、原則として電力の供給は継続する。

(2) 人員の確保、資機材の点検整備等

ア 要員の確保

非常災害対策本（支）部構成員は、サービス区域内で震度6弱以上の地震発生、東海地震注意情報あるいは警戒宣言が発せられた場合などの情報を知ったときは、速やかに所属する事業所に参集する。

イ 資機材の確保

警戒宣言が発せられた場合、各本（支）部は、工具、車輛、舟艇、航空機、発電機車及び変圧器車等を整備、確保して応急出動に備えるとともに、手持資機材の数量確認及び緊急確保に努める。

(3) 施設の予防措置

警戒宣言が発せられたときは、東海地震予知情報等に基づき、電力施設に関する次に掲げる各号の予防措置を講じる。この場合において地震発生の危険性に鑑み、作業上の安全に十分配慮した判断を行うものとする。

ア 特別巡視及び特別点検等

東海地震予知情報等に基づき電力施設に対する特別巡視、特別点検及び機器調整等を実施する。

イ 通信網の確保

保安通信設備の点検、整備を行い、必要に応じ緊急時運用体制の確立を行う。

また、東日本電信電話(株)、鉄道、警察、消防及び関係機関と連携を密にし、通信網の確保に努める。

ウ 応急安全措置

仕掛け工事及び作業中の各電力施設については、状況に応じた設備保全及び人身安全上の応急措置を実施する。

エ 広報

感電事故、漏電による出火を防止するため、次のとおり広報活動を実施する。

広 報 内 容	(1) 無断昇柱、無断工事をしないこと (2) 電柱の倒壊・折損、電線の断線・垂下等、設備の以上を発見した場合には、速やかに カスタマーセンターへ通報すること (3) 断線垂下している電線には絶対に触らないこと。 (4) 建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと。使用する 場合は、絶縁検査を受けてから使用すること。 (5) 屋外へ避難する場合は、安全器又はブレーカーを切ること (6) 地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントを直ちに抜くこと (7) その他事故防止のための留意すべき事項
広 報 手 段	(1) 報道機関（テレビ、ラジオ等）による広報 (2) 広報車等による広報

4 ガス対策

東京ガス株式会社は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講じる。

(1) 基本方針

警戒宣言が発令された場合に対処するための非常体制として、地震災害警戒体制をとる。

また、東海地震注意情報が発表された場合は、臨時体制をとる。

(2) 人員の確保、資機材の点検整備等

ア 人員の確保

非常事態が発生した場合、又は発生が予測される場合、あらかじめ指定された箇所に、自
 動発令で出勤する。

イ 資機材、工具の確認等

警戒宣言発令時において、次の事項を実施する。

- (ア) 災害対策用資機材等の確保
- (イ) 代替熱源の確保
- (ウ) 生活必需品の確保
- (エ) 前進基地の確保

(3) 施設の保安措置等

ア ガス工作物等の巡視・点検及び検査

警戒宣言が発せられた場合、地震防災上巡視・点検及び検査が必要なガス工作物等について
 あらかじめ定める要領に従い巡視点検及び検査を行う。

イ 工事等の中断

警戒宣言が発せられた場合、工事中又は作業中のガス工作物等については状況に応じ応急保
 安措置の上、工事又は作業を中断する。

ウ その他の保安措置

警戒宣言が発せられた場合、本社及び事業所等の見学者、訪問者等に対しては警戒宣言が発
 せられた旨を伝達し、避難、帰宅等を要請する。

(4) 広報

お客さまに対し、不使用中のガス栓が閉止されていることの確認、地震が発生したときにおける使用中のガス栓の即時閉止等を要請する。

また、テレビ、ラジオ等の報道機関に対し前述の広報内容を報道するよう要請する。さらに県とも必要に応じて連携を図る。

広報内容	一般需要家に対して (1) 緊急時におけるガス栓の閉止 (2) 警戒宣言時のガス供給の継続 (3) 強震時におけるガスの供給停止 (4) ガス施設及びガス器具の取り扱い上の注意事項等 ①不使用ガス栓の閉止の確認 ②地震発生時のガス栓・メーターコックの閉止 ③供給停止後のガス使用の禁止 ④供給継続地区におけるマイコンメーターの復帰操作 特定需要家に対して (1) ガス機器の使用抑制依頼 (2) 地震発生時のしゃ断バルブによる、ガス供給しゃ断の要請
広報手段	テレビ、ラジオ等の報道機関に対し、広報内容の報道を要請する。

5 通信対策

東日本電信電話(株)千葉事業部は、警戒宣言の発令に当たっては、情報が正確かつ迅速に伝達された防災対策上有効に機能されるよう、防災機関等の重要通信を確保するとともに、一般市民に大きな支障を来さないことを基本として、次のとおり対処する。

(1) 要員の確保

応急対策等の業務を実施するために必要な要員の確保は、次による。

- ア 就労中の職員は、原則として応急対策等所定の業務に従事する。
- イ 休日、夜間等においては非常呼び出しを行い、必要な要員を確保する。

(2) 情報連絡室の設置

警戒宣言の受報後、千葉事業部は速やかに情報連絡室を設置し、情報の収集及び伝達を行う。
 なお、千葉事業部情報連絡室は、次の場所に設置する。

設置場所：千葉事業部千葉災害対策室（NMビル8F）
電話番号：043-211-8652（代）

(3) 資機材の点検、確認等

警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとる。

- ア 局用予備電源設備、移動電源車、携帯用発動発電機、可搬無線機、移動無線機等の点検、確認
- イ 応急ケーブル等災害復旧用資材、車両の確認
- ウ 工事中施設等の安全装置

(4) 応急対策

ア 電話の輻輳対策

警戒宣言の発令により、防災機関等による重要な情報連絡及び一般市民による家族間の連絡の急増による電話輻輳が懸念されることから、次の考え方で対処する。

(ア) 防災機関等の重要な通話は最優先で疎通を確保する。

(イ) 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようトラヒック状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話（緑、グレー）からの通話は可能な限り疎通を確保する。

イ 手動通話、番号案内

(ア) 番号案内業務は、可能な限り取り扱う。

ウ 電報

非常、緊急電報の取扱いは確保することとし、強化地域内に向けて発信する電報は、遅延承知のものに限り受け付ける。

エ 窓口業務

平常業務を行う。

(5) 電話の輻輳時の広報

電話が輻輳した場合には、利用者の電話利用の自粛の協力を得るため、報道機関に対して次の広報文により広報を依頼する。

「〇〇地方の電話はただ今混み合っかかりにくくなっております。防災機関、災害救助機関などの緊急の通信を確保するため、〇〇地方への電話のご利用はできるだけ控えていただくようお願いいたします。」

株式会社NTTドコモ千葉支店は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講じる。

(1) 基本方針・要員の確保・情報連絡室の設置

東日本電信電話株式会社千葉事業部に準じる。

(2) 資機材の点検、確認等

ア 可搬型無線基地局装置、移動電源車等の点検、確認

イ 災害復旧用資機材、車両の確認

ウ 工事中施設等の安全対策

(3) 応急対策

警戒宣言の発令により、防災機関等による重要な情報連絡及び一般市民による家族間の連絡等の急増による携帯電話の輻輳が懸念されることから、次の考え方で対処する。

ア 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。

イ 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようトラフィック状況に応じた利用制限を行う。

KDDI株式会社は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講じる。

(1) 災害対策本部の設置

警戒宣言が発令された場合は、速やかに災害対策本部及び現地対策室を設置する。

(2) 要員の参集

第三次非常参集要員は、会社で定める大規模自然災害全社版事業継続計画及び各本部版事業継続計画に定める要員計画に基づき、災害対策本部若しくは参集拠点に参集する。

(3) 資機材の点検、確認等

設備運用保守部門は、車載型移動基地局車、可搬型基地局装置、移動電源車等通信設備の被災に備え、復旧用車両の点検確認を行う。

また、局舎、災害復旧用資機材及び緊急通行車両の点検確認を行う。

なお、警戒宣言が発せられた際に工事中の施設等がある場合は速やかに安全対策をとるものとする。

(4) 応急対策

警戒宣言の発令により、通信の輻輳が懸念されることから、重要な通信を確保するため、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、利用制限等、臨機の措置をとるものとする。

第8節 学校・病院・社会福祉施設等対策

1 学校対策（学校教育課）

町教育委員会は、警戒宣言が発せられた場合には、児童生徒等の安全を確保するとともに、学校施設の保全を図るため、公立学校については次のとおり対処する。

- (1) 警戒宣言発令後は、校長は、直ちに授業を中止し、地域防災計画により児童生徒の下校（避難場所への移動を含む。以下「下校」という。）の措置をとる。
- (2) 児童生徒等の下校方法等については、実態に応じて次のように定める。
 - ア 通学（園）路の安全を確認し、集団で下校させるか、又は連絡網を通じ保護者の来校を求めて下校させる。
 - イ 交通機関を利用している児童生徒等については、その運行と安全を確かめて下校させる。
- (3) 学校に残留し、保護する児童生徒等については、氏名等を把握し、職員は、職務内容に従って対処する。
- (4) 保護者への連絡は通信不能の事態も想定の上、迅速かつ正確にできるようその手段を定め、関係者に徹底しておく。
- (5) 警戒宣言が解除されるまで、臨時休校とする。
- (6) 校長は、校舎内外の施設・設備（理科室、調理室、工作室、戸棚類、下駄箱、がけ下、万年塀、校舎間等）の安全を確認し、防災上改善が必要な部分について早急に必要な措置をとる。
- (7) 実践的な防災計画により、職員一人ひとりが迅速適切な行動をとる。
- (8) 地域の関係機関・団体との連携を密にし、対応する。

2 病院対策（保健福祉課 多古中央病院）

警戒宣言が発せられた場合の医療体制は、次の事項を基本方針とし、民間医療機関に対しては多古中央病院に準じた対応を要請する。

- (1) 外来診療は、可能な限り平常どおり行う。
- (2) 手術及び検査は、可能な限り延期する。
- (3) 警戒宣言の発令を外来及び入院患者に伝達するとともに、過剰な不安を与えないよう必要な措置をとる。
- (4) 入院患者の安全確保に万全を期す。
- (5) 建物及び設備の安全点検を行い、薬品、危険物等の安全対策を図る。
- (6) 水及び食料の確保を図る。

3 社会福祉施設等対策

各社会福祉施設等は、迅速かつ的確な防災措置を講じることにより、施設、要保護者等の安全を確保するため、次の事項を基本として対応する。

- (1) 情報の受伝達
職員間及び保護者との連絡方法、代替手段等
- (2) 施設の防災点検
応急補修、設備備品等の転倒・落下の防止措置等
- (3) 出火防止
消火器等の点検、緊急貯水等
- (4) 通所（園）者、入所者等の安全確保
応急救護体制、避難スペースの確保、食料、飲料水、医薬品、衛生材料、生活物資の確保、救

護運搬用具等の確保

- (5) 要保護者の引取方法及び引き取りがない場合の措置
- (6) 保護者に対する当該施設の対応計画の事前周知措置
- (7) その他必要な事項

第9節 避難対策

警戒宣言発令時においても、原則として避難する必要はないが、地震の発生により土砂災害の危険性が特に高い地区にあつては、町長は住民の生命及び身体を保護するため、あらかじめ避難対象地区を選定しておくものとする。

なお、警戒宣言が発せられた場合には、避難対象地区に対して避難の勧告又は指示を行い、住民を安全な場所へ避難させるため、次により対応措置を講じるものとする。

1 警戒宣言時の措置（総務課）

(1) 避難勧告・指示

町長は、消防署等関係機関と協力して、防災行政無線、メール配信、広報車等により速やかに避難勧告又は指示を行う。

(2) 避難所の確認

- ア 落下物、転倒物の予防措置を確認する。
- イ 防災設備等を確認する。
- ウ 給食、給水用資機材を確認する。
- エ 衣料品等生活必需物資を確認する。

(3) 情報伝達体制の確認

避難所におけるラジオ、無線機等による情報伝達体制を確認する。

(4) 関係機関に対する通知

避難所を開設した場合は、速やかに、県、消防署等関係機関に通知する。

(5) 職員の派遣

避難所を開設した場合は、管理運営に必要な職員を派遣する。

(6) 要配慮者に対する支援

幼児、児童、高齢者、病弱者等、特に配慮を要する者に対して必要な支援を行う。

(7) 給食、給水措置

給水活動を行うとともに、食事が確保できない者に対して必要な援護を行う。

(8) 生活必需物資の給与

(9) その他

避難終了後、消防署等と協力の上、避難対象地区の防火、防犯パトロールを行う。

2 事前の措置（総務課 保健福祉課）

町長は、警戒宣言発令時に避難活動が円滑に遂行できるよう、あらかじめ次により対応措置を講じておくものとする。

(1) 避難対象地区の選定

関係機関とあらかじめ連絡調整を図ったうえ、土砂災害発生の危険性が特に高い地区を把握しておく。

(2) 避難所の指定

避難者を一時的に収容、保護するため、学校体育館等を避難所として指定する。

(3) 避難勧告、指示体制の確立

防災行政無線、メール配信、広報車等による避難勧告又は指示体制を確立しておく。

(4) 情報伝達体制の確立

避難所におけるラジオ、無線機等による情報伝達体制を確立しておく。

(5) 要配慮者に対する介護体制の確立

幼児、児童、高齢者、病弱者等、特に配慮を要する者の把握に努めるとともに、警戒宣言時における支援体制を確立しておく。

(6) 住民に対する周知

避難対象地区の住民に対し、避難対策措置に係る必要事項について周知徹底させておく。

第10節 救護救援・防疫対策・保健活動対策

1 救護救援対策

(1) 医療関係機関の対応

医療関係機関がとる措置は次のとおりである。

<p>県</p>	<p>(救急医療センター、循環器病センター、佐原病院、こども病院、がんセンター) ア 警戒宣言が発せられた場合、病院内に災害対策本部を設置し、県本部等関係機関との情報交換を密にする。 イ 医師、看護師等、医療技術職員及び事務職員を配置待機させる。 ウ 医薬品、医療機器等の確保配置及び点検を行う。 エ 病院内の施設を再点検し、余剰スペース等を利用するなど被災者多数の受入れ体制を整える。 オ 病院内の施設、設備、危険物等の点検と保安対策を行う。</p>												
<p>日本赤十字社 千葉県支部</p>	<p>警戒宣言が発せられた場合は、別に定めた日本赤十字社救護規則により、非常体制配備の活動体制を整えるとともに、支部に災害警戒本部を設置し、次の業務を行う。 ア 非常無線通信体制と統制局の設置 情報の収集、伝達の迅速確実を期するため、赤十字業務用無線局は傍受体制を整えるものとし、支部基地局（につせきちば）が統制局となる。 イ 救護班の待機 成田赤十字病院に対して、初動救護班1個班の待機を指示する。 ウ 血液業務 (ア) 千葉県赤十字血液センターに対して、採血業務を一時中止し、献血者に広報を行うとともに、供給体制を強化するよう指示する。 (イ) 移動中の採血車、供給移動中の車両に対して、早急に業務終了し、帰還させるよう指示する。 エ 生活物資、防災資材、人員などの配備手配 警戒宣言が発せられた場合、応急救護等が必要となる事態に備え、あらかじめ保有している物資、医薬品等の数量の確認を行うとともに、発生に際し、県及び市町村等からの要請があった場合は、直ちに出勤措置が円滑に遂行されるよう必要な準備を講じるものとする。 日赤における保有等の状況は右表のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1034 1326 1394 1668"> <thead> <tr> <th>物資の種類</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毛 布</td> <td>20,000枚</td> </tr> <tr> <td>敷 布</td> <td>4,500枚</td> </tr> <tr> <td>日用品セット</td> <td>3,000組</td> </tr> <tr> <td>ガーゼケット</td> <td>5,000枚</td> </tr> <tr> <td>バスタオル</td> <td>3,000枚</td> </tr> </tbody> </table>	物資の種類	数 量	毛 布	20,000枚	敷 布	4,500枚	日用品セット	3,000組	ガーゼケット	5,000枚	バスタオル	3,000枚
物資の種類	数 量												
毛 布	20,000枚												
敷 布	4,500枚												
日用品セット	3,000組												
ガーゼケット	5,000枚												
バスタオル	3,000枚												
<p>千葉県 医師会</p>	<p>ア 地区医師会に対して、発災に備え連絡体制を確保するよう指示する。 イ 会員、医療機関に対して、発災後の負傷者への対応を要請する。</p>												
<p>千葉県 歯科医師会</p>	<p>ア 地区歯科医師会に対して、発災に備え連絡体制を確保するよう指示する。 イ 会員、医療機関に対して、発災後の負傷者への対応を要請する。</p>												

(2) 自衛隊の救援対策

陸上自衛隊第1空挺団は、警戒宣言発令後、速やかに県災害対策本部へ連絡班を派遣するとともに、第1空挺団と県災害対策本部との間に、無線及び多重無線通信組織を構成する。

また、必要に応じ、その他の関係防災機関に連絡班を派遣する。

2 防疫対策（保健福祉課）

災害発生時における感染症の発生と流行を未然に防止するため、防疫対策を次のとおり推進する。

(1) 町の行う業務

ア 防疫作業員の雇上げ及びその組織化等の準備に関すること

イ 災害発生後、必要と思われる防疫用の器具、器材の整備及び薬剤備蓄量の確認に関すること

(2) 県の行う業務

ア 災害発生後の防疫情報及び防疫活動について、香取健康福祉センター（保健所）は、管轄市町村に周知徹底を図る。

イ 防疫活動に必要な人員、資材（主に薬剤、ワクチン等）の輸送は、必要に応じ、全健康福祉センター及び県の車両を動員するので、配車等の指示を各機関に行う。

ウ 香取健康福祉センターは、町が被災地で供給する飲料水について、水質検査を含めた水の安全確保対策について指導する。

3 保健活動対策（保健福祉課）

災害による健康被害を最小限にとどめ、早期回復を図るため、保健活動を次のとおり推進する。

(1) 町の行う業務

ア 平常時より管内概況・地図・医療機関等施設・要配慮者等のリスト等について把握し、災害時には被災状況・医療機関開設状況や救護活動、要配慮者の健康状態の把握等情報収集を行う。

要配慮者の把握についてはプライバシー保護に十分注意すること。

イ 避難者の健康管理及び要配慮者への処遇調整を行う。

ウ 保健師の派遣の必要性について検討し、必要な時は香取健康福祉センターを通じ県に派遣依頼をする。

エ 避難所におけるプライバシーの確保とマスコミ取材による住民不安への対応を実施する。

(2) 県の行う業務

ア 健康福祉部の行う業務

(ア) 関係課・関係機関などから情報を収集し、災害規模、被災状況、関係機関からのニーズ等を把握し、体制整備を含めた、保健活動計画を立てる。

(イ) 香取健康福祉センターからの支援要請に基づき県レベルでの動員計画を策定する。

(ウ) 厚生労働省等へ保健師等の派遣要請をする。

イ 香取健康福祉センターの行う業務

(ア) 平常時より管内概況・地図・医療機関等施設・要配慮者リスト等について把握し、災害時には、町と連携して被災状況・医療機関開設状況や救護活動、把握している要配慮者の健康状態の把握等情報収集を行う。要配慮者の把握についてはプライバシー保護に十分注意すること。

(イ) 香取健康福祉センターは町が行う保健活動の状況により、その活動を支援し、要請に応じ保健師を派遣するとともに、健康福祉部に連絡を行う。

また、健康福祉センター内での対応で不足の場合は、速やかに健康福祉部に連絡し、管外からの支援を要請する。

(ウ) 健康福祉センターは、災害時に保健活動チームを編成し、避難所及び避難所以外の被災地において、町が行う被災住民の健康管理や相談等保健活動を支援する。

第11節 その他の対策

1 食料、医薬品等の確保（総務課 保健福祉課 多古中央病院）

警戒宣言が発せられた場合、発災後の被災者の応急救護に必要な食料、医薬品を確保する。

2 緊急輸送の実施準備（総務課）

警戒宣言が発せられた場合、応急対策を実施するため緊急輸送が必要となる事態に備えて、必要な措置を講じる。

(1) 緊急輸送車両の確保

緊急輸送に必要な車両、人員等を確保し、運行計画の調整等必要な措置をとる。

(2) 緊急輸送車両の確認

地震編第3章第6節「警備・交通の確保・緊急輸送対策」によるものとする。

(3) 関係団体による協力

(一社)千葉県トラック協会は、県災害対策本部から緊急輸送の要請を受けた場合に備え、「災害警戒千葉県本部」を設置し、協力準備体制をとる。

3 町が管理、運営する施設対策（各課）

町が管理する施設については、原則として閉館するものとし、使用している団体に対しては中止を指導するものとする。

4 町税の申告、納付等に関する措置（税務課）

警戒宣言発令時等における町税の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 警戒宣言発令による社会的混乱の発生に伴い、町税の申告や納付等が困難な場合には、その期限の延長等について、状況に応じ適切に対処する。

(2) 警戒宣言発令に引き続き、町の一部又は全部の地域に災害が発生した場合には、町税の減免及び申告、納付等の期限の延長等について適切な措置を講じる。

5 その他（特定動物の逸走防止）（生活環境課）

飼育者等が警戒宣言発令時においてとるべき措置は、次のとおりである。

(1) 「動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」等により、あらかじめ定めた緊急時の措置をとる。

(2) 動物が施設から逸走した場合には、同基準により、関係機関への通報、捕獲、その他必要な措置を講じる。

第6章 住民等のとるべき措置

東海地震が発生した場合、ところによっては、(1)壁に割れ目が入る(2)墓石・石どうろうが倒れる(3)煙突・石垣などが破損する(4)軟弱な地盤では、割れたり崩れたりする(5)ブロック塀が倒壊する等の被害の発生が予想される。

町、県を始め、各防災機関は、一体となって社会的混乱の防止を図るものであるが、これらの機関がすべての防災活動を行うことは不可能であり、住民、自主防災組織、事業所がそれぞれの立場で防災活動を行うことが重要な役割を果たすものと思われる。

本章では、住民、自主防災組織、事業所が平常時、東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時にそれぞれとるべき措置基準を示すものとする。

第1節 住民のとるべき措置

区 分	と る べ き 措 置
平 常 時	<ul style="list-style-type: none"> (1) 家や塀の耐震化を促進する。 <ul style="list-style-type: none"> ア わが家の耐震診断を行い、弱いところは補強する。 イ ブロック塀、石塀、門柱を点検し、不適合なものは改築、補強する。 (2) 家具類の転倒・落下防止措置をとる。 <ul style="list-style-type: none"> ア タンス、食器棚、ピアノ等の重い家具、倒れやすい家具は壁に固定などする。 イ 家具類の上に重いものやガラス類を置かない。 ウ 窓ガラスのパテ等を点検し、弱い部分は補強する。 (3) 火気使用器具の点検整備及び火気管理を励行する。 <ul style="list-style-type: none"> ア ガスコンロ、ガストーブ等の定期点検を行う。 イ プロパンガスボンベ等は固定し、設備の定期点検を行う。 ウ 火気使用場所の不燃化を図り、整理整頓する。 エ 火気使用場所周辺に易・可燃性物品(灯油、ベンジン、アルコール、スプレー、食用油、塗料等)を置かない。 (4) 消火器、消火用水の準備をする。 <ul style="list-style-type: none"> ア 出火に備えて、消火器、バケツ等を準備しておく。 イ 出火に備えて、風呂の水を常にためておく。 (5) 非常用飲料水、食料の準備をする。 <ul style="list-style-type: none"> ア 飲料水は、市販のミネラルウォーターか水筒、水袋、ポリタンク等に入れて3日分程度準備しておく(1人1日分の飲料水 約3リットル)。 イ 食料は、長期保存ができる食品(米、クラッカー、乾メン、インスタント食料、漬物、梅干、缶詰、みそ、しょう油、塩など。)を3日分程度準備しておく。 (6) 救急医薬品の準備をする。 <ul style="list-style-type: none"> 傷薬、胃腸薬、目薬、脱脂綿、包帯、ばんそうこう、三角布などを救急箱等にいれて準備しておく。 また、処方箋のコピーを用意しておく。 (7) 生活必需品の準備をする。 <ul style="list-style-type: none"> 下着、毛布、タオル、石けん、ちり紙、マッチ、ろうそく等を準備しておく。

区 分	と る べ き 措 置
平 常 時	<p>(8) 防災用品の準備をする。 ラジオ、懐中電灯、ヘルメット、ビニールシート、かなづち、バール、のこぎり、スコップ、なた、ロープ等を準備しておく。</p> <p>(9) 防災講習会、訓練へ参加する。 町、消防署、自主防災組織が行う防災講習会、訓練に積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。</p> <p>(10) 家族で対応措置の話し合いをする。 ア 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担を話し合っておく。 イ 警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので、各自の行動予定を話し合っておく。 ウ 発災した場合の避難場所、避難経路、安否の確認方法を話し合っておく。</p> <p>(11) 自主防災組織に積極的に参加する。</p>
東 海 地 震 注意情報の発表 から警戒宣言が 発令されるまで	<p>(1) テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手し、冷静な行動をとる。</p> <p>(2) 電話の利用を自粛する。</p> <p>(3) 自家用車の使用を自粛する。</p> <p>(4) 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。</p> <p>(5) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。</p>
警 戒 宣 言 が 発令されてから 地震発生まで	<p>(1) 警戒宣言情報を入手する。 ア 町等の防災信号（サイレン、半鐘）等に接したときは、直ちにテレビ、ラジオで正しい警戒宣言情報を入手する。 イ 町、県、警察署、消防署等防災機関の関連情報に注意する。</p> <p>(2) 家具類の転倒・落下防止措置を確認する。 ア 家具、棚等の上の重いものをおろす。 イ 窓ガラスにガムテープ、ビニールテープ等をはる。 ウ ベランダの置物を片付ける。</p> <p>(3) 火気使用器具の安全確認と火気管理を確認する。 ア 火器の使用は最小限にし、いつでも消火できるようにする。 イ ガス器具等の安全設備を確認する。 ウ プロパンガスボンベの固定措置を確認する。 エ 火気使用場所及び周辺の整理整頓を確認する。</p> <p>(4) 消火器、消火用水の置き場所を確認する。</p> <p>(5) ブロック塀、石塀、門柱を点検する。 危険箇所には安全措置をとり、付近に近寄らせないようにする。</p> <p>(6) 非常用飲料水、食料を確認する。</p> <p>(7) 救急医薬品を確認する。</p> <p>(8) 生活必需品を確認する。</p> <p>(9) 防災用品を確認する。</p> <p>(10) 電話の使用を自粛する。 町、県、放送局等防災機関に対する電話による問い合わせは控える。</p>

区 分	と る べ き 措 置
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	(11) 自家用車の利用を自粛する。 ア 路上に駐車中の車両は、空地、駐車場に移動する。 イ 走行中の車両は、減速走行し、目的地まで到達した後は車を使わない。 (12) 幼児、児童生徒、高齢者、病者の安全を確認する。 ア 幼児、児童生徒、高齢者、病者（臨床者）が安全な場所にいるか確認する。 イ 幼児、児童、生徒が登園、登校している場合は、定められた園、学校との打ち合せ事項により対応措置をとる。 (13) エレベーターの使用をさける。 (14) 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。

第2節 自主防災組織のとるべき措置

区 分	と る べ き 措 置
平 常 時	(1) 組織の編成と、各班の役割を明確にする。 (2) 防災知識の普及活動を行う。 ア 各戸に対して出火防止、倒壊物予防措置を呼びかける。 イ 地域内の危険物集積地区、延焼拡大危険地区、山崩れ、がけ崩れ等災害危険箇所を把握する。 ウ 地域内の消防水利を把握する。 エ 地域内のブロック塀、石塀、門柱、擁壁等の安全点検を行う。 オ 防災知識に関するチラシ、パンフレット等を作成し、各戸に配布する。 (3) 防災訓練を行う。 災害時に備えて情報連絡訓練、消火訓練、給食給水訓練、救出救護訓練等を行う。 (4) 火気使用器具の点検及び火気管理の励行を指導する。 ア 各戸に対して火気使用器具、使用場所の点検を指導する。 イ 各戸に対して易・可燃性物品の点検を指導する。 ウ プロパンガスボンベの点検を指導する。 (5) 防災資機材等を整備する。 地域の実情に応じて情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水資機材等を整備しておく。 (6) 情報の収集、伝達体制を確立する。 ア 町、消防署等防災機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に地域住民に対して伝達する体制を確立しておく。 イ 地区ごとに収集伝達すべき情報を定めておく。
東 海 地 震 注意情報の発表 から警戒宣言が 発令されるまで	(1) テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手する。 (2) 地域住民に対して、冷静な行動をとるよう呼びかける。
警 戒 宣 言 が 発令されてから 地震発生まで	(1) 自主防災組織の活動体制を確立する。 ア 自主防災組織の編成を確認する。 イ 自主防災組織本部を設置する。 ウ 自主防災組織の役割分担を確認する。 (2) 町、消防署等防災機関から伝達された警戒宣言情報を、正確かつ迅速に地域住民に対して周知する。 (3) 地域住民に対して住民のとるべき措置を呼びかける。 (4) 防災資機材等を確認する。 (5) 幼児、児童、生徒、老人、病者の安全対策措置を呼びかける。 (6) 食料、飲料水の確保及び調達方法を確認する。

(注) 自主防災組織が結成されていない地域にあっては、町内会、自治会、部落会組織等が、この基準に準拠して対応措置をとるものとする。

第3節 事業所のとるべき措置

区 分	と る べ き 措 置
平 常 時	<p>消防法により消防計画、予防規程を定めなければならない事業所はもとより、その他の事業所においても、あらかじめ防災責任者（消防法で言う防火管理者に当たるもの）を定め、防災計画を作成するものとする。</p> <p>防災計画作成上の留意事項は次による。</p> <p>(1) 自衛防災体制の確立</p> <p>ア 防災責任者の選定及び自衛防災組織の結成</p> <p>イ 組織の役割分担の明確化</p> <p>(2) 教育及び広報活動</p> <p>ア 従業員の防災知識の高揚</p> <p>イ 従業員の安否確認方法</p> <p>ウ 従業員の顧客に対する安全対策措置に係る教育研修</p> <p>エ 従業員の帰宅対策</p> <p>(3) 防災訓練</p> <p>災害時に備えた、情報連絡訓練、消火訓練、救出救護訓練、顧客の誘導訓練</p> <p>(4) 危険防止対策</p> <p>ア 施設、設備の定期点検</p> <p>イ 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒・落下防止措置</p> <p>(5) 出火防止対策</p> <p>ア 火気使用器具、設備及び火気使用場所の定期点検</p> <p>イ 消防水利、機材の整備点検</p> <p>ウ 商品の整備点検</p> <p>エ 易・可燃性物品の管理点検</p> <p>(6) 消防資機材等の整備</p> <p>情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を整備する。</p> <p>(7) 情報の収集、伝達体制の確立</p> <p>ア 町、消防署等防災機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に顧客従業員に対して伝達する体制を確立する。</p> <p>イ 事業所の実状に応じた、収集伝達すべき情報を選定する。</p>
東 海 地 震 注意情報の発表 から警戒宣言が 発令されるまで	<p>(1) テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手する。</p> <p>(2) 自衛防災体制を準備、確認する。</p> <p>(3) 消防計画等により警戒宣言時にとるべき措置を準備、確認する。</p> <p>(4) その他、顧客、従業員に対する安全対策措置等、必要に応じて防災措置をとる。</p>

区 分	と る べ き 措 置
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	<p>(1) 自衛防災組織の活動体制を確認する。 ア 自衛防災組織の編成を確認する。 イ 自衛防災本部を設置する。 ウ 自衛防災本部の役割分担を確認する。</p> <p>(2) 情報の収集、伝達体制をとる。 町、消防署等防災機関及びテレビ、ラジオ等により入手した情報を、正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する。</p> <p>(3) 危険防止措置を確認する。 ア 施設、設備を確認する。 イ 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒・落下防止措置を確認する。</p> <p>(4) 出火防止措置を確認する。 ア 火気器具等の使用は原則として自粛するものとし、やむを得ず使用する場合は最小限とし、いつでも消火できる体制をとる。 イ 火気使用場所及び周辺を確認する。 ウ 消防水利、機材を確認する。 エ 易・可燃性物品を確認する。</p> <p>(5) 防災資機材等を確認する。 情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を確認する。</p> <p>(6) 食料品等生活必需物資を販売（取扱い）する事業所においては、県民生活の確保と混乱防止のため、原則として営業を継続する。</p> <p>(7) 不特定かつ多数の者が出入する劇場、映画館、百貨店、旅館及び地下街の店舗等においては、混乱防止のため、原則として営業を自粛する。</p> <p>(8) 石油類、火薬類、高圧ガス等、出火、爆発等周辺地域に対して危険な影響を与える可能性のある事業所においては、原則として営業を自粛する。</p> <p>(9) バス、タクシー及び生活必需物資を輸送する車両以外の車両の使用は、原則として自粛する。</p> <p>(10) 一般事業所においては、原則として平常営業とするが、特に従業員を退社させる必要のある事業所においては、駅、停留所、道路の混雑状況及び警戒宣言情報の内容等を考慮して、時差退社させる。 なお、近距離通勤者については、徒歩等によるものとし、原則として交通機関を利用しない。</p> <p>(11) 電話の使用を自粛する。 町、県、放送局等防災機関に対する電話による問合せは控える。</p> <p>(12) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。</p>

多古町地域防災計画

第3編 風水害等編

第1章 総則

本編は、第1編総則で示された目的や基本的な考え方に基づき、集中豪雨や台風、竜巻などに起因する風水害等による被害を軽減し、住民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧・復興対策の基本について定め、防災対策に万全を期するものとする。

第1節 町土の保全

本町は、北総台地と九十九里平野に挟まれた内陸部に位置し、町内を九十九里平野の最大河川である栗山側が貫流している。このため、大雨・台風等による被害を受けやすい地形条件にあるが、治水事業等が計画的に推進されてきたこともあり、近年は風水害による被害は最小限にとどまっているところである。

しかしながら、都市化の進展、住民の生活様式の変化による上水道、農業集落排水、電気、ガス等ライフラインへの生活の依存度の高まり、高齢化の進展などによる要配慮者の増加や、住民の相互扶助意識の低下など、防災面に関する様々な課題が指摘されている。

台風や集中豪雨、竜巻などの発生を防ぐことはできないが、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本とし、「命を守る」ことを最優先とした対策を講じていくものとする。

1 治水

河川の流水が人類に与える利益には、計り知れないものがある反面、豪雨の際には、市街地の宅地の浸水被害や、耕地を押し流し、農作物に被害を与えるなど大災害を発生する原因となっている。

特に狭い国土に多数の人口を擁しているわが国では、高度の土地利用が要求され、河川流域の利用度が著しく高いため、ひとたび河川がはん濫すると、被害は多大なものとなる。そこで災害発生の可能性を軽減し、又は発生した災害を最小限度にするために、河川改修事業を促進するとともに、流域の持つ保水・遊水機能の確保及び防災上安全な土地利用の誘導等の推進が重要である。

■本町及び周辺地域における河川の特徴

河川の地域区分	主要河川名	特徴
九十九里河川	<p>【周辺河川】 新川、木戸川、作田川、真亀川、南白亀川、一宮川</p> <p>【町内河川】 栗山川、多古橋川、借当川</p> <p>【その他】 常磐川（農業用水）</p>	<p>1 西部は下総台地、東部は太平洋に面した九十九里平野を形成している。</p> <p>2 河川は下総台地を水源とし、低平地である九十九里平野を緩やかに流れ、太平洋に注いでおり、河口部付近では河口閉塞がみられる。</p> <p>3 中・上流部の水田の排水路整備により流出形態が変化し下流部に影響を与えている。</p> <p>4 中流部の市街地では、河川の流下能力不足による浸水被害が度々発生している。</p> <p>5 はん濫原であった河川沿いの低地部が市街化されたことにより浸水被害が拡大した。</p>

2 治山

治山事業等の推進により森林を維持・造成し、山地からの土砂流出等を防ぎ、災害の軽減・防止を図ることが重要である。

第2節 浸水被害の想定

千葉県では、平成17年に改正された水防法（昭和24年法律第193号）により、県内における県管理河川を対象として、大雨によってはん濫した場合に、浸水が想定される区域について調査を実施した。

このうち、本町にかかる河川として、栗山川の浸水想定区域を「多古町洪水ハザードマップ（栗山川浸水想定区域図）」として公表しており、その災害規模を本計画の前提条件とする。

第2章 災害予防計画

第1節 防災意識の向上

災害による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、住民の生命、身体、財産を守るためには、防災関係機関の防災対策の推進にあわせて、住民一人ひとりが「自らの身の安全は、自らが守る（自助）」ことを基本認識としながら、災害についての正しい認識を持ち、日頃から災害時に冷静に行動できる力を身につけることが最も重要なことである。

このため、町、県、防災関係機関は、防災教育の推進に努めるとともに、特に台風シーズン到来前などの時期をねらい、可能な限り多様な媒体を用いて防災及び減災思想の普及、啓発活動を行い、住民の防災及び減災意識の向上を図るとともに、各地域の自主防災組織、各事業所の防災体制の充実を図る。

さらに、これら組織が災害時に円滑かつ的確に活動できるよう、実践的な防災訓練を積極的に実施する。

なお、防災知識の普及に当たっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他の要配慮者への広報にも十分配慮するとともに、男女双方の視点を盛り込んだわかりやすい広報資料の作成に努める。

1 防災教育（総務課 学校教育課）

町は、地域コミュニティにおける社会活動等を促進し、多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図り、地域住民を含めた社会全体の防災力の向上を図る。

特に幼少期からの防災教育が有効であることから、児童生徒等が災害や防災についての基礎的・基本的な事項を理解し、災害時には自らの判断の元に適切に対応し避難する力を養うため、教育機関においては、家庭や地域等と連携し、防災に関する教育の充実に努める。

また、防災教育の推進に当たっては、防災教育を新たに位置付けた「学校教育指導の指針」等に基づき、各学校において、児童生徒等の発達段階に応じた指導を行うとともに、自らの安全確保はもとより、他者や地域の防災に貢献しようとする態度を身につけるなど、防災意識の向上を図り、より具体的で継続的な指導を展開するものとする。

2 過去の災害教訓の伝承（総務課 企画空港政策課）

町は、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、住民に閲覧できるよう公開に努めるものとする。

住民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自ら災害に備える手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。

3 防災広報の充実（総務課 企画空港政策課）

平時から正しい知識を持ち、自ら考え行動する力を身につけるなど、自助・共助の取組みを強化するため、町は、あらゆる広報媒体を活用し防災広報の充実に努める。

(1) 広報すべき内容

防災知識の普及に当たっては、特に、住民及び災害関係職員に対して周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及するものとする。なお、普及すべき事項は、おおむね次のとおりで

ある。

ア 災害時の心得

災害が発生し、又は発生のおそれがあるときにおいて、あらかじめ各世帯が承知しておくべき次の事項の周知に努めるものとする。

- (ア) 気象警報や注意報、気象情報などの種別と対策
- (イ) 避難する場合の携帯品
- (ウ) 避難予定場所と経路等
- (エ) 避難勧告等の最新情報把握の方法
- (オ) 被災世帯の心得ておくべき事項

イ 災害危険箇所等

水害、土砂災害等の災害危険箇所の公表を行うとともに、町によるハザードマップの作成を推進する。

ウ 災害予防の概要

災害による被害が、各世帯における防災知識の徹底によって防止される事項、例えば台風時における家屋の保全方法等については、それぞれ予想される災害シーズン前に各世帯へ周知徹底するよう努めるものとする。

(2) 実施方法

ア 防災行政無線の利用

防災行政無線を利用して、防災知識等の放送を随時行う。

イ 広報紙

防災に関する知識を深めるため、「広報たこ」等に防災知識に関する事項を掲載する。

ウ 防災に関する講演会、説明会、座談会等の開催

地震、台風、洪水、火災等に関する講演会、説明会、座談会を開催して防災意識の向上を図るとともに、災害の予防対策に役立たせるため、随時町民及び町職員その他関係者を対象として実施する。

エ 学校教育

児童生徒等の防災知識の普及と防災意識の向上を図るため、教材となる資料を提供する。学校においては、児童生徒への防災教育の充実を図る。

オ インターネットの活用

ホームページ等を活用し、防災知識の普及を図る。

(3) 報道機関との協力

報道機関から防災に関する報道に当たり、資料の提供等の依頼を受けた場合は、積極的に協力する。

災害広報を行うに当たり、必要と認める場合は、報道機関に対し協力を依頼する。

<資料編3-1 地域貢献型電柱看板に関する協定 参照>

4 自主防災体制の強化（総務課 保健福祉課 消防本部）

発災直後の自助の取組みに加え、地域のつながりにより、自発的に救助活動や消防活動を行う自主防災組織などの共助や事業所防災体制を強化するなど、地域コミュニティにおける防災体制の充実を図る。

(1) 自主防災組織の育成・地域防災ネットワークづくりへの支援

災害による被害の防止又は軽減を図るためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助として、住民の自主的な救助活動や防災活動、具体的には、住民自ら予防対策の推進、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を行うことが必要であり、特に高齢者、障害者等の所在を把握し、救出救護体制を整備することが必要である。

このため、町は地域住民による自主防災組織の設置促進と活性化を図ることとし、日頃から大災害が発生した場合を想定した訓練の実施などを推進する。また、避難行動要支援者の救出救護体制の整備として、避難支援等関係者と連携して避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別計画の策定を進めることとする。

自主防災組織は、日頃地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験や能力を活用するとともに、十分な活動ができるよう各種資機材の整備の充実に努める。

また、自主防災組織の災害時における迅速かつ確かな行動力の養成等を図るためには、継続的な防災活動とそれを支える消防団、民生委員、小中学校、地域のボランティア等の地域コミュニティによる防災ネットワークづくりが重要であり、町と県は協力してこれを促進する。

なお、自主防災組織の活動形態は次のとおりである。

自主防災組織の活動形態

平常時	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策） 2 災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ） 3 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練） 4 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検） 5 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備） 6 要配慮者対策（避難行動要支援者の把握、支援方法の整理など） 7 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との避難所運営訓練）
発災時	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集及び伝達（被害の状況、気象警報及び注意報、ライフラインの状況、避難勧告又は指示など） 2 出火防止、初期消火 3 救出・救護（救出活動・救護活動） 4 避難（避難誘導、避難所の運営等） 5 給食・給水（避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出しなど）

(2) 事業所防災体制の強化

ア 防災・防火管理体制の強化

香取広域市町村圏事務組合消防本部（以下、「消防本部」という。）は、消防法第8条の規定に基づき、学校、病院等多数の人が出入りする施設について、出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

イ 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織

危険物施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

また、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、地震によって高圧ガス施設等に被害が生じた場合には防災機関のみでは十分な対応を図ることができないことが考えられる。

このため、消防本部は危険物施設等管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導する。

ウ 中小企業の事業継続

町は、災害時の危機管理対策の取組が遅れている中小企業者等を対象に、事業継続計画（BCP）の策定について、普及啓発と取組の促進を図る。

5 防災訓練の充実（総務課 消防本部）

町は、災害時における防災活動の迅速かつ円滑な実施を期するため、各防災関係機関相互及び地域の自主防災組織や住民との協力体制の確立に重点を置いた総合訓練や各個別訓練を次のとおり実施する。

実施に当たっては、風水害及び被害の想定を明らかにするとともに通信や交通の途絶、停電等、様々な条件を設定し、参加者自身の判断が求められるなど実践的なものとなるよう工夫する。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにしてその改善に努める。

（1）水防訓練

町は、その地域の水防に関する計画に基づく水防活動の円滑な遂行を図るため、次の方法により水防に関する訓練を実施する

ア 実施の時期

洪水が予想される時期前の最も訓練効果の上がる時期を選んで実施する。

イ 実施地域

河川危険箇所等、洪水のおそれのある地域において実施する。

ウ 方法

実施に当たり、関係機関が緊密な連絡をとり、必要に応じ他の関連する訓練と併せて実施する。

（2）消防訓練

消防本部は、消防に関する計画に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練を実施する。

（3）避難等救助訓練

町及び関係機関は、関係の計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防護活動と併せ、又は単独で訓練を実施するものとする。なお、学校、病院、社会福祉施設、工場、事業所等にあつては、収容者等の人命保護のため、特に避難についての施設を整備し、訓練を実施するものとする。また、地域の自主防災組織や住民の参加を得て、地域の実情に即した避難訓練を行うことも必要である。

（4）総合防災訓練

町、県及び関係機関は合同して、各種の総合防災訓練を実施する。

第2節 水害予防対策

台風や集中豪雨などに起因して発生する水害から、町民の生命、身体、財産を守るため、河川改修等の治水事業による防災対策の促進を図る。

1 水害予防計画（総務課 産業経済課 都市整備課 都市計画課）

（1）森林の水源かん養機能等による流出抑制対策

町は、県が策定する千葉北部地域森林計画書に基づき、県と連携して森林の整備に努めるとともに、立木の伐採制限、植栽義務を課する等により、水源かん養機能を高め、洪水等を未然に防止するほか、治山事業の実施により、山地崩壊の防止及び復旧、水源かん養のほか土砂流出防止等の機能を高めるよう努める。

（2）山林等の治山・砂防に関する事業

森林は、山崩れ、表面侵食、土砂の下流部への流出の防止機能を持っている。

治山事業は、森林の維持造成を通じて、山地に起因する災害から町民の生命・財産を保全するとともに、水源のかん養等を図る重要な国土政策のひとつであり、水害の予防にも貢献するものである。

（3）農作物等の水害予防対策

町は、香取農業事務所、多古農業協同組合等と連携し、以下の事項を考慮して営農上の水害予防対策を講じる。

ア 水害の気象的条件

降雨による災害の発生は、総雨量だけではなく、降雨継続時間が大きな要因となる。一般に同程度の雨の場合、1日を通して降った場合よりも、短時間に集中して降った場合に被害がより大きくなることが多い。

大雨の降り方と水害の規模には次の3つのタイプがある。

（ア）短時間強雨

雷雨など、短時間に降る強い雨によって、低地の浸水、土石流、山・がけ崩れなどが多発する。

（イ）短時間強雨を含む大雨（集中豪雨）

台風、低気圧、前線活動による大雨（強雨を伴う）で、山・がけ崩れ、中小河川の洪水・はん濫など大きな災害に結びつくことが多い。

（ウ）一様な降り方の大雨

前線活動などによる大雨が持続することにより河川が次第に増水し、低地の浸水や洪水などの災害に結びつく。ただし、雨が降り始めてから災害発生までには時間的余裕がある。

イ 水害に対する恒久的な防ぎ方

（ア）農林業経営の立場からの対策

豪雨や長雨の時期をはずして栽培することや、水害に対して抵抗力のある作物を栽培するなど、農業経営（価格差等）及び水害に対する危険度を考慮した経営を行う。

（イ）農林土木からの対策

農産物の被害や農地、農林用施設の被害を未然に防止するため、防災事業を行う。

ウ 水害に対する応急的な防ぎ方

水害に対する応急的な対策は、大別して二つとすることができる。第1は、水害直前の対策、第2は、水害発生中ないし直後の対策である。

（ア）水害直前の対策

- ・河川堤防の補強、土俵の配置、臨時の築堤

- ・ポンプ排水、ダム放流による洪水調節、等
- (イ) 水害直後の対策
 - ・水路内の障害物の除去
 - ・排水ポンプ等による耕地の停滞水の除去
 - ・客土による根株の固定
 - ・収穫期農作物の早期収穫と乾燥
 - ・病虫害防除対策
 - ・回復の見込みのない作物の早期除去、等
- エ 水害等に対する事前対策
 - 基幹的な排水施設を事前に運転するなど、気象条件等から必要な対策を的確に実施する。
- (4) 雨水排水の流出抑制
 - 県では、宅地開発による雨水の流出量の増大に対処するため、従来、調整池を設置し流出量の増加を抑制してきたが、地下水のかん養、平常時における河川流量の保全、ヒートアイランド現象の緩和等、水循環の保全・再生を目的に貯留浸透施設の導入を考慮した「千葉県における宅地開発等に伴う雨水排水・貯留浸透計画策定の手引き」を平成15年に策定した。町は、同手引きに基づき県の指導を受け、雨水排水の流出抑制対策を推進する。
- (5) 浸水予想区域の調査及び周知
 - ア 浸水予想区域の調査
 - 町及び県は、河川周辺地域での外水及び内水のはん濫により、家屋の浸水が予想される浸水予想区域をあらかじめ調査し、水害による被害の軽減に努めるものとする。
 - イ 浸水予想区域等の周知
 - 町は、水害の危険性を正しく認識してもらうために、洪水ハザードマップや広報紙等により、一般住民に対し浸水予想区域や避難所等の周知に努めるものとする。
 - ウ 浸水予想区域内の要配慮者利用施設
 - 町は、水防法第15条の規定により、浸水想定区域内に主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認めた場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地を定め、その施設については洪水予報等の伝達方法を町地域防災計画に定めるものとする。
- (6) 道路災害による事故防止
 - ア 道路防災施設等の整備
 - 台風や集中豪雨等により落石、法面崩落、道路冠水等のおそれのある箇所について防災施設等の整備を進めることにより、災害に強い道路づくりに努める。
 - イ パトロールの実施
 - 道路交通の危険防止と交通安全の確保のため、パトロールの実施の徹底を図る。
 - ウ 異常気象時における交通規制
 - 異常気象時において、道路災害による事故を未然に防止するため、降雨出水等により道路状態が悪く、がけ崩れ、道路損壊等が予想され、交通の安全が確保できない場合は、道路法第46条の規定による通行の禁止又は制限を行う。
- (7) 通信施設水害防止対策
 - ア 局外設備
 - 過去の発生地域の調査検討により、重複災害の発生を防ぐため設備の2ルート化及び地下化を推進する。
 - イ 局舎設備
 - 洪水による局舎及び局内通信設備の浸水被害予防のため、局舎浸水防止措置を計画的に実施する。

ウ 無線設備

鉄塔、パンザマスト等の基礎を流水の洗掘から防護する措置を講ずるとともに、通信機の設置場所もできるだけ2階以上にするよう配慮する。

また、停電に対処するため、予備電源装置の設置及び整備を図る。

第3節 土砂災害予防対策

台風や集中豪雨などに起因して発生する土砂災害から、住民の生命、身体、財産を守るため、土砂災害が発生するおそれのある区域を明らかにし、土砂災害防止対策の推進を図る。

土砂災害の防止に関しては、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（以下「急傾斜地法」という。）等に基づいた対策に努めるものとする。

1 土砂災害防止法に基づく対策の推進（総務課 都市整備課）

土砂災害（急傾斜地の崩壊）から住民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の開発行為の制限を行うことを趣旨とする「土砂災害防止法」が平成13年4月に施行された。

(1) 土砂災害危険箇所カルテの整備と危険箇所の公表

町は、県の作成する土砂災害危険箇所カルテ（斜面カルテ、土石流危険渓流カルテの総称）の整備に協力し、土砂災害危険箇所の把握に努めるものとする。

町は、土砂災害危険箇所をホームページで公表するとともに、インターネットを活用しない高齢者等にも周知するため、土砂災害ハザードマップを作成して住民へ配布する。

(2) 土砂災害警戒区域等の指定

県は、土砂災害が発生した場合、建築物の損壊や住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を「土砂災害警戒区域」又は、「土砂災害特別警戒区域」として指定する。

ア 土砂災害警戒区域

「土砂災害警戒区域」は、土砂災害が発生した場合には、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として、政令で定める基準に該当するものを知事が町長の意見を聴いた上で指定する。

イ 土砂災害特別警戒区域

「土砂災害特別警戒区域」は、警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合には、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制すべき土地の区域として、政令で定める基準に該当するものを知事が町長の意見を聴いた上で指定する。

<資料編6-3 土砂災害警戒区域等の指定状況 参照>

(3) 土砂災害警戒区域等における危険回避のためのソフト対策

ア 土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるよう警戒避難体制の整備を図る。

イ 居室を有する建築物は、想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認を行う。

ウ 住宅地分譲や、要配慮者関連施設の建築のための開発行為は、基準に従ったものに限って許可する。

エ 著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者に対して、移転等の勧告を図る。この移転等が円滑に行われるために必要な資金の確保、融通又はその斡旋に努める。

(4) 緊急調査及び土砂災害緊急情報

県は、地滑りを発生原因とする重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況となった場合、緊急調査を実施し、その結果に基づき重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにする。

緊急調査の結果、自然現象の発生により一定の土地の区域において重大な土砂災害の急迫した危険があると認めるとき、または当該土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化したと認めるときは、当該緊急調査により得られた当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を町長に通知するとともに、一般に周知させるために必要な措置を講じる。

2 土砂災害に対する警戒避難体制の整備（総務課 都市整備課）

（1）土砂災害に関する情報の収集

町及び県は、平常時から土砂災害危険箇所等を巡視することにより、危険箇所や施設等の状況把握に努めるとともに、台風及び豪雨等により大雨が予測されるときは、住民、警察、消防団等から土砂災害発生の前兆現象や災害発生等の情報を収集する。

（2）警戒避難体制の整備等

町は、主として以下の項目に留意して土砂災害に対する警戒避難体制を整備するものとし、県は、これらについて、必要な支援を行うものとする。

ア 町は、土砂災害警戒区域等ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を地域防災計画に定めるとともに、要配慮者の円滑な警戒避難に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。

また、土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難体制を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じるものとする。

イ 町は、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報の発表など土砂災害発生の危険が予想されたときは、体制の強化を図り、土砂災害警戒判定メッシュ情報などの土砂災害発生の切迫性や危険度の推移がわかる補足情報、前兆現象を参考にして、土砂災害発生のおそれがある地域を特定した上で、的確に「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」等を発令する。

特に「避難準備・高齢者等避難開始」は、要配慮者等が避難を開始するための情報であることから、町は、当該要配慮者の避難に要する時間を的確に把握するよう努める。

また、町は、これらについて、必要に応じて气象台、県等に助言を求めるものとし、県は災害発生の危険性が高まった場合、町に対してその状況を伝達し必要な情報を提供するとともに、平時から、气象台等の関係機関と連携して情報の利活用について助言・周知を図る。

ウ 町は、土砂災害警戒区域内において要配慮者施設が設置されている場合は、当該施設に対し、土砂災害に関する情報、予報及び警報、避難勧告等の情報の伝達方法を定めるとともに、当該区域内における在宅の要配慮者に対する避難支援体制の確立に努めるものとする。

エ 町は、土砂災害警戒区域の指定がされていない土砂災害危険箇所についても、指定区域における対応に準じた警戒避難体制の整備に努めるものとする。

（3）土砂災害警戒情報の発表

県及び銚子地方气象台は、気象業務法及び災害対策基本法に基づき、迅速かつ的確な土砂災害警戒情報の発表のための体制整備に努める。

3 防災知識の普及啓発（総務課 都市整備課）

（1）町及び県は、住民に対しインターネット、広報紙、パンフレット等多様な手段により、土砂災害に関する知識の普及と防災意識の向上を図るものとする。

また、全国的に実施される土砂災害防止月間等において、土砂災害から身を守るため、防災

訓練の実施に努める。

- (2) 県は、土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等の指定箇所を公表する。町は、当該箇所が土砂災害発生のおそれのある箇所であることを対象地域の住民等に対し周知することにより、住民の防災知識の普及啓発に努める。

4 町土保全事業の推進（都市整備課 都市計画課）

(1) 急傾斜地崩壊対策

ア 急傾斜地崩壊危険区域の指定

県は、急傾斜地法第3条の規定により、町と協議のうえ急傾斜地崩壊危険区域を指定している。

現在、急傾斜地崩壊危険区域に指定されていない危険箇所についても、当該箇所及び周辺地域の状況に応じ、区域指定の促進を図る。

〈急傾斜地崩壊危険区域指定基準〉

次の各号に該当するがけについて、知事が必要と認めるもの。

- (ア) 急傾斜地の勾配が30度以上のがけ
- (イ) 急傾斜地の高さが5m以上のがけ
- (ウ) 急傾斜地の崩壊により、危害が生ずるおそれがある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても、官公署・学校・病院・旅館等に危害を生ずるおそれのあるもの。

イ 行為の制限

県は、急傾斜地における災害を防止するため、急傾斜地法に基づき崩壊を助長するような行為の制限、防災措置の勧告及び改善措置の命令等を行う。

また、急傾斜地崩壊危険区域内における居室を有する建築物については、建築基準法及び千葉県建築基準法施行条例に基づく災害危険区域の指定により、建築物の建築制限を行う。

現在、災害危険区域に指定されている区域は、急傾斜地崩壊危険区域として指定されている区域のとおりである。

ウ 防止工事の実施

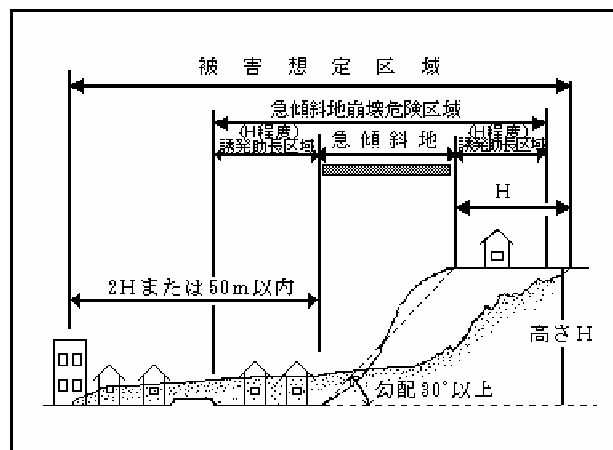
県は、急傾斜地崩壊危険区域内において、土地所有者、管理者及び被害を受けるおそれのある者等が防止工事を施工することが困難又は不相当と認められ、かつ、急傾斜地法に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度が高く、地域住民の協力が得られるものから順次法面防護工、排水工等の防止工事を実施している。

また、県単緊急急傾斜地崩壊対策事業及び町が行う防止工事に対し、県費助成を行い災害の未然防止に努めている。

エ 急傾斜地崩壊危険箇所における施設整備箇所の向上

急傾斜地崩壊危険箇所のうち、急傾斜地法第3条の規定により、特に施設整備の必要な箇所について急傾斜地崩壊危険区域に指定し、①要配慮者関連施設に係る危険箇所、②避難所や避難路を有する危険箇所、③崖の状態が悪く緊急性の高い危険箇所について重点的に施設整備を実施する。

<資料編6-1 急傾斜地崩壊危険箇所 参照>



<資料編6-2 急傾斜地崩壊危険区域の指定状況 参照>

(2) 山地災害対策

山地災害危険地区とは、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出及び地すべりによる災害が現に発生し、又は発生する危険のある箇所、人家又は、公共施設に被害を及ぼすおそれのある地区をいう。

県においては、調査により、山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区と判定した箇所を公表するとともに、その危険度や保全対象など、地区の状況を考慮し、計画的に治山事業を実施する。

<資料編6-4 山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区）の状況 参照>

(3) 宅地造成地災害対策

宅地造成工事の施工に当たっては、関係法令等の基準に基づき、防災等の措置を講じることとするが、特に丘陵地、急傾斜地においては、地形、地質等の地域の実情等を考慮し、安全性の一層の確保を図る。

ア 規制区域の指定等

宅地開発事業等を行おうとする者は、都市計画法又は宅地開発事業の基準に関する条例に基づく県の許可又は確認を必要とする。

また、県は、宅地造成工事に伴う災害の未然防止を図るため、宅地造成等規制法に基づき宅地造成工事規制区域の指定を行い、同区域内において、宅地造成に関する工事を実施しようとする者は県の許可を必要とする。

イ 宅地造成工事の指導

県は、工事の許可及び確認に際し、次の事項に留意するものとする。

- (ア) 災害危険区域（建築基準法第39条）、土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法第8条）及び急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地法第3条）については、原則として宅地造成の工事区域から除外し、工事を規制する。
- (イ) 宅地造成により生ずる人工がけ面は、その高さ、勾配、土質に応じ擁壁の設置その他の保護措置を講じる。
- (ウ) 宅地造成工事区域内の地盤が軟弱である場合は、地盤改良の措置を講じる。

(4) 土・石・砂利採取場災害対策

県は、土・石・砂利採取場における災害の発生を未然に防止するため、土採取条例・採石法・砂利採取法に基づく認可に際しては、周辺地域の状況等に十分留意するものとする。

また、一旦廃止された採取場は、土・石・砂利の採取法令の適用外となることから、廃止に際しては各採取業者及び関係組合に対し、指導の徹底を図ることとする。

第4節 風害予防対策

台風や、冬期の季節風、その他局地的な暴風が発生した場合、風害による人的被害、住家等建物被害及び農作物被害が発生する。

過去の台風や竜巻等における人的被害、建物被害を踏まえ、これらに関する知識の普及啓発を図る。

また、農作物等の風害を防止又は軽減し、併せて電力施設や通信施設における風害被害の予防対策を推進する。

1 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発（総務課）

町は、台風・竜巻等による風害を最小限にとどめるため、住民や事業者等に対して、以下について普及啓発を図る。

(1) 気象情報の確認

気象庁が発表する警報や注意報、気象情報などの防災気象情報については、平時から、テレビ・ラジオ等により確認することを心掛けること。

なお、竜巻などの激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」があり、各地の気象台から発表される。各気象情報の内容は次表のとおりである。

気象情報	内 容
予告的な気象情報	低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、半日～1日程度前に「大雨と雷及び突風に関する〇〇県気象情報」等の標題で予告的な気象情報が発表される。 竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。
雷注意報	積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風など）の発生により被害が予想される数時間前に発表される。 竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。
竜巻注意情報	気象ドップラーレーダーの観測などから、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断されたときに発表される。 雷注意報を補完する気象情報であり、発表から1時間の有効時間を設けている。有効時間の経過後も危険な気象情報が続くことが予想した場合には、竜巻注意情報を再度発表する。
竜巻発生確度ナウキャスト	気象ドップラーレーダーの観測などを利用して、竜巻等の激しい突風の可能性のある地域分布図（10km格子単位）で表し、その1時間後までの移動を予測する。 平常時を含めて常時10分ごとに発表される。 発生確度は「竜巻が現在発生している（または今にも発生する）可能性の程度」を示すものである。

(2) 身を守るための知識

台風から身を守るためには、正確な気象情報を収集し、早めに安全な場所に避難すること。

また、避難する時間が少ない竜巻等から身を守るためには、次のことを心掛け、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めること。

ア 竜巻が発生するような発達した積乱雲の近づく兆し

- (ア) 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる。
- (イ) 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする。
- (ウ) ヒヤッとした冷たい風が吹き出す。
- (エ) 大粒の雨やひょうが降り出す。

イ 発生時に屋内にいる場合

- (ア) 窓を開けない、窓から離れる、カーテンを引く。
- (イ) 雨戸・シャッターを閉める。
- (ウ) 1階の家の中心に近い、窓のない部屋に移動する。
- (エ) 頑丈な机やテーブルの下に入り、両腕で頭と首を守る。

ウ 発生時に屋外にいる場合

- (ア) 車庫・物置・プレハブを避難場所にしない。
- (イ) 橋や陸橋の下に行かない。
- (ウ) 近くの頑丈な建物に避難する、又は頑丈な構造物の物陰や近くの水路やくぼみに身を伏せ、両腕で頭と首を守る。
- (エ) 電柱や太い樹木であっても倒壊することがあり危険であるため近づかない。

2 農作物等の風害防止対策（産業経済課）

台風、冬期の季節風、その他局地的な強風等による農作物等への被害を防止するため、以下の予防対策を推進する。

(1) 風害の恒久的対策

ア 防風林の設置

防風林は、風害を起こす風向きに対して直角に、またできるだけ長く連続して設置する必要がある。林帯の幅は樹高の5倍程度、実距離で30m程度が望ましいが、農業地では10m程度までが一般的である。

防風林用の樹種としては、土地の気候風土に適応し、成長が早く旺盛で、樹高が高く、幹・枝が強く折れにくい樹種が望ましい。一般的な防風林用の樹種としては、クロマツ、スギ、ヒノキのほか、シラカシ、エンジュ、ヤブツバキ、マサキ、アオキなどがある。

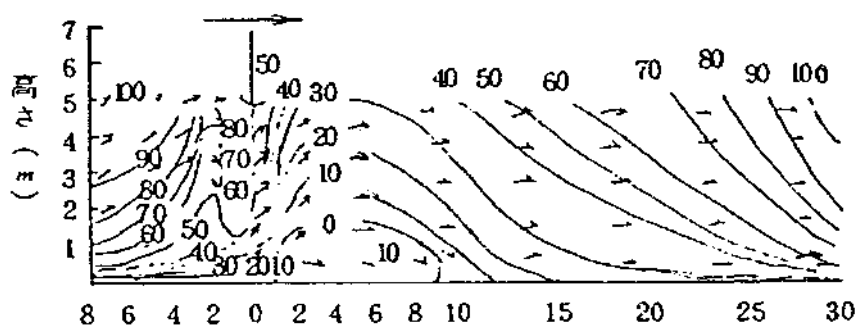
イ 防風垣の設置

- (ア) 果樹園の周囲に設置するが、風向、風質、風速等により園を細分して囲う必要がある。なお、栽植果樹に接近するので、養水分の競合を起こさせない樹種を選ぶこと。

(イ) 幅員及び高さ

一列植とし1～1.5m幅で高さは一定しないが3～9m位とする。なお、下葉の枯上りを防ぐため栽植距離その他管理に万全をつくすこと。

■防風しょうによる風速分布断面図（白鳥基準風速を100とする）



垣高倍数

ウ 多目的防災網の設置

果樹は、風害対策として、防風林やネットを設置してきたが、最近では、風だけでなく、降雹、害虫、鳥などを防ぐ多目的に利用できる多目的防災網が開発され、普及しつつある。

この多目的防災網を的確に使用することで、ナシ等の果樹の風害等の被害を未然に防ぐことが可能となる。

強風害及び降雹を伴う強風害を防ぐために、適期に多目的防災網を設置する必要がある。

3 電力施設風害防止対策

(1) 強風対策

ア 災害予防計画目標

建物に対する風圧力は建築基準法による。

送電、配電、通信の各設備に対する風圧荷重は、電気設備技術基準の各該当項目による。

なお、変電設備の屋外鉄構については風速40m/Sとしている。

イ 防災施設の現況

各設備とも、災害予防計画目標に基づき次により設置している。

(ア) 送電設備

支持物及び電線の強度は、風速40m/S（地上15m）を基準にし、風速の上空逡増を考慮した風圧に耐え得るよう設計している。

倒木等による事故を防止するため、平常時から風害発生のおそれのある樹木の伐採に努める。

電線路に接近して倒壊し易い工作物（例えばテレビアンテナ等）を設置しないよう、平常時からPRして一般の協力を求めるが、やむを得ない場合は、倒壊する事がないように施設の強化を依頼する。

(イ) 変電設備

最近の標準設計では、屋外鉄構の強度は風速40m/Sの風圧に耐え得るものになっている。

(ウ) 配電設備

電柱および電線の強度は、風速40m/Sの風圧に耐え得るよう設計し、その他については送電設備に準じている。

(エ) 通信設備

無線のアンテナ支持物に対する強度は、前記のとおり電気設備技術基準によっている。

ウ 防災事業計画

全般計画及び実施計画は、各設備とも「防災施設の現況」に準じ実施するよう努める。

4 通信施設風害防止対策

(1) 強風対策

ア 局外設備

過去の発生地域の調査検討により、重複災害の発生を防ぐため、設備の2ルート化及び地下化を推進する。

イ 局内設備

風害時の停電による通信機器用電源の確保対策を計画的に推進する。このため、大局における予備エンジンの整備、小局の可搬型電源の配備の重点的实施と移動電源車の配備を実施する。

ウ 空中線

無線のアンテナ支持物に対する強度は、電気設備技術基準又は鋼構造物設計基準によっている。

第5節 雪害予防対策

本町は豪雪地帯ではないため、家屋が倒壊するような大規模な被害は想定されないが、降雪に慣れていないことから、道路の凍結などの社会機能の低下が危ぶまれるほか、特に農作物に被害が出ることなどを鑑み、これらの被害を防止又は軽減するための対策を行う。

1 道路雪害防止対策（都市整備課）

（1）事前対策

道路雪害対策に向け、次の各号に掲げる事項について事前に行っておくものとする。

- ア 職員の配備体制及び連絡系統の確立
- イ 関係業者との連絡系統の確立
- ウ 路面凍結防止剤の備蓄
- エ 道路パトロール車等の滑り止め装置の確保
- オ 道路通行規制に使用する標識及び資材の確保

（2）除雪作業等

除雪作業等は次の各号により実施するものとする。

- ア 除雪作業
関係業者の協力を得て除雪を実施するものとする。
また、除雪の実施にあたっては、他の道路管理者と連携を図った上で実施するものとする。
- イ 路面凍結の防止
路面凍結に対して凍結防止剤を準備するとともに、山地部、坂道等に散布砂等を用意し、路面凍結又は圧雪による走行困難に備えるものとする。
また、路面凍結が予想される時は気象状況、道路路面状況及び凍結防止剤の種類を勘案し、最適な実施時間、量の凍結防止剤を散布するものとする。

2 農作物等の雪害防止対策（産業経済課）

農作物が雪害を被る場合はいろいろあるが、これを分類すると、積雪の重さによるもの、積雪の沈降によるもの、積雪の移動によるもの、長期積雪によるもの、積雪の崩壊によるものの五つに分けることができる。なお、このほかにも間接的には、雪解けによる洪水又は積雪による冷水のかん養によって生ずる冷水害などがあげられる。

（1）野菜について

ア 事前対策

- （ア）ビニールハウスは、構造が簡単であるため強度が弱く、中でも連棟ハウスや年数を経過したものはさらに弱いので、金属パイプによる筋交い等で各部を十分補強し、倒壊の防止に努める。
- （イ）ビニールハウスは、積雪20cm以上になると倒壊の危険があるので、屋根の除雪に注意すると同時に、暖房器具を設置してあるものは、事故に留意して加温調節を行い、トンネル栽培についてもハウスと同様に除雪を行う。

イ 事後対策

- （ア）降雪後は急激に気温が低下することが多いので、ビニールハウスやトンネルに定植したものは寒害を予防するため、夜間の保温に注意を要するが、この際、暖房器具の故障、調整等に注意しなければならない。
- （イ）露地野菜も降雪による凍害を受け易いので、できる限り除雪及び融雪の促進に努め、

融雪後は追肥、薬剤散布等による病害予防によって生育の回復を早めるようにする。

(2) 果樹について

ア 事前対策

- (ア) 降雪荷重による枝折れ、裂傷及び倒伏を避けるために支柱を立てること。降雪中に竹竿等を利用して枝をゆさぶり、雪を落とすことが必要で、特に結果樹の除雪は大切である。
- (イ) 降雪後の寒風害を防止するため、防風林、防風網の設置、整備を行うこと。(防風対策の項参照)
また「寒冷紗^{かんれいしや}」や「コモ」で樹を被覆する。ただし、被覆はかけ方によって逆に荷重が加わって被害を大きくするので、樹の上部をトンガリ帽子状に被覆する。
また、幼木の被覆は1樹1束とする。

イ 事後対策

- (ア) 融雪が遅れると、枝折れ、裂傷のほか生理障害を起こすことがあるので、雪の上に黒土、灰等をまいて融雪を促進する。ただし、雪で埋った幼木や下枝の除雪は、気温が低い場合に行うとかえって凍害をうけるので注意する。
- (イ) 融雪期間が長くなると、湿害が起り易いので溝を掘って排水をよくする。
- (ウ) 裂傷樹は、折れた部分で切り取り、剪定時に切りもどし、切口を削って保護剤を塗るか裂傷した樹を結束し、保護剤を塗り支柱を立てる。

(3) 花きについて

ア 事前対策

- (ア) ハウス等の施設については、積雪荷重による被害を防ぐため、金属パイプによる筋交い等で各部を十分補強する。特に、パイプハウスは、屋根部が弱いので中柱を立て補強する。
- (イ) ハウス屋根の積雪は20cmを超えると倒壊の危険があるので、除雪に努める。
- (ウ) ハウス内作物の保護は、暖房器具に注意し、停電等による中断や、たき過ぎに特に注意する。
- (エ) 露地ものについては、支柱を立て、フラワーネット等を張って倒伏から守る。

イ 事後対策

- (ア) 降雪後は、直ちに除雪を行い、晴天の日は、遮光をして直射光線による害から守り、また、除雪とともに融雪につとめ、施設付近に堆積しておかないこと。
融雪の際は湿害に注意し、二次的な病害から守る。
- (イ) 露地ものについては、降雪後くん炭等をまいて融雪に努めると共に、併せて湿害から守る。

3 電力施設雪害防止対策

(1) 送電設備

経過地の状況に応じ、着雪量、脱落条件を綿密な調査検討により想定する。これにより想定される着雪荷重に対処して、電線及び支持物の強度を適切に定め、また、不均一着雪、スリートジャンプ及びギャロッピングによる短地絡事故防止のため、電線配列の適正化や難着雪対策等必要な措置を講じる。

(2) 配電設備

難着雪対策を施した電線を全体的に適用している。

4 通信施設雪害防止対策

水害、風害防止対策に準じ、局外設備、局内設備対策を実施するとともに、通信施設途絶時の対策として、可搬型無線機を配備している。

第6節 火災予防対策

火災を予防し、その被害の軽減を図るための対策を推進する。

なお、多数の死傷者等が発生するような大規模な火災を想定した対策については、第4編大規模事故編の大規模火災に関する計画に、林野火災を想定した対策については、同編の林野火災に関する計画によるものとする。

1 火災予防に係る立入検査（消防本部）

消防本部は、3月1日から7日間の春季、及び11月9日から7日間の秋季の火災予防運動期間中を重点的に、消防法第4条の規定により防火対象物の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は防火対象物に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

立入検査の主眼点

- (1) 消防法令に基づき、適正な防火管理体制がとられ、必要な業務が行われているか。また、消火設備・警報設備・避難設備・消防用水・その他消火活動上必要な施設が、消防法令で定める基準どおり設置・維持管理されているかどうか。
- (2) 炉・厨房設備・ストーブ・ボイラー・乾燥設備・変電設備等火気使用設備の位置、構造及び管理の状況が、香取広域市町村圏事務組合火災予防条例（以下、「条例」という。）で定める基準どおり確保されているかどうか。
- (3) こんろ・火鉢等火を使用する器具及びその使用に際し、火災発生のおそれのある器具の取扱状況が、条例どおり確保されているかどうか。
- (4) 劇場・映画館・百貨店等公衆集合場所での裸火の使用等について、条例に違反していないかどうか。
- (5) 指定数量未満の危険物、指定可燃物等の貯蔵取扱の状況が、条例に違反していないかどうか。
- (6) その他残火、取灰の不始末、たき火の禁止等屋外における火災予防事項、及び火災警報発令下における火の使用制限等が遵守されているかどうか。

2 住宅防火対策（消防本部）

消防本部は、住宅火災による死者数の低減に有効な手段である住宅用火災警報器が、町内全ての住宅に設置されるよう、普及促進に努めるとともに、防災製品の活用を推進する。

さらに、復電時等における電気に起因する火災を防止するため、関係機関と連携し、自宅から避難する際にブレーカーを落として避難するよう啓発する等、出火防止対策を推進する。

3 消防組織及び施設の整備充実（総務課 消防本部）

(1) 消防組織

消防本部は消防職員及び消防団員の確保を推進するとともに、消防署等の消防組織の充実強化を図る。

(2) 消防施設等の整備充実

消防本部は、消防施設整備計画に基づき、充足率や財政力等市町の実情を勘案しつつ、実態に即した消防施設等の整備強化を推進する。

4 火災予防についての啓発（消防本部）

（1）火災予防運動

消防本部は、春季及び秋季火災予防運動において、火災予防思想の普及のため、町内または管内で次のような啓発活動を実施する。

- ア 火災予防運動を町民に周知させるため、火災予防運動初日の3月1日、11月9日に消防本部、署及び分団等のサイレンの吹鳴、警鐘の打鐘を実施するとともに、火災予防期間中の火災予防広報を実施
- イ 防災・防火管理者講習会、防火座談会、防火映画会の開催
- ウ 危険物施設、建築物、車両、雑草地等の査察
- エ 商店街、小学校、保育所、病院、介護施設等の消火・避難訓練

第7節 消防計画

大規模災害・特殊災害などの各種災害の発生に対処するため、高度な技術・資機材など消防体制及び消防施設の整備拡充に努めるほか、消防職員及び団員に対する教育訓練、消防思想の普及及び市町村相互間の応援体制等の推進を図る。

1 常備消防体制の充実・強化（総務課 消防本部）

町及び消防本部は、消防力を最大限有効に活用するため、訓練の徹底に努め体制の確立を図るとともに、緊急消防援助隊を含め、消防力の増強を図っていく。

2 消防団員の確保（総務課 消防本部）

消防団の充実強化等のため、町及び消防本部において早急に取り組むべき事項

- (1) 事業者の消防団活動に対する理解の促進
 - ・消防団協力事業所表示制度の導入
 - ・消防団協力事業所等に対する入札における優遇制度の導入
- (2) 消防団への加入の促進
 - ・幅広い住民に向けた広報啓発活動
 - ・自団体職員の加入促進
 - ・在勤者・通学者の入団の検討
 - ・大学等に対する働きかけ（学生等の消防団活動に対する評価や修学上の配慮、学生消防（分）団の設置等）
 - ・大学生等の就職活動用に、消防団活動を積極的に評価する推薦状の発出
 - ・企業等に対する働きかけ（就職活動において消防団活動を積極的に評価）
 - ・女性の加入促進
- (3) 処遇の改善
- (4) 装備の改善

3 消防施設の整備（総務課 消防本部）

消防施設の強化を図るために、消防本部等の行う消防施設強化事業を推進する。

- (1) 消防ポンプ車等、水利等消防施設の現況の把握

本町における消防力の現況は、以下のとおりである。

■本町の消防力（平成27年12月1日現在）

体 制	消防職員	28
	消防分団	7
	消防団員	513
設 備	化学消防ポンプ自動車	1
	普通消防ポンプ自動車	5
	小型動力ポンプ積載車	40
	その他消防車輛	3
施 設	消火栓	142
	防火水槽	385
	その他水利	14

(2) 消防施設の整備

地域における消防力の強化を図るために、財政事情その他必要に応じ県に支援を要請し、消防施設・設備の整備充実を推進する。

4 消防職員、団員等の教育訓練（消防本部）

県消防学校において、消防庁で示す「消防学校の教育訓練の基準」に基づく教育訓練を行う。

(1) 消防職員

- ア 初任教育（初任科）
- イ 専科教育（特殊災害科、予防査察科、危険物科、火災調査科、救急科、救助科）
- ウ 幹部教育（中級幹部科）
- エ 特別教育（訓練指導科、はしご自動車等講習会、救急救命士処置範囲拡大2行為講習）

(2) 消防団員

- ア 幹部教育（指揮幹部科現場指揮課程、指揮幹部科分団指揮課程）
- イ 特別教育（指導員科、訓練指導科、女性消防団員科、一日入校及び現地教育）

(3) 自衛消防隊

企業等の自衛消防隊員に対し、要請により教育訓練を実施する。

(4) 災害救援ボランティア

災害時に災害救援活動を行うボランティアに必要な消防分野に係る知識・技能の習得について、講師の派遣等の協力を行う。

5 市町村相互の応援体制（総務課 消防本部）

消防組織法第39条の規定により、千葉県広域消防相互応援協定が締結されているので、運営の推進を図るとともに、町においては他市町村との相互の連絡調整を密にして各種災害に対応する。

また、平成8年度に策定した「千葉県消防広域応援基本計画」に基づいた迅速かつ的確な広域応援が市町村間で実施できるよう情報受伝達訓練等の各種訓練及び、応援可能部隊や応援可能資機材リストの更新を行う。

<資料編4-1 千葉県広域消防相互応援協定書 参照>

6 消防思想の普及（総務課 消防本部）

町及び消防本部は、各種の行事を行い消防思想の普及徹底を図る。

- (1) 春秋2回の火災予防運動を実施する。（各1週間）
- (2) ポンプ操法大会を開催して、消防団員の士気の高揚を図る。
- (3) 普通救命講習等を開催する。
- (4) 関係団体と協力して、消防思想の普及及び火災予防の徹底を図る。

7 香取広域市町村圏事務組合の消防計画及びその推進（消防本部）

特に次の項目について推進を図る。

- (1) 消防組織の整備強化
家屋の密集度を十分検討の上、必要に応じ常備消防体制の強化を図る。
- (2) 消防施設整備計画
- (3) 消防職員、団員招集計画
- (4) 出動計画
- (5) 応援部隊受入誘導計画

- (6) 特殊地域の消防計画
 - ア 特殊建物、施設の多い地域の計画
 - (ア) 密集地域の計画
 - (イ) 重要文化財の計画
 - (ウ) バラック建物等の地域の計画
 - (エ) 重要建物、施設の計画
 - (オ) 高層建物の計画
 - (カ) 地下構造物及び施設の計画
 - (キ) その他
 - イ 危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所が多い地域の計画
 - ウ 急傾斜地域の計画
 - エ その他
- (7) 異常時の消防計画
 - ア 強風時の計画
 - イ 乾燥時の計画
 - ウ 飛火警戒の計画
 - エ 断水又は減水時の水利計画
- (8) その他の消防計画
 - ア 林野火災の計画
 - イ 車両火災の計画
 - ウ 航空機火災の計画
- (9) 消防訓練計画
 - ア 機械器具操法訓練
 - イ 機関運用及び放水演習
 - ウ 自動車操縦訓練
 - エ 非常招集訓練
 - オ 飛火警戒訓練
 - カ 通信連絡訓練
 - キ 破壊消防訓練
 - ク 林野火災防ぎょ訓練
 - ケ 車両火災防ぎょ訓練
 - コ 航空機火災防ぎょ訓練
 - サ 危険物火災等特殊火災防ぎょ訓練
 - シ 災害応急対策訓練
 - ス 自衛消防隊の指導
- (10) 火災予防計画
 - ア 防火思想普及計画
 - イ 予防査察計画

<資料編4-2 消防相互応援協定書 参照>

第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備

東日本大震災においては、死者の多くを高齢者が占め、また、障害者が一般の人に比べて高い割合で犠牲になったことが推察されるなど、高齢者や障害者など災害時に支援を要する人々の犠牲が多かったことや、避難生活において特別な配慮が必要となったこと等については、水害・土砂災害などの風水害を想定した対策を講じる上でも共通した課題であり、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者の安全確保体制の整備を図る。

国では、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（以下、この節において「取組指針」という。）」を策定し、県では「災害時要援護者避難支援の手引き（以下、この節において「手引き」という。）」を作成している。

1 避難行動要支援者に対する対応（総務課 保健福祉課）

町は、災害対策基本法及び取組指針に基づき、要配慮者のうち災害発生時に自ら避難することが困難で特に支援を要する「避難行動要支援者」の名簿を作成し、これを活用した実効性のある避難支援を行い、県は、市町村の取組みを支援する。

(1) 全体計画・地域防災計画の策定

避難行動要支援者名簿の作成に当たり、町は地域における災害特性等を踏まえつつ、避難支援についての全体的な考え方を整理し、町地域防災計画に重要事項を定める。

その上で、町地域防災計画の下位計画として、全体計画を位置づけ、より細目的な内容を定める。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成等

ア 要配慮者の把握

町は、避難行動要支援者名簿の作成に当たり、災害による犠牲者となりやすい高齢者や障害者、乳幼児その他のいわゆる「要配慮者」の把握に努め、発災時に迅速な対応がとれるよう備えるものとし、県は、これを支援する。

(ア) 町は、日常業務の中で、住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報から、事前に要配慮者をリストアップし、どのような要配慮者（電源を必要とする医療機器の使用の有無を含む。）がどこに住んでいるのか取りまとめ、所在情報とする。また、平常時から要配慮者と接している保健福祉課、多古町社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者との連携に努める。

(イ) 在宅の状態にない、病院や社会福祉施設等に入院・入所している要配慮者に関しても可能な限り把握しておく必要がある。

(ウ) 所在把握には、自治会や町内会など、従来からある地域コミュニティを活用するなど、地域における共助による取組みも必要である。

(エ) 県は、町から避難行動要支援者名簿の作成のための要配慮者に関する情報の提供を求められたときは、町への情報提供に努める。

イ 避難行動要支援者名簿の作成

市町村は、把握した要配慮者情報をもとに、避難行動要支援者名簿を作成する。

(ア) 避難行動要支援者の範囲の設定

a 市町村は、市町村地域防災計画において、要配慮者のうち避難行動要支援者の範囲について要件を設定する。

b 高齢者や障害者等の要配慮者の避難能力の有無は、次の点に着目し判断することが想定される。

- (a) 警戒や避難勧告・指示等の災害関係情報の取得能力
 - (b) 避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力
 - (c) 避難行動を取る上で必要な身体能力
- c 要件の設定に当たっては、要介護状態区分、障害支援区分等の要件に加え、地域において真に重点的・優先的支援が必要と認める者が支援対象から漏れないようにするため、きめ細かく要件を設ける。
- (イ) 避難行動要支援者名簿の記載事項
避難行動要支援者名簿に記載する事項は次のとおりである。
- a 氏名
 - b 生年月日
 - c 性別
 - d 住所又は居所
 - e 電話番号その他の連絡先
 - f 避難支援等を必要とする事由
 - g 前各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項
- (ウ) 避難行動要支援者名簿のバックアップ
町は、災害規模等によっては機能が著しく低下することを考え、クラウドでのデータ管理や県との連携などにより避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を築いておく。
また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管する。
- (エ) 町における情報の適正管理
町は、避難行動要支援者名簿の適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策については、国が策定した『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底する。
- ウ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供
町は、避難行動要支援者の同意等を得た上で(町の条例に特別の定めのある場合を除く。)、町地域防災計画で定める避難支援等関係者(消防機関、警察署、民生委員、多古町社会福祉協議会、自主防災組織等)に平常時から名簿情報を提供し共有する。
また、名簿情報を提供された避難支援等関係者に対し、名簿情報の漏えい防止について必要な措置を講じる。
- エ 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有
- (ア) 避難行動要支援者名簿の更新
避難行動要支援者の状況は常に変化し得ることから、市町村は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。
- (イ) 避難行動要支援者情報の共有
避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じた時は、その情報を市町村及び避難支援等関係者間で共有する。
また、転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の登録から削除されたことを避難支援等関係者に周知する。
- (3) 個別計画の策定
災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、個別計画の策定を進めることが適切である。その際には、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、町が個別に避難行動要支援者と具

体的な打合せを行いながら、個別計画を策定する。

個別計画は、名簿情報に加え、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点、避難支援の方法や避難場所、避難経路、本人不在で連絡が取れない時の対応などを、地域の実情に応じて記載するものとする。

県は、町の個別計画等の策定状況を把握し、必要に応じて助言を行う。

2 要配慮者全般に対する対応（総務課 保健福祉課）

（1）支援体制の整備

町は、自主防災組織の育成及び指導並びに社会福祉施設等への依頼により、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等、自治会などの地域社会全体で要配慮者を支援するための体制づくりを行う。町は、ガイドラインや手引きを参考とし、要配慮者への各種支援体制の整備に努める。

なお、体制づくりに当たっては、女性消防組織などから女性の意見を取り入れ、救助体制の中に女性を位置付けるものとする。

（2）避難指示等の情報伝達

町は、高齢者や障害者等の避難行動要支援者について、その状態や特性に応じ、防災行政無線戸別受信機や緊急速報メールを活用するなど多様な手段による情報伝達体制の確立に努めるとともに、発災時には、速やかに巡回等による避難指示等の周知を図る。

（3）防災設備等の整備

町は、ひとり暮らしの高齢者や障害者、ねたきりの高齢者、視覚障害者等の安全を確保するための緊急通報システムや聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び住宅用火災警報器等の設置の推進に努める。

（4）避難施設等の整備

町は、避難所内への要配慮者用スペースの確保について考慮するとともに、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の整備や、社会福祉施設等を福祉避難所として指定するように努める。また、町及び県は、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の要配慮者や被災した施設の利用者等を市町村の域を越えて受け入れる拠点の整備に努める。

要配慮者が避難生活を送るために必要となるトイレ、車椅子、簡易ベッド等の高齢者用備品や障害特性に応じた障害者用備品、ミルク、ほ乳びん等の乳児用備品及び授乳に配慮するための設備、食物アレルギー対応食品などは、あらかじめ避難施設等への配備に努める。ただし、個別の事情による医薬品等については、要配慮者の家族等で備えることとする。

町は、手引きや関係団体の意見などを参考とし、要配慮者や女性に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努める。

（5）防災知識の普及、防災訓練の充実

町は、要配慮者やその家族並びに社会福祉施設等に対し、パンフレットなどの配布により広報を充実させ、災害に対する基礎知識等の理解を高めるとともに、地域の防災訓練等やコミュニティへの積極的参加を呼び掛けるよう努める。

（6）在宅避難者等への支援

町は、在宅避難又は応急仮設住宅での生活を送る要配慮者に対する健康相談や生活支援のため、共助の取組みや香取健康福祉センター（保健所）、多古町社会福祉協議会などの福祉関係機関の地域のネットワークによる取組みを促進する。

また、電源を必要とする医療機器を使用している在宅難病患者等に対し、災害に備えた補助電源の準備や停電時の入院受入れ等について、日頃から主治医や訪問看護ステーション等と相談するよう周知する。

(7) 広域避難者への対応

町は、広域的に避難した被災者が、受入先において継続的に福祉サービスを受けられるよう配慮する。

3 社会福祉施設等における防災対策（総務課 保健福祉課）

町及び県は、社会福祉施設等において、次の防災対策が講じられるよう、施設等に対する指導に努める。

(1) 施設の安全対策

社会福祉施設や老人保健施設の管理者は、施設そのものの災害に対する安全性の確保に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、入所者等が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧や施設入居者の酸素療法等の治療等に必要の非常用自家発電機等の防災設備の整備を行う。

(2) 組織体制・計画の整備

社会福祉施設や老人保健施設の管理者は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、施設関係者緊急連絡体制、県へのライフライン等の被害・復旧状況報告体制等を盛り込んだ非常災害に関する具体的計画を作成しておく。

また、町との連携のもとに、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及び自主防災組織等との日常の連携が密になるよう努め、入所者等の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

(3) 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設や老人保健施設の管理者は、施設の職員や入所者及び児童生徒等が災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるための防災学習を定期的実施する。

また、施設職員や入所者及び児童生徒等が、発災時の切迫した状況下においても適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者及び児童生徒等の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

4 外国人に対する対策（総務課 企画空港政策課）

町及び県は、言語、生活習慣、防災意識が異なり日本語の理解が十分でない外国人を「要配慮者」として位置付け、多言語による広報の充実を図る。また、避難場所、避難路標識等の表示板の多言語化に努めるとともに、外国人を含めた防災訓練・防災教育を行うなど、様々な機会をとらえて防災対策の周知に努める。

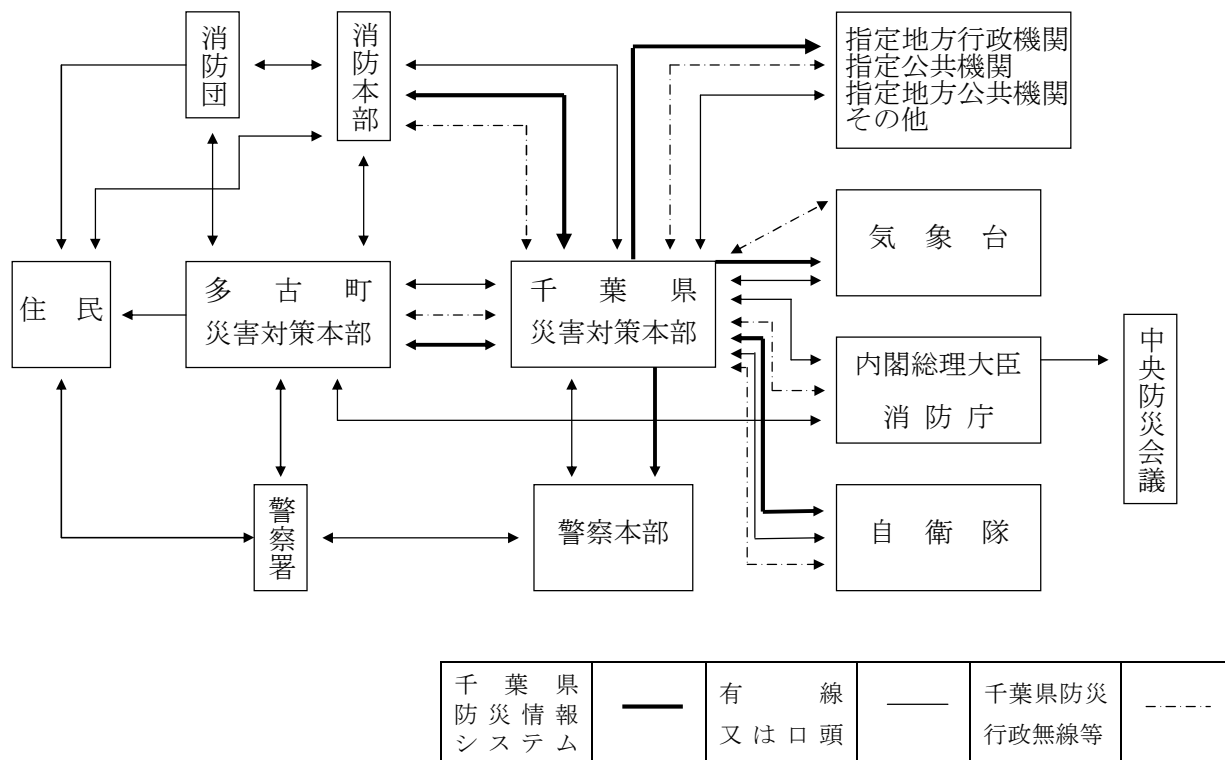
第9節 情報連絡体制の整備

大規模災害時には、通信の途絶や輻輳等が予想されるため、情報収集伝達手段として、防災通信網の整備充実を図り、応急対策における情報伝達を迅速に進める。

また、訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努める。

なお、災害時の通信連絡系統は以下のとおりである。

通信連絡系統



1 県における災害情報通信施設の整備

(1) 県防災行政無線の整備

県は、防災情報の迅速・確実な受伝達と通信の高度化を図るため、防災行政無線を整備し、運用している。

ア 整備概要

(ア) 無線設備設置機関

県庁と地域振興事務所、土木事務所、農業事務所（一部）、健康福祉センター（保健所）、教育事務所等の県出先機関及び市町村、消防本部、気象官署、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災機関256機関に無線設備を設置している。

(イ) 通信回線

a 地上系通信回線

県庁、地域振興事務所、土木事務所等の県出先機関、市町村及び消防本部、銚子地方気象台の間を光専用線回線又は多重マイクロ無線で結んでいる。

b 衛星系通信回線

県庁、地域振興事務所、土木事務所、農業事務所（一部）、健康福祉センター（保健所）、教育事務所等の県出先機関、市町村、消防本部、自衛隊、病院、ライフライン機関等の

防災関係機関との間を衛星系通信回線で結んでいる。

c 移動系通信回線

県内に整備した10箇所の基地局を通じて、県庁と県内全エリア内の移動局との通信が可能な全県移動系回線を整備し運用している。

(ウ) 通信機能の概要

a 個別通信機能

防災無線設備設置機関は、相互に一般加入電話が輻輳した場合でも利用可能な専用回線による電話、ファクシミリ、データ伝送による通信が行える。また、消防庁や地域衛星通信ネットワークを整備した他都道府県等とも同様に、相互に通信が可能である。

b 一斉通報機能

一斉受令端末が設置されている機関には、ファクシミリ、音声及びデータ伝送による一斉通報が行える。

c 映像伝送機能

県庁及び衛星通信車から衛星系通信回線を利用して、衛星系通信回線による無線設備を設置した県内の機関及び地域衛星通信ネットワークを整備した他都道府県に対し災害現場の映像等を伝送することができる。

(エ) 災害時等に対する設備対策

a 回線帯域制御機能

発生時等における通信の輻輳に対処するため、地上系光ファイバー回線に回線帯域制御機能を備えており、重要な通信を優先して伝送することができる。

b 機器監視制御

県庁防災行政無線統制室において、全局の運用状態を常時コンピュータで集中監視・制御している。

c 通信回線の2ルート化

県庁と土木事務所等の県出先機関、市町村及び消防本部等の間は、衛星系通信回線と地上系通信回線により通信回線を2ルート化しており、情報伝達の確実性を図っている。

d 予備電源の配備

停電に備えて、全局に予備電源装置（発動発電機、無停電電源装置、直流電源装置等）を配備している。また、県庁においては、浸水被害発生時にも有効に稼働するよう電源装置の移設を行った。

e 衛星通信車（ちば衛星号）の配備

衛星系通信回線を利用した映像送信機能のほか、電話、ファクシミリによる個別通信機能を有した衛星通信車を配備しており、災害現場における情報収集や通信機能が停止した機関の代替無線局として活用できる。

f 可搬型地球局の配備

災害現場や通信設備が停止した機関に搬送して、衛星系通信回線による電話及びファクシミリによる通信ができる可搬型地球局を県庁、地域振興事務所及び西部防災センターに配備している。

g その他の設備の配備

災害発生時、既設通信回線が使用できなくなった場合の代替手段として、災害対策本部の支部となる地域振興事務所等に衛星携帯電話等を配備する。

h 通信訓練の実施

県防災行政無線が設置されている機関において、機器等の熟知及び災害発生時における円滑な操作を図るため、定期的に通信訓練を実施する。

(オ) 運用体制

a 県防災行政無線統制室は、災害時における迅速、的確な情報の受伝達と全局の機器の

運用状態の監視・制御のため、職員等による24時間体制をとっている。

- b 県は通信機器等を、大雨等による水害に対処できるよう地域の状況を勘案のうえ設置し、また、災害時の通信確保を図るため通信運用マニュアル等を作成し、各局を指導している。

<資料編2-1 千葉県防災行政無線局等の設置等に関する協定書 参照>

<資料編2-2 千葉県防災行政無線固定系の運用に関する協定書 参照>

(2) 防災相互通信用無線の整備

災害現場等において、消防本部、警察及びその他防災関係機関と協力して円滑な防災活動を実施するため、これらの機関と相互に通信が可能な防災相互通信用の無線装置を県庁に整備している。

(3) 防災情報システムの整備

県は、災害時における県庁と県出先機関、市町村等の間での被害情報、措置情報の収集、処理の迅速化共有化を図るとともに、気象情報等の防災に関する各種情報を関係機関や県民に提供して、的確な防災対策に資するため、「千葉県防災情報システム」（以下「防災情報システム」という。）を整備し、運用している。

ア 防災情報システムの概要

防災情報システムは、災害に係わる情報の収集、処理、分析を迅速かつ的確に行い、災害時における防災関係機関との調整、意思決定等を支援するシステムである。

県庁、地域振興事務所及び土木事務所等の県出先機関及び市町村等の防災関係130機関に情報の入力・検索・表示機能を備えた専用端末を設置し、電気通信事業者の光回線を利用してオンラインによる被害情報等報告及びこれらの情報の共有を行っている。併せて、防災ポータルサイトを通じて県民に対する防災に関する情報発信を行っている。

イ 防災情報システムの機能概要

(ア) 被害情報処理機能（防災情報システム）

専用端末を設置した各機関で把握した被害情報等を、各機関の担当者が専用端末により直接データベースに登録することで、県災害対策本部への被害情報報告と専用端末を設置した各機関との情報共有を同時に行う。

(イ) 実況監視処理機能（気象情報システム）

気象ASPサービスから提供される気象情報を専用端末装置等に表示する。

また、緊急を有する情報についてはポップアップ（警告音、回転灯）により通知を行う。

(ウ) 地図情報

電子化された基本地図上に各防災関係機関が入力した災害危険箇所・区域、避難場所及び公共施設等の各種防災情報や被害情報等を表示し、それらの情報を共有する。

(エ) 物資管理情報システム

県及び市町村で管理する防災用資機材、非常用食料、医薬品、生活必需品等の備蓄物資情報を管理する。

(オ) 県民への情報発信機能

防災ポータルサイトを通じて気象情報、被害情報、避難場所に関する情報等を発信する。

また、希望者あてに「ちば防災メール」を配信し、防災に関する各種情報を発信する。

(カ) 職員参集機能

気象情報の種類や規模等に応じて電子メールを自動配信し、関係職員の自動参集を支援する。

(キ) 報道機関への緊急情報発信機能

各防災関係機関が入力した避難準備・勧告・指示情報、避難所情報、災害対策本部設置情報を、「Jアラート」を通じて各報道機関へ発信する。

<資料編2-3 千葉県防災用資機材の管理に関する協定書 参照>

2 町における災害通信施設の整備（総務課）

町は、災害に対処するために、情報収集、広報活動が迅速かつ的確に行われるよう、町防災行政無線を中心に、県及び指定地方行政機関等の出先機関、管内の公共的団体等との間に通信連絡システムを整備し、災害時の通信を確保する。

また、既設の通信機器及び機材が常に活用できるように、定期的に点検整備を行い、耐用年数を考慮して機器の更新に努める。

(1) 防災行政無線

町は、大規模災害時における住民等への情報提供や被害情報等の収集伝達手段として、防災行政無線（同報系・移動系）を平成2年度から運用している。

同報系の防災行政無線については、平成20年度に親局及び子局のデジタル化を図り、各家庭に貸与している戸別受信機を平成23年度から3か年計画にてデジタル波対応の機器に交換している。

移動系の防災行政無線については、平成24年度にデジタル化を図り、各避難所への機器整備により相互通信が可能となった。また、車載用として20台整備し、被害情報の迅速な収集とともに情報共有を図る。

(2) 全国瞬時警報システム（Jアラート）

同報系防災無線との接続により、緊急地震速報をはじめとする各種防災情報の提供を行う。

3 警察における災害通信網の整備

(1) 警察災害通信施設は、災害の発生に備え、又は災害発生時における災害救助、災害復旧等に使用することを考慮して整備に努める。

(2) 知事、町長及び指定（地方）行政機関の長は、災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定により警察通信施設を使用できる。

4 東日本電信電話(株)千葉事業部における災害通信施設の整備

東日本電信電話(株)千葉事業部では、県内の防災関係機関等の通信確保のため、Ku帯超小型衛星通信方式端末及びポータブル衛星通信地球局（衛星系）等を整備している。

また、千葉事業部災害対策実施細則を制定し、日常の準備体制、災害発生が予想される場合の警戒体制及び非常災害時の措置を定めている。

5 (株)NTTドコモ千葉支店における災害通信施設の整備

(株)NTTドコモ千葉支店では、県内の防災関係機関等の通信確保のため、可搬型無線基地局装置及び移動電源車を整備している。

また、千葉支店災害対策実施要領を制定し、日常の準備体制、災害発生が予想される場合の警戒体制及び非常災害時の措置を定めている。

6 KDDI(株)事業所等における災害通信施設等の整備

KDDI(株)では、災害時においても会社が提供する電気通信役務を確保できるよう通信設備

の分散化、伝送路の多ルート化等を進め、通信局舎及び通信設備の防災設計を行っている。
なお、主要設備については予備電源を設置している。

7 ソフトバンクテレコム(株)・ソフトバンクモバイル(株)の災害通信施設等の整備

ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株)では、災害時においても会社が提供する電気通信役務を確保できるよう、主要伝送路の多ルート化や主要電気通信設備の分散化および予備電源の設置等を進め、通信局舎や通信設備の防災設計を行っている。

8 非常通信体制の充実強化(総務課)

町、県及び防災関係機関は、災害時等に自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図るものとし、非常通信の伝送訓練等、関東地方非常通信協議会の活動等を通じて、非常通信体制の充実強化に努める。

9 アマチュア無線の活用(総務課)

アマチュア無線による通信は、災害時に一般加入電話等が使用できない場合の代替通信手段として効果があることから、町は、非常時においてアマチュア無線の円滑な活用を図ることができるよう、平常時から関係団体と連絡を密にするとともに、関係団体等が行う非常通信訓練の実施に協力する。

10 その他通信網の整備(総務課)

町は、インターネット等多様な通信メディアの活用について検討し、災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努める。

第10節 備蓄・物流計画

町は、住民や自主防災組織、事業所等に対し、「自らの命は自らで守る。自らの地域はみんなで守る。」という自助・共助の考え方を基本に、平時から、災害時に必要な物資の備蓄を推進するよう働きかけるとともに、住民の生命や財産を守るため、災害発生直後から被災者に対して円滑に必要な物資等の供給が行えるよう、備蓄・調達並びに物流に係る体制の整備を図る。

併せて、大規模災害時における医療救護などの救援活動を実施するために必要な資機材・物資等の計画的な整備を図る。

1 食料・生活必需物資等の供給体制の整備（総務課 産業経済課）

町は、県が平成24年8月に策定した「災害時の緊急物資等に係る備蓄・物流の基本指針」に基づき、自助・共助・公助による備蓄の取組みを推進する。

(1) 備蓄意識の高揚

各家庭や事業所等における食料・飲料水等の備蓄を推進するため、町は、家庭や事業所等における3日以上分の食料、飲料水、その他生活必需物資を備蓄することなど、住民の備蓄意識の高揚を図るための普及啓発を推進するとともに、自主防災組織等への炊き出し用機材や救助用機材などの整備を促進する。

(2) 町における備蓄・調達体制の整備

町における備蓄及び調達は、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で行われるものであるが、町は、基礎的な地方公共団体として一義的に被災者への食料・生活必需物資等の供給を行う責務を有していることから、様々な事態に的確に対応できるよう、物資の備蓄・調達体制の整備に努める。

ア 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・その他生活必需物資などの物資や避難所運営に必要な資機材を中心とした備蓄に努める。なお、備蓄物資の選定に際しては、地域特性や要配慮者・女性の避難生活等に配慮する。

イ 被災者に物資を迅速に提供するため、避難所への分散備蓄の推進や輸送体制の構築などに努める。

ウ 消費期限が短いなどの備蓄に適さない物資や、大量に必要となるもので全てを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、調達による確保に努めるものとし、物資供給事業者等との協定締結の推進に努める。

(3) 町及び県における災害時の物流体制の整備

民間からの調達や国や他都道府県からの支援により供給される大量の物資を迅速に目的地へ届けるためには、円滑な物流体制を構築することが重要であり、町及び県は、平時から体制整備に努めるものとする。

ア 町における物流体制

町は、指定した拠点へ搬入される物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給する役割を果たす必要がある。そのため、平時から物資の集積拠点を選定しておくとともに、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等につき、地域特性に応じて、民間物流事業者と連携するなどの体制整備に努める。

イ 県における物流体制

大規模災害時において、県は、町の要請等に基づき、又は災害の状況に応じ要請を待たずに、備蓄、民間からの調達又は国や他都道府県への要請等により必要な物資を確保し、町の指定する拠点まで物資を輸送する役割を果たす必要がある。

このため、「災害時における物流計画」に基づき、千葉県倉庫協会、千葉県トラック協会等民間物流事業者と連携し、在庫管理及び払出し体制、輸送車両・機材・ノウハウの提供

等、速やかに支援物資の管理供給体制を構築の上、「千葉県防災支援ネットワーク基本計画」で定めた広域物資拠点（一次物資拠点）において支援物資を円滑に受入れ、市町村物資拠点（二次物資拠点）へ迅速に輸送するものとする。

2 医薬品及び応急医療資機材等の整備（保健福祉課 多古中央病院）

（1）災害用医薬品等の備蓄

町は、災害発生時の医薬品及び衛生材料を備蓄し、迅速に対処できる体制の整備に努める。また、その供給に不足が生じた場合は、香取健康福祉センター（保健所）等に備蓄災害医薬品等提供を要請する。

<参考：県備蓄分>

（平成26年10月1日現在）

備蓄数量	備蓄場所
3セット	習志野及び印旛の各健康福祉センター（保健所）
2セット	県庁薬務課、山武健康福祉センター（保健所）
1セット	市川、松戸、野田、香取、海匝、長生、夷隅、安房、君津及び市原の各健康福祉センター（保健所）、八日市場及び鴨川の各地域保健センター

1セット：500人分（県全体数量：22セット・11,000人分）

（2）応急医療資機材の備蓄

町は、大規模災害発生時の円滑な医療救護活動の実施を図るため医療救護活動に必要な応急医療資機材を整備する。また、不足が生じた場合は、香取健康福祉センター（保健所）等に供給を要請する。

<参考：県備蓄分>

（平成26年10月1日現在）

整備状況	応急医療資機材の内容
県医療整備課(4セット)、習志野健康福祉センター(13セット)、市川健康福祉センター(16セット)、松戸健康福祉センター(23セット)、野田健康福祉センター(5セット)、印旛健康福祉センター(14セット)、印旛健康福祉センター成田支所(10セット)、香取健康福祉センター(5セット)、海匝健康福祉センター(5セット)、八日市場地域保健センター(5セット)、山武健康福祉センター(10セット)、長生健康福祉センター(5セット)、夷隅健康福祉センター(6セット)、安房健康福祉センター(10セット)、鴨川地域保健センター(5セット)、君津健康福祉センター(10セット)、市原健康福祉センター(10セット)	識別連絡表、蘇生・吸引・酸素吸入器、包帯、注射器

3 水防用資機材の整備（総務課 都市整備課 消防本部）

町は、栗山川、多古橋川及び借当川の洪水、氾濫に伴う水害の緊急事態に対処するため、千葉県水防計画に基づく配備体制及び水防資機材により防御する。

増水に伴う堤防損壊、浸水対策をはじめ、道路復旧、がけ崩れ等にも迅速に対応できるよう千葉県水防資機材とは別に町が防災用資機材とあわせ整備を行っていく。

第11節 防災施設の整備

災害から住民の生命や財産を守るためには、災害応急対応を円滑に行うための防災拠点や避難所等の各種防災施設等の整備が重要である。

1 防災拠点等の整備（総務課 企画空港政策課 生涯学習課）

（1）防災拠点

町は、災害時に地域における災害活動の拠点となるように非常時の業務遂行上、最低限必要な電源設備の整備、防災行政無線の整備、ならびに災害用備蓄倉庫、耐震性貯水槽等で構成される防災拠点を整備する。

また、多古町保健福祉センターは、災害時に福祉避難所となり災害時要配慮者情報収集拠点としての役割を果たし、多古こども園は、被災した家庭の復旧作業等を支援するため、必要に応じて保育時間の延長や一時保育の受入を行うなど、被災者支援施設としての役割を果たす。

（2）応援集結拠点

バスターミナル（面積3,057m²）は、パークアンドライド型として整備され、大型バス用2バス、小型バス用1バスに加え、3,900m²の駐車場を併設している。このターミナルは緊急輸送道路1次路線（国道296号）にも近接しているため、町外からの応援要員やボランティア等が活動を行う際の1次集結拠点として位置づけ、バスターミナル利用事業者との災害時輸送協定の締結等を進める。

（3）汎用拠点

改築計画が検討されている町民体育館は、緊急輸送路からのアクセス性が高く、敷地面積も大きいことから、物資集積地（町役場）の補助的な機能や、学校教育の早期再開のための長期避難施設としての利用等、用途を限定しない汎用的な拠点施設として整備を進める。

■防災拠点施設

種別	施設名称	所在地
防災拠点	多古町役場	多古町多古584
	多古町コミュニティプラザ	多古町多古2855
	多古町保健福祉センター	多古町多古2848
	多古こども園	多古町多古2000-6
応援要員等集結拠点	バスターミナル	多古町多古2000-131
汎用拠点	町民体育館	多古町多古3041-1

2 避難施設の整備（総務課）

災害時における緊急の避難場所と、一定期間滞在して避難生活を送るための避難所とを区別して避難施設の整備を行う。

町は、災害対策基本法、政令及び府令、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（内閣府、平成25年8月）、「災害時における避難所運営の手引き」により避難所等の選定を行う。

（1）指定緊急避難場所の指定

町は、災害の種類ごとに、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所は、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものとし、地震に伴う火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設

又は周囲等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのない場所とする。

町は、指定緊急避難場所を指定又は取消したときは、県に通知するとともに公示する。

(2) 指定避難所の指定

町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れることが可能な構造又は設備を有し、災害による影響が比較的少なく、災害救助物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定避難所として指定し、住民への周知徹底を図る。

町は、指定避難所を指定又は取消したときは、県に通知するとともに公示する。

また、避難所の整備等については、次の点に留意するものとする。

ア 施設の選定に当たっては、災害により重大な被害が及ばない耐震性、耐火性を確保し、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、対象地域の被災者を収容することが可能な構造又は設備を有するものの指定に努める。

イ 避難所に指定した建物については、必要に応じ、冷暖房施設、換気や照明など避難生活の環境を良好に保つための設備（その設備を稼働させるために必要な電源や燃料を含む。）の整備に努める。

ウ 避難所における救護所、通信機器等の施設・設備の整備に努める。

エ 避難所に要配慮者の入所できる福祉避難室用のスペースの確保について考慮するものとする。

オ 避難所に食料（アレルギー対応食品等を含む）、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、LPガスなどの非常用燃料の確保等に努める。

カ 一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のため、特別の配慮がなされた福祉避難所の指定に努め、要配慮者に配慮したポータブルトイレ等の整備及び生活相談職員（おおむね10人の要配慮者に1人）等の配置等に努める。

キ 間仕切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。

ク 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、事前に教育委員会等関係部局や地域住民等関係者との調整に努める。

(3) 避難路の整備

町は、避難場所に安全に避難できるよう日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、避難路の安全性の点検及び避難誘導標識の設置等、適切な措置を講じておく。

(4) ヘリコプター臨時離発着場等の確保

情報収集や救助・救急活動、救援物資・人員搬送等、災害時に多岐にわたり大きな役割を果たすこととなるヘリコプターを有効に活用するためには、緊急時の離発着場の確保が重要である。

特に、使用の際に混乱が予想される避難場所等の臨時離発着場については、避難住民の安全性等を考慮し避難場所と臨時離発着場の区別等、所要の措置を講じる。

<資料編2-4 災害時における避難所等の施設利用に関する覚書 参照>

<資料編5-3 ヘリコプター臨時離発着場所適地 参照>

<資料編6-5 指定緊急避難場所 参照>

<資料編6-6 指定避難所 参照>

<資料編6-7 福祉避難所 参照>

第12節 帰宅困難者等対策

帰宅困難者等対策は、東日本大震災において、県内で多くの帰宅困難者が発生したことや、首都直下地震により東京を中心とした首都圏で広域的な被害が発生した場合に、大規模地震発生当初の混乱防止や人命救助活動等の円滑化を図ることから、「むやみに移動を開始しない」という一斉帰宅抑制の基本方針の周知徹底や、帰宅困難者等の安全確保などの対策を図るものであるが、台風等の風水害発生時においても、交通機関の停止による帰宅困難者等の発生が見込まれる。

地震災害の場合に比して、風水害については、一定の予測が可能なことから事前の対策を講じることができるなど、対策にも違いがあるが、暴風や出水又は土砂崩れ等により交通機能が一定期間停止することが想定されるため、地震発生時に準じた体制整備を図るものとする。

1 一斉帰宅の抑制（総務課 企画空港政策課）

被害状況や公共交通機関の復旧見通し、家族などの安否等が確認できないことにより心理的な動揺が発生し、職場や外出先などから居住地に向け一斉に帰宅行動を開始することが予想される。

帰宅困難者等対策においては、まず、帰宅困難者等の発生を抑制することが重要であり、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底が不可欠である。この基本原則を実効性のあるものとするため、具体的な取組を実施していく。

2 情報連絡体制の整備（総務課 企画空港政策課）

台風等、ある程度の予測が可能な風水害の場合には、的確な気象情報の収集等により早めに行動するなど、帰宅困難となる状況を回避することが可能である。また、暴風雨が継続している状況下では、屋外での行動が制約されることから、交通機関などの関係機関との情報連絡体制の確立が重要である。

このため、町は周辺市町村や公共交通機関等との間で、情報収集連絡体制の整備を進めていく。

3 帰宅困難者等への情報提供（総務課 企画空港政策課）

企業、学校など関係機関において従業員や児童・生徒等を待機させる判断をすることや、個人が望ましい行動を取るためには、気象情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を適切なタイミングで提供することが必要である。

このため、気象情報や地域の被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況などの情報提供を図るとともに、エリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、ポータルサイト、SNSなどの情報発信手段についても検討していく。

4 大規模集客施設を管理する事業者の取組み

大規模集客施設等を管理する事業者は、平常時から利用者の保護に係る方針を定めておくとともに、風水害等により交通機関が一定期間機能停止した場合における施設内待機に係る案内や安全な場所への誘導手順についてもあらかじめ検討しておくよう努める。

第13節 防災体制の整備

町は、大規模災害の発生時における迅速な初動体制や、県等からの広域応援体制を構築するため、平時から県、周辺市町村や防災関係機関との連携を密にするとともに、災害対策本部事務局機能の強化など、体制整備を行う。

1 町の防災体制の整備（総務課）

(1) 災害対策本部の活動体制の整備

大規模災害に迅速かつ円滑に対応した体制を整備するため、災害対策本部事務局体制を整備し、災害対策本部設置訓練や図上訓練を行うことにより、習熟に努めるとともに、検証の結果、必要となる場合には、適宜体制の見直し等を図るものとする。

(2) 広域避難者の受入体制の整備

町は、市町村や県の区域を越える被災者の広域支援要請又は受入れを円滑に行うための体制整備に努める。

(3) 事前行動計画（タイムライン）を取り入れた活動体制の整備

台風等の風水害は、いつ起こるか分からない地震災害と異なり、台風等が発生してから被害が生じるまで時間があり、かつ近年の進路予報精度の向上により、先を見越した対応により減災が可能である。あらかじめ、町、周辺市町村及び各防災関係機関が協力し、時系列の災害対応事項を整理した事前行動計画（タイムライン）*を作成しておくことで、早期の的確な防災対応とそれによる被害の最小化（減災）が期待できる。

事前行動計画においては、周辺市町村や防災関係機関との連携が重要となるため、今後の国によるガイドライン作成等の動向を踏まえ、本町及び防災関係機関においても事前行動計画の作成について検討し、台風の接近や大雨による風水害に備えた活動体制の整備を図るものとする。

※＜参考＞

○事前行動計画（タイムライン）とは

台風による大規模水災害など、予測できる災害に対して、自治体や政府、交通機関、企業、住民などが災害発生前から発生後まで、あらかじめ時間ごとに相互に連携した予防対応・応急措置を明確にしておく防災計画のこと。いつ、誰が、どのように、何をするかを具体的に記述し、災害発生前から発生後まで、時間軸をベースとして計画を策定する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害対策本部活動

災害が発生した場合、人的被害にとどまらず、家屋の倒壊や流失、火災、がけ崩れの発生、道路・橋梁の破損、さらには生活関連施設の機能障害などの被害の発生が予想される。

このような被害の拡大を防止し、被災者の救援救護に全力を挙げて対処するため、町、県及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき迅速かつ確な活動体制のもと災害応急対策に万全を期すことを目的とする。

1 町の活動体制

風水害等による災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、法令又は本計画の定めるところにより、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他防災関係機関の協力を得て、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施する。

上記の責務を遂行するため必要がある場合は、多古町災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

また、県において災害対策本部等を設置したときは、これと十分な連携を図りながら応急対策を進めるものとする。

町本部の組織及び運営は、「災害対策基本法」、「多古町災害対策本部条例」の定めるところによる。

<資料編1-2 多古町災害対策本部条例 参照>

(1) 災害対策本部設置前の初動対応

ア 気象庁による大雨・暴風・洪水・大雪・暴風雪警報の1以上が県北東部（香取・海匠）に発表され、あるいは、災害の発生が予想される場合で、町長が必要と認めたときは、総務課及び関係機関は、次の措置を講じる。

(ア) 気象に関する情報の収集及び伝達

(イ) 被害情報の把握及び報告

イ 総務課長は、被害状況を取りまとめ、速やかに町長に報告する。また、必要に応じ、県の機関、その他防災関係機関に同様の報告又は通報を行う。

ウ 上記ア及びイについては、夜間、休日等の時間外においても同様とする。

(2) 町災害対策本部

ア 町災害対策本部設置又は廃止の通報及び発表

町長（本部長）は、町災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を知事に通報するほか、次に掲げる者のうち必要と認める者に通報する。

また、町長（本部長）は、町災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を報道機関に発表する。

(ア) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者

(イ) 隣接市町長等

イ 町災害対策本部長の代替順位

町災害対策本部長の代替順位は、次のとおりとする。

第4順位以下は建制順とし、上位者が到着した場合は順次指揮権を引き継ぐものとする。

名 称	第1順位	第2順位	第3順位
多古町災害対策本部長	副 町 長	教 育 長	総務課長

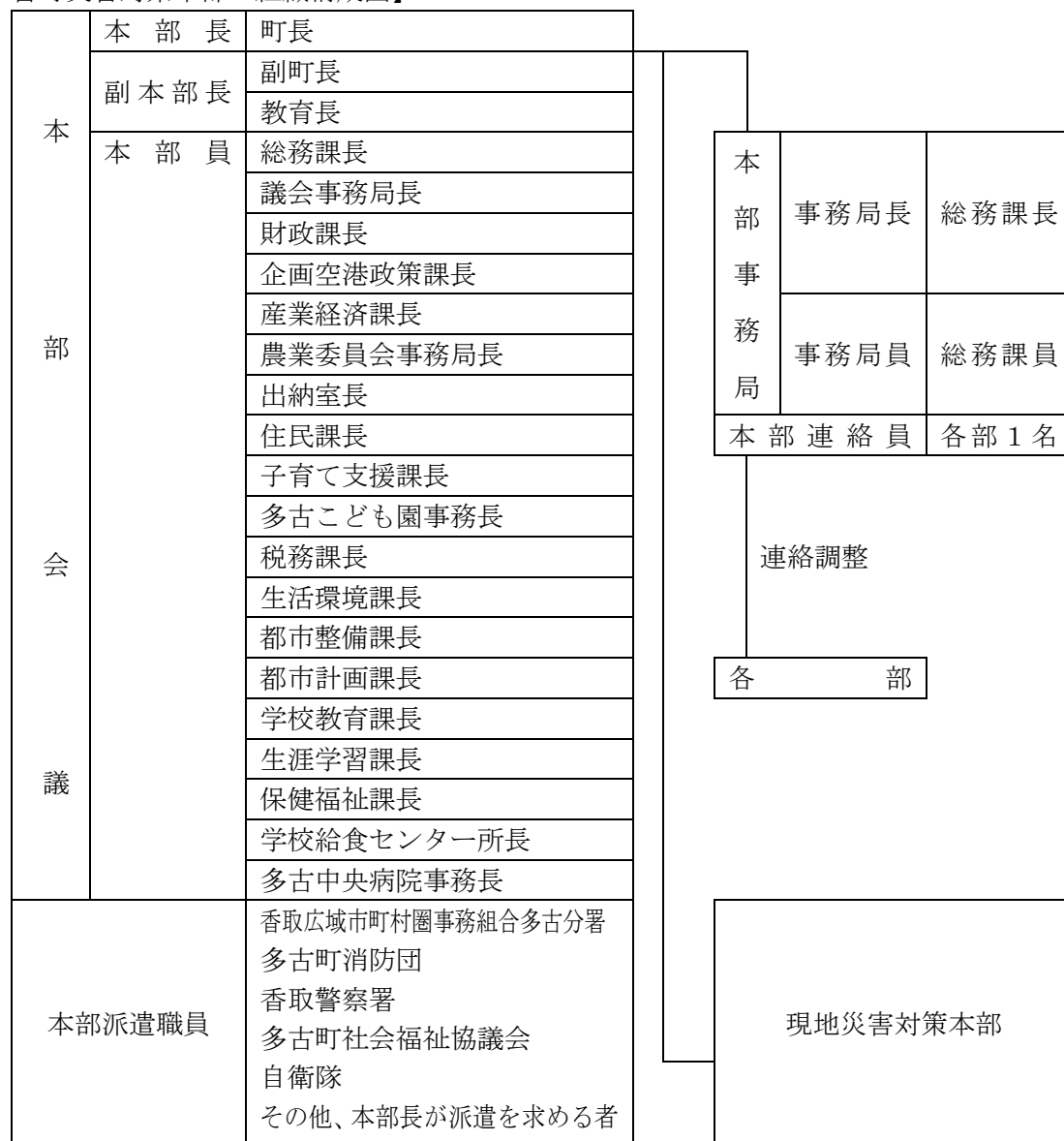
ウ 町災害対策本部の設置場所

町災害対策本部は、原則として「多古町役場庁舎大会議室」に設置する。

庁舎及び周辺地域の被災等によりその機能が維持できない場合は、「多古町コミュニティプラザ多目的ホール」に設置する。

エ 組織編成

【多古町災害対策本部の組織構成図】



(ア) 本部会議

- a 本部長は、町の災害対策を推進するため、本部長、副本部長及び本部員で構成する本部会議を開催し、災害予防及び災害応急対策等に関する重要事項について審議決定する。
- b 本部長は、上記 a の審議決定にあたり、必要に応じて防災関係機関に対して本部派遣職員の派遣を要請し、意見等を求めるものとする。

(イ) 各部の連絡方法

- a 本部長の命令又は本部会議で決定した事項等は、事務局長が本部連絡員を通じて各部に連絡する。

- b 各部署で収集した情報又は実施した対策等のうち、本部長あるいは他の各部署が承知しておく必要がある事項は、本部連絡員を通じて事務局長を経由して本部長に報告する。
- c 上記bにより報告を受けた本部事務局長は、速やかにこれを本部長に報告するとともに、本部連絡員を通じて各部署に伝達するものとする。

オ 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めたときは、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部の組織編成、所掌事務及び設置場所は次のとおりとする。

(ア) 組織編成

- a 現地本部長は、町災害対策本部の副本部長又は本部員のうちから町災害対策本部長が指名する者をもって充てる。
- b 現地本部員は、町災害対策本部員のうちから町災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

(イ) 所掌事務

- a 被害状況、応急対策実施状況の情報収集及び分析
- b 関係機関との連絡調整
- c 自衛隊の災害派遣について意見具申
- d 本部長の指示による応急対策の推進
- e その他緊急を要する応急対策の実施

(ウ) 設置場所

現地本部の設置場所は、災害現地又は避難所等とする。

(3) 職員の配備

風水害等の災害に対処するための配備基準及び要員編成は次のとおりとし、所属長は年度当初に要員について指定するものとする。

職員は、原則として「多古町役場庁舎大会議室」に参集する。庁舎及び周辺地域の被災等により参集困難な場合は、「多古町コミュニティプラザ多目的ホール」に参集する。

【災害対策本部設置前の配備】

配備種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等
第1配備	次のいずれかに該当し、町長が必要と認めたとき。 1 次の警報のいずれかが多古町に発表され、災害の発生が予想されるとき。 (1) 大雨警報 (2) 暴風警報 (3) 洪水警報 (4) 大雪警報 (5) 暴風雪警報 2 多古町が台風の暴風域に入ることが見込まれるとき。 3 土砂災害警戒情報が発表されたとき。 4 その他、災害の発生が予想されるとき。	災害関係課等の職員で情報収集連絡体制活動が円滑に行える体制。	総務課 財政課 産業経済課 都市整備課 保健福祉課

配備種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等
第2配備	1 気象業務法に基づく次の特別警報のひとつ以上が管内に発表されたとき (1) 大雨特別警報 (2) 暴風特別警報 2 第1配備体制を強化する必要があると町長が認めたとき。	第1配備体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制。	総務課 財政課 企画空港政策課 産業経済課 子育て支援課 多古こども園 生活環境課 都市整備課 都市計画課 学校教育課 保健福祉課

(注) 災害対策本部の特例措置

第1、第2配備時において、局地災害が発生した場合、大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、町長が必要と認めたときは災害対策本部を設置することができる。

【災害対策本部設置後の配備】

配備種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等
第3配備	局地災害が発生した場合、又は大規模な災害が発生する恐れがある場合等で、本部長が必要と認めたとき。	情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行う体制。	全課
第4配備	大規模な災害が発生した場合、又は町内全域にわたり大規模な災害が発生する恐れがある場合等で、本部長が必要と認めたとき。	町の組織及び機能のすべてをあげて対処する体制とし、その所要人員は各所属職員全員とする。	全課

【配備要員編成表】

区分 課名	本部設置前の配備		本部設置後の配備		備考
	第1配備	第2配備	第3配備	第4配備	
総務課	2	5	全員	全員	総務部
議会事務局			2	全員	議会部
財政課	1	2	3	全員	財政部
企画空港政策課		2	4	全員	企画部
産業経済課	2	3	5	全員	産業経済部
農業委員会			1	全員	
出納室			2	全員	出納部
住民課			5	全員	住民部
子育て支援課		2	3	全員	子育て支援部
多古こども園		2	3	全員	
税務課			7	全員	税務部
生活環境課		2	全員	全員	生活環境部
都市整備課	2	4	全員	全員	都市整備部
都市計画課		2	全員	全員	
学校教育課		3	全員	全員	教育部
生涯学習課			全員	全員	
保健福祉課	2	8	全員	全員	保健福祉部
学校給食センター			全員	全員	給食部
多古中央病院			3	全員	病院部

(4) 部編成及び事務分掌

多古町災害対策本部の部編成及び分掌事務は次のとおりとする。

各部長は、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

部名	担当課	部長	分掌事務
総務部	総務課	課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の設置及び運営に関する事。 2 防災会議及び本部会議の運営に関する事。 3 本部長からの命令、指示の伝達に関する事。 4 各部の総合調整、連絡に関する事。 5 「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」及び「避難指示（緊急）」に関する事。 6 警戒区域の設定に関する事。 7 県その他防災関係機関との連絡調整に関する事。 8 自衛隊の派遣要請及び知事への応援要請に関する事。 9 応援協定先への支援要請に関する事。 10 区長会への協力要請に関する事。 11 ボランティアセンター設置に関する事。 12 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事。 13 水防に関する事。 14 災害情報の取りまとめに関する事。 15 その他情報収集に関する事。 16 防災行政無線の運用に関する事。 17 災害対策従事者の把握及び処遇に関する事。 18 職員等の健康管理に関する事。 19 職員の動員及び公務災害補償に関する事。 20 緊急通行車両の届出に関する事。 21 生活再建支援法に関する事。 22 その他、他部に属さない事。
議会部	議会事務局	局長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害視察者及び見舞者の接遇に関する事。 2 議会関係者に対する連絡調整に関する事。
財政部	財政課	課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 町有財産の管理及び被害調査に関する事。 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事。 3 車両等の確保及び配車計画に関する事。 4 災害時の応急財政処置に関する事。 5 国、県等の補助金に関する事。 6 義援金の配付に関する事。 7 見舞金の受入れ及び札状に関する事。
企画部	企画空港政策課	課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事。 2 公共交通機関との連絡調整に関する事。 3 帰宅困難者対策に関する事。 4 被害状況等の撮影・記録に関する事。 5 災害に関する各種情報の広報に関する事。 6 報道機関への情報の提供、連絡に関する事。

部 名	担当課	部長	分 掌 事 務
産業経済部	産業経済課 農業委員会	課長	1 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事 2 農林水産業、商工業関係の被害状況調査に関する事 3 電気・燃料（ガス・ガソリン等）の確保・調整に関する事 4 生活物資の調達及び配分に関する事 5 家畜伝染病の防疫に関する事 6 労働力の確保に関する事 7 農林水産業等関係団体との連絡調整に関する事 8 香取農業事務所との連絡調整に関する事 9 北部家畜保健所との連絡調整に関する事 10 北部林業事務所との連絡調整に関する事
出納部	出納室	室長	1 災害関係経費の出納に関する事 2 義援金の受入れ、保管に関する事
住民部	住民課	課長	1 人的被害の調査及び取りまとめに関する事 2 被災者名簿の作成に関する事 3 被災者の世帯構成等の把握に関する事 4 行方不明者の捜索及び死体処理に関する事 5 被災者の安否問い合わせに関する事
子育て支援部	子育て支援課 多古こども園	課長 事務長	1 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事 2 災害時の保育及び保護者への幼児引渡しに関する事
税務部	税務課	課長	1 家屋、償却資産等の被害状況調査に関する事 2 罹災証明の発行に関する事 3 税の減免措置に関する事 4 備蓄資機材の管理に関する事 5 災害対策に係る物品の調達に関する事 6 救援物資の受入れ、保管及び避難所への配送に関する事
生活環境部	生活環境課	課長	1 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事 2 被災家屋等の防疫に関する事 3 応急給水に関する事 4 廃棄物の適正な処理に関する事 5 匝瑳市ほか二町環境衛生組合との連絡調整に関する事 6 東総衛生組合との連絡調整に関する事 7 大気、河川、土壌、その他の汚染対策に関する事 8 愛玩動物に関する事

部 名	担当課	部長	分 掌 事 務
都市整備部	都市整備課 都市計画課	都市整備課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 2 急傾斜地崩壊危険箇所、土砂災害警戒区域等の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 3 交通規制等応急交通対策に関すること。 4 障害物の除去に関すること。 5 災害復旧用資材の調達に関すること。 6 応急仮設住宅（みなし仮設住宅を含む）に関すること。 7 成田土木事務所との連絡調整に関すること。 8 土木建設業者との連絡調整に関すること。 9 建築物・工作物の応急危険度判定に関すること。 10 宅地の危険度判定に関すること。 11 被災住宅の応急修理に関すること。 12 被災後の都市計画及び復旧計画に関すること。
教育部	学校教育課 生涯学習課	学校教育課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 2 文化財等の被害状況調査に関すること。 3 児童生徒の避難に関すること。 4 避難所の開設に関すること。 5 教職員の動員に関すること。 6 被災学校の授業等応急措置に関すること。 7 学用品の配布に関すること。
保健福祉部	保健福祉課	課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 2 要配慮者の対策に関すること。 3 救護所の設置及び運営に関すること。 4 福祉避難所の運営に関すること。 5 応急手当に関すること。 6 傷病者の収容に関すること。 7 被災者の保健衛生に関すること。 8 救護班の補助に関すること。 9 救護班との連絡調整に関すること。 10 香取健康福祉センターとの連絡調整に関すること。 11 医師会との連絡調整に関すること。 12 歯科医師会との連絡調整に関すること。 13 日本赤十字社との連絡調整に関すること。 14 社会福祉団体との連絡調整に関すること。 15 医薬品及び医療用資機材の調達に関すること。 16 災害救助法の事務に関すること。 17 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付に関すること。

部 名	担当課	部長	分 掌 事 務
給食部	給食センター	所長	1 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 2 被災者の食事及び炊き出し手配に関すること。 3 災害対策従事者の食糧の調達に関すること。
病院部	多古中央病院	事務長	1 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 2 救急医療、助産及び救護班の編成に関すること。 3 負傷者の判定（トリアージ）に関すること。 4 災害拠点病院との連絡調整に関すること。 5 災害医療協力病院等との連絡調整に関すること。

(5) 職員の動員

ア 動員体制の確立

部長は、部の動員系統連絡の方法等をあらかじめ実態に即した方法により具体的に定めておく。

イ 動員系統

職員の動員は、次の系統で伝達する。

配備決定（本部長） → 本部事務局（総務課） → 本部員

ウ 動員の伝達方法

町長（本部長）の配備決定に基づく本部事務局（総務課）からの職員の配備指令の伝達は、原則として次の方法によるものとする。

(ア) 勤務時間内

庁内放送、防災行政無線、電話又は口頭等により行う。

(イ) 勤務時間外

防災行政無線、防災メール又は電話により行う。

エ 自主登庁又は自主参集

災害の発生により電話等による伝達が不可能な場合、テレビ、ラジオ等による情報や周囲の状況から被害が著しく、町災害対策本部設置（第3配備以上）の参集基準に該当すると判断される場合は、自主登庁及び自主参集するものとする。

オ 対応長期化に備えた体制

災害対応の長期化に備えて、災害対応従事者の健康を確保するため、ローテーション管理や物資・資機材の確保に努める。

(6) 避難勧告の判断・伝達

本部長は、風水害等による災害から住民を安全な場所に避難させ、人的被害の軽減を図るために、風水害の状況に応じて避難の勧告又は指示を行う。避難勧告の判断・伝達に関する実施事項については、「第4節 避難計画」の内容を参照する。

2 指定地方行政機関等の活動体制

(1) 責務

ア 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画及び町地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、町、県及び他の防災関係機関の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な施策を講じる。

イ 防災上重要な施設の管理者

町の区域内の公共的団体、学校、病院、社会福祉施設など、防災上重要な施設の管理者及びその他法令の規定による防災に関する責任を有する者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画及び町地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関、町及び県の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 活動体制

ア 組織等の整備

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、防災上重要な施設の管理者等は、それぞれの責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備及びサービスの基準を定めておく。

イ 職員の派遣

本部長は、災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要があると認めるときは、指定地方公共機関等の長に対して、その所属職員を必要な場所に派遣するよう要請する。

3 町災害対策本部と県及び防災関係機関との連絡（総務課）

町は、災害の状況に応じ、町災害対策本部会議に指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の職員の出席を求め、災害状況、災害対策実施状況等情報の交換を行うとともに、応急対策に必要な連絡調整を行う。

また、県が災害対策本部会議を開催した場合及び現地災害対策本部を設置した場合には、町職員が出席するなどして、情報交換を行うとともに応急対策に必要な連絡調整を行う。

<資料編 2-5 災害時の情報交換に関する協定 参照>

4 災害救助法の適用手続等（保健福祉課）

(1) 災害救助法の目的

災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）は災害に際して応急的に必要な救助を行い、災害にかかった人達の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とする。

(2) 適用基準

救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項第1号から第4号までの規定によるが、本町における適用基準は、次のとおりである。（平成27年10月1日現在）

指標となる被害項目	適用の基準	該当条項
町内の住家が滅失（被災）した世帯の数	40世帯以上	第1項 第1号
県内の住家が滅失（被災）した世帯の数	2,500世帯以上	第1項
そのうち町内の住家が滅失（被災）した世帯の数	25世帯以上	第2号
県内の住家が滅失（被災）した世帯の数	12,000世帯以上	第1項
そのうち町内の住家が滅失（被災）した世帯の数	多数	第3号
多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき	知事と厚生労働大臣で協議	第1項 第4号

※1：【災害救助法施行令第一条第一項第四号の厚生労働省令で定める基準】

①災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

②災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

※2：上表中、「適用の基準」は本町の人口（14,724人、H27国勢調査）に合わせている。

(3) 救助の実施機関

- ア 知事は、県内に災害救助法を適用する災害が発生した場合は、国からの法定受託事務として応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。
- イ 知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を町長が行うこととすることができる。
- ウ 町長は、上記イにより町長が行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助するものとする。

(4) 救助の種類

災害救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助を行う。

- ア 避難所及び応急仮設住宅の供与
- イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- エ 医療及び助産
- オ 被災者の救出
- カ 被災した住宅の応急修理
- キ 学用品の給与
- ク 埋葬
- ケ 死体の捜索及び処理
- コ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去

(5) 被災世帯の算定基準

ア 被災世帯の算定

住家の滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

イ 住家の滅失等の認定

(ア) 住家が滅失したもの

居住のための基本的機能を喪失したもので、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が、住家全体の50%以上に達した程度のもので

(イ) 住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの

住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が住家全体の20%以上50%未満のもので

(ウ) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもので、(ア)、(イ)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもので、又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

ウ 世帯及び住家の単位

(ア) 世帯

生計を一にしている実際の生活の単位をいう。

(イ) 住家

現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

(6) 災害救助法の適用手続

ア 災害に対し、町における災害が、(2)の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、町長は、直ちにその旨を知事(本部事務局)に報告する。

イ 災害救助法施行細則(昭和23年千葉県規則第19号)第5条の規定により、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないとき、町長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。

(7) 救助の程度、方法及び期間等

災害救助法が適用された場合の応急救助の程度、方法及び期間等については、災害救助法施行細則別表第一によるものとする。

<資料編6-8 災害救助法による救助の程度、方法及び期間一覧表 参照>

第2節 情報収集・伝達体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、被害を最小限にとどめるため気象情報等の防災情報及び被害情報を一刻も早く地域住民等へ伝達することが必要である。特に高齢者や障害者等避難行動要支援者への伝達に万全を期する必要がある。また、円滑な応急対策活動を実施するため各防災機関は、緊密な連携のもと、災害に関する情報を的確かつ迅速に把握する体制を整える必要がある。

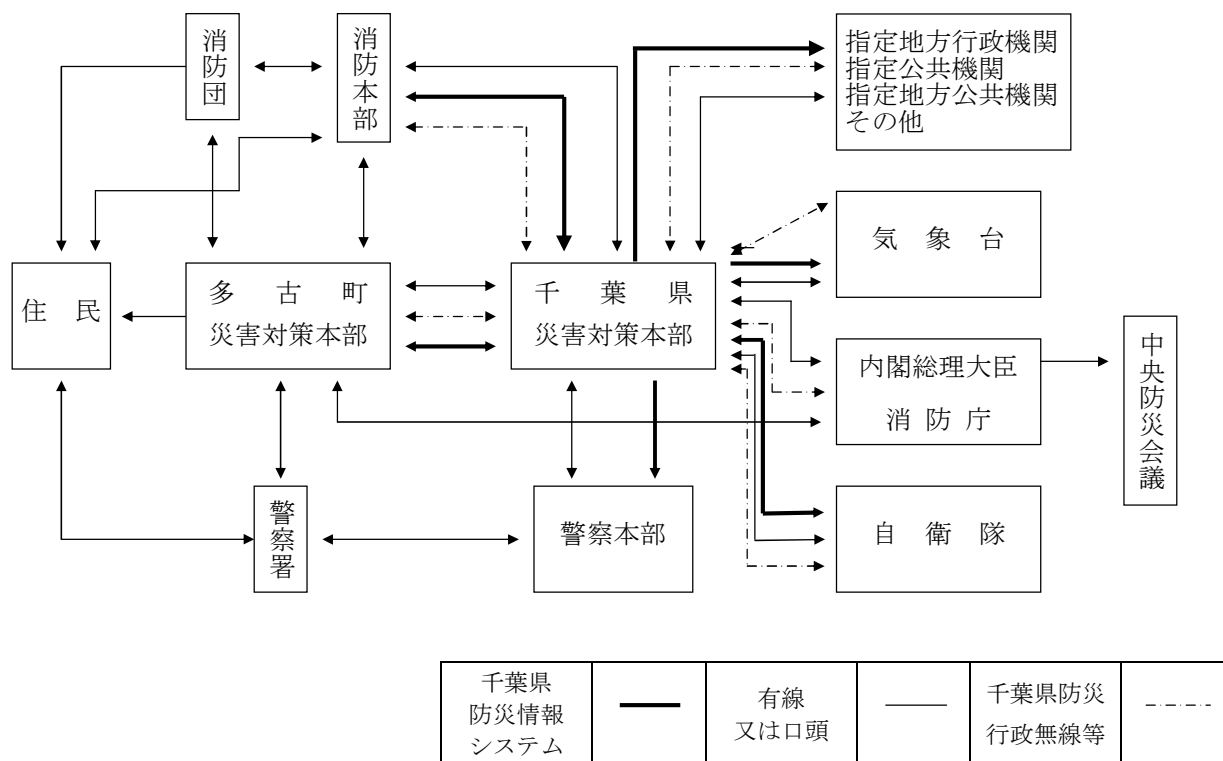
1 通信体制（総務課）

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合における気象注意報・警報等防災情報の伝達、及び被害状況等の収集その他災害応急措置等についての通信は、次により行うものとする。

(1) 通信連絡系統図

災害時の情報連絡の流れは次のとおりである。

通信連絡系統



(2) 通信連絡手段

ア 気象警報、予報、情報及び通報の伝達

町長は、伝達された警報等を下記により住民に周知徹底する。

- ・町防災行政無線
- ・エリアメールや緊急速報メール
- ・防災情報メール
- ・広報車
- ・その他速やかに住民に周知できる方法

イ 被害報告及び災害情報

「3 被害情報等収集・報告」に基づき、被害報告等を町から県の出先機関に、県の出先機関から県（本庁）に、県から関係省庁へ報告する場合は、下記によるものとし、報告系

統は当該計画に定めるところによる。

- (ア) 町から県の出先機関に報告する場合
千葉県防災情報システム、千葉県防災行政無線、一般加入電話・ファクシミリ、電報
 - (イ) 県の出先機関から県（本庁）に報告する場合
千葉県防災情報システム、千葉県防災行政無線、一般加入電話・ファクシミリ、電報
 - (ウ) 県から関係省庁に報告する場合
消防庁消防防災無線、中央防災無線網（緊急連絡用回線）、地域衛星通信ネットワーク、一般加入電話
 - ウ その他応急対策に係る指示、報告、要請等の場合
前記ア又はイの要領により実施するものとする。
- (3) 災害時における千葉県防災行政無線の取扱い及び利用の調整
- ア 通信回線の監視
県庁統制室では、通信回線の使用状況を常に監視し、輻輳状況を把握するものとする。
 - イ 通信の統制
通信が輻輳し、情報及び指示指令の受伝達に支障を及ぼすと判断された場合は、千葉県防災行政無線運用規程の定めるところにより、統制管理者は通信の統制を行うものとする。
 - ウ 災害用通信の優先
統制中の通信は、災害用通信を最優先するものとし、その他の通信は、これを阻害しない範囲内で取扱うものとする。
 - エ 災害現地等との通信
災害現地等との通信が困難な場合は、状況に応じ、衛星通信車、可搬型地球局及び全県移動局等を現地に搬入し、通信確保に努めるものとする。
- (4) NTT「災害時優先電話」及び「非常・緊急電報」
- ア 災害時優先電話
災害時における迅速な通信連絡を確保するため、あらかじめ東日本電信電話(株)千葉事業部に対し、電話番号を指定し届出て災害時優先電話としての承認を受けておくものとする。
 - イ 非常・緊急電報
非常電報又は緊急電報を発信するときは、東日本電信電話(株)に依頼することとし、非常扱い電報（緊急扱い電報）である旨を告げるものとする。
- (5) 災害時における一般加入電話の調整
- 災害時における一般加入電話の円滑な運用を期するため、災害対策本部長は、通信系統の調整を図るものとする。
- (6) 通信施設が使用不能の場合における他の通信施設の利用
- 非常災害時において各防災関係機関は、それぞれの通信系が被災により不通となった場合、又は著しく通信が困難となった場合は、次に掲げる機関所属の無線局を利用し災害に関する通信の確保を図る（災害対策基本法第11条、災害救助法第28条、水防法第27条、電波法第52条）。
- ア 県の無線通信施設（千葉県防災行政無線を除く）
 - イ 関東地方非常通信協議会の構成機関である次の機関の通信施設
 - (ア) 警察通信施設
 - (イ) 国土交通省関係通信施設
 - (ウ) 海上保安部通信施設
 - (エ) 日本赤十字社通信施設
 - (オ) 東日本電信電話(株)通信施設
 - (カ) 東京電力パワーグリッド(株)通信施設
 - (キ) 日本放送協会千葉放送局通信施設

- (ク) 東京ガス(株) 通信施設
- ウ 上記以外の機関又は個人の無線通信施設
- (7) すべての通信施設が途絶した場合における措置
 - すべての通信施設が途絶した場合は、当該施設が直ちに復旧できる見込みである場合を除き、使者をもって連絡するものとする。
- (8) 被災通信施設の応急対策
 - ア 通信施設の所有者又は管理者は、通信施設の応急対策について計画を立てておくものとする。
 - イ 通信施設に被害を受けたときは、速やかに復旧に努めるとともに、他の通信施設の所有者又は管理者は、当該被災通信施設の機関の業務の通信について積極的に協力するよう努めるものとする。
- (9) 非常通信の利用方法
 - ア 取扱対象用件
 - (ア) 人命の救助に関するもの。
 - (イ) 天災の予報(主要河川の水位を含む)及び天災その他の災害の状況に関するもの。
 - (ウ) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関するもの。
 - (エ) 電波法第74条第1項の規定による実施の指令に関するもの。
 - (オ) 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限、その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの。
 - (カ) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの。
 - (キ) 非常災害時における緊急措置に関するもの。
 - (ク) 遭難者救護に関するもの。
 - (ケ) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの。
 - (コ) 鉄道路線、道路、電力設備、電信電話回路の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの。
 - (サ) 中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に受発する災害救援その他緊急措置に関するもの。
 - (シ) 災害救助法第24条及び災害対策基本法第71条第1項の規定により知事から医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。
 - イ 非常通報の発信資格
 - 非常通報は無線局の免許人が自ら発受するほか、次に掲げる者からの依頼に応じて発受するものとし、この場合は「非常」の旨を表示して差し出すものとする。
 - (ア) 官公庁(公共企業体を含む)
 - (イ) 中央防災会議及び同事務局並びに非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部
 - (ウ) 日本赤十字社
 - (エ) 消防長会及び消防協会
 - (オ) 電力会社
 - (カ) 地方鉄道会社
 - ウ 取扱費用
 - 非常通報はなるべく無料として取扱う。
 - エ 非常通信文
 - 電報頼信紙その他適宜の用紙に、下記の順序で電報形式又は文書形式(通常の見本で記載するもの)で書き、次の事項を記載すること。
 - (ア) あて先の住所氏名(又は名称、職名)及び電話番号
 - (イ) 種類(文書形式のものは「非常」電報形式のものは「ヒゼウ」と記載すること。)
 - (ウ) 本文

一通の本文の字数は、200字以内、通常の文書体の場合は、カタカナに換算してなるべく200字以内であること。ただし、通数には制限はないものとする。

(エ) 通報文の余白に発信者の住所、氏名及び電話番号を記載すること。

オ 依頼方法

最寄りの無線局（国、県、警察及び民間等の無線局）に非常通報を持参して依頼すること。

ただし、急を要する場合は電話で依頼することもできる。なお、非常災害発生のおそれがある場合はあらかじめ無線局と緊密な連絡をとっておくこと。

(10) 関東地方非常通信協議会

非常災害時の有線電話途絶時等において、災害情報の収集・伝達等に係る非常通信の円滑な運営を期することを目的として、県内の無線施設を有する県内の官公民機関及びこれを利用する地方公共団体等で組織されている。（事務局：関東総合通信局無線通信部陸上第二課）

協議会においては平素から、非常通信の運用の計画及び実施、非常通信の訓練の計画及び実施、また非常通信に関する研究等に努めており、災害時の通信確保に万全を期している。

2 気象注意報・警報等の伝達及び気象業務の整備（総務課）

(1) 気象注意報・警報等の伝達

ア 知事の伝達

知事に通報された注意報・警報等は、危機管理課長が受領し、必要とする本庁関係課長、地域振興事務所長、町長、消防長等に連絡する。

イ 警察本部長の伝達

津波注意報・警報以外の注意報・警報について、知事から要請があった場合は、警察署長を通じて町長に伝達する。

ウ 町長の伝達

町長は、受領した注意報・警報等を町地域防災計画の定めるところにより住民に周知を図る。

エ その他機関の伝達

気象業務法第15条の規定により通報される機関は、それぞれの業務計画に定められたところにより通報する。

オ 気象通報関係機関の相互協力

通報伝達の関係機関は相互に協力し、通報目的の達成を期する。

カ 異常現象発見の際の手続き

(ア) 災害対策基本法第54条の規定により災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を町長又は警察官に通報する。

(イ) 通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長に通報する。

(ウ) 上記（ア）及び（イ）により通報を受けた町長は、直ちに下記の機関に通報する。

a 銚子地方気象台

b その災害に関係のある近隣市町村

c 最寄りの県出先機関（地域振興事務所、土木事務所）及び警察署

キ 警察本部の伝達計画

(ア) 警察本部長又は警察署長は、注意報・警報の緊急性、町の体制等を勘案して、必要に応じ、町長の行う地域住民に対する注意報・警報の周知徹底に協力する。

(イ) 警察本部長又は警察署長は、銚子地方気象台長、知事及び町長等と平素から連絡をとり、注意報・警報の伝達に関して連絡体制を確立しておく。

(ウ) 警察本部長又は警察署長は、所属職員のうちから、災害に関する注意報・警報を伝達

する体制を確立しておく。

- (エ) 警察官は、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した旨の通報を受けた場合は、前記カの（イ）により町長に通報するほか、警察署長に報告する。

前項の報告を受けた警察署長は、当該災害の発生するおそれのある他の市町村長に通報する。

ク 気象情報

電話、千葉県防災情報システム等を通じて、気象庁及び銚子地方気象台が発表する気象情報、災害情報を速やかに収集する。通信回線の障害・不通時は、気象・災害に関する情報をテレビ・ラジオから入手する。

■主な気象情報の種類と発令基準（予報区：千葉県北東部、地域：香取・海匠）

注 意 報	強風注意報	強風による災害が発生するおそれがあると予想される場合 平均風速が陸上 13m/s、海上 15m/s 以上
	風雪注意報	同上（雪を伴う）
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想される場合 有義波高が 2.5m 以上
	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想される場合（本町は該当しない）
	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想される場合 基準雨量：1 時間雨量が 40 mm、土壌雨量指数基準：102
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想される場合 基準雨量：1 時間雨量が 40 mm、流域雨量指数基準：栗山川流域＝16
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合 24 時間の降雪の深さが 10 cm 以上
	地面現象注意報	大雨、大雪等による山くずれ、崖くずれ、地すべり等によって、災害が発生するおそれがあると予想される場合
警 報	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合 平均風速が陸上 20m/s、海上 25m/s 以上
	暴風雪警報	同上（雪を伴う）
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合 有義波高が 6.0m 以上
	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害の起こるおそれがあると予想される場合（本町は該当しない）
	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合 基準雨量：平坦地で 1 時間雨量が 60 mm、平坦地以外で 1 時間雨量が 70 mm 土壌雨量指数基準：122
	洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合 基準雨量：平坦地で 1 時間雨量が 60 mm、平坦地以外で 1 時間雨量が 70 mm 流域雨量指数基準：栗山川流域＝32
	大雪警報	大雪により重大な愛害が発生するおそれがあると予想される場合 24 時間の降雪の深さが 20 cm 以上
	地面現象警報	大雨、大雪等による山くずれ、崖くずれ、地すべり等によって重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合
特 別 警 報	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
	暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合
	波浪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合
	暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
記録的短時間大雨情報	1 時間雨量 100mm を観測したとき	
竜巻注意情報	竜巻、ダウンバースト等の激しい突風をもたらすような発達した積乱雲が存在しうる気象状況となった場合	

※予想区域の単位は一次細分区域又は二次細分区域である。

本町は、一次細分区域「千葉県北東部」、二次細分区域「香取・海匠」に該当する。

ケ 水防活動用気象注意報・警報

銚子地方気象台は、水防活動の利用に適合する予報・警報を発表する。発表は、一般の利用に適合する予報・警報をもって行う。

■水防活動用気象注意報・警報の種類（本町に関連するもの）

水防活動用注意報・警報	代用する注意報・警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

コ 火災気象通報

銚子地方気象台は、消防法に基づき、次のような気象状況のとき、知事に対し火災気象通報の発表及び終了の通報を行う。町長は、知事からこの通報を受けたとき又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発令することができる。

なお、林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、火災気象通報の発表及び終了の通報をもって行う。

■火災気象通報の基準

- | |
|---|
| ① 実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下になる見込みのとき
② 平均風速13m/s以上の風が吹く見込みのとき
ただし、降雨（雪）を伴うときは、火災気象通報を行わない事がある。
基準値は気象官署の値（ただし、銚子地方気象台は15m以上） |
|---|

(2) 土砂災害警戒情報

県及び銚子地方気象台は、市町村を単位として次の基準により土砂災害警戒情報を発表する。また、県はホームページ等を利用して、町内の災害発生の危険度や雨量予測等の詳細情報を提供する。

町は、土砂災害警戒情報が発表されたときは、周辺住民に対し周知徹底するとともに、町が作成した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に基づき避難勧告及び避難指示を行う。

■土砂災害警戒情報について

- | |
|---|
| ① 発表基準
2時間先までの予測雨量が土砂災害発生危険基準線(CL)を超過するとき。
② 土砂災害警戒情報の解除基準
土砂災害警戒避難基準雨量を下回り、かつ、短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、県と銚子地方気象台が協議のうえ解除できるものとする。
③ 土砂災害警戒情報の伝達経路
土砂災害警戒情報の伝達経路は、警報・注意報と同様の経路で県から町へ伝達される。
④ 情報の特徴
土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難勧告等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。 |
|---|

<資料編6-20 避難勧告等の判断・伝達マニュアル 参照>

(3) 河川情報

知事は、栗山川の水位情報について、町長に通知する。

■基準水位

(単位：m)

名称	観測所名	位置	水防団待機(通報)水位	はん濫注意(警戒)水位	避難判断(特別警戒)水位	はん濫危険水位(計画高水位)
栗山川	芝崎	山武郡横芝光町横芝1028-1	2.00	2.50	3.10	3.76

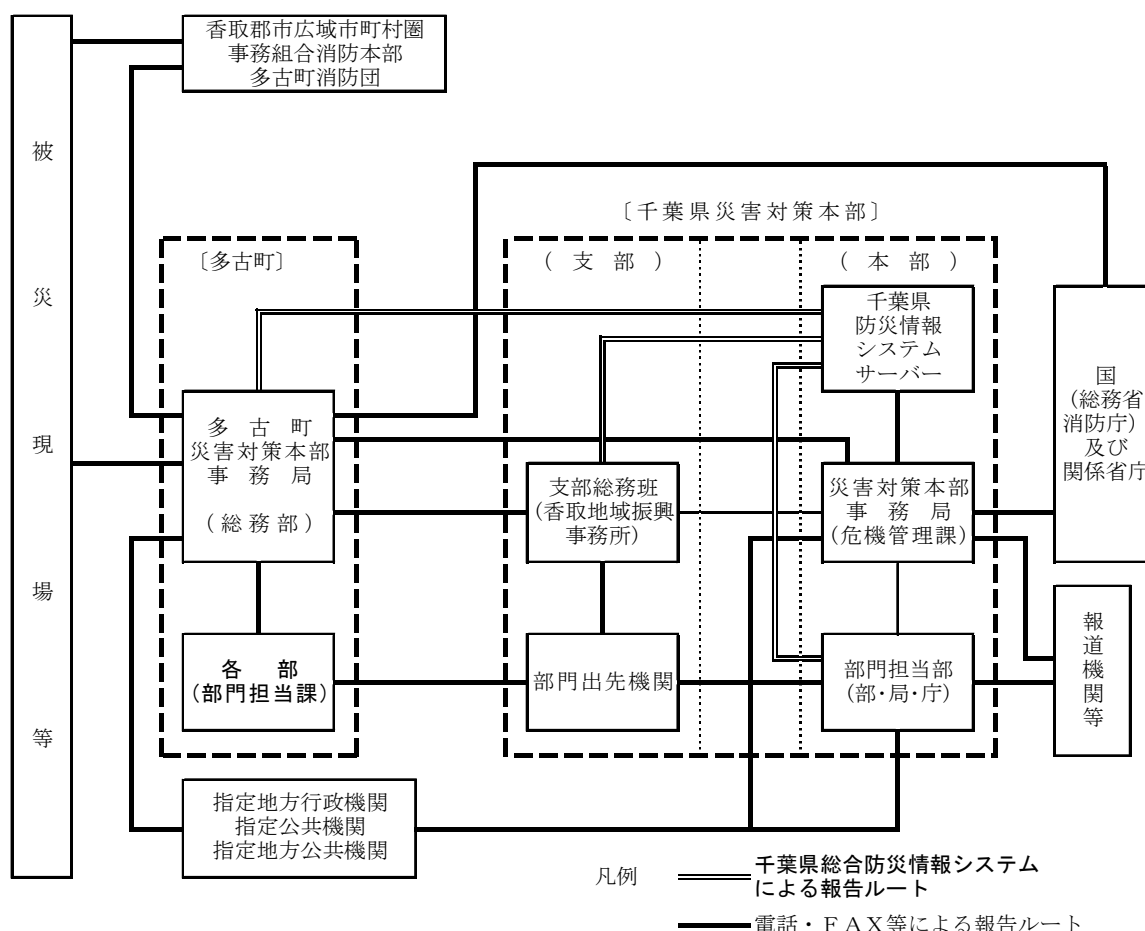
3 被害情報等収集・報告(総務課)

被害情報等の迅速・的確な把握は、あらゆる応急対策活動の基本となるものである。

このため、町、県及び防災関係機関は、災害が発生した場合又は発生が予想される場合は、相互に緊密に連携して迅速かつ的確な情報収集・報告活動を行うものとする。

(1) 被害情報等の収集報告系統

被害情報等の収集報告の流れは、次のとおりである。



(2) 被害情報の種類

災害発生後、直ちに収集する情報は、次のとおりである。

■収集すべき被害情報

調査実施者	収集すべき被害状況の内容
町	①各部からの情報整理 ②県及び防災関係機関からの情報収集 ③町有財産の被害 ④商店、工場、危険物取扱施設その他土地等の物的被害 ⑤被災地の傷病者の状況 ⑥避難場所及び避難所施設の被害 ⑦ライフライン施設の被害 ⑧農作物、家畜等の被害 ⑨学校教育施設等の被害 ⑩児童生徒に関する被害 ⑪園児に関する被害
各施設の管理者	①所管施設の来所者、入所者、職員等の人的被害 ②所管施設の物的被害及び機能被害
消防本部 消防団	①全ての人的被害（他で調査した人的被害の集計） ②住宅の被害（物的被害） ③火災発生状況及び火災による物的被害 ④危険物取扱施設の物的被害 ⑤要救護情報及び医療活動情報 ⑥避難経路の被害状況 ⑦避難の必要の有無及びその状況 ⑧その他消防活動上必要ある項目

(3) 県への被害情報の報告

ア 報告基準

以下の（ア）から（ウ）の基準に該当する災害の場合、県本部事務局（危機管理課）へ報告する。

- （ア）災害救助法の適用基準に合致するもの
- （イ）町が災害対策本部を設置したもの
- （ウ）災害が他県にまたがるもので、千葉県における被害は軽微であっても、他県においては、同一災害で大きな被害をもたらしているもの

イ 報告の種別等

県災害対策本部事務局（危機管理課）への報告の種別、時期及び方法は、別表「報告一覧」のとおりとする。

ウ 町が報告すべき事項は、次表のとおりとする。

■県へ報告すべき事項

① 災害の原因 ② 災害が発生した日時 ③ 災害が発生した場所又は地域 ④ 被害の状況 ⑤ 被害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置 <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況 ・主な応急措置の実施状況 ・その他必要事項 ⑥ 災害による住民等の避難の状況 ⑦ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類 ⑧ その他必要事項

■別表 県への報告一覧

報告の種類		報告の内容	報告時期・方法
災害緊急報告		1 庁舎等の状況 2 災害規模概況 災害の発生場所、概況、人的被害、住家被害、火災発生の有無等の被害状況 3 応急対策の状況 当該災害に対して講じた応急対策について報告 4 措置情報 災害対策本部等の設置状況、避難勧告・指示等の状況、避難所の設置状況等について報告	①覚知後直ちに ②第1報告の後、詳細が判明の都度直ちに [電話、FAX]
災害総括報告	定時報告	被害情報及び措置情報の全般的な情報を定時に報告 1 被害情報 各市町村区域内の人的被害、住家被害及びその他施設等の全般的な被害状況（件数） 2 措置情報 災害対策本部の設置、職員配備及び住民避難等の状況	①原則として1日2回 9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで ②県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで [電話、FAX及び端末入力]
	確定時報告	同一の災害に対する応急対策が終了した後、10日以内に報告。本報告は、災害復旧の基礎となるものであるため、正確を期すること。 1 被害情報 各市町村内の全般的な被害状況（件数） 2 措置情報 災害対策本部の設置、職員配備及び住民避難等の状況 3 被害額情報 各市町村内の施設被害額及び産業別被害額	応急対策終了後10日以内 [端末入力及び文書]
	年報	4月1日現在で明らかになった1月1日から12月31日までに発生した災害について報告	4月20日まで [端末入力及び文書]
災害詳細報告		災害総括報告で報告した被害情報の内容（日時・場所・原因等）及び措置情報の詳細を報告	①原則として1日2回 9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで ②県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで [電話、FAX及び端末入力]

■別表2 被害の認定基準

区 分		認 定 基 準
人 的 被 害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者とする。
	重傷	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者とする。
住 家 被 害	共通	住家とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂・竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非 住 家 被 害	共通	住家以外の建築物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等で公用物又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
罹災世帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常的生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。 一部破損及び床下浸水の場合は計上しない。
罹災者		罹災世帯の構成員とする。
そ の 他 被 害	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	病院	医療法第1条1項に規定する病院（患者20人以上の収容施設を有するもの）とする。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等のうえに架設された橋とする。
河川		河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止、その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。

区 分	認 定 基 準	
その他被害	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	急傾斜地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年7月1日法律第57号）第2条第2項に規定する「急傾斜地崩壊防止施設」とする。
	断水戸数	上水道又は簡易水道で断水している戸数で、最新時点における戸数とする。
	電気	災害による停電した戸数で、最新時点における戸数とする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数で、最新時点における戸数とする。
	ブロック・石塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	田の流失・埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
畑の流失・埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。	
		畑の冠水
火災発生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。	
被害金額	共 通	災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済み額を記入し、未査定額（被害見込額）はかつこ外に朱書きするものとする。
	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、公園、漁港及び下水道とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。
	公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林業被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚具、漁船等の被害とする。
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。	

(4) 情報収集報告

町域において災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、速やかに被害情報等を収集し、千葉県防災情報システム及び、電話・ファクシミリ又は防災行政無線により県本部事務局（危機管理課）に報告する。

ただし、県に報告できない場合にあっては、国（総務省消防庁）に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。

なお、一定規模以上の火災・災害等については、「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）」により、第1報等について県と併せて国（総務省消防庁）に報告する。

また、同時多発の火災等により消防機関に通報が殺到したときは、その旨を国（総務省消防庁）及び県に報告する。

<資料編6-10 火災・災害等即報要領 参照>

(5) 収集報告に当たって留意すべき事項

ア 人的被害、住家被害、住民避難、火災の発生・延焼の状況等、災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・報告すること。

イ 被害等の調査・報告に当たっては、関係機関及び内部の連絡を密にし、調査漏れや重複等のないよう十分留意するとともに、被害数値等の調整を図ること。

ウ 情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図っておくこと。

特に発災初期の情報は、住民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておくこと。

エ 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施すること。

オ 罹災世帯・罹災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等と照合し、正確を期すること。

(6) 報告責任者の選任

被害情報等の報告に係る責任者は、次表のとおり定める。

区 分	所 掌 事 務	担当者
総括責任者	町における被害情報等の報告を総括する。	総務課長
取扱責任者	町における部門ごとの被害情報等の報告事務を取り扱う。	各課長

(7) 千葉県被害情報等報告要領

被害情報等の収集報告活動に関する具体的な運用は、別に定める「千葉県被害情報等報告要領」により行うものとする。

(8) 国及び県への連絡方法

■勤務時間内における国及び県への連絡方法

総務省消防庁（応急対策室） ①消防防災無線（県防災行政無線を使用） 電話 120-90-49013（地上系） 048-500-90-49013（衛星系） FAX 120-90-49033（地上系） 048-500-90-49033（衛星系） ②一般加入電話 電話 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537
千葉県（危機管理課） ①県防災行政無線 電話 500-7320（地上系） 012-500-7320（衛星系） FAX 500-7298（地上系） 012-500-7298（衛星系） ②一般加入電話 電話 043-223-2175 FAX 043-222-1127

■勤務時間外における国及び県への連絡方法

総務省消防庁（消防庁宿直室） ①消防防災無線（県防災行政無線を使用） 電話 120-90-49102（地上系） 048-500-90-49102（衛星系） FAX 120-90-49036（地上系） 048-500-90-49036（衛星系） ②一般加入電話 電話 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553
千葉県（防災行政無線統制室） ①県防災行政無線 電話 500-7225（地上系） 012-500-7225（衛星系） FAX 500-7110（地上系） 012-500-7110（衛星系） ②一般加入電話 電話 043-223-2178 FAX 043-222-5219

4 災害時の広報（総務課 企画空港政策課）

(1) 広報活動要領

町は、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、正確な情報を迅速に提供することに努める。

(2) 広報内容

ア 避難方法等に関する情報

イ 交通規制等に関する情報

ウ 被害に関する情報

(ア) 人及び家屋関係

(イ) 公益事業関係

(ウ) 交通施設関係

(エ) 土木港湾施設関係

(オ) 農林水産関係

(カ) 商工業関係

(キ) 教育関係

(ク) その他

エ 応急対策活動に関する情報

(ア) 水防、警備、救助及び防疫活動

(イ) 通信、交通、土木施設等の応急対策活動

(ウ) その他住民及び被災者に対する必要な広報事項

オ 県外で発生した災害に係る支援に関する情報

カ 流言飛語の防止に関する情報

(3) 広報方法

ア 一般広報活動

(ア) 町防災行政無線、広報車等を活用した広報

(イ) 広報紙、チラシ、ポスター、掲示板等を活用した広報

(ウ) インターネット（町ホームページ、メールなど）を活用した広報

イ 報道機関への発表

町は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を提供する。

また、報道機関が迅速かつ正確に広報できるようにするため、情報の提供方法について、インターネットやメール等の活用についても検討する。

ウ 放送事業者及びインターネット事業者への要請

町が災害等のため、電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線通信設備により通信

ができない場合又は通信が著しく困難な場合において、災害対策基本法第57条の規定による通知、要請、伝達又は警告のため、放送機関に放送を要請する場合は県が各放送機関と結んだ「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県を通じて要請する。

■放送要請協定機関及び窓口

機 関 名 ・ 窓 口	県 防 災 行 政 無 線		一 般 加 入 電 話	
	電 話	F A X	電 話	F A X
日本放送協会千葉放送局(放送)	500-7393	500-7394	043-203-0597	043-203-0395
千葉テレビ放送(株) 報道局報道部	500-9701	500-9702	043-231-3100	043-231-4999
(株)バイエフエム 総務部	500-9711	500-9712	043-351-7841	043-351-7870
(株)ニッポン放送 編成局報道部	—	—	03-3287-7622	03-3287-7696

第3節 水防計画

多古町内の河川に対し、水防上必要な監視、警戒、予防等を行うとともに、消防機関等との協力、水防資材及び設備の運用等を実施し被害の軽減を図る。

本町には、国土交通大臣及び知事が指定した洪水予報河川、水防警報河川はないが、水位周知河川として栗山川が指定されていることから、本町における水防計画は、県土整備部河川環境課が作成する「千葉県水防計画」によるものとする。

千葉県水防計画の概要は次のとおりである。

1 水防の目的

千葉県水防計画に基づき、洪水等による水災を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減する目的をもって、多古町管下の各河川等に対して水防上必要な監視、警戒、予防、警報、通信、連絡、輸送及び水閘門の操作を行う。

また、水防のための消防機関等の活動、水防管理団体間における協力及び応援並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備運用等を実施する。

※ 水防管理団体：水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合もしくは水害予防組合をいう。

(注) 洪水とは、地震による堤防の漏水・沈下等の場合を含んでいる。

2 水防の責任

(1) 町（水防管理団体）

町は、水防計画並びに各々の水防計画に基づき各々その管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。

(2) 千葉県

千葉県（水防本部）は、管下の各水防管理団体が行う水防が十分行われるように指導及び確認すべき責任を有する。

(3) 知事は、指定した河川について洪水等により相当の損害を生ずるおそれがあると認めるときは水防警報を発し、関係機関に通知しなければならない。

(4) 一般住民

常に気象状況、水防状況等に注意し、水防が予想される場合、自らの安全の確保を最優先するとともに、地域で共に助け合い、水防に協力しなければならない。

3 安全配慮

水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

—水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項—

- ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。

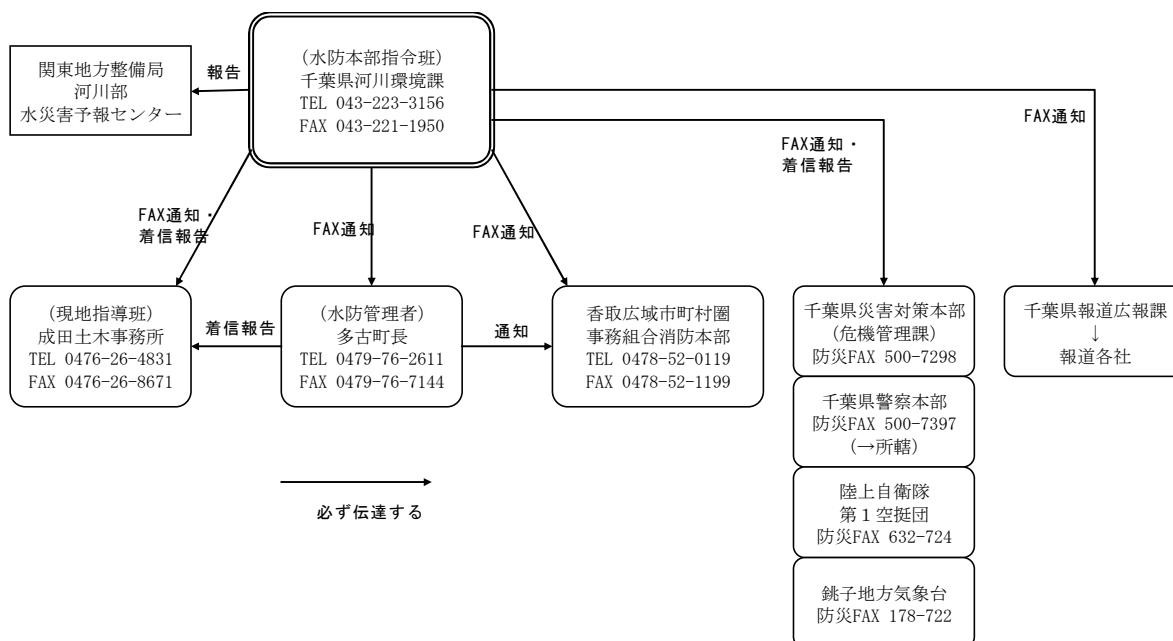
4 水防本部の配備体制

常時勤務から水防体制への切替えを確実に迅速に行うとともに、勤務員として適当に交代休養させ長期間にわたる非常勤務活動の完遂を期するため、本部長は次の4つの配備体制による配備を行う。

配備種別	配備基準	配備を要する課	配備要員
水防準備体制	大雨、洪水注意報が発表され、町長が必要と認めたとき。	総務課 都市整備課	2名 2名
水防注意体制	大雨、洪水警報が発表され、町長が必要と認めたとき。	総務課 都市整備課 都市計画課	5名 4名 2名
水防警戒体制	1 大雨、洪水警報が発表され、町長が必要と認めたとき。 2 水位情報周知河川において、避難判断水位（特別警戒水位）に達したとき。（自動配備）	総務課 都市整備課 都市計画課	全員
水防非常体制	台風等により広範囲にわたり相当な被害が発生するおそれがあり、また、一部に相当な被害が発生した場合で町長が指示したとき。	総務課 都市整備課 都市計画課	全員

5 はん濫警戒情報の伝達系統図

水位周知河川における水位情報の通知及び周知に係る連絡系統は、下図に示すとおりとする。なお、はん濫危険水位を下回った場合も同様とする。



6 気象情報・水防情報等の伝達（総務課）

気象情報、土砂災害警戒情報及び河川情報の伝達については、本章第2節によるものとする。

町は、気象の状況から相当の被害が発生するおそれがあると認めるときは、県土整備部河川環境課（県水防本部）及び成田土木事務所（現地指導班）と緊密な連絡をとり、情報を交換するとともに管内の雨量、水位等の正確な資料を観測者から敏速に入手し、常に的確な情報の把握に努めるものとする。

また、水防法第15条による洪水予報等の伝達を行う浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者に対し、あらかじめ定めた方法により洪水予報等の伝達を行う。

なお、平成28年3月現在、町内の浸水想定区域内には要配慮者利用施設は存在しない。

7 水防配備の解除（総務課）

（1）水防管理団体の水防配備の解除

水防管理者は、水位がはん濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めるときは、水防配備体制を解除する。

なお、配備を解除したときは、現地指導班を通じ水防本部指令班（河川環境課）に報告するものとする。

※ 水防管理者：水防管理団体である市町村の長、水防事務組合の管理者又は長、並びに水害予防組合の管理者をいう。

第4節 避難計画

風水害等による災害に際し、住民等を安全な場所に避難させ、人的被害の軽減を図る。

この際、高齢者、障害者等の避難行動要支援者の安全避難について、特に留意する。

なお、避難場所への避難よりも屋内での待避が安全な場合には、屋内に留まることのほか、建物の2階以上や屋上等上階への移動を指示するものとする。

1 計画方針（総務課）

災害に際し、危険地域の住民等を安全な場所に避難させ人的被害の軽減を図るとともに、これらの者と現に被害を受けて避難しなければならない者を、一時的に学校体育館、保健福祉センター等の既存建物又は野外に仮設したテント等に収容し、保護するための計画とし、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び「災害時における避難所運営の手引き」に基づき、適切な避難誘導體制を整える。

2 実施機関（総務課）

（1）避難の勧告又は指示

避難の勧告を発すべき権限のある者として、第一次的な実施責任者である町長が実施する。また、町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、知事が行うものとする。（災害対策基本法第60条）

避難の指示については、災害応急対策の第一次的な実施責任者である町長を中心として、相互に連携をとり実施するものとする。

ア 町長（災害対策基本法第60条）

イ 知事（災害対策基本法第60条5項）

ウ 警察官又は海上保安官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

エ 水防管理者（町長、市町村水防事務組合管理者、水害予防組合管理者《水防法第29条》）

オ 知事又はその命を受けた県職員（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

カ 災害のため派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（その場に警察官がいない場合に限る。《自衛隊法第94条》）

（2）避難所の設置

災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある住民を収容するため、学校体育館、保健福祉センター等の避難所を設置する。

ア 避難所の設置は、町長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、町長が行うことができる（多くの場合、市町村長に委任される。）。

イ 当町限りで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

3 避難の勧告又は指示等（総務課）

（1）災害時における住民等の生命又は身体の保護のため、又は災害の拡大防止のために特に必要があると認められるときは、本節2（1）に掲げる者は、関係法令の規定やガイドラインに基づき、次により避難の勧告又は指示を行うものとする。

ア 町長の措置

(ア) 町長は、火災、崖崩れ等の事態が発生し、又はその拡大のおそれがあり、住民等の生命身体の危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、速やかに避難のための立ち退きの勧告又は指示を行い、指示等を行ったときは知事へ報告する。

また、避難のための立ち退きを行うことによりかえって生命身体に危険が及ぶおそれがあると認められるときは、屋内での待避等安全確保措置を指示する。

町長は、避難の勧告又は指示等を行う場合、気象台や河川管理事務所等の国の機関や県に対し、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができる。

知事は、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町が実施すべき立ち退きの勧告又は指示に関する措置の全部又は一部を町長に代わって実施する。

(イ) 町長は、避難行動要支援者等、自力での避難に時間を要する住民に対して特に配慮するものとし、町が作成した『避難勧告等の判断・伝達マニュアル』に基づき、「避難準備・高齢者等避難開始」の発表、「避難勧告」及び「避難指示（緊急）」を行うものとする。

イ 警察官等の措置

警察官は、災害の発生により、住民等の生命、身体に危険を及ぼすおそれのある事態が発生し、町長が措置をとることができないと認めるとき、又は町長から要求があったとき、直ちに当該地域住民に避難のための立ち退きを指示するものとする。

警察官は、住民等の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民等に避難のための立ち退きを指示するものとする。

なお、立ち退きを指示した場合は、直ちに町長へ通知する。

また、避難のための立ち退きを行うことによりかえって生命身体に危険が及ぶおそれがあると認められるときは、屋内での待避等安全確保措置を指示する。

ウ 自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、危険な場所にいる住民に当該区域からの退去を命じることができる。

エ 知事等の措置（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

知事又はその命を受けた水防本部構成員は洪水又は高潮の氾濫及び地すべりにより著しく危険が切迫していると認めるときは危険な区域の住民に対し避難のための立ち退きを指示するものとする。

(2) 「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」又は「避難指示（緊急）」の内容

町長等が「避難準備・高齢者等避難開始」の発表や避難の勧告又は指示を行う場合は、状況の許す限り次の各号に掲げる事項を明らかにして、これを行うものとする。

ア 避難対象地域

イ 避難先

ウ 避難経路

エ 「避難準備・高齢者等避難開始」、避難勧告又は指示の理由

オ その他必要な事項

(3) 避難の措置と周知

避難の措置を実施した者又は機関は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡するものとする。

ア 住民等への周知

避難の措置を実施したときは、当該実施者は防災行政無線を活用するほか報道機関や自主防災組織の協力を得て周知徹底を図る。

イ 関係機関の相互連絡

町、県、県警察、自衛隊は、避難の措置を行った場合においては、その内容について相互に通報連絡するものとする。

<資料編6-20 避難勧告等の判断・伝達マニュアル 参照>

4 避難誘導等（総務課 保健福祉課 消防本部）

避難誘導は、町地域防災計画に定めるところによるが、町職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努める。誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織等ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。

町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、あらかじめ避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、定期的な更新に努める。作成した名簿は、本人の同意を得た上で（町条例に特別の定めのある場合を除く）、消防、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の町地域防災計画で定める関係者へ提供し、避難支援体制の整備に努める。

5 避難所の開設（総務課 生活環境課 学校教育課 生涯学習課 保健福祉課）

避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失する等引き続き救助を要する者及びそのおそれのある者に対して、避難所を開設し収容保護する。なお、被災者のプライバシー及び安全の確保並びに衛生管理に努めるとともに、高齢者や障害者をはじめとする要配慮者や女性への配慮、ペット対策などについても適切に対応するよう努めるものとする。

(1) 町は、避難所を設置する必要があるときは、学校体育館、保健福祉センターその他の公共建物等を避難所として開設するが、これらの施設のみをもっては収容能力に不足が生ずるときは、野外にテント又は応急仮設住宅を設置し、対応する。さらに、高齢者、障害者、乳幼児、その他の要配慮者に配慮し、被災地以外にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。なお、避難所の開設が予定される施設については、風水害等に対する安全性を確保するとともに、対象地域の被災住民を収容できる規模をもって適切に配置するよう努める。

また、学校等の避難所については、学校施設の応急復旧マニュアル等の周知を図り、学校職員等が被災時の施設の状況を速やかに把握できるよう努める。

(2) 町は、在宅避難者等に対しても必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援の実施に努める。

(3) 町は、本来の施設管理者の監督のもとで住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して避難所の効率的な管理運営がなされるよう、県が策定した「災害時における避難所運営の手引き」を参考とし避難所ごとの運営マニュアルの策定に向けた取り組みを推進する。

また、その作成に当たっては、施設管理者と協議するものとする。

(4) 大規模な災害が発生し、多くの住民が長期にわたり避難生活を送る際には、住民の自主防災組織などの避難住民自らが中心となって運営する方法が、混乱回避のためには最も現実的な運営方法であると考えられるが、この方法であっても、当然、町職員や施設管理者、ボランティアの支援は必要である。

(5) 町は、避難所を管理運営する場合、男女双方の要望や意見を反映するため、男性ばかりでなく女性を管理運営する者に入れるものとする。

また、避難所における女性への配慮としては、更衣室やトイレなど施設の利用上の配慮、女性相談窓口や女性専用の物資配付など運営上の配慮などが必要である。

なお、女性相談窓口の開設・運営に当たっては、男女共同参画センターのアドバイスの下、

女性消防組織などを積極的に活用する。

- (6) 町は、ペットとの同行避難に備えて、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようにルール作成に努める。
- (7) 町は、状況により避難生活が長期化するような場合に備え、基本的な生活に対応できる環境を整えるために必要な資機材の備蓄や、速やかに調達できる体制の整備に努める。主なものとしては、炊き出しのための調理設備や器具、燃料、洗濯機等、畳・パーティション、仮設風呂・シャワーなどである。

また、季節対策として、寒さ対策や暑さ対策など、季節の移り変わりにも柔軟に対応できる環境づくりに努める。

6 安否情報の提供（総務課 住民課 保健福祉課）

町及び県は、消防、警察等と協力して被災者の安否に関する情報を収集し、親族等関係者へ提供する体制の整備に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある者等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう個人情報の管理の徹底に努める。

第5節 要配慮者等の安全確保対策

風水害により、住民の避難を要する地域が数多く出た際に、被災者の安全な場所への避難に必要な可能な限りの措置をとり、被災者の生命、身体の安全の確保に努める。

要配慮者のうち、自ら避難することが困難で避難に特に支援を要する避難行動要支援者については、町が策定した「災害時要援護者避難支援プラン」（資料編6-11参照）等に基づき、災害時の避難誘導をはじめ、避難生活についても考慮し、安全確保に努める。

1 避難誘導等（保健福祉課）

避難行動要支援者については、災害時要援護者避難支援プランの個別計画等に基づき避難支援者による避難誘導、支援を行う。

(1) 避難誘導

避難誘導は、次の事項に留意して行うものとする。

- ア 避難経路は、できる限り危険な橋、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。この場合、なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講じること。
- イ 危険な場所には、表示、なわ張りをを行うほか、状況により誘導員を配置すること。
- ウ 状況により、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、病弱者又は歩行困難者は適当な場所に集合させ、車両又はボート等による輸送を行うこと。この場合、ロープ等の資材を利用して輸送途中の安全を期すること。
- エ 避難誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、できれば自治会等の単位で行うこと。
- オ 高齢者、障害者等の避難行動要支援者については、その状態や特性に応じた適切な避難誘導を行うとともに、町職員及び自主防災組織の隊員等による避難確認を行うこと。

(2) 避難順位

避難誘導は移動もしくは歩行困難な者を優先して行うものとするが、その優先順位等については、災害時要援護者避難支援プランの個別計画の中で、町が定めるものとする。

(3) 緊急入所等

在宅での生活の継続が困難な要配慮者や指定避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行うものとする。

2 避難所の設置、要配慮者の対応（保健福祉課）

(1) 避難所の開設は、本章第4節「避難計画」による。

町及び県は、要配慮者の避難状況を速やかに確認し、優先的に避難場所を確保するとともに、健康状態等を把握し、要配慮者に配慮した運営に努めることとする。

さらに、高齢者、障害者、乳幼児、その他の要配慮者に配慮した福祉避難所を設置する。

避難所においては、要配慮者に対し、以下の支援を行う。

- ア 避難所における要配慮者相談窓口の設置
- イ 避難所からの迅速・具体的な支援要請
- ウ 避難所における要配慮者支援への理解促進

(2) 外国人に対する対応

町は、県の作成した「災害時における避難所運営の手引き」を活用し、外国人に対応した避難所運営に努めるとともに、必要に応じて県及び（公財）ちば国際コンベンションビュー

ローに対し、多言語での災害状況や支援に関する情報の提供を要請する。

また、被災地における語学ボランティアの需要状況を把握し、必要に応じて県に対し語学ボランティアの派遣を要請する。

3 福祉避難所の設置（保健福祉課）

一般の避難所では生活することが困難な要配慮者を收容するため、福祉避難所に指定されている施設を福祉避難所として設置する。

(1) 福祉避難所の設置は、町長が発災後に福祉避難所に指定されている施設の管理者と連絡をとり、行うものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、町長がこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、町長が行うこととすることができる。

(2) 本町限りで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

(3) 福祉避難所開設後は、関係機関及び各避難所に開設済の福祉避難所を周知する。

4 避難所から福祉避難所への移送（保健福祉課）

町は、避難所における要配慮者の健康状態等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所への移送を行う。

なお、健康状態や特性等に関係なく、その障害などにより通常の避難所生活が困難な場合も福祉避難所への移送を検討する。

町は、福祉避難所に指定された施設や関連団体、又は県等と協力して要配慮者の移送に利用可能な車両等、移送手段の確保に努める。町や関係機関等が保有する車両等のリストを作成するほか、個々の要配慮者の移動手段の有無等を調査し、自力での移動可否状況を把握する。

また、社会福祉協議会と協力して、地域住民に対し、要配慮者の避難所までの移動支援や避難所から福祉避難所への移送支援について働きかけることを検討する。

5 被災した要配慮者等の生活の確保（保健福祉課）

応急仮設住宅への入居については、高齢者・障害者等の要配慮者を優先して行うよう努めるとともに、高齢者・障害者に配慮した応急仮設住宅（以下「福祉仮設住宅」という。）の設置等について検討していくものとする。

また、被災した要配慮者等の生活の確保として、町及び県は、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び避難所において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門家による相談等の事業を行う。

(1) 要介護者への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施

(2) 被災児童及びその保護者への相談事業の実施

第6節 救助救急・医療救護活動

消防機関、危険物施設管理機関及び救助救急のための関係機関は、災害から住民の生命・財産を守り、被害を最小限にするために、全力を尽くす。

また、災害により多数の傷病者が生じ、また、医療機関が被害を受け混乱する等、住民生活に著しい影響があるときは、町は県及び関係機関と緊密に連携をとりながら、必要とされる医療を迅速かつ的確に提供できるよう努める。

1 救助・救急（消防本部）

（1）活動体制

消防本部及び県警本部は、それぞれの消防活動、警備活動方針によるほか、県、県医師会、地区医師会、日赤県支部、自衛隊などの関係機関と密接な連携を図り、傷病者の救助活動から搬送業務完了まで一貫した救助・救急体制をとる。

（2）救助・救急活動

機関名	項目	対応措置
消防本部	救助・救急活動	1 活動の原則 救助・救急活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。 2 出動の原則 救助・救急を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助の伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。 （1）同時に小規模な救助・救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。 （2）傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。
	救急搬送	1 傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先とする。なお、搬送に際しては、所轄消防本部、医療チーム等の車両のほか、必要に応じ日本医科大学千葉北総病院ドクターヘリ、国保直営総合病院君津中央病院ドクターヘリ、千葉市消防局、自衛隊等のヘリコプターにより行う。 2 救護所等から後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。
	傷病者多数発生時の活動	1 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療チームと密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。 2 救護能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。
香取警察署	1 救出・救護活動は、倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校、興行場、地下街等多人数の集合する場所等を重点に行う。 2 救出した負傷者は、応急処置を施したのち、救護班等に引き継ぐか、車両及び航空機を使用して速やかに医療機関に収容する。	

（3）救助・救急資機材の調達

ア 初期における装備資機材の運用については、原則として各関係機関においてそれぞれ保有するものを活用する。

イ 装備資機材等に不足を生じた場合は、その他関係機関が保有するもの又は民間業者から借入れ等を図り、救助・救急に万全を期する。

2 水防活動（総務課 都市整備 消防本部）

水害等の発生における水防活動については、同章第3節「水防計画」による。

3 危険物等の対策（消防本部）

風水害等に起因する危険物等災害を最小限にとどめるために、危険物等施設の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための応急措置を講じて、施設の従業員や周辺住民に対する危害防止を図るとともに、関係機関は相互に協力し、総合的な被害軽減対策を講じる。

(1) 高圧ガス等の保管施設の応急措置

機関別対応措置

機関名	対応措置
県	1 高圧ガス保管施設の破損に伴う被害の拡大を防止するため、関係機関と連絡を密にし、高圧ガス製造事業者等に必要な指示を行う。 2 関係機関と連絡の上、必要に応じて高圧ガス取扱いの制限等の緊急措置を行う。 3 連絡通報体制の早期確立を図る。
消防本部	1 必要に応じて保安措置等についての指導を行う。 2 関係機関との情報連絡を行う。
関東東北産業保安監督部	1 正確な情報把握のため、千葉県及び関係機関と密接な情報連絡を行う。 2 災害発生に伴い千葉県及び関係機関と連絡の上、高圧ガス製造事業者等に対して施設等の緊急保安措置を講じ、被害の拡大防止を図るよう指導する。
ガス事業所	1 ガスホルダーの受入れ、送出の停止又は調整を行う。 2 地区整圧器の作動停止又は調整を行う。 3 ホルダー、中圧ラインのガス空中放散を行う。

(2) 石油類等危険物保管施設の応急措置

消防本部は、危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

ア 危険物の流出並びに爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置

イ 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策

ウ 危険物による災害発生時の自主防災組織活動と活動要領の制定

エ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置並びに防災機関との連携活動

(3) 火薬類保管施設の応急措置

機関別対応措置

機関名	対応措置
県	延焼等により被害が拡大するおそれのある施設を対象に、緊急時における管理上の措置命令を発する。 1 関係機関には状況に応じた緊急措置を連絡する。 2 事業所には十分な水を確保できるよう指導し、消火施設等の強化を指示する。
関東東北産業保安監督部	火薬類製造事業所等の施設等が災害の発生により危険な状態となった場合又は危険が予想される場合は、その保安責任者が法令の定めるところにより、危険防止措置を講じるよう十分な監督又は指導を行うものとし、必要があると認めるときは法令の定めるところにより緊急措置命令等を行うものとする。

(4) 毒物、劇物保管施設の応急措置
 機関別対応措置

機 関 名	対 応 措 置
県	次の各項の実施について指導する。 1 毒物劇物の飛散、漏洩、浸透、火災等による有毒ガスの発生の防止に関する応急措置 2 中和剤等による除毒方法と周辺住民の安全措置 3 発災時における健康福祉センター（保健所）、警察署又は消防本部に対しての連絡通報
県教育委員会	発災時の活動について、次の対策を樹立しておき、それに基づき行動するよう指導する。 1 発災時の任務分担 2 出火防止及び初期消火活動 3 危険物等の漏洩、流出等による危険防止 4 実験中における薬品容器、実験用容器の転倒、転落防止並びに転倒、転落等による火災等の防止 5 児童生徒等に対する、発災時における緊急措置に関する安全教育の徹底 6 被害状況の把握、情報収集及び伝達等 7 避難場所及び避難方法

(5) 危険物等輸送車両等の応急対策

機 関 名	対 応 措 置
消防本部	1 事故通報等に基づきその状況を把握の上、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。 2 必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。 3 危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止又は使用制限の緊急措置命令を発する。
県警察	輸送中の車両については、周囲の状況により、あらかじめ安全な場所へ移動させる。
関東東北産業保安監督部	1 正確な情報把握のため千葉県及び関係機関と密接な情報連絡を行う。 2 高圧ガス輸送者に対して、必要に応じ一般高圧ガス及び液化石油ガスの移動の制限又は一時禁止等の緊急措置命令を発する。 3 災害が拡大するおそれのあるときは、必要に応じ県内又は隣接都県に所在する各都県の高圧ガス地域防災協議会等が指定した防災事業所に対し応援出動を指導する。
関東運輸局	危険物輸送の実態に応じ、次に掲げる対策を推進する。 1 災害発生時の緊急連絡設備を整備する。 2 災害発生時の危険物輸送列車の停止箇所は、できるだけ橋梁、ずい道等の危険箇所を避けるよう対策を講じる。 3 輸送担当者に災害時の連絡、通報、応急措置等に関し指導を行うとともに、訓練を実施する。

4 医療救護（保健福祉課 多古中央病院）

(1) 関係者とその役割

ア 住民

- (ア) 災害に対する危機意識を常に持ち、自らの生命と健康を守るための対策を自発的かつ積極的に行うよう努める。
- (イ) 災害時に支援を求める必要が生じる場合に備え、自らの健康情報を適確に提供できるよう、日頃より準備に努める。また、自ら健康情報を提供することが困難な者については、その者の保護に責任を有する者が準備に努める。

(ウ) 自らの安全を確保した上で、医療救護を必要としている者に対して、応急処置や搬送等の支援を可能な範囲で行うよう努める。

イ 町

(ア) 発災時から地域医療の復旧に至るまで、医療救護所の設置をはじめとした住民等に対する医療救護活動を行う。

(イ) 地域防災計画に基づいて医療救護に関する計画等を定め、災害時の医療救護体制の整備を図る。

(ウ) 発災時には救護本部及び救護所を設置し、県の災害医療本部及び香取地域合同救護本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。

(エ) 前記(ア)(イ)(ウ)の他、県が合同救護本部を設置した場合は、その活動に参加して合同救護本部業務を担うとともに近隣市町村と連携した医療救護活動を実施する。

ウ 県

(ア) 町による医療救護活動だけでは対応が困難な場合又は活動の強化が必要な場合は、町に対し、医療救護活動の応援を行う。

(イ) 県内外の関係機関等と適切な医療救護活動の実施のために必要な調整を行う。

(ウ) 地域防災計画に基づく医療救護に関する計画を作成し、災害時の医療救護体制(災害派遣精神医療チーム(DPAT)の編成、派遣の検討に関するを含む)の整備を図る。

(エ) 発災時には、県庁に災害医療本部を設置し、別に設置する合同救護本部、市町村の救護本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。

(オ) 香取健康福祉センター(保健所)において、必要に応じ香取地域合同救護本部を設置し、地域内の災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。

(カ) 災害医療本部に県内全域の医療救護活動について助言及び調整を行う災害医療コーディネーターを、香取地域合同救護本部に地域内の医療救護活動について助言及び調整を行う地域災害医療コーディネーターを、それぞれ配置する。

エ 医療機関

(ア) 発災時における患者及び職員の安全確保等を定めた災害対策マニュアルを作成するとともに業務継続計画の作成に努める。

(イ) 独自に訓練を実施するとともに、地域の訓練等に積極的に参加するよう努める。

(ウ) 発災時には、(ア)に記載するマニュアル及び計画に基づき活動し、また、町、県、関係機関等と連携して活動する。

(エ) 災害拠点病院は、発災時に重症患者の受入れや広域搬送への対応、災害派遣医療チーム(以下「DMAT」という。)の受入れ及び派遣を行うなど、災害医療に関して中心的な役割を果たす。また、災害時の対応をより速やかなものとするため、平常時から地域の災害医療体制の整備についても積極的に関与する。

(オ) 災害拠点病院となっていない県立病院においても、これに準じた機能を整備するとともに、職員の動員配備体制を確立し、後方収容機能を果たすものとする。また、全ての県立病院は後方受け入れとともに被災地への救護班の応援派遣を行うなど災害時医療の中核として活動する。

オ 関係団体

(ア) 県及び地域における医療救護に関する計画等の作成に参加する等、医療救護体制の整備に協力する。

(イ) 各団体の災害対策マニュアルを作成するとともに業務継続計画の作成に努める。また、

下部機関等を有する場合には、各機関に災害対策マニュアル及び業務継続計画の作成を促す。

- (ウ) 独自に訓練を実施するとともに、地域の訓練等に積極的に参加するよう努める。
- (エ) 発災時においては、(イ)に記載する計画に基づき活動し、また、町、県、関係機関等と連携して活動する。

(2) 発災時の活動

ア 指揮と調整

(ア) 町は、救護本部及び救護所を設置し、県の設置する災害医療本部とともに、医療救護活動の総合的な指揮と調整を行う。また、県は、香取健康福祉センター（保健所）の所管区域において、必要に応じて香取地域合同救護本部を設置し、管内の医療救護活動の指揮と調整を行う。

(イ) 町救護本部長は、必要に応じて、合同救護本部に支援や調整を求めることができる。

イ 医療救護の対象者

本節における医療救護の対象者（以下「傷病者等」という。）は次のとおりとする。

- (ア) 災害に起因する負傷者
- (イ) 災害又は災害により変化した環境等に起因し、発症または悪化した疾患（精神疾患を含む）を有する者
- (ウ) 災害により地域の医療機能が喪失又は低下したことに伴い、適切な医療の提供を受けられなくなった者
- (エ) 災害により在宅において医療の提供を受けることが困難となった者

ウ 情報の収集と提供

町及び県は、医療機関、医師会等の関係団体、消防、警察、その他の関係機関との連携し、以下について情報収集を行い、相互に提供するとともに、関係機関へも提供する。

- (ア) 傷病者等の発生状況
- (イ) 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況
- (ウ) 避難所及び医療救護所の設置状況
- (エ) 医薬品及び医療資器材の需給状況
- (オ) 医療施設、医療救護所等への交通状況
- (カ) その他医療救護活動に資する事項

エ 医療救護活動の実施

- (ア) 町及び県は、緊密な連携のもとに協力して医療救護活動を行う。
- (イ) 町長は、町の医療救護に関する計画に基づき、医療救護所の設置等、医療救護活動を行う。町による医療救護活動だけでは対応が困難な場合は、県、近隣市町村、その他関係機関の応援を得て実施する。

■医療救護所設置予定場所

設置予定場所	住所	連絡先
国保多古中央病院前	多古388-1	0479-76-2211

- (ウ) 知事は、町長からの応援要請がない場合であっても、必要と認める場合は町の傷病者等に対する医療救護活動を行う。

オ 医療機関の役割分担と患者受け入れ先の確保

- (ア) 傷病者等の受け入れについては、重症度と緊急性、所在する医療機関の機能に応じた受け入れ先をあらかじめ各地域で検討し、発災時の速やかな受け入れに努める。
- (イ) 医療機関は、転院搬送の必要がある場合に、医療機関での搬送調整が困難な場合は、町救護本部又は合同救護本部に搬送先の確保を要請し、要請を受けた町救護本部又は合同救護本部は搬送先の確保に努める。
- (ウ) 搬送先の確保を要請された町救護本部又は合同救護本部において搬送先の確保が困難

な場合は、災害医療本部に搬送先の確保を要請し、要請を受けた災害医療本部は搬送先の確保に努める。

カ 傷病者等の搬送

大規模災害発生時には、多数の傷病者等が短時間に集中して発生するとともに、交通の途絶等が予想されることから、平常時と同様の搬送は極めて困難になることを踏まえ、傷病者等の搬送の原則を次のとおりとする。

- (ア) 町は、傷病者等を医療救護所又は医療機関へ搬送することに努める。
- (イ) 緊急車両等による搬送は重症者を優先する。
- (ウ) 医療チーム等は、応急処置を実施した上で、さらに医療機関で医療の提供を受ける必要がある者で、自ら移動することが困難な者の搬送を町長又は知事に要請する。
- (エ) 自ら移動することが困難な者の搬送は、被災現場から医療救護所へは町が、医療救護所から医療機関へは町及び県がそれぞれ防災関係機関との連携のもとに実施する。
- (オ) 住民は、自らの安全を確保した上で、救護所等への搬送が必要と思われる傷病者等について、自ら搬送手段を確保して搬送し、又は、搬送できる者を探して搬送を依頼する等可能な範囲で協力する。

キ 応援要請

町長は、必要に応じて、町立病院の医療救護班に出動を命じ、地区医師会等の関係団体の長に医療救護班の出動を要請するほか、知事及び他の市町村長等に医療救護班の派遣その他の応援を要請する等、必要な措置を講じる。

ク 応援の受け入れと活動の指揮及び調整

- (ア) 県は、他の都道府県等からの医療救護班や医療ボランティア（以下「救援者」という。）を受け付け、全県的な活動の調整を行う。
- (イ) 合同救護本部及び医療機関の長は、県が派遣した救援者を受け入れ、その活動の指揮と調整を行う。

ケ 医薬品及び医療資機材（以下「医薬品等」とする。）の確保

発災時における医薬品等の確保については、原則として以下の通りとする。

- (ア) 町は、医薬品等を備蓄し、必要に応じて医療救護所等に提供する。医療救護所等で使用する医薬品等が不足した場合、町は香取地域合同救護本部又は、合同救護本部を通じて、災害医療本部に提供を要請する。
- (イ) 医療機関はあらかじめ医薬品等を備蓄する。使用する医薬品等が不足した場合は卸業者を通じて確保に努める。卸業者からの確保が困難な場合は香取地域合同救護本部又は、合同救護本部を通じて、災害医療本部に供給を要請する。

コ 血液製剤の確保

血液製剤が不足した医療機関は日本赤十字社千葉県支部血液センターに供給を要請する。

サ 地域医療体制への支援

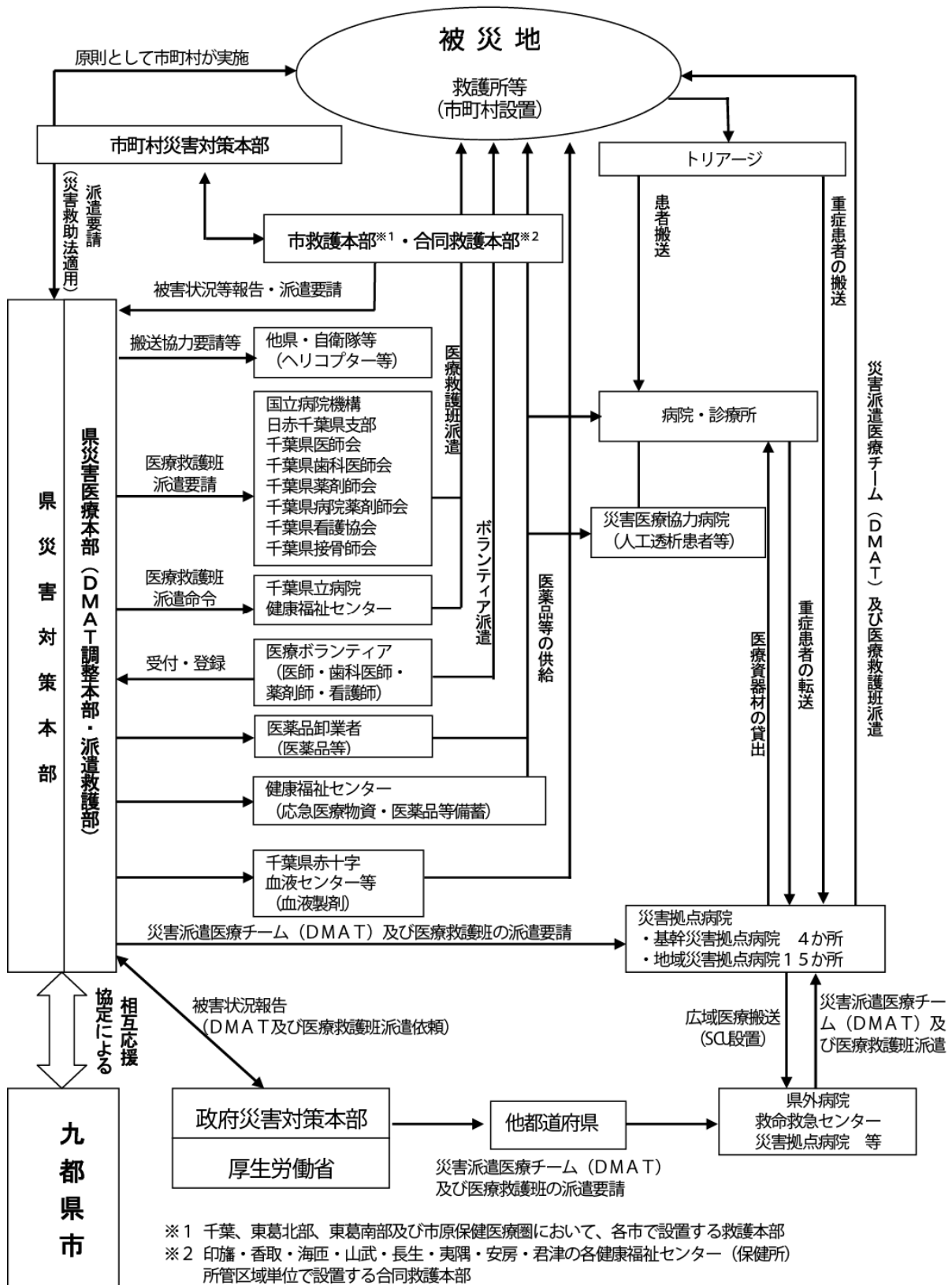
町は、地域における診療機能の復旧状況に応じて、合同救護本部の調整のもとに、巡回診療等を行い、地域の医療体制の復旧を支援する。

(3) 災害救助法による医療及び助産

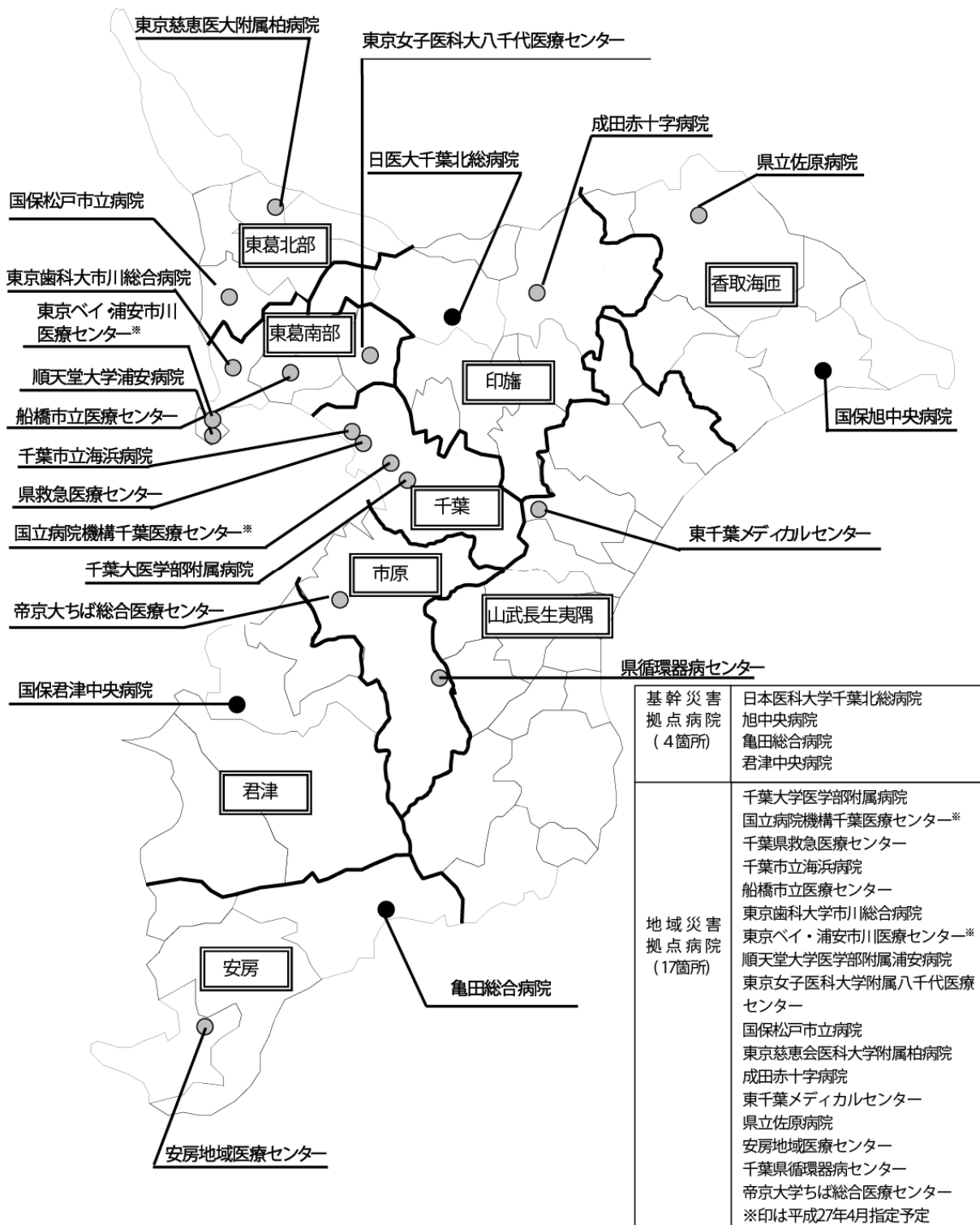
災害救助法が適用された場合には、災害救助法に基づく医療及び助産については知事が行い、町長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、町長が行うこととすることができる（多くの場合、市町村長に委託される）。

医療救護活動の体系図



災害拠点病院



医療機関隣接ヘリコプター離着陸場一覧

地 域	医 療 機 関	隣接ヘリコプター離着陸場
千葉市中央区	千葉大学医学部附属病院	千葉大学医学部附属病院 専用ヘリポート
千葉市中央区	国立病院機構千葉医療センター	千葉市立椿森中学校
千葉市美浜区	千葉県救急医療センター	印旛沼下水道事務所
千葉市美浜区	千葉市立海浜病院	印旛沼下水道事務所
船橋市	船橋市立医療センター	船橋市立運動公園陸上競技場
市川市	東京歯科大学市川総合病院	東京歯科大学市川総合病院 専用ヘリポート
浦安市	東京ベイ・浦安市川医療センター	広尾防災公園（市川市）
浦安市	順天堂大学医学部附属浦安病院	エクセル航空（株）ヘリポート
八千代市	東京女子医科大学附属 八千代医療センター	八千代市立萱田中学校
松戸市	国保松戸市立病院	松戸市運動公園陸上競技場
柏市	東京慈恵会医科大学附属柏病院	柏市大堀川防災レクリエーション公園
成田市	成田赤十字病院	成田赤十字病院 専用ヘリポート
印西市	日本医科大学千葉北総病院	日本医科大学千葉北総病院 専用ヘリポート
東金市	東千葉メディカルセンター	東千葉メディカルセンター 専用ヘリポート
旭市	総合病院国保旭中央病院	総合病院国保旭中央病院 専用ヘリポート
香取市	千葉県立佐原病院	香取市利根河川敷緑地
鴨川市	亀田総合病院	亀田総合病院 専用ヘリポート
館山市	安房地域医療センター	安房地域医療センター 専用ヘリポート
木更津市	国保直営総合病院君津中央病院	国保直営総合病院君津中央病院 専用ヘリポート
市原市	千葉県循環器病センター	千葉県循環器病センター 専用ヘリポート
市原市	帝京大学ちば総合医療センター	帝京大学ちば総合医療センター 専用ヘリポート

第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策

発災時には、さまざまな社会的混乱及び交通の混乱が予想される場所である。このため住民の生命、身体、財産の保護を図り、各種犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持等について万全を期するものとする。

また、災害時に予想される渋滞等を考慮して、被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対応するための緊急輸送ネットワークの整備に努める。

1 千葉県警察災害警備実施計画

(1) 基本方針

警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携の下、人命の保護を第一に、被災者の救出救助、交通の確保、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たる。

(2) 警備体制

警察本部及び警察署は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

ア 災害警備本部

大規模被害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合

イ 対策室

災害発生のおそれがある場合又は被害程度が小規模の場合

ウ 連絡室

県内に、大雨、洪水、暴風・高潮警報が発表された場合、又は台風が接近・上陸するおそれがある場合

(3) 災害警備活動要領

ア 要員の招集及び参集

イ 気象情報及び災害情報の収集及び伝達

ウ 装備資機材の運用

エ 通信の確保

オ 救出及び救護

カ 避難誘導及び避難地区の警戒

キ 警戒区域の設定及び被害の拡大防止措置

ク 災害の拡大防止と二次災害の防止

ケ 報道発表

コ 行方不明者の捜索及び迷子等の保護

サ 死傷者の身元確認、遺体の収容

シ 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）

ス 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）

セ 協定に基づく関係機関への協力要請

ソ その他必要な応急措置

2 交通対策計画（都市整備課）

(1) 被災施設の応急対策方法

ア 交通支障箇所の調査

道路管理者は、その管理する道路について、災害時における危険箇所をあらかじめ調査

し、把握しておくとともに、災害が発生した場合に当該道路の被害の状況を調査の上、報告するものとする。

イ 調査及び報告

町は、調査の結果支障箇所を発見した場合は、下記の要領により報告するものとする。

(ア) 町は、道路について支障箇所を発見したときは、速やかにその路線名・箇所・拡大の有無・う回路線の有無その他被災の状況等を町長に報告するものとする。

(イ) 町長は(ア)による報告を受けたときは、その状況を直ちに管轄する関係機関の長に報告するものとする。

(2) 交通規制

ア 道路管理者の通行の禁止又は制限

道路管理者は、その管理する道路について、道路法第46条の規定により、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて通行を禁止し、又は制限するものとする。

イ 公安委員会の交通規制

(ア) 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第4条の規定により、道路における交通の規制を行う。

(イ) 公安委員会は、県内又は隣接・近隣都県の地域に係る災害が発生又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。

(ウ) 公安委員会は、緊急交通路の指定を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

ウ 警察署長の交通規制

警察署長(高速道路交通警察隊長を含む。)は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認められるときは、道路交通法第5条又は第114条の3の規定により、道路における交通の規制を行う。

エ 警察官の交通規制等

(ア) 警察官は、道路の損壊、交通事故の発生、その他の事情により、道路において交通の危険又は交通の混雑が生じるおそれがあり、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、必要な限度で道路交通法第6条又は第75条の3の規定により、交通の規制を行う。この場合、信号機の表示する信号にかかわらず、これと異なる意味を表示する手信号等を行うことができる。

(イ) 警察官は、通行禁止区域等(前記イ(イ)により通行を禁止又は制限されている道路の区間又は区域をいう。)において車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。この場合、警察官の命令に従わなかったり、運転者等が現場にいないために命ずることができないときは、警察官が、自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。

オ 自衛官及び消防吏員の措置命令・措置等

(ア) 自衛官及び消防吏員(以下「自衛官等」という。)は、災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項の規定により、警察官がその場にはいない場合に限り、前記エ(イ)の職務の執行について行うことができる。

(イ) 自衛官等は、前項の命令をし又は措置をとったときは、直ちにその旨を警察署長に通

知する。

(3) 道路啓開

道路管理者は、被害を受けた道路について、被災者の救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、特に「緊急輸送道路一次路線」など交通上重要と認められる路線を最優先に（一社）千葉県建設業協会と密接な連携を図りながら路上の障害物除去や応急復旧などの道路啓開活動を行う。

また、管理する道路に放置車両や立ち往生車両が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、次の事項に留意するとともに、あらかじめ住民等に、災害時には車両の移動等が行われることがあることを周知するものとする。

ア 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は区間を指定して以下を実施する。

- ・緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令
- ・運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動（その際は、やむを得ない限度での破損を容認。）

イ 土地の一時使用

アの措置のため、やむを得ない場合、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分ができる。（沿道での車両保管場所の確保。）

ウ 関係機関、道路管理者間の連携・調整

知事は、道路管理者である市町村（指定都市を除く。）に対し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると判断される場合は、必要な措置をとることを指示することができる。

(4) 緊急通行車両の確認等

ア 緊急通行車両の確認

(ア) 車両の使用者は、知事又は公安委員会に対し、当該車両が緊急通行車両（道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両）であることの確認を求められることができる。

(イ) 前記(ア)により確認したときは、知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、災害対策基本法施行規則第6条に定める標章及び確認証明書を交付する。

(ウ) 前記(イ)により交付を受けた標章は、当該車両内の見やすい箇所に掲出する。
また、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

イ 緊急通行車両の事前届出・確認

(ア) 公安委員会は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行う。

(イ) 公安委員会は、前記アにより緊急通行車両に該当すると認められるものについては、緊急通行車両等事前届出済証（以下「届出済証」という。）を交付する。

(ウ) 届出済証の交付を受けた車両については、警察本部、高速道路交通警察隊本部、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出して、前記ア(ア)の確認を受けることができる。この場合においては、確認審査を省略して前記ア(イ)の標章及び確認証明書を交付する。

(エ) 事前届出・確認に関する手続きは、別に定める。

<資料編6-13 緊急通行車両等の確認及び事前届出事務手続き等 参照>

(5) 規制除外車両の確認等

ア 規制除外車両

緊急通行車両以外の社会生活の維持に不可欠な車両又は公益上通行させることがやむを得ないと認められる車両を、交通規制の対象から除外する車両（以下「規制除外車両」という。）とし、公安委員会の意思決定に基づき通行禁止の対象から除外することとする。

イ 規制除外車両の確認

規制除外車両の確認は、前記（4）アを準用する。

ウ 規制除外車両の事前届出・確認

緊急通行車両とならない車両であって

- 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

については、規制除外車両の事前届出制度の対象とする。事前届出・確認は、前記（4）イを準用する。

3 緊急輸送（都市整備課）

災害発生時の被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、重要な路線を緊急輸送道路として定めた。

(1) 緊急輸送道路

機能別に1次及び2次路線に分類し、1次路線は、隣接都県との連携強化、広域的な緊急輸送等に資する高速道路、一般国道及び主要な県道や港湾・空港等に通じる主要な市町村道等であり、2次路線は、1次路線を補完し市町村役場等を相互連絡する県道等である。

また、避難所への交通確保のため、多古町緊急輸送道路として、県道3路線及び町道3路線を指定している。

<資料編6－12 多古町緊急輸送道路 参照>

第8節 救援物資供給活動

災害時に被災者の人心の安定を図るため、迅速かつ円滑な飲料水・食料・生活必需物資の供給活動並びに救護物資・要員等の輸送を行うための輸送車両、緊急輸送道路等の確保を行うものとする。

なお、県からの救援物資の供給支援は、町からの具体的な要請に基づいて行うことを原則とするが、情報の寸断や町機能の低下等により、要請活動が困難になる場合も想定し、要請を待たずに物資供給を行う、いわゆる「プッシュ型」支援などの積極的な支援も視野に入れた活動体制をとるものとする。

1 応急給水（生活環境課）

災害により飲料水や炊事のための水の供給を受けることができない住民に対して、浄・給水場等での拠点給水や給水車等による運搬給水を実施する。

(1) 実施機関

ア 飲料水の供給は、町長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、町長が行うこととすることができる（市町村に委任される場合が多い）。

イ 町長は、本町限りで処理不可能な場合、近接市町村、県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する。

ウ 水道事業体等間の応援活動については、「千葉県水道災害相互応援協定」等により実施する。

(2) 給水基準

飲料水の供給については、基本水量を最少一人1日3リットルとし、水道施設の復旧の進捗により順次増量する。

また、病院等の救援・救護活動に必要な用水は別途確保する。

(3) 水道事業体による飲料水の供給

ア 飲料水供給方法

応急給水は、拠点給水を原則とし、被害の状況に応じて運搬給水及び仮設給水を実施するものとする。

イ 広報

町は、災害時における応急給水方法、給水拠点場所、飲料水調達方法及び水質について、適切な広報活動を実施する。

<資料編2-6 千葉県水道災害相互応援協定 参照>

<資料編2-7 社団法人日本水道協会千葉県支部災害時相互応援に関する協定 参照>

<資料編2-8 八匠水道企業団と多古町との災害時における

応急給水の実施に関する協定書 参照>

<資料編2-9 多古・栗源地区地下水位観測井兼非常時飲用井戸に関する覚書 参照>

<資料編6-14 拠点給水場所 参照>

2 食料・生活必需物資等の供給体制（総務課 産業経済課）

町は、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需物資の確保、迅速な供給に努める。

町が甚大な被害を受け、物資の提供や調達が困難になった場合には、県に対し物資の供給を

要請する。県は、要請等に基づき、食料及び生活必需物資を確保し、迅速な供給に努めるものとする。

なお、県は、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、物資の支援要請を行う余力がないと推測される市町村に対しては、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需品等を送り込む「プッシュ型」による供給を行う。

(1) 救援物資の確保

ア 備蓄品の活用

町の防災備蓄倉庫保有物資の活用を図るものとする。なお、不足が生じる場合には、県に対し、物資の供給を要請する。

イ 協定企業等からの調達

災害時の物資等の供給等に関する企業・団体との協定に基づき、必要な物資を調達する。

ウ 義援物資の受付

必要に応じて、企業等からの義援物資を受け付ける。

ただし、過去の災害において、個人等の小口義援物資については、被災地の需要に対応した形で供給することが困難であり、不要物資の滞留等の原因となることが示されたことから受入れを制限する。

物資集積場所は、多古町役場附属棟1階とする。

(2) 政府所有米の供給計画

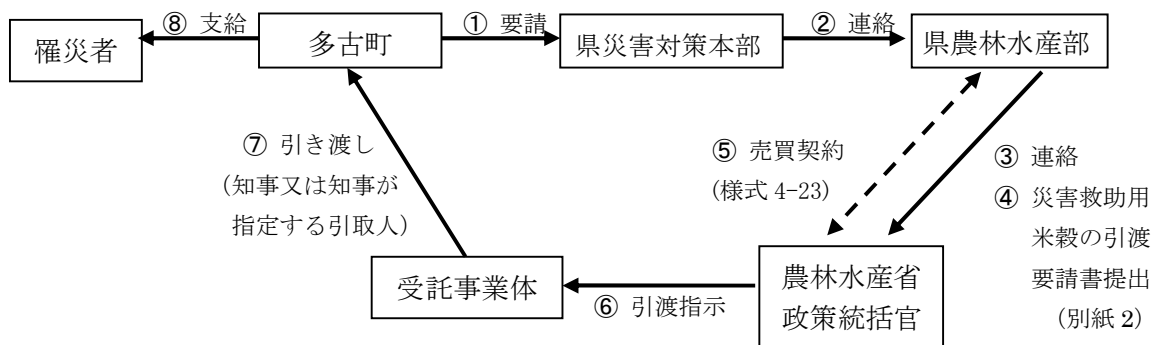
政府所有米の調達を要するときは、町長が知事に対して要請し、知事は、農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行うものとし、当該米穀を買い受ける場合には、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）の規定に基づき、知事は、政策統括官と売買契約を締結したうえで、政策統括官と販売等業務委託契約を締結している受託事業者から当該米穀の引き渡しを受ける。

なお、米穀販売事業者から調達する米穀は精米で引渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する場合は、玄米引渡しであるから、米穀販売事業者等の精米機により精米し、供給する。

図1 政府所有米穀の受渡し系統図

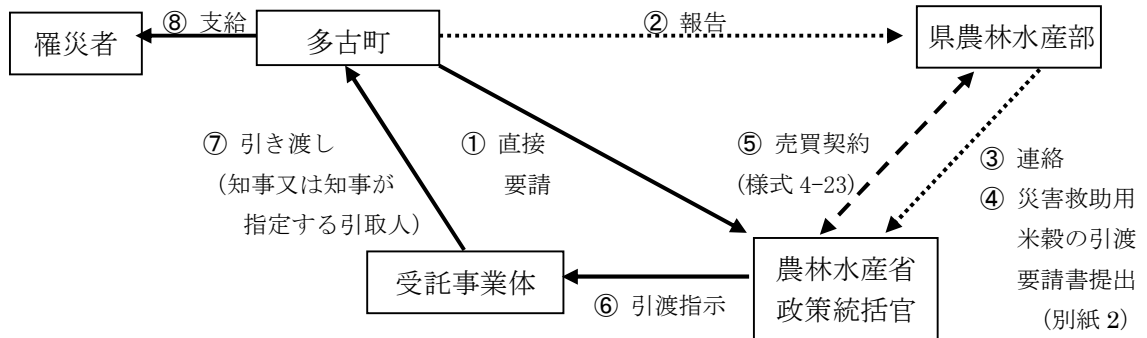
I 町からの要請を受け、県が農林水産省政策統括官に要請する場合

被災市町村から米穀の供給要請を受けた場合は、県から農林水産省政策統括官に要請し、売買契約（様式4-23）を締結する。



II 直接、町が農林水産省政策統括官に要請する場合

町が直接、農林水産省政策統括官に供給要請した場合は、必ず県に報告することとし、県はこれを受けて農林水産省政策統括官に連絡する。



(3) 救援物資の供給体制の確保

町は、民間物流事業者との連携により、車両の確保、配車計画の策定を行い、迅速かつ円滑な輸送体制を構築する。

- <資料編3-2 災害時における緊急輸送事業等の支援協力に関する協定書 参照>
- <資料編3-3 災害時における応急生活物資等の供給に関する協定書 参照>
- <資料編3-4、5 災害時における物資供給に関する協定書 参照>
- <資料編3-6 災害用飲料水等の供給協力に関する協定書 参照>
- <資料編3-7 災害用飲料の供給協力に関する協定書 参照>
- <資料編3-8 災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定 参照>
- <資料編6-15 災害救援物資等配布要項（日本赤十字社 千葉県支部） 参照>

3 燃料の調達（総務課 産業経済課）

町は、災害時の応急対策が燃料不足による支障を避けるため、災害時における全庁の自家発電設備や公用車等の燃料について、町内業者と締結した災害時における燃料等の供給協力に関する協定に基づき、迅速な調達を行う。

- <資料編3-9 燃料等の供給協力に関する協定 参照>

第9節 広域応援の要請

大規模災害時には、被害が拡大し各防災関係機関が単独でこれに対処することが困難な事態が想定される。

このため、町は、あらかじめ関係機関と十分に協議の上、相互応援の体制を整えるとともに、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施する。

1 自治体等への応援要請（総務課）

（1）県への応援要請

町長（本部長）は、災害が発生し、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、知事に対し、応援の要請又はあっせんの要請を行う。

■ 県への応援要請手続き

要 請 先	県防災危機管理部危機管理課	
連 絡 方 法	文書（緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送付）	
応援の要求	① 災害の状況 ② 応援を必要とする理由 ③ 応援を希望する物資等の品名、数量 ④ 応援を必要とする場所・活動内容 ⑤ その他必要な事項	災害対策基本法第 68 条

（2）指定地方行政機関等への応援要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関若しくは特定公共機関（指定公共機関のうち、その業務の内容その他の事情を勘案して町域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定するもの）の長に対し、職員の派遣要請、又はその派遣について県知事に対しあっせんを求める。

■ 指定地方行政機関等への応援要請手続き

要 請 先	指定地方行政機関又は特定公共機関（あっせんをもとめる場合は県）	
連 絡 方 法	文書（緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送付）	
職員派遣・あっせん要請	① 派遣の要請・あっせんを求める理由 ② 職員の職種別人員数 ③ 派遣を必要とする期間 ④ 派遣される職員の給与その他勤務条件 ⑤ その他必要な事項	派遣：災害対策基本法第 29 条 あっせん： 災害対策基本法第 30 条 地方自治法第 252 条の 17

（3）県内市町村との相互応援

町長は、応急措置を実施するため必要と認めるときは、県内市町村間で締結した「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき、他の市町村長に応援要請を行う。

また、町長は、被災市町村からの応援要請又は知事からの応援要請がない場合においても、被害の状況等に応じ、自主的に応援を行う。

■ 県内市町村への応援要請手続き

要 請 先	要請先市町村（複数にわたる場合は知事）
連 絡 方 法	文書（緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送付）
要 請 事 項	① 被害状況 ② 応援の種類 ③ 応援の具体的内容及び数量 ④ 応援を希望する期間 ⑤ 応援場所及び応援場所への経路 ⑥ その他必要な事項
応援の種類	① 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 ② 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 ③ 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供 ④ 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣 ⑤ 被災者の一時収容のための施設の提供 ⑥ 被災傷病者の受入れ ⑦ 死体の火葬のための施設の提供 ⑧ ごみ・し尿等の処理のための施設の提供 ⑨ ボランティアの受付及び活動調整 ⑩ 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

<資料編2-10 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定 参照>

<資料編2-11 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する実施要領 参照>

(4) 県外市町村との相互応援

町長は、様々なレベルの災害を想定し、県外の市町村との相互応援の協定を締結するように努めるものとするに基づき、他の市町村長に応援要請を行う。

2 他消防機関に対する応援（総務課 消防本部）

- (1) 町長（消防を含む一部事務組合を含む。）は、県内消防機関による広域的な応援を必要と認めるときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき、他市町村に消防機関による応援を要請する。
- (2) 知事は、緊急の必要があると判断したときは、「消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき、千葉県消防広域応援隊の出動を被災市町村以外の市町村長及び消防機関の長に指示するとともに、県内の消防力を結集しても消防力に不足が生じると認められるときは、消防組織法第44条の3の規定により、消防庁長官に対して緊急消防援助隊や他の都道府県及び消防機関が保有するヘリコプターの派遣等を要請し、緊急消防援助隊運用要綱に基づき策定された受援計画により、応援活動を受け入れる。
- (3) 被災市町村以外の市町村は、被災市町村からの応援要請を受けたとき及び千葉県消防広域応援隊の出動に関して知事の指示があったときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」並びに「消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

<資料編4-1 千葉県広域消防相互応援協定書 参照>

3 水道事業者等の相互応援（生活環境課）

水道事業者等の管理者（町長）は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県内水道事業者等の間で締結した「千葉県水道災害相互応援協定」（資料編2-6参照）等に基

づき、県の調整の下に他の事業者等に応援要請を行う。

4 民間団体等に対する応援要請（総務課）

町長は、大規模災害時における迅速な応急・復旧体制を図るため、必要と認めるときは、すでに協定等を締結している各民間団体等に対し協力を要請する。

<資料編3-10 災害時における応急対応業務に関する協定書 参照>

5 広域避難（総務課）

町及び県は、市町村や都道府県の区域を越える被災者の広域避難に関する支援要請又は受入れに係る手続を円滑に行うものとする。

(1) 広域避難の調整手続等

ア 県内市町村間における広域避難者の受入れ等

市町域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、当該広域避難を要する被災者の受入れについて、他の市町村長に協議するものとし、協議を受けた市町村は同時被災など受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受入れるものとする。この場合、県は、被災市町村の要請があった場合には、受入れ先市町村の選定や紹介、運送事業者の協力を得て被災者の運送を行う等被災市町村を支援するものとする。

イ 都道府県域を越える広域避難者の受入れ等

県域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、県は町からの要請に応じ、他の都道府県に対して受入れを要請するなどの協議を行い、運送事業者の協力を得て被災者の運送を行う等被災市町村を支援するものとする。協議先の都道府県の選定に際して必要な場合には、県は国を通じて、相手方都道府県の紹介を受けるものとする。

なお、他の被災都道府県から本県に対して広域避難者の受入れの協議等があった場合には、県内市町村との調整を行い、受入れ先を決定するとともに、広域避難者の受入れを行う市町村を支援するものとする。

(2) 広域避難者への支援

ア 避難者情報の提供

住所地（避難前住所地）の市町村や都道府県では、避難者の所在地等の情報把握が重要となることから、町は、広域避難者を受け入れた場合、避難者から、避難先等に関する情報を任意にいただき、その情報を避難前の都道府県や市町村へ提供し、避難者への支援を円滑かつ効果的に行う。

イ 住宅等の滞在施設の提供

町は、公共施設等の受入体制を補完するため、広域避難者に対し民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

ウ 被災者への情報提供等

町は、被災者台帳の活用等により、被災者の居所の把握等情報収集を行うとともに、地域外避難者に対し広報紙の送付やインターネット等による情報提供に努める。

所在が確認できる広域避難者については、受入先都道府県、市町村と連絡を密にし、情報、サービスの提供に支障が生じないよう配慮する。

第10節 自衛隊への災害派遣要請

大規模な災害が発生し、住民の生命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、町長は知事に対し、自衛隊災害派遣の要請を依頼する。

1 災害派遣の要請の手続き（総務課）

町長（本部長）は、自衛隊の派遣が必要と判断した際に、次の要領で派遣の要請を行う。

ただし、自衛隊は、災害において特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣する。

- (1) 町長は、自衛隊の災害派遣を要請すべき事態が発生した場合、知事に対して文書で災害派遣要請を依頼する。なお、知事は事態の推移に応じ、派遣しないことを決定した場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。

<資料編5-1 自衛隊の災害派遣要請の様式 参照>

- (2) 緊急を要する場合は、電話等で要請し、その後速やかに文書を提出する。
- (3) 知事に対し要請ができない場合は、その旨及び当該地域に係わる災害状況を、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知するものとし、速やかに知事に対してその旨を通知するものとする。

自衛隊派遣を要請する際には、次の事項を明らかにする。

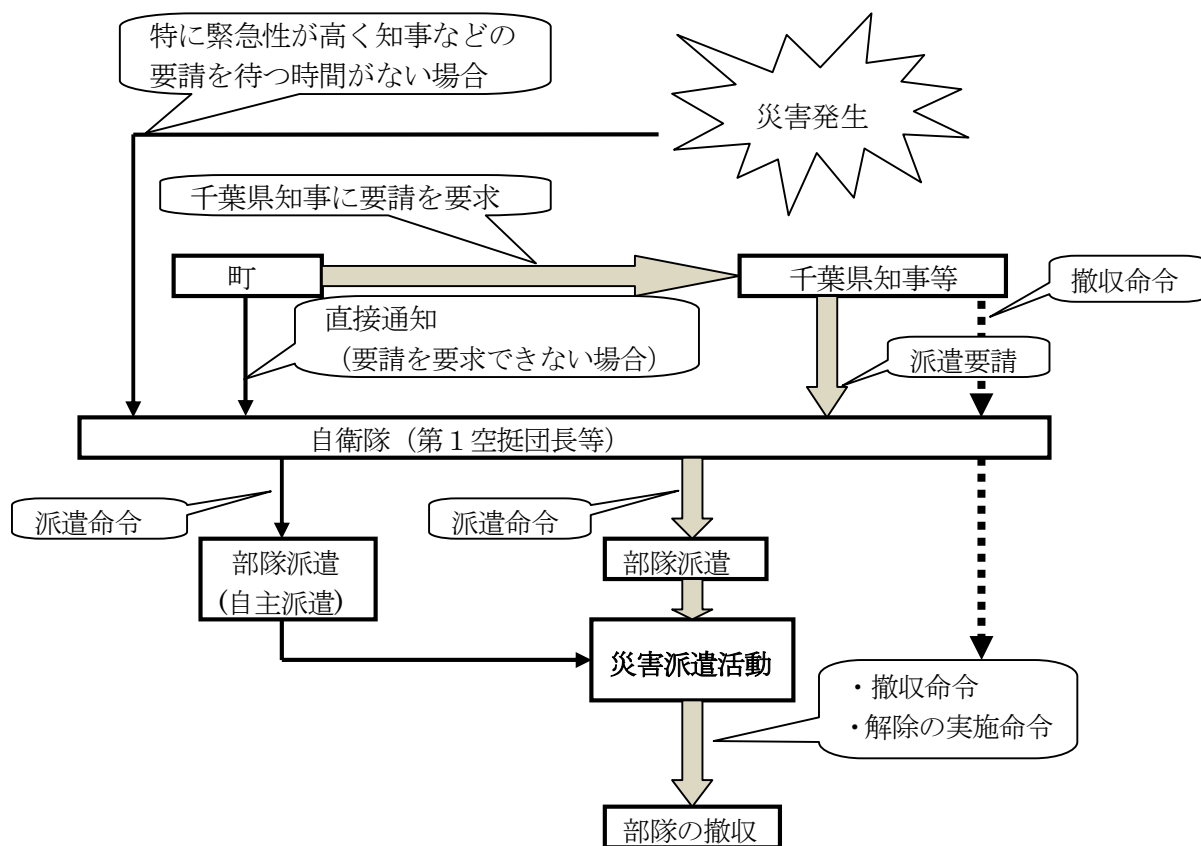
■災害派遣要請の手続き

要請事項	① 災害の情况及び派遣を要請する事由 ② 派遣を希望する期間 ③ 派遣を希望する区域及び活動内容 ④ 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等その他参考となるべき事項
提出先	県防災危機管理部危機管理課 災害対策室 TEL 043(223)2175 FAX 043(222)1127

■緊急の場合の連絡先

部 隊 名 等	連絡責任者、電話番号	
	時間内（平日）8:00～17:00	時間外
陸上自衛隊 第1空挺団 (船橋市薬円台)	第3科 防衛班長 047-466-2141 内線 218、236	駐屯地 当直司令 047-466-2141 内線 302
	県防災行政無線 時間内：632-721 時間外：632-725	

(4) 要請から派遣、撤収までの流れ



2 災害派遣部隊の受入体制 (総務課)

(1) 他の災害救助・復旧機関との競合又は重複の排除

町長は、自衛隊の活動が他の災害救助・復旧機関等と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に活動を分担するよう配慮する。

(2) 作業計画及び資材等の準備

町長は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、なるべく実効性のある計画を次により作成するとともに、作業実施に必要なとする十分な資材の準備を備え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解を速やかにとり得るよう事前に配慮するものとする。

- ア 作業箇所及び作業内容
- イ 作業箇所別必要人員及び必要機材
- ウ 作業箇所別優先順位
- エ 作業に要する資材の種類別保管 (調達) 場所
- オ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

(3) 活動拠点及びヘリポート等使用の通知

町長は、派遣された部隊に対し、自衛隊の活動拠点、ヘリポート、宿舎等必要な設備として次の施設等を準備し、部隊に通知する。

- ア 本部事務室
- イ 宿舎
- ウ 材料置場、炊事場 (野外の適切な広さ)
- エ 駐車場 (車1台の基準は3m×8m)
- オ 指揮連絡用ヘリコプター発着場

機種	必要地積	備考
OH-6J×1	約 30m× 30m	四方向に障害物のない 広場のとき
UH-1H×1	約 50m× 50m	
CH-47×1	約 150m× 150m	

<資料編5-2 自衛隊活動拠点候補地 参照>

<資料編5-3 ヘリコプター臨時離発着場適地 参照>

3 災害派遣部隊の活動

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のために必要であり、かつ緊急やむを得ないと認められるもので、他に実施する組織がない場合とし、おおむね次のとおりとする。

項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常県又は市町村等が提供するものを使用するものとする。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常県又は市町村等の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

4 災害派遣部隊の撤収要請（総務課）

災害派遣部隊の撤収要請は、町長が知事に対し文書をもって要請する。

知事は、災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定及び民生の復興に支障がないよう、町長及び派遣部隊の長と協議を行う。

<資料編5-1 自衛隊の災害派遣要請の様式 参照>

5 経費負担区分（財政課）

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として町が負担するものとし、2以上の地域にわたって

活動した場合の負担割合は、関係市町村が協議して定める。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備品を除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等
- (4) 天幕等の管理換に伴う修理費
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市町村が協議する。

第11節 学校等の安全対策・文化財の保護

災害発生時は学校等における児童・生徒の安全の確保に努めるとともに、学校等が被災した場合でも早期授業再開を目指す。

また、学用品がなくなり就学に支障をきたした児童・生徒に対しての支援を行う。

文化財が被災した場合は、早急に被害状況を確認の上、保護し、文化的価値を損なわないよう被害の拡大を防ぐ。

1 防災体制の確立（学校教育課）

（1）公立学校

ア 防災教育の一層の充実

学校は、東日本大震災の教訓を活かし、学校と地域が連携した防災訓練などの体験活動を通じて、自ら安全な行動がとれること（自助）や、他者や地域の防災に貢献できること（共助）など、発達段階に応じた防災意識の高揚に努めるものとする。

イ 事前準備

- （ア）校長は、学校の立地条件などを考慮した上、学校安全計画を策定し、実施するとともに、危険等発生時対処要領を作成し、周知する。
- （イ）校長は、災害の発生に備えて次のような対策及び措置を講じなければならない。
 - a 計画的に防災に関わる施設、設備の点検整備を図ること。
 - b 児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置、保護者との連絡方法を検討する。
 - c 町教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡体制を確立する。
 - d 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知させておく。
 - e 通学が広範囲となる県立学校等においては、交通網の遮断により帰宅できなくなる場合を想定し、学校・地域の実情に応じて、必要な防災備蓄を推進するよう努めること。

ウ 災害時の体制

- （ア）校長は、状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。
- （イ）校長は、災害の規模並びに児童生徒、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、町教育委員会へ報告しなければならない。
- （ウ）校長は、状況に応じ、臨時休校等適切な措置をとり、町教育委員会に報告する。
- （エ）校長は、避難所の開設等災害対策に協力するため、学校の管理業務の一環として、職員の配備、役割分担計画を策定するなど、避難所開設等に必要な職員を確保して万全の体制を確立する。
- （オ）校長は、準備した学校安全計画に基づき、臨時の学級編成を行うなど災害状況と合致するよう速やかに調整する。
- （カ）応急復旧計画については、町教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童生徒等に周知徹底を図る。

エ 災害復旧時の体制

- （ア）校長は、教職員を掌握するとともに校舎の準備を行い、児童生徒等に対しては被災状況を調査し、町教育委員会と連絡し、教科書及び教材の給与に協力する体制に努める。
- （イ）町教育委員会は、被災学校の校長に対し、情報及び指令の伝達に万全を期する。
- （ウ）校長は、学校が災害により校舎等の一部損壊や、避難所等に学校を提供することなどにより、児童生徒の一部又は全部が学校を使用できなくなる場合には、応急復旧計画に基づき、町教育委員会と緊密に連絡の上、出来る限り早い段階での授業再開に努める。

(エ) 町教育委員会は、被災学校に対して、授業再開に向けての必要な指導をするとともに、学校が使用できない場合には、他の公共施設等の使用を確保することなど、早期の授業再開を支援する。

(2) 私立学校

ア 防災教育の一層の充実

学校は、東日本大震災の教訓を活かし、学校と地域が連携した防災訓練などの体験活動を通じて、自ら安全な行動がとれること（自助）や、他者や地域の防災に貢献できること（共助）など、発達段階に応じた防災意識の向上に努めるものとする。

イ 事前準備

校長は、公立学校に準じて災害時の学校安全計画を策定し、保護者及び児童生徒等に周知徹底を図るなど、災害の発生に備えて適切な対策及び措置を講じる。

また、避難所に指定されている学校は、町と運営方法について、あらかじめ協議しておく。

県は、私立学校に学校安全計画の策定を指導する。

ウ 災害時の体制

校長は、学校安全計画を基に、災害の状況に応じた適切な対策及び措置をとるとともに、被害状況等を町及び県総務部学事課に報告する。

エ 災害復旧時の体制

校長は、施設・設備並びに教職員及び児童生徒の状況を把握し、早期の授業再開及び平常授業への復帰に努める。

2 応急教育（学校教育課）

(1) 教育施設の確保

教育委員会は、被災の状況に応じ、おおむね次の表のような方法により教育施設を確保し、学校授業が長期に渡り中断されることのないようにする。

応急教育実施の予定施設については、避難所となっていることがあるので、事前に町長と協議のうえ決定し、教職員及び住民に対し周知徹底を図るよう指導する。

被災の程度	応急教育実施予定施設
学校の一部の校舎が災害を受けた程度の場合	(1) 特別教室・屋体施設等を利用する。 (2) 2部授業を実施する。
学校の校舎が全部被害を受けた程度の場合	(1) 公民館等公共施設を利用する。 (2) 隣接学校の校舎を利用する。 (3) 応急仮校舎を建設する。
町内大部分について大きな災害を受けた場合	(1) 公民館等公共施設を利用する。 (2) 応急仮校舎を建設する。

(2) 教職員の確保

教育委員会は、災害発生時に教職員を確保するため、次の措置を講じる。

ア 災害の規模及び程度に応じた教職員の参集体制の整備

イ 教職員の不足により応急教育の実施に支障がある場合は、学校間における教職員の応援、教職員の臨時採用等必要な教職員の確保

(3) 給食措置

町教育委員会（学校給食センター）は、給食施設の点検等を行い、応急教育と併せて学校給食が、再開できるよう努めるものとする。

学校給食物資については、関係業者への協力を依頼するとともに、補充又は応急給食を実施するための米穀等は、学校給食用米穀取扱要綱及び学校給食用小麦粉取扱要領に基づき、

(公財) 学校給食会等に対し需要の申請を行うこととする。

(4) 授業料の減免

町は、被災した児童・生徒等に対する学校納付金等の減免について必要な計画を樹立しておく。

3 学用品の調達及び支給（学校教育課）

災害により、学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒に対して、教科書、文房具や通学用品等の学用品を給与する。

(1) 実施機関

教材・学用品の給与は、町長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、町長が行うこととすることができる（多くの場合は市町村に委任される）。

(2) 学用品の給与

ア 学用品の給与を受ける者

(ア) 災害によって住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水の被害を受けた児童生徒等であること。

(イ) 小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒）

(ウ) 学用品を喪失又は損傷し、就学に支障を生じている者であること。

イ 学用品給与の方法

(ア) 学校及び町教育委員会の協力を受けて行う。

(イ) 被害別、学年別の学用品購入（配分）計画を立てて行う。

(ウ) 実際に必要なものに限り支給する。

(エ) 文房具、通学用品はできるだけ同一規格、同一価格のもので行う。

ウ 学用品の品目

(ア) 教科書及び教材

小学校児童及び中学校生徒が「教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）」第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で町教育委員会に届出、又はその承認を受けて使用している教材であること。高等学校等生徒が正規の授業で使用している教材であること。

(イ) 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等

(ウ) 通学用品

運動靴、傘、カバン、長靴等

4 文化財の保護（生涯学習課）

(1) 災害時の状況把握及び報告

ア 町は、文化財の被害状況を把握し、速やかに県教育委員会教育振興部文化財課に報告する。

イ 文化財所有者等は、安全を確保した上で、文化財の被害状況を確認し、町を経由し県に

報告する。

(2) 災害時の応急措置

ア 町は、文化財所有者等や地域住民等と協力し、必要に応じて、応急的修理等の救済措置を講じる。

イ 文化財所有者等は、危険のない範囲で、応急的措置や災害の拡大防止に努める。

建造物については、町等の協力を得て、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値が失われないよう措置をとる。

有形文化財について、収蔵・展示施設が被災した場合は、町・県及び地域住民等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護を図る。

記念物については、町等の協力を得て、二次的倒壊・崩落を極力防止するため応急的措置を講じる。

第12節 帰宅困難者等対策

台風による風水害発生時に交通機能が一定期間停止したことにより、帰宅困難者等の発生が見込まれる場合には、帰宅困難者等に対し、地震発生時に準じた支援を行うものとする。

1 一斉帰宅抑制の呼びかけ（総務課 企画空港政策課）

風水害の場合は、一定の予測が可能である。このため、町は交通機関の停止などにより大量の帰宅困難者の発生が予想される場合には、住民、企業、学校など関係機関に対し、県及び周辺市町と連携して、むやみに移動を開始せずに職場や学校などの施設内に留まるよう呼びかけを行う。

2 企業、学校など関係機関における施設内待機（総務課 学校教育課）

企業及び学校など関係機関は、従業員、顧客、児童生徒及び施設の被害状況を確認するとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客、児童生徒を施設内又は安全な場所へ待機させるよう努める。

3 大規模集客施設等における利用者保護

大規模集客施設等を管理する事業者は、管理する施設の安全及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で利用者を施設内の安全な場所へ保護する。

4 帰宅困難者等への情報提供（総務課 企画空港政策課）

町は、気象情報、広域的な被害情報、家族等との安否確認方法などについて、防災行政無線やホームページなどを活用し、情報提供を行う。

また、県や関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、ポータルサイト、SNS、駅周辺の大型ビジョンやデジタルサイネージなどを活用した情報提供についても検討・実施していく。

5 一時滞在施設の開設及び施設への誘導（総務課 企画空港政策課）

（1）一時滞在施設の開設

町は、交通機関が一定期間停止することが見込まれ、大量の帰宅困難者の発生が予想される場合には、地震発生時に準じ、予め一時滞在施設として指定した所管の施設について、被災状況や安全性を確認した後、一時滞在施設として開設する。

また、町は、必要な場合に区域内の民間施設管理者に対して、一時滞在施設開設の要請を行う。

町は、一時滞在施設の開設状況を集約し、県へ報告するとともに、大規模集客施設、帰宅困難者、企業等へ情報提供を行う。

（2）一時滞在施設への案内又は誘導

大規模集客施設で保護された利用客については、原則、各事業者が町や警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ案内又は誘導する。

(3) 一時滞在施設の運営

施設管理者は、震災発生時に準じ、予め定めた手順により帰宅困難者等を受け入れることとし、運営に当たっては、必要に応じて帰宅困難者に協力を求めることとする。その際、町は関係機関と連携し、施設管理者に対して、災害関連情報や公共交通機関の運行・復旧情報などの情報を提供する。

第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策

災害により多数の傷病者が発生し、また、医療機関が被害を受け混乱する等、住民生活に著しい影響があるとき又は感染症等が流行するおそれがある場合、関係機関と連携をとりながら、被災者に対して保健衛生及び防疫活動を行う。

また、災害により、家屋の倒壊や多量のごみ等が排出されるなど、生活上いろいろな面で不都合が生じてくるため、被災地の住民が生活に支障がないよう、環境保全を図る。

1 保健活動（保健福祉課）

(1) 町は、災害発生時、要配慮者の健康状態の把握を行い、香取健康福祉センターが把握する要配慮者等に関する情報の共有・交換を行う。

(2) 町は、香取健康福祉センターの保健活動チームと連携して避難所及び避難所以外の被災地において、巡回による被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理を行う。

特に高齢者は、生活不活発病になりやすいため、適度に体を動かせる場の提供や他者等とコミュニケーションが図れるよう配慮し、心身機能の低下を予防する。

(3) 町は、香取健康福祉センターと連携して、災害発生後早い時期から、心のケア、食中毒や感染症の発生予防等について、予防活動を実施する。

(4) 町は、設置した避難所において、できるだけ早期に健康相談が実施できる体制（人・場所）を整備する。また、健康相談においては被災者の健康管理と併せて、避難所における特異的な健康課題となる環境整備、感染症予防、エコノミー症候群等に対して、積極的な予防活動を継続的に行う。

(5) 町は、平常時から、香取健康福祉センター（保健所）と連携し、避難所等における予防活動や心のケア等のチーム編成等の体制の整備に努める。

(6) 町は、住民の健康情報及び県からの保健師等の派遣要請の必要性について香取健康福祉センターに報告する。

県は、派遣要請を受けた場合、速やかに派遣計画を策定し、町のニーズに応じた派遣を行う。

2 飲料水の安全確保（生活環境課）

町は、災害により飲料水の汚染等のおそれがある場合、水質検査を実施し、安全を確保するとともに、香取健康福祉センターと協力して被災者に対し適切な広報及び指導を行う。

3 防疫（保健福祉課）

災害時における感染症の発生と流行を未然に防止するため、迅速かつ的確に防疫措置を推進する。

(1) 防疫体制の確立

町は、発生した災害に即応した対策を樹立するとともに、体制の確立を図り、適切な措置を講じるものとする。

(2) 実施主体

災害の際の防疫活動は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）」（平成10年10月2日法律第114号）に基づき実施する。

(3) 災害防疫の実施方法

町は、災害防疫に関する以下の業務を実施する。

ア 防疫措置の強化

災害の規模に応じた防疫組織を設け、対策の推進を図る。

イ 広報活動の実施

地区住民の社会不安の防止を図るため、広報活動の強化に努める。

ウ 消毒の実施

感染症法第27条の規定により消毒を行うものとし、使用する薬剤及び器具等については、速やかに整備拡充を図る。

エ 香取健康福祉センター（保健所）への支援の要請

避難所等で感染症等の発生が危惧される場合において、防疫用薬剤の不足が見込まれる場合は、速やかに、香取健康福祉センターに対して、薬剤の供給の支援を要請する。

(4) 患者の入院

香取健康福祉センターは、感染症法第19条の規定により必要に応じ入院を勧告する。

(5) 防疫用薬剤の確保

町は、初期防疫に必要な医薬品の備蓄に努め、防疫活動の円滑化を図るものとする。

(6) 報告

町は、患者の発生状況や防疫活動の状況等を随時、香取健康福祉センターに報告する。

4 死体の搜索処理等（総務課 住民課 保健福祉課 多古中央病院 消防本部）

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ各般の事情により既に死亡していると推定される者の死体を搜索し又は災害の際に死亡した者について、死体識別等のための処理を行い、かつ死体の応急的な埋葬を実施する。

(1) 実施機関

ア 死体の搜索、収容、処理及び埋葬は、町長が行う。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、町長が行うこととすることができる（多くの場合市町村長に委任される）。

イ 本町限りで処理不可能な場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づき、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

ウ 町及び県は、警察が行う災害死者の処理に伴う死体処理施設（遺体収容所、検視場所、死体安置所）の確保に関し、場所の選定を行う。

(2) 検案医師等の出動要請

県警察における計画を除き、

ア 町長は、検案医師等について、必要に応じて国保多古中央病院に出動を命じ、香取郡市医師会長、香取匝瑳歯科医師会長、日赤県支部地区・分区長にそれぞれ出動を要請し、知事、他の市町村長等に応援を求めるほか、必要な措置を講じるものとする。

イ 具体的な現場指揮は、災害の様態、現場の状況等に応じて関係各機関で協議の上、統一を図るものとする。

(3) 救助の基準等

ア 死体の搜索

行方不明の状態にある者で、客観的状況から既に死亡していると推定される者

(ア) 死亡した者の住家の被害状況は関係がないこと

(イ) 死亡した原因は問わないこと

イ 死体の処理

(ア) 死体を処理する場合

a 災害による社会混乱のため死体の処理を行うことができない場合

b 居住する市町村以外の市町村に漂着した場合

漂着した死体が当該災害によるものであると推定できる場合、漂着した地域の市町村長は、直ちに被災者の居住していた市町村の長に連絡して、遺族等の関係者に遺体を引き取らせること。

ただし、引き取る暇のない場合においては市町村を統括する都道府県知事に遺体の漂着の日時、場所等を報告するとともに、必要に応じてその指揮を受けて、漂着した地域の市町村長が死体の処理を行う。

c 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律、死体取扱規則（平成25年号外国家公安委員会規則第4号、全文改正）、刑事訴訟法第229条（検視）、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）に基づき、警察官の死体の調査又は検視終了後、警察当局から遺族又は市町村等の関係者に引渡された後の必要な死体の処理をする場合

(イ) 死体の処理内容

a 死体の洗浄、縫合及び消毒等の処理

b 死体の一時保存

c 検案

ウ 埋葬

(ア) 埋葬を行う場合

a 災害時の混乱の際に死亡した者

(死因及び場所の如何を問わない)

b 災害のため埋葬を行うことが困難な場合

(遺族等が埋葬できない場合、又は遺族等に引き渡しできない場合など)

(イ) 埋葬の方法

a 埋葬は、原則として死体を火葬に付すことにより実施する。

b 埋葬は原則として棺、骨つぼ等の現物給付及び火葬、納骨等の役務の提供による。

(4) その他

ア 県警察における計画

(ア) 死体の検視（見分）

警察官は、死体を発見し、又は死体発見の届出を受けたときは、死体取扱規則等により検視（見分）を行い、身元が判明したものについては、所定の手続きを経て遺族に引渡す。

(イ) 身元不明者に対する措置

警察本部長又は警察署長は、知事又は町長と緊密に連絡し、県、町の行う身元不明者の措置について協力する。

この場合、身元不明者の所持品、着衣、人相、特徴等を写真に収め、関係方面に手配するとともに死者の写真の掲示、縦覧などを行って早期に確認できるよう協力すること。

(ウ) 死体の捜索及び収容に対する協力

警察官は、災害時において救出活動とあわせて関係機関の行う死体及び行方不明者の捜索等に対し、必要な協力を行う。

<資料編6-16 死体の一時収容場所 参照>

5 動物対策（生活環境課）

飼い主の被災等により動物が逃げ出した場合、町は、香取健康福祉センター（保健所）及び動物愛護センターに協力し、（公社）千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとも連携を

図り、これら動物を救助及び保護する。

また、特定動物（「動物の愛護及び管理に関する法律」で人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物）が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関の連携の下に状況を把握し、広報等により住民への周知を図るなど必要な措置を講じる。

6 清掃及び障害物の除去（生活環境課 都市整備課）

災害時には、家屋の倒壊、火災、水害等により多量の障害物やごみが排出される等、生活上いろいろな面で不都合が生じてくるため、被災地の住民が当分の間の生活に支障のないよう、生活環境の保全を図る。

(1) 廃棄物処理

ア 実施機関

(ア) 災害時における被災地域の清掃は、町長が実施するものとする。

(イ) 町は、風水害等による大量の廃棄物が発生し、匝瑳市ほか二町環境衛生組合及び東総衛生組合で処理が困難な場合は「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき相互に援助協力を行う。

また、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び、「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」に基づき、民間業者の協力を求める。

(ウ) 町は、必要に応じて県に対し、廃棄物処理に関する情報提供を要請する。

イ 廃棄物の収集、処理

(ア) 町における組織体制

町は、災害廃棄物対策組織として、必要に応じ総務、し尿処理、ごみ処理及びがれき処理に関する各担当を置き、被害状況を把握し、県、他の市町村、関係団体等と連携を図りながら、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理に当たる。

(イ) 廃棄物の処理方針

a がれき

がれきは、膨大な量が発生することから、いったん仮置場に保管し、分別、中間処理リサイクルを行ったのち、原則として匝瑳市ほか二町環境衛生組合の最終処分場で適正に処分することとする。

b 粗大ごみ

粗大ごみは、平常時に比べ増大することから、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。

c 生活ごみ

生活ごみは、衛生、防疫に十分配慮するとともに、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。

d 適正処理が困難な廃棄物に関する処理方針

産業廃棄物に該当するものは、平常時と同様に事業者の責任において処理するものとする。一般家庭から排出されるものは、適正な処理方法を住民に広報するとともに相談窓口を設置するものとする。

e し尿に関する処理方針

災害により水洗便所が使用できなくなる可能性があること等から、発生量を適正に予測するとともに、衛生、防疫に十分配慮して処理する。

また、必要に応じ、「大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定」に基づき、民間業者の協力を求める。

(ウ) 発生量の推計方法

町は、原則として千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針（以下「策定指針」という。）で定めた推計方法に準じて発生量を推計し、処理体制の確立を図る。

(エ) 一時集積場所の確保

膨大な量が発生するがれきを適正に処理するためには仮置場を使用することが有効であることから、町において策定指針で定めた推計方法に準じて必要面積を推計し、設置場所について調整を行う。

(オ) 仮設トイレの確保

断水や農業集落排水施設の故障等により、水洗トイレが使用できなくなるほか、避難所の開設等により、大量の仮設トイレの設置が必要となることから、県では、あらかじめその備蓄状況を把握するとともに、広域での相互応援体制のあり方も検討しておくこととする。

<資料編2-12 大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定 参照>

(2) 障害物の除去

ア 道路関係障害物の除去計画

道路上の障害物の除去は自動車・死体等の特殊なものを除き、道路法第3章第1節「道路管理者」に規定する道路管理者が行う。この場合において、災害の規模・障害の内容等により、関係者及び関係機関と密接な連絡を取り、協力して交通の確保を図るものとする。

特に「緊急輸送道路一次路線」については最優先に実施する。

イ 河川関係障害物除去計画

河川の機能を確保するため、河川における障害物を除去、しゅんせつする。

ウ 住宅関連障害物除去計画

住居又はその周辺に運ばれた土砂、材木などで日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去は、次のとおりである。

災害により障害物が住居又はその周辺に運びこまれ、日常生活が営み得ない状態にあり、かつ自らの資力により障害物を除去できない住民に対し、応急的な障害物の除去を実施する。

(ア) 実施機関

住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、その除去は、町長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、町長が行うこととすることができる（多くの場合、市町村長に委任される）。

本町限りで処理不可能な場合は、隣接市町村、県、国、その他の関係機関の応援を得て実施するものとする

(イ) 障害物の除去の対象となる者

- a 当面の日常生活が営み得ない状態にある者であること
- b 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者であること
- c 自らの資力をもってしては、障害の除去ができない者であること

(ウ) 障害物の除去の方法

- a 救助の実施機関が、人夫あるいは技術者を動員して、障害物の除去を実施する。
- b 日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物の除去に限ること（応急的救助に限ること）

(3) 環境汚染の防止対策

倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や、危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、環境監視体制の整備を図るとともに、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考に環境汚染防止体制の強化を図る。

町は、必要に応じて、アスベスト飛散の危険性について住民やボランティアに対し注意喚起や被害防止のための指導を行う。

第14節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理

災害による住宅の全壊や全焼等により、住家を滅失し又は自己資力では住宅の確保や修理ができない被災者に対し、応急仮設住宅の建設供与や日常生活に欠くことのできない部分の修理を行う。

また、二次災害を防止するため、被災宅地危険度判定を実施するとともに、日頃から応急危険度判定士等の養成を行う。

1 応急仮設住宅の供与等（都市計画課）

(1) 実施機関

被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は、町長が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合は、同法の規定による。

(2) 応急仮設住宅の建設

ア 収容の対象

住家が全壊、全焼又は流出し居住する住家ないものであって、自らの資力では住宅を得ることができない者（世帯単位）

イ 設置の方法

町長が設置する。ただし災害救助法が適用された場合は知事が設置を行い、町長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、町長が行うこととすることができる（多くの場合、市町村長に委任される）。

また、本町限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

ウ 応急仮設住宅の設計と費用の限度

(ア) 応急仮設住宅の規模は、1戸当たり平均29.7㎡を基準とする。

(イ) 工事費は、原則として災害救助法の定めるところによる。

エ 着工の時期

災害発生の日から20日以内とする。ただしこの基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で救助の程度、方法及び機関を定めることができる。

オ 供与期間

建設工事完了の日から建築基準法第85条第3項及び第4項による期限内（2年以内）とする。

カ 建設予定地

応急仮設住宅の建設地は、次のとおりとする。

多古町ふれあい公園 多古町多古2893 他

多古町みどりの広場の一部 多古町多古2895-1 他

キ 住宅の処分

応急仮設住宅がその目的を達成したときは、速やかに適正な価格で処分する。

(3) 賃貸住宅等の活用

応急仮設住宅の建設のほか、被災者への住宅供給を迅速に進めるため、町長は民間賃貸住宅等の借り上げ、斡旋及び情報提供を行う。

(4) 住宅の応急修理

ア 応急修理を受けるもの

(ア) 住宅が半壊又は半焼し、当面の日常生活を営むことができないもの

(イ) 自ら資力では応急修理ができないもの

イ 応急修理実施の方法

知事から権限を委任された町長が、現物給付をもって実施する。

ウ 修理の範囲

居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分の応急修理に限る。

2 住宅の応急修理計画（都市計画課）

(1) 計画方針

災害のため住家が半焼又は半壊し自己の資力では応急修理ができない者に対し、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を、応急的に修理する計画とする。

(2) 実施機関

ア 被災した住宅の応急修理は、町長が行うものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、町長が行うこととすることができる。

イ 本町限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

(3) 住宅事業者の団体との連携

住宅の応急修理の実施にあたっては、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携を図るとともに具体的な連携のあり方について今後検討していく。

3 被災宅地の危険度判定（都市計画課）

豪雨等により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、二次災害を軽減・防止し、住民の安全を図るため、被災宅地の危険度判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握する。

(1) 被災宅地危険度判定士の養成・登録

町は、土木・建設等の技術者に対し被災宅地危険度判定士養成講習会への参加を働きかけ、被災宅地危険度判定士の養成に努める。

(2) 被災宅地危険度判定体制の整備

町は、災害により宅地が大規模かつ広範囲に被災したときは、判定実施計画を作成するとともに、判定士の派遣など県へ支援を要請する。また、県と協力し、判定に必要な資機材等の準備を行う。

(3) 被災宅地危険度判定実施の広報

判定を実施するときは、住民に対し実施予定区間、期間、問い合わせ窓口等を報道機関により周知する。また、危険度の判定は、危険、要注意、調査済の3区分で行い、判定結果については、被災宅地に表示し、居住者及び通行者等に注意を促す。

4 罹災証明書の交付（税務課）

町及び消防本部は、被災者が社会生活復帰のために各種融資の申請及び税金の免除等の手続きをするために必要な罹災証明書を発行するものとする。

(1) 住家の被災調査

ア 調査方法

町は、家屋の被害状況の把握及び罹災証明書を発行するために被災調査を行う。被災調査は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）等に基づき、全壊・大規模半壊・半壊・

半壊に至らない、の区分として、調査を行う。

火災により焼失した家屋等は、消防本部が消防法に基づき火災調査を行う。

イ 収集報告に当たって留意すべき事項

- (ア) 情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連携に係る組織、設備、要領等の整備を図っておくものとする。特に発災初期の情報は、住民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておく。
- (イ) 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する。
- (ウ) 罹災世帯・罹災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等を照合し、正確を期する。

(2) 罹災証明の発行

町は、家屋の被害調査の結果に基づき、相談窓口等において罹災証明書を発行する。

なお、火災による罹災証明書の発行は、消防本部が行う。

第15節 ライフライン関連施設等の応急復旧

災害により被害を受けた、ライフライン施設の応急復旧を迅速に行うことにより、住民の安定した生活の確保を図る。

1 水道施設災害対策計画（生活環境課）

災害時において、水道事業者は、飲料水及び生活水の確保を図るとともに、二次災害の防止に努める。このため、事前に被害を想定し、応急復旧計画を定め、迅速な応急復旧を行う。

なお、被災事業者等のみで対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」（資料編2-6参照）等に基づき県内水道事業者等の応援を得て、復旧を行うものとする。

(1) 活動体制

災害時においては、応急活動体制を速やかに確立する。

(2) 応急復旧

応急復旧に当たっては、的確に被害状況を把握し、速やかに応急復旧対策を確立する。

ア 復旧の優先順位

(ア) 取水、導水、浄水施設の復旧を優先する。

(イ) 主要な送・配水管及び応急給水拠点に至るまでの管路の復旧を優先する。

イ 資機材の確保

応急復旧に必要な管類等の資機材を備蓄する。

ウ 人員の確保

応急復旧に必要な人員の確保及び配置を行う。

(3) 広報対策

水道施設の被害及び復旧の状況等について、地域住民への適切な広報に努める。

2 電力施設災害対策計画

東京電力パワーグリッド(株)は、災害時における電力施設の応急対策が社会一般に及ぼす影響の大なることに鑑み、電力施設災害対策計画を次のとおり定める。

(1) 応急対策方法

災害時における応急対策は、次のとおりとする。

ア 目的

台風、雪害、洪水、地震、塩害その他非常災害に際し、各施設の被害を最小にとどめるとともに、被害の早期復旧を図るものとする。

イ 非常態勢の組織

(ア) 千葉支店非常災害対策本部（以下「本部」という。）を千葉支店内に置き、本部の下に情報班、広報班、公務復旧班、配電復旧班、建設復旧班、通信班、給電班、カスタマーセンター班及び総務班の9班を置く。

千葉支店 千葉市中央区富士見2-9-5

(イ) 次の現業機関に非常対策支部（以下「支部」という。）を置く。

千葉支社 千葉市美浜区幸町1-21-19

京葉 〃 船橋市湊町2-2-16

東葛 〃 柏市新柏1-13-2

成田 〃 成田市花崎町822-1

木更津 〃 木更津市貝渕3-13-40

ウ 組織の運営

(ア) 発 令

- a 本（支）部長は、非常災害が予想される場合又は発生した場合は、情勢に応じ適用すべき体制区分にしたがい、第1～3非常体制を発令する。
- b 上部機関が非常体制に入った場合は、その旨下部機関に連絡する。
- c 支社において非常体制を発令した場合は、支店長へその旨報告する。

(イ) 運営

非常体制が発令された場合は、本部及び支部を設け、非常災害に対処する各業務を実施する。

(ウ) 縮小・解除

本（支）部長は、受け持ち区域内の災害復旧が進行し全部門の対応は不要と判断した場合は、関係部門のみ対応とするなど、非常体制を縮小する。

また、非常災害対策本（支）部を設置しておく必要がなくなった場合は非常体制を解除する。

エ 非常対策前の対策

非常災害の発生するおそれのある場合は、非常体制の発令以前においては職制を通じ、発令以後は組織を通じて各設備に有効適切な予防対策を講じ、万全を期するものとする。

オ 非常災害発生時の対策

非常災害の発生した場合は、有効適切な処置を講じ万全を期するものとする。

カ 被害復旧対策

(ア) 復旧計画

本部及び支部は、各設備の被害状況を速やかに掌握し、次の事項につき復旧計画を立てる。

- a 復旧応援隊の必要の有無
- b 復旧作業隊の配置状況
- c 復旧資機材の調達
- d 電力系統の復旧方法の検討
- e 復旧作業の日程
- f 仮復旧の完了見込み
- g 宿泊施設、食料、衛生対策等の手配
- h その他必要対策

(イ) 復旧順位

各設備の復旧順位は、原則として下記によるものとするが、災害状況及び各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものより行う。

- a 送電設備
 - ① 全回線送電不能の主要線路
 - ② 全回線送電不能のその他の線路
 - ③ 一部回線送電不能の重要線路
 - ④ 一部回線送電不能のその他の線路
- b 変電設備
 - ① 主要幹線の復旧に関する送電用変電所
 - ② 都心部に送電する系統の送電用変電所
 - ③ 重要施設に供給する配電用変電所
- c 通信設備
 - ① 給電指令用回線並びに制御・保護及び監視回線
 - ② 保守用回線
 - ③ 業務用回線

d 配電設備

① この場合は、水道、新聞、放送、ガス、電鉄、排水設備、県地域振興事務所、官公署、警察消防、NTT、広域避難場所、その他重要施設に対しては、優先的に送電するなど、各所ごとに具体的に復旧順位を定めておく。

② 長期浸水地区における重要施設への供給に対しては、負荷切替、応急ケーブルの新設等により仮送電する。

③ 停電が長期にわたる場合は、被害地市民の治安確保の面から、道路上に投光器などの仮施設を行う。

キ 復旧応援隊の組織及び運営

被害が多大で、当該非常災害対策本（支）部のみの工事力では早期復旧が困難な場合には、復旧隊を組織し、復旧作業にあたる。

ク 復旧用資機材等の調達及び輸送

(ア) 非常災害対策支部は、予備品、貯蔵品等の在庫量を再調査し、調達を必要とする資機材は、可及的速やかに本部に要請し、復旧体制を整える。

(イ) 連絡不能等で、かつ早期復旧を要するためやむを得ず資機材を現地調達した場合は、事後速やかに所定の手続きを行う。

(ウ) 非常災害対策本（支）部は、復旧用資機材の陸上輸送が不可能な場合は、船舶及び航空機等による輸送を行う。

ケ 災害速報

災害及び復旧状況の連絡は、情報班が迅速に行い、概況の把握に努める。

(2) 復旧作業上の留意事項

ア 復旧作業には、あらかじめ準備された所定の腕章を、また連絡車、作業車には所定の標識を掲示して東京電力復旧作業隊であることを明示する。

イ 河川、海岸及び急傾斜地に近接している箇所では復旧作業を行う場合は、事前に避難方法等を確認しておく。

ウ 幹線道路は、復旧資機材、救援物資等の輸送及び消防活動の確保を図るため、道路上の倒壊、折損電柱等は早期に取り除く。

(3) 非常災害前の対策

ア 情報連絡

(ア) 給電所、テレビ、ラジオ等を通じて台風の接近、風速、降雨量その他の情報入手に努め、「天気図」を作成する等動静の把握に万全を期するとともに、これらを各組織相互で緊密に連絡する。

(イ) 災害発生前の情報交換、その他連絡を兼ねて、一定時間ごとに関係各所との電話連絡を行い、疎通を確認しておく。

(ウ) 保安電話回線が通話不能となった場合は、保線用、営配用、非常用などの無線機を活用し、さらにNTT電話などの利用を図る方法を事前に確立しておく。

イ 各設備の予防強化

(ア) 業務設備

既設の設備並びに建設中の設備の応急防災は、支店並びに第一線機関等の総務担当グループが他グループの応援を得て行うこととし、下記事項についてあらかじめ措置を講じておく。

a 要員の確保

b 非常災害の発生するおそれのある場合は、総務班員による社屋防護班を編成しておく。

c 防火、防水、救命用器などの点検整備

d 非常持出物品の搬出準備

e 防火扉の開閉点検

- f 建物の補強
- g 建設中の設備及び資材等の補強並びに損害防止
- h 排水設備の点検整備
- (イ) その他の設備（配電、給電、変電、送電、電子通信設備等）
業務設備以外の応急防災対策については、前項に準じることとするが、特に下記事項について措置を講じておく。
 - a 洪水、高潮等の被害を受けるおそれのある事業所については、諸施設の災害予防について応急対策を強化する。なお、利根川及び荒川の洪水予報については、別途「利根川、荒川洪水予報伝達系統」の定めにより運用する。
 - b 配電、変電、送電、電子通信等の設備で工事中あるいは仮工事のものは、速やかに本工事を完成するか補強処置を講じる。
 - c その他設備ごとに状況に応じて対策を立て強化を図る。
 - d 上記の対策を実施する場合は、請負会社を特命して応急工事を実施することができる。
- (ウ) 要員の動員、連絡の徹底
 - a 支店及び各第一線機関等は、非常災害対策構成表による個人別担当業務表を作成標示し、変更の都度、訂正するとともに、いつでも出動できる体制を確立しておく。
 - b 支店及び第一線機関等は、社外者に応援を求める場合の連絡体制を確立しておく。
 - c 各構成員は、常に気象情報その他の情報に留意し、非常体制が発令された場合は速やかに担当業務を実施する。
 - d 所定勤務時間外における構成員の連絡方法については、あらかじめ定めておく。また構成員が交通途絶により動員に応じられないときは、その旨を速やかに連絡し指示を受けるか、あるいは最寄りの事業所に出動し、その長の指揮下に入る。
 - e 他事業所又は社外者に応援を求める場合、あるいは他事業所から応援を要請される場合に備え、応援隊動員などの諸計画を作成しておくとともに、動員対象者が円滑に各種体制に入り得るよう受入体制に配慮する。
- (エ) 工具、機動力、資機材等の整備確認
あらかじめ工具、車両等を整備して応急出動に備えるとともに、手持資材の数量を調査し復旧工事に支障のないよう手配するものとする。
- (オ) 公衆感電障害事故防止
新聞、有線放送、テレビ、ラジオ、PR車、ビラ、その他適切な方法をもって一般公衆に対し、次の事項を周知徹底し、事故防止に努める。
 - a 無断昇柱、無断工事を禁止すること。
 - b 不良個所（電柱の倒壊・折損、電線の断線・垂下等）の異常を発見した場合は、速やかにカスタマーセンターへ連絡すること。
 - c 断線垂下している電線には絶対に触らないこと。
 - d 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気機器等は、危険なため使用しないこと。また、使用する場合は絶縁検査を受けた上で使用すること。
 - e 屋外へ避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること。
 - f その他事故防止のための留意すべき事項。
- (4) 災害発生時の対策
 - ア 各設備の運転保守について
 - (ア) 災害発生時といえども需要家サービス並びに治安維持のため、原則として送電を継続する。
 - (イ) 浸水、建物倒壊により運転することがかえって危険であり、事故を誘発するおそれがある場合又は運転不能の予測される場合は、運転を停止し、関係各機関に連絡するとともに、必要な措置を講じ待避する。なお、緊急やむを得ない場合はこの限りではな

- い。
- イ 被害状況の収集、周知
一般的な災害状況把握の遅速は、復旧計画樹立に大いに影響するので、あらゆる方法をもって被害の早期把握に努める。
- (ア) 被害状況の収集
- a 本部
- ① 電話連絡可能な場合は、各支部より状況報告を受け、速やかに被害全般を掌握する。
- ② 電話連絡不可能の場合は、あらかじめ定められた方法によるほか、必要に応じて舟艇、航空機等を利用して連絡に努めるとともに、自衛隊、警察、報道機関等による情報収集などあらゆる方法を講じて速やかに被害の全般を掌握する。
- b 支部
- ① 各支部は、災害発生後速やかに各設備の巡視を行い、被害状況の把握に努める。
- ② 被害が広範囲にわたり巡視困難な場合は、重要施設のみ巡視して適宜な方法により被害状況の把握に努める。
- (イ) 被害状況の周知
- a 本部の情報班は、速やかに被害状況の全般を掌握し、新聞、テレビ、ラジオ、有線放送、広報車等を利用し、その状況（被害数、復旧見込み等）の周知に努める。
- b 監督官公庁に報告あるいは連絡し、復旧作業に対する協力方を要請する。

<資料編3-12 防災行政無線の活用に関する協定書 参照>

3 農業集落排水施設災害対策計画（生活環境課）

- (1) 応急活動体制
管轄する農業集落排水施設に災害の発生するおそれのある場合には、即時に応急対策活動を実施する。このために、防災活動が円滑に遂行できるように、応急活動体制整備に努める。
- (2) 緊急活動
災害が発生した場合、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し農業集落排水機能の支障及び二次災害のおそれがあるものについては緊急防止活動を行う。
なお、活動体制の確立並びに関係機関等の連携による応援体制の確立を図る。
- (3) 応急復旧対策
応急復旧に当たっては、被害の状況・原因等の調査を行い応急復旧対応の内容を決定し、復旧工事を実施する。復旧に当たっては、道路管理者等及び関係するライフライン事業者と工程調整の上作業を行う。
- (4) 防災資機材の整備・備蓄対策
災害時において、農業集落排水施設の処理機能を保持するため、応急防災用資機材について可能な限り備蓄する。また、民間業者との協力協定の締結等により連携を密にし、必要な資機材の種類と数量を確保するよう努める。
- (5) 広報対策
農業集落排水施設の被害及び復旧の状況等について、地域住民への適切な広報に努める。

4 ガス施設災害対策計画

- (1) 東京ガス株
- ア 応急対策
- (ア) 動員、配備体制

災害の発生が予想され又は発生した場合は、災害に対する迅速かつ適切な措置を図るため、社内規程に基づき非常災害体制を確立する。

非常災害体制は、災害の種類、規模等に応じて第一次から第二次までの体制を速やかにとるものとし、災害の未然防止及び拡大防止を図る。

(イ) 情報収集、連絡体制

- a 風水害等の警報発令は、気象協会より入手し、予め定めた方法で各事業所へ一斉通報を行う。
- b 各行政、消防、警察等の防災機関との連絡は、予め定められた方法で行い、必要に応じて連絡員の派遣を行う。
- c 災害に際しては、本社、各事業所とも有線、無線等の通信設備により、情報の収集、連絡を行う。

(ウ) 災害時における広報

災害発生時には、その直後、ガスの被害状況、ガス供給停止状況、復旧作業の見通しなど、必要に応じて広報活動を行う。広報については、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知する。

また、千葉県等の関係機関と必要に応じて連携を図る。

5 東日本電信電話(株)の通信施設災害対策計画

(1) 災害時の活動体制

ア 災害対策本部の設置

災害が発生した場合は、その状況により、千葉支店に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

イ 情報連絡体制

災害の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達に当たる。

(2) 発災時の応急措置

ア 設備、資機材の点検及び発動準備

災害の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

(ア) 電源の確保

(イ) 災害対策用無線機等の発動準備

(ウ) 非常用可搬型交換装置等の発動準備

(エ) 予備電源設備、移動電源車等の発動準備

(オ) ビル建築物の防災設備の点検

(カ) 工事用車両、工具等の点検

(キ) 保有資材、物資の点検

(ク) 所内、所外施設の巡回、点検による被害状況の把握

イ 応急措置

災害により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

(ア) 通信の利用制限

(イ) 災害時優先電話、警察・消防緊急通報回線の確保

(ウ) 無線設備の使用

(エ) 特設公衆電話の設置

(オ) 非常用可搬型電話局装置の設置

(カ) 臨時電報、電話受付所の開設

(キ) 回線の応急復旧

(ク) 災害用伝言ダイヤル「171」の運用

ウ 災害時の広報

災害のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

(ア) 通信途絶、利用制限の理由と内容

(イ) 災害復旧措置と復旧見込時期

(ウ) 通信利用者に協力を要請する事項

(エ) 災害用伝言ダイヤル「171」の提供開始

(3) 応急復旧対策

災害により被災した通信回線の復旧に当たっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。

災害復旧工事については、次により工事を実施する。

ア 電気通信設備等を応急的に復旧する工事

イ 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

6 株N T T ドコモの通信施設災害対策計画

(1) 災害時の活動体制

ア 災害対策本部の設置

災害が発生した場合は、その状況により、千葉支店に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、町、県及び各防災機関と緊密な連絡を図る。

イ 情報連絡体制

災害の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達に当たる。

(2) 発災時の応急措置

ア 設備、資機材の点検及び発動準備

災害の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

(ア) 可搬型無線基地局装置の発動準備

(イ) 移動電源車等の発動準備

(ウ) 局舎建築物の防災設備等の点検

(エ) 工事用車両、工具等の点検

(オ) 保有資材、物資の点検

(カ) 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

イ 応急措置

災害により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

(ア) 通信の利用制限

(イ) 非常通話、緊急通話の優先、確保

(ウ) 可搬型無線基地局装置の設置

(エ) 携帯電話・衛星携帯電話による臨時電話の運用

(オ) 回線の応急復旧

ウ 災害時の広報

災害のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ、インターネット等によって次の事項を利用者に周知する。

(ア) 通信途絶、利用制限の理由と内容

- (イ) 災害復旧措置と復旧見込時期
 - (ウ) 通信利用者に協力を要請する事項
 - (エ) 「災害用伝言板」及び「音声お届けサービス」の提供開始
- (3) 応急復旧対策
- 災害により被災した通信回線の復旧に当たっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。
- 災害復旧工事については、次により工事を実施する。
- ア 電気通信設備等を応急的に復旧する工事
 - イ 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

7 KDDI(株)の通信施設災害対策計画

KDDI(株)では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、東京本社に災害対策本部及び対策室等を設置し、現地と緊密に連絡をとりながら各組織の機能を最大限に発揮して通信の疎通確保と施設の早期復旧に努める。

災害の発生時には、局社の点検をするとともに、中継局の停電対策のため移動電源車の出動準備をする。

通信に輻輳が発生した場合には通信の利用制限を行い必要な通信の確保をするとともに、一般県民を対象に災害伝言版サービスによる安否情報の伝達に協力する。

8 ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株)の通信施設災害対策計画

ソフトバンクモバイル(株)、ソフトバンクモバイル(株)では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その状況に応じた対策組織を設置し、各対策組織が緊密に連絡を取りながら機能を最大限に発揮して通信の確保と設備の早期復旧に努める。

また、災害発生時には、通信設備の点検をするとともに、通信の確保と早期復旧に必要な緊急保全車両の出動準備を行い、通信に輻輳が発生した場合には通信の利用制限を行い必要な通信を確保するとともに、一般県民を対象に災害用伝言板、災害用音声お届けサービス等による安否情報の伝達に努める。

9 郵政業務応急対策計画

日本郵便(株)においては、災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被害状況等被災地の実情に応じ、郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策等を実施する。

- (1) 災害時における窓口業務の維持を行う。
- (2) ゆうちょ銀行(株)の非常払及びかんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合、取扱う。
- (3) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
災害救助法が発動された場合、被災1世帯当たり、通常郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。なお、交付局は日本郵便(株)が指定した郵便局とする。
- (4) 被災者が差し出す通常郵便物の料金免除
被災者が差し出す通常郵便物(速達郵便物及び電子郵便を含む)の料金免除を実施する。
なお、取扱局は日本郵便(株)が指定した郵便局が指定した支店とする。
- (5) 被災地あて救助用郵便物の料金免除
日本郵便(株)が公示して、被災者の救助等を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物品を内容とする小包郵便物及び救助用又は見

舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。なお、引受局は全ての郵便局とする。

(6) 利用の制限及び業務の停止

重要な郵便物の取扱いを確保するため必要があるときは、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。

<資料編3-13 災害時における情報の収集・提供の支援等に関する協定書 参照>

<資料編3-14 多古町と多古町内郵便局との包括連携協定書 参照>

第16節 ボランティアの協力

町及び県は、大規模災害時において、災害応急対策の実施には多くの人員を必要とするため、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策を実施するものとする。

1 町災害ボランティアセンターの設置（総務課 社会福祉協議会）

災害が起こった場合、ボランティアの受入登録・派遣等を行うため、町は被災の状況を踏まえ、必要に応じて町災害ボランティアセンターの設置を決定する。町災害ボランティアセンターの設置運営は、多古町社会福祉協議会が行い、町はこれを支援する。町と社会福祉協議会は「ボランティアセンター設置運営に関する協定」を締結し、円滑な運営を図る。町災害ボランティアセンターの設置位置は、多古町立図書館（多古町多古 2540-1）とする。

2 ボランティアの活動分野

ボランティアの協力を得て実施する活動内容は次のとおりとする。

(1) 専門分野

- ア 救護所での医療救護活動
- イ 被災建築物応急危険度判定
- ウ 被災宅地危険度判定
- エ 外国語の通訳、情報提供
- オ 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報
- カ 被災者への心理治療
- キ 高齢者や障害者等要配慮者の看護、情報提供
- ク その他専門的知識、技能を要する活動等

(2) 一般分野

- ア 避難所の運営補助
- イ 炊き出し、食料等の配布
- ウ 救援物資や義援品の仕分け、輸送
- エ 高齢者や障害者等要配慮者の支援
- オ 被災地の清掃、がれきの片づけなど
- カ 避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む。）
- キ その他被災地における軽作業等

3 ボランティアとして協力を求める個人、団体

災害時にボランティアとして活動が期待される個人、団体は次のとおりとし、これらに積極的に協力を求めることとする。

(1) 個人

- ア 被災地周辺の住民
- イ 被災建築物応急危険度判定士
- ウ 被災宅地危険度判定士
- エ ボランティア活動の一般分野を担う個人
- オ その他

(2) 団体

- ア 日本赤十字社千葉県支部奉仕団
- イ 千葉県社会福祉協議会及び各市町村社会福祉協議会
- ウ （公財）ちば国際コンベンションビューロー

- エ (一社) 日本アマチュア無線連盟千葉県支部
- オ その他ボランティア団体・NPO法人等

4 ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ (総務課 社会福祉協議会)

常に災害時におけるボランティア活動の重要性を明らかにし、ボランティア活動の主体となる意識の保持を訴えるとともに、災害時には積極的な参加を呼びかけるものとする。

(1) 平時におけるボランティア意識の啓発

毎年1月17日の「防災とボランティアの日」及び1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」を中心に実施する講演会やシンポジウムなどの諸行事を通じ、町民にボランティア意識の醸成を図る。

また、毎年9月1日の「防災の日」及び8月30日から9月5日までの「防災週間」を中心に実施する防災訓練や各種啓発行事に積極的にボランティア団体等の参加を求めることにより、その重要性を広報する。あわせて、住民やボランティア団体等の参加を得た実践的な防災訓練を実施し、災害時におけるボランティアの協力が円滑に得られるよう日ごろから連携の強化を図る。

(2) 災害時における参加の呼びかけ

大規模な災害が発生した際には、インターネットやテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や県及び県内市町村に加え、社会福祉協議会ボランティアセンターや市町村市民活動支援センター、ボランティア団体やNPO法人並びに近隣都県の社会福祉協議会、日本赤十字社各支部等の関係団体を通じて、広くボランティアの参加を呼びかける。

なお、東日本大震災においては、特にHPやブログなどのネットでの情報公開により電話などによる問合せを少なくできたことから、インターネットを利用した参加の呼びかけを推進する。

5 災害時におけるボランティアの登録、派遣 (総務課 社会福祉協議会)

災害の状況に応じた、より実地的なボランティア活動体制を立ち上げるため、ボランティアの受付、登録は原則として発災後に実施することとし、町、県及び関係機関が十分な連携を図りながら迅速に対応するものとする。

(1) 県担当部局による登録

専門分野での活動を希望する個人及び団体については、県の各活動担当部局が中心となって対応する。

県の担当部局は、被災地におけるボランティアの需要状況を基に、派遣先や派遣人員等を町等と調整の上、派遣する。

活動分野	個人・団体	県受付窓口
医療救護、地域保健	医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、栄養士、歯科衛生士等	健康福祉部健康づくり支援課、健康福祉部医療整備課、健康福祉部業務課
被災建築物応急危険度判定* 被災宅地危険度判定*	被災建築物応急危険度判定士 被災宅地危険度判定士	県土整備部建築指導課 県土整備部都市計画課
高齢者支援	支援団体	健康福祉部高齢者福祉課
障害者支援	支援団体	健康福祉部障害福祉課
外国語通訳、翻訳、情報提供	(公財)ちば国際コンベンション ビューロー語学ボランティア、災害時外国人サポーター	総合企画部国際課
通信、情報連絡	(一社)日本アマチュア無線連盟 千葉県支部	防災危機管理部危機管理課

※平時に登録を行っている。

(2) 災害ボランティアセンターによる登録

県災害ボランティアセンターでは、県内全体のボランティアに関する情報の収集や提供等を行い、町災害ボランティアセンター又は広域災害ボランティアセンターでは、一般分野での活動を希望する個人及び団体について受入、登録する。

町災害ボランティアセンターで受け入れたボランティアについては、町内のボランティアの需要状況を基に派遣する。また、広域災害ボランティアセンターで受け入れたボランティアについては、被災地におけるボランティアの需要状況を基に、派遣先や派遣人員等を被災市町村と調整の上、派遣する。

さらに、全国規模での活動希望が予想される場合には、近隣都県の協力を得て受付、登録事務を進めるものとする。

(3) ボランティアニーズの把握

町は被災現地における体制を整備し、町災害ボランティアセンターと連携の上、ボランティアの需要状況の的確な把握に努める。

県災害ボランティアセンターは、町との連絡を密にするとともに、被災地に設置する現地救護本部や巡回パトロールによる情報収集、各種ボランティア団体との情報交換等により、県全域のボランティアの需要状況の把握に努める。

(4) 各種ボランティア団体との連携

町災害ボランティアセンターは、日本赤十字社千葉県支部や県及び多古町社会福祉協議会、独自に活動するボランティア団体・NPO法人等と十分な情報交換を行うとともに必要な支援策を実施し、密接な連携の下に各種救援救護策を進める。

6 ボランティア受入体制（総務課 社会福祉協議会）

(1) 食事、宿泊場所の提供

ボランティアについての食事や宿泊場所については、自己調達を基本とする。

(2) 町災害ボランティアセンターの活動拠点の提供

町災害ボランティアセンターの活動拠点については、「ボランティアセンター設置運営に関する協定」（資料編3-15参照）に基づき、町が用意する。

(3) 活動費用の負担

ボランティアの活動に伴う経費は、その必要性に応じてボランティアを受け入れる町が負担する。ボランティアが活動に必要とする資機材については、県社会福祉協議会や多古町社会福祉協議会においても、予め用意を行うことが望ましい。

(4) 保険の付与

ボランティア活動に伴う事故の発生に対処するため、県災害ボランティアセンターは県内で活動するボランティアの把握に努め、被災地の町災害ボランティアセンターにおいては、ボランティア保険の加入を活動の条件とする。

7 災害ボランティアセンター運営スタッフ等の養成等（総務課 社会福祉協議会）

一般分野でのボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、その活動を支援する災害ボランティアセンターの運営スタッフ等には、調整能力など高い専門性が必要である。

そこで、各種研修会や講習会を通じて、普段から災害ボランティアセンターの運営スタッフ等の養成を進める。

また、発災時に迅速な受入ができるよう災害ボランティアセンターの開設・受入・調整についてのマニュアル作成や訓練の実施等により体制を整備するとともに、被災者の多様なニーズに応えられるよう、多様な立場の者の能力が活用され、意見が反映されるよう、常日頃から連携体制の強化に努める。

第4章 災害復旧計画

第1節 被災者生活安定のための支援

災害により被害を受けた町民が、安心した生活を取り戻せるように、経済的支援をはじめ、医療や雇用面における支援、さらに心のケア等を行うことによって、町民に自力復興心をもたせ、もって生活安定の早期回復を図る。

1 被災者に関する支援の情報の提供等（総務課 住民課 税務課）

町は、各種の支援措置が早期に実施されるよう、発災後遅滞なく被災者に罹災証明書を交付するとともに、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成等被災者支援の公平で効率的な実施に努める。

被災者台帳の作成に当たっては、被災者に関する情報のうち県が実施した支援について、県に対し情報提供を要請する

2 被災者生活再建支援金（総務課）

(1) 目的

自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活再建することが困難な被災者に対し、その生活の再建を支援し、もって町民生活の安定と被災地の速やかな復興に資すること。

(2) 対象となる自然災害

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害

イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

エ 上記ア又はイに規定する被害が発生した市町村を含む都道府県内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満）における自然災害

オ 上記ウ又はエに規定する都道府県に隣接する都道府県内の市町村（人口10万人未満）で、ア～ウに規定する被害が発生した市町村に隣接し、かつ、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

カ 上記ウ又はエに規定する都道府県が2以上ある場合において、その自然災害により5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満。ただし、人口5万人未満の市町村にあっては2世帯以上）における自然災害

(3) 対象となる被災世帯

対象世帯は次のいずれかに該当する世帯とする。

ア 住宅が「全壊」した世帯

イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修をしなければ居住が困難な世帯（大規模半壊世帯）

(4) 支援金の支給額

支給額は、住宅の被害程度と再建方法に応じた渡し切りとし、以下の2つの支援金の合計額となる。ただし、世帯人数が1人の場合は各該当欄の金額の3/4の額となる。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額	200万円	100万円	50万円

(5) 支援金支給手続き

支給申請は町に行い、提出を受けた町は申請書等の確認を行いとりまとめの上、県防災危機管理部防災政策課原発事故対応・復旧復興班へ提出する。

県は当該書類を委託先である（公財）都道府県会館へ提出し、申請書を受理した（公財）都道府県会館は交付決定等を行う。

（被災者生活支援法人として、（公財）都道府県会館が指定されている。）

3 公営住宅の建設等（都市計画課）

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅の建設を行う。

町が行う災害公営住宅の建設等に対し、知事は適切に指導・支援を実施する。

4 災害援護資金（総務課）

自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため災害資金の貸付けを行う。

(1) 貸付対象

ア 貸付の対象となる被害

(ア) 世帯主が療養に要する期間がおおむね1月以上である負傷を負った場合

(イ) 住居又は家財の被害金額が当該住居又は家財の価格のおおむね3分の1以上の損害であると認められる場合

イ 世帯の所得制限

上記アに掲げる被害を受けた世帯であって、当該世帯に属する者（以下「同一世帯員」という。）の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が、同一世帯員が1人であるときは220万円、2人であるときは430万円、3人であるときは620万円、4人であるときは730万円、5人以上であるときは730万円にその世帯に属する者のうち4人を除いた者1人につき30万円を加えた額に満たないものの世帯主

ただし、当該世帯の住居が滅失した場合にあつては、同一世帯員の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が1,270万円に満たない世帯の世帯主

(2) 貸付限度額

ア 世帯主の1ヶ月以上の負傷のある場合

(ア) 家財等の損害がない場合 150万円

(イ) 家財の1/3以上の損害 250万円

(ウ) 住居の半壊 270万円

ただし、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を
取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合

350万円

(エ) 住居の全壊 350万円

- イ 世帯主の1ヶ月以上の負傷のない場合
 - (ア) 家財の1/3以上の損害 150万円
 - (イ) 住居の半壊 170万円
 - ただし、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合 250万円
 - (ウ) 住居の全壊（エ）を除く 250万円
 - ただし、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合 350万円
 - (エ) 住居の全体が滅失若しくは流失 350万円
- (3) 貸付条件
 - ア 貸付期間 10年（据置期間を含む）
 - イ 据置期間 3年（特別な場合5年）
 - ウ 利子 年3%（据置期間中は無利子）
 - エ 保証人 連帯保証人になること
- (4) 償還方法 年賦償還又は半年賦償還
- (5) 申込方法 町
- (6) 県担当課 防災危機管理部防災政策課原発事故対応・復旧復興班

5 生活福祉資金（社会福祉協議会）

- (1) 貸付対象
 - 低所得世帯のうち、他から融資を受けることができない者で、この資金（災害援護費）の貸付けを受けることによって災害による困窮から自立更生のできる世帯
- (2) 貸付金額 一世帯150万円以内
- (3) 貸付条件
 - ア 据置期間 6月以内
 - イ 償還期間 据置期間経過後7年以内
 - ウ 利子
 - 保証人あり 無利子
 - 保証人なし 年1.5%
 - エ 保証人
 - (ア) 連帯保証人となること
 - (イ) 原則として借受人と同一都道府県に居住し、その生活の安定に熱意を有する者
 - (ウ) 生活福祉資金の借受人又は借入申込者となっていない者
- (4) 償還方法 年賦、半年賦又は月賦
- (5) 申込方法 官公署が発行する被災証明書を添付し、民生委員を通じ多古町社会福祉協議会へ申し込む。

6 町税の減免等（税務課）

被災した納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）に対し、地方税法又は多古町税条例及び多古町国民健康保険税条例の規定により、町税の申請等の期限の延長、徴収猶予及び減免等個々の事態に対応した適時・適切な措置を講じるものとする。

- (1) 申告等の期限の延長
 - 災害により、納税義務者等が期限内に申告、その他の書類の提出又は町税を納付若しくは納入することができないと認めるときは、次により当該期限を延長するものとする。
 - ア 災害が広範囲にわたる場合
 - 町長が職権により適用の地域及び期日を指定するものとする。

イ その他の場合

納税義務者等の申請により、町長が、災害のやんだ日から納税者については2ヶ月以内、特別徴収義務者については30日以内において期日を指定するものとする。

(2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が町税を一時に納付し又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予するものとする。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行うものとする。

(3) 減免及び納入義務の免除等

被災した納税義務者等に対し、次により減免及び納入義務の免除等を行うものとする。

ア 固定資産税

災害により著しく価値が減じた固定資産について、その被害の程度に応じ減免するものとする。

イ 国民健康保険税

被災した納税義務者の状況に応じて減免するものとする。

7 生活相談（住民課）

町は、被災者のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取しその解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、広聴活動を実施する。

8 見舞金（総務課）

町は、東日本大震災住家被災者見舞金支給要綱及び他市町村の例を参考として、恒久的な自然災害による見舞金支給制度を検討する。

9 義援金品の配付（財政課 出納室）

町は、必要に応じ自ら募集し被災者に配分するため、義援金の募集、受付、配分等についての計画を策定する。

また、県又は義援金募集团体から送付された義援金を、被災者に配分する。

なお、義援物資については「第3章 災害応急対策計画 第8節 救援物資供給活動 2 食料・生活必需品等の供給体制」による。

■町並びに県及び義援金募集团体に寄託された義援金

(1) 募集の決定及び周知並びに受付

ア 町が募集する義援金

機 関 名	内 容
町	1 募集の決定及び周知 災害救助法の適用状況等を勘案し義援金の募集を決定し、義援金募集团体等と連携を図りながら、次の事項をホームページ及び報道機関等を通じ公表し、広報を行う。 (1) 振込金融機関口座（金融機関名、口座番号、口座名等） (2) 受付窓口 (3) 募集期間 (4) 振込手数料の取扱い (5) 税制上の取扱い (6) 配分方法 2 受付 義援金は出納室で受け付ける。 （※寄付金（見舞金）は財政課で受け付ける。）

イ 義援金募集团体が募集する義援金

機 関 名	内 容
義援金募集团体	1 募集の決定及び周知 町や県等と連携を図りながら、募集を決定し周知を行う。 2 受付 関係団体（県、社会福祉協議会等）と連携を図りながら、受け付ける。 寄託された義援金は、県の災害義援金配分委員会の指定する口座に速やかに送金することとする。
県	県は義援金募集团体から送付された義援金を県の配分基準により町に送金する。

(2) 配分

機 関 名	内 容																	
町	<p>町並びに県及び義援金募集团体に寄託された義援金の配分に必要な事項（対象・基準・時期・方法等）については、義援金募集团体、県、福祉団体、町等で構成する災害義援金配分委員会を開催し、決定する。ただし、配分に時間がない場合は、町長が決定することができる。</p> <p>配分基準は、原則として下表のとおりとするが、義援金配分委員会（配分に時間がない場合の町長を含む。）が特に必要と認めた場合は、この基準によらないことができる。</p> <p>（表） 配分基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配分対象</th> <th></th> <th>配分比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">人的被害 （配分対象：者）</td> <td>死者</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>行方不明者 （死亡と推定される者）</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>重傷者</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">住家被害 （配分対象：世帯）</td> <td>全壊 （半壊解体、敷地被害解体を含む）</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>床上浸水</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（※床上浸水世帯を1とする）</p>	配分対象		配分比	人的被害 （配分対象：者）	死者	10	行方不明者 （死亡と推定される者）	10	重傷者	5	住家被害 （配分対象：世帯）	全壊 （半壊解体、敷地被害解体を含む）	10	半壊	5	床上浸水	1
配分対象		配分比																
人的被害 （配分対象：者）	死者	10																
	行方不明者 （死亡と推定される者）	10																
	重傷者	5																
住家被害 （配分対象：世帯）	全壊 （半壊解体、敷地被害解体を含む）	10																
	半壊	5																
	床上浸水	1																

(3) 義援金の処理に関する監査及び配分状況の公表

機 関 名	内 容
町	義援金が公正かつ適正に配分されたことを示すため、義援金配分委員会の監事は義援金の処理に関する監査を行い、配分状況を公表する。

10 その他の生活確保

機 関 名	生 活 確 保 の 取 扱 い
日本郵便(株)	<p>災害救助法が発動された場合、郵便事業(株)は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。</p> <p>1 郵便関係</p>

	(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 災害時には、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 災害時には、被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除を実施するものとする。 2 災害時における窓口業務の維持 3 郵便事業(株)の災害特別事務取扱い、(株)ゆうちょ銀行の非常払及び(株)かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い
労働局	1 災害による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、市町村の被災状況等を勘案の上、県内各公共職業安定所及び隣接都県の公共職業安定機関等との緊密な連携をとり、公共職業安定所を通じ速やかにそのあっせんを図る。 2 災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、被災地域を管轄する公共職業安定所長を通じ、次の措置を講じる。 (1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置 (2) 巡回職業相談の実施 3 雇用保険の失業給付に関する特例措置 災害により失業の認定日に出向いて行くことのできない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。
N H K	災害救助法に基づく被災者の受信料免除について検討し、総務大臣の承認を得て実施する。

1 1 中小企業への融資（産業経済課）

県は、災害の発生により経営の安定に支障を生じている中小企業者等に対する資金対策として、セーフティネット保証を実施している。町は対象となる中小企業者等に対し、制度の周知に努める。

<資料編6-17 千葉県制度融資（セーフティネット資金）の概要 参照>

1 2 農林漁業者への融資（産業経済課）

県は、災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し復旧を促進し、経営の安定を図るため、天災資金、千葉県農業（漁業）災害対策資金、（株）日本政策金融公庫の災害資金等による融資を行う。町は、対象となる農林漁業者に対し、各種制度の周知に努める。

<資料編6-18 被災農林漁業者に関する災害向け資金 参照>

第2節 ライフライン関連施設等の復旧計画

上水道・農業集落排水施設・電気・ガス・通信等の施設、農林業用施設また道路・河川・港湾等の公共土木施設は、それぞれ都市生活及び生産の基盤であり、社会経済活動の基幹となるものである。

これらの施設については、災害直後の応急復旧の後、社会全般が落ち着いた段階で将来計画も踏まえた施設等の復旧を行うものとする。

1 水道施設（生活環境課）

応急復旧が一段落し給水が確保された段階で、水道事業の正常化を図るため総合的に施設の復旧を行う。

(1) 復旧対策

復旧工事は、特に次の点に留意して進めるものとする。

- ア 取水・導水・浄水施設及び管路等の重要施設について最優先で復旧を行う。
- イ 施設の耐震化を図る。
- ウ 管路は多系統化、ブロック化及びループ化を基本とする。
- エ 町の計画的復興に伴う施設の整備を図る。

(2) 漏水防止対策

配水の正常化を図るため、早急に漏水防止対策を行う。

- ア 漏水調査を実施する。
- イ 調査に基づき、漏水修理計画を作成し実施する。
この場合は次の点に留意する。
 - (ア) 漏水の多発している管路は布設替えを行う。
 - (イ) 修理体制を整備し、断水時間の短縮、住民への広報、保安対策に万全を期する。

2 農業集落排水施設（生活環境課）

災害の本復旧は、応急復旧終了後、本復旧のための調査を実施し、調査結果に基づいて復旧計画を策定し、工事を実施する。

3 電気施設

原則として復旧の順位は、人命にかかわる施設、対策の中核である官公署、町民生活の安定のために重要な報道機関、避難場所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、災害の状況、施設復旧の難易度を勘案し、電力供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

(1) 火力発電設備

- ア 系統に影響の大きい発電所
- イ 局配負荷供給上必要な発電所

(2) 送電設備

送電線路の復旧順位は次のとおりである。

- ア 全回線送電不能の主要線路
- イ " のその他の線路
- ウ 一部回線送電不能の重要線路
- エ " のその他の線路

(3) 変電設備

- ア 主要幹線の復旧に関する送電用変電所
- イ 都心部に送電する系統の送電用変電所
- ウ 重要施設に供給する配電用変電所

(4) 通信設備

- ア 給電指令回線並びに制御・保護及び監視回線
- イ 保守用回線
- ウ 業務用回線

(5) 配電設備

病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給回線を優先的に送電する。

4 ガス施設

ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、二次災害を防止するため、下記の手順により慎重に進める。

なお、復旧の順位として、人命に関わる施設、対策の中核である官公庁、避難場所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、災害の状況、施設復旧の難易度を勘案し、ガスの供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

(1) 被害状況の調査と復旧計画の作成

復旧計画の作成のため、次の設備について被害調査を行う。

- ア ガス製造設備
- イ 供給設備
- ウ 通信設備
- エ 需要家のガス施設

これらの調査結果に基づき、被災した製造・供給設備の修理復旧順位及び供給再開地区の優先順位を定め、復旧計画を作成する。

(2) 復旧措置に関する広報

復旧措置に関して安全確保のため、付近住民及び関係機関等への広報に努める。

(3) 復旧作業

ア 製造所における復旧作業

ガスの製造、供給を一時若しくは一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、各種施設の点検を実施し、必要に応じ補修を行い各設備の安全性を確認した後、標準作業に基づいて、ガスの製造、供給を再開する。

イ 整圧所における復旧作業

ガスの受入、送出を一時若しくは一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、施設の点検、補修を行い、各設備の安全確認の後、標準作業に基づいて供給を再開する。

ウ 高・中圧導管の復旧作業

- (ア) 区間遮断
- (イ) 気密試験（漏えい箇所の発見）
- (ウ) 漏えい箇所の修理

エ 低圧導管と需要家設備の復旧作業

- (ア) 閉栓確認作業
- (イ) 被災地域の復旧ブロック化
- (ウ) 復旧ブロック内巡回点検作業
- (エ) 復旧ブロック内の漏えい検査

- (オ) 本支管・供内管漏えい箇所の修理
- (カ) 本支管混入空気除去
- (キ) 内管検査及び内管の修理
- (ク) 点火・燃焼試験
- (ケ) 開栓
- (4) 再供給時事故防止措置
 - ア 製造施設

ガスの製造、供給を一時若しくは一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、各種施設の点検を実施し、必要に応じ補修を行い各設備の安全性を確認した後、標準作業に基づいて、ガスの製造、供給を再開する。
 - イ 供給施設

ガス再供給時のガス漏えい等による二次災害を防止するための点検措置を行う。
 - ウ 需要家のガス施設

各需要家の内管検査及びガスメーターの個別点検試験を実施し、ガスの燃焼状態が正常であることを確認した後、使用再開する。

5 通信施設

東日本電信電話㈱における復旧の順位
 災害により被災した通信回線の復旧については、予め定められた順位にしたがって実施する。

■重要通信を確保する機関の順位

順位	確保する機関（契約約款に基づく）
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

*上記機関において、復旧を優先する電気通信サービスは、各1回線以上とする。

【電気通信サービスとは：電話サービス、総合デジタル通信サービス、専用サービス、パケット交換サービス（インターネット接続サービスを含む）等】

6 農林・水産業施設（産業経済課）

- (1) 農業用施設

農業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に公共性を含めた農業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

 - ア 用水施設
 - (ア) 取水施設、用水路等の破壊、決壊で、これを放置すると農業生産基盤に重大な影響を与えるもの

(イ) 用水路護岸の破壊で、決壊のおそれのあるもの

イ 貯水施設

(ア) ため池、ダム等の堤体の決壊又はそのおそれがあり、ため池、ダム等の下流の地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの

(イ) 決壊したため池、ダム等を放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの

ウ 道路施設

道路、橋梁等が被害を受けた場合、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの

エ 排水施設

(ア) 堤防の破壊、護岸の決壊で、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの

(イ) 護岸等の決壊で、破堤のおそれのあるもの。

(ウ) 被害を受けた排水施設について、放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの

オ 地すべり防止施設

地すべり防止施設の被災で、これを放置すると、人家、公共用及び農業用施設に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの

(2) 林業用施設

林業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に緊急に復旧を行う必要のあるものは次のとおりである。

ア 林地荒廃防止施設

林地荒廃防止施設の被災で、これを放置すると、人家、公共用施設、道路等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの

(3) 漁業用施設

漁業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。

7 公共土木施設（都市整備課）

(1) 道路施設

道路管理者は、道路、橋梁及び道路付属物が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うこととする。

復旧に当たっては、被害者の救護・救急活動や緊急物資の輸送に対処するため、「緊急輸送道路一次路線」を最優先に実施するものとする。

復旧に当たっては、公益占用物件等の復旧計画と調整のうえ行うものとする。

(2) 河川、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設

河川、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。

特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア 河川管理施設

(ア) 堤防の決壊、護岸又は天然河岸の破壊で、住民の日常生活に重大な影響を与えているもの

(イ) 堤防の決壊又はそのおそれのあるもの

(ウ) 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの

(エ) 河川の埋そくで、流水の疎通を著しく阻害するもの

(オ) 水門、排水機場の全壊又は決壊で、これを放置した場合には著しい被害を生じるおそれがあるもの

イ 地すべり防止施設

地すべり防止施設の被災で、これを放置すると、人家、公共施設等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの

ウ 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地崩壊危険区域内の急傾斜地崩壊防止施設の被災で、これを放置すると、人家、公共施設等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの

第3節 激甚災害の指定

町及び県は、激甚災害が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年9月6日法律第150号 以下「激甚法」という。）の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業及び復興計画に基づく復興事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

1 激甚災害に関する調査（総務課）

（1）町

町長は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

（2）県

ア 県内に大規模な災害が発生した場合、知事は町の被害状況を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係部局に必要な調査を行わせるものとする。

イ 前記アの各部局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額そのほか激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、防災危機管理部に提出するものとする。

ウ 防災危機管理部長は、前記各部局の調査を取りまとめ、庁議に付議するものとする。

エ 関係部局は、激甚法に定められた事業を実施する。

2 特別財政援助額の交付手続き等（財政課）

（1）町

町長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出しなければならない。

（2）県

激甚災害の指定を受けたときは、事業の種別毎に激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、関係部局は負担金を受けるための手続きその他を実施するものとする。

多古町地域防災計画

第4編 放射性物質事故編

第1章 基本方針

本町には、「原子力災害対策特別措置法（平成11年12月17日法律第156号）」（以下「原災法」という。）に規定される原子力事業所の立地はなく、「原子力災害対策指針（平成24年10月31日原子力規制委員会決定）」（以下、「対策指針」という。）上、県外の原子力事業所の「緊急的防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone）」には入っていない。また、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素等使用事業所、核原料物質使用事業所や核燃料物質使用事業所の所在はない。

さらに、核原料物質、核燃料物質若しくはこれらによって汚染された物質（以下「核燃料物質等」という。）又は放射性同位元素若しくはこれらによって汚染された物質（以下「放射性同位元素等」という。）の取扱いや原子力艦寄港の状況を把握することも、国の所掌事項となっており、本町及び千葉県は、核燃料物質等又は放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）の規制に関して法的権限を有していない。

しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質等により、本町でも農産物の出荷制限など、社会経済活動などに様々な影響が及んだところである。さらに、局所的に放射線量の高い箇所が確認され、土壌等の除染等の措置が必要となったほか、汚染された廃棄物の処分方法などの問題が生じたところである。

これらを受け、多古町地域防災計画に、放射性物質に関する防災関係機関の予防対策、応急対策及び復旧対策について定めるものとする。

なお、本計画を迅速かつ的確に推進するため、事故発生時等の具体的な対応などについては千葉県が定めた「放射性物質事故対応マニュアル」に準ずるものとする。

放射性物質事故対策については、現在、国等において各種の対策を検討しているため、今後もそれらの動向を踏まえ、本計画を修正するものとする。

<定義>

核原料物質：原子力基本法（昭和30年12月19日法律第186号）第3条第3号に規定する核原料物質をいう。

核燃料物質：原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質をいう。

放射性同位元素：放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年6月10日法律第167号）第2条第2項に規定する放射性同位元素をいう。

原子力事業所：原災法第2条第4号に規定する工場又は事業所をいう。

核燃料物質使用事業所：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第52条の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所をいう。

核原料物質使用事業所：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条の8の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう。

放射性同位元素等使用事業所：放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第3条第1項の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所、同法第3条の2第1項の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう。

放射性物質取扱事業所：原災法に規定される原子力事業所をはじめ、放射性物質を取り扱う事業所全般をいう。

第2章 放射性物質事故の想定

本町への影響が想定される放射性物質事故としては、茨城県等に立地している原災法に規定される原子力事業所の事故について、地震、津波、火災、人為的ミス等による事故などを想定する。

なお、本町には放射性物質取扱事業所が所在しないこと、核燃料物質の陸上運搬が想定される高速自動車国道、主要幹線道路がないことから、放射性物質取扱事業所及び核燃料物質運搬車両の事故は想定しない。

第3章 放射性物質事故予防対策

1 情報の収集・連絡体制の整備（総務課 生活環境課）

町は、県、関係市町村、警察、消防機関等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制にするものとする。

2 通信手段の確保（総務課）

町は、放射性物質事故発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線等の通信システムの整備・拡充及び相互接続による連携の確保を図るものとする。

また、電気通信事業者は、防災関係機関の通信確保を優先的に行うものとする。

3 応急活動体制の整備（総務課 生活環境課 消防本部）

（1）職員の活動体制

町は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ災害対策本部を設置できるよう整備を行うものとする。

（2）防災関係機関の連携体制

町は、応急活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化しておくものとする。また事故の状況によっては、消火活動等において放射線に関する専門的な知識を必要とする場合もあるため、専門家の助言が得られるよう、県、その他の関係機関との連携を図るものとする。

（3）広域応援体制の整備

町は、放射性物質事故が発生した場合は、応急対策、救急医療等の活動に際し、広域的な応援が必要となる場合があるため、周辺市町村や県との広域応援体制を整備、充実するものとする。

（4）防護資機材等の整備

香取広域市町村圏事務組合消防本部（以下、「消防本部」という。）は、放射性物質事故の応急対策に従事する者が必要とする防護服や防塵マスクなどの防護資機材、また、放射線測定器等の整備に努めるものとする。

また、放射性物質による汚染の拡大防止と除染のための資機材及び体制の整備に努めるものとする。

4 放射線モニタリング体制の整備（生活環境課）

（1）平常時における環境放射線モニタリングの実施

町は平常時の空間放射線量率のデータを、県、国と連携して収集し、緊急時における対策の基礎データとするものとする。

（2）放射線測定器等の整備

平常時又は緊急時における町内の環境に対する放射性物質又は放射線による被害が発生又は発生するおそれがある場合に備え、放射線測定器、検出器等を整備するものとする。

5 退避誘導体制の整備（総務課 都市整備課 保健福祉課）

町は、県外の放射性物質事故発生時に、適切な退避誘導が図れるよう、平常時から地域住民及び自主防災組織の協力を得て退避誘導体制の整備に努めるものとする。

また、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者及び一時滞在者を適切に退避誘導し安否確認を行うため、平常時より、要配慮者に関する情報の把握・共有、退避誘導體制の整備に努めるものとする。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するものとする。

道路管理者は、警察及び他の道路管理者等との連絡調整を行い、退避経路上の交通障害となる物件を排除し、住民等の事故現場周辺からの退避について円滑化を図るものとする。

6 広報相談活動体制の整備（総務課 企画空港政策課 生活環境課 保健福祉課 学校教育課）

町は、放射性物質事故発生時に、教育施設、社会福祉施設等への連絡体制を確立するとともに住民等からの問い合わせに係る窓口の設置や住民等に迅速かつ円滑に情報が伝達できるよう、平常時から広報相談活動体制を整備するものとする。

7 防災教育・防災訓練の実施（総務課 生活環境課）

（1）防災関係者への教育

町は、応急対策活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて防災関係職員に対し、放射性物質事故に関する教育を実施するものとする。

（2）住民に対する知識の普及

町は、放射性物質事故の特殊性を考慮し、住民に対して平常時から放射性物質事故に関する知識の普及を図るものとする。

（3）訓練の実施

町及び消防本部は、専門家等を活用し、放射性物質事故を想定した訓練を実施するものとする。

第4章 放射性物質事故応急対策

1 情報の収集・連絡（総務課 生活環境課）

- (1) 県外の原子力事業所事故に係る情報の収集・連絡
原災法第15条の規定による原子力緊急事態宣言が内閣総理大臣から発出された場合、町は、県や国から情報収集を迅速に行うものとする。
- (2) 未確認の放射性物質が発見された場合の連絡
未確認の放射性物質が発見された場合は、発見者は文部科学省に速やかに通報するものとする。

2 緊急時における放射線モニタリング等活動の実施（生活環境課）

町は、県のモニタリング調査結果等を参考に、必要に応じてモニタリング活動を行うなど、放射性物質による環境等への影響について把握するものとする。

【県による緊急時における放射線モニタリング等活動の実施項目】

- (1) 大気汚染調査（環境生活部）
- (2) 水質調査（総合企画部、健康福祉部、環境生活部、水道局）
- (3) 土壌調査（環境生活部、農林水産部）
- (4) 農林水産物への影響調査（農林水産部）
- (5) 食物の流通状況調査（健康福祉部、農林水産部）
- (6) 市場流通食品検査（健康福祉部）
- (7) 肥料・土壌改良資材・培土及び飼料調査（農林水産部）
- (8) 工業製品調査（商工労働部）
- (9) 廃棄物調査（総合企画部、環境生活部、県土整備部、水道局、企業庁）
(注) この他、施設等の管理者は、必要に応じて、大気汚染調査、水質調査及び土壌調査を実施するものとする。

【町による緊急時における放射線モニタリング等活動の実施項目】

- (1) 大気汚染調査（生活環境課）
- (2) 水質調査（生活環境課）
- (3) 土壌調査（産業経済課、生活環境課）
- (4) 農林水産物への影響調査（産業経済課）
- (5) 給食の検査（学校給食センター、子育て支援課）
- (6) 肥料・土壌改良資材・培土及び飼料調査（産業経済課）
- (7) 汚泥調査（生活環境課）
(注) この他、施設等の管理者は、必要に応じて、大気汚染調査、水質調査及び土壌調査等を実施するものとする。

3 災害対策本部活動（総務課）

町は、原子力緊急事態宣言等により、県外の放射性物質事故の発生を把握した場合は、町としての確かつ迅速に対処するため、必要に応じて災害対策本部を設置するものとする。

- (1) 配備基準は、次のとおりとする。
職員は、原則として「多古町役場庁舎大会議室」に参集する。庁舎及び周辺地域の被災等により参集困難な場合は、「多古町コミュニティプラザ多目的ホール」に参集する。

【災害対策本部設置前の配備】

配備種別	配備基準	配備を要する課等
第1配備	放射性物質事故により被害が発生又は発生が予想される場合で、町長が必要と認めたとき	総務課 産業経済課 生活環境課

(2) 災害対策本部の設置

第1配備体制による情報収集、事態把握の結果、放射性物質事故により重大な被害が発生し、本部長が必要と認めたときは、災害対策本部を設置する。

放射性物質事故による災害対策本部の応急活動体制は、風水害等編第3章第1節「災害対策本部活動」に準じる。

【災害対策本部設置後の配備】

配備種別	配備基準	配備を要する課等
第2配備	放射性物質事故により重大な被害が発生し、本部長が必要と認めたとき	総務課 産業経済課 子育て支援課 生活環境課 学校教育課 保健福祉課

※ 配備の特例措置

- 1 町長は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。
- 2 町長は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くことができる。

4 避難等の防護対策（総務課 生活環境課）

県は、緊急時におけるモニタリング等活動の結果など必要な情報を町に提供する。また、モニタリング結果などから、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針「表3 O I L (Operational Intervention Level) と防護措置について」に該当すると認められる場合は、国の指示等に基づき、町に対し連絡又は必要に応じて退避・避難を要請するものとする。

町は、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、状況に応じて、住民に対して「屋内退避」又は「避難」の措置を講じるものとする。

5 広報相談活動（総務課 企画空港政策課 生活環境課 保健福祉課）

町は、放射性物質事故が発生した場合、モニタリング結果などの情報を迅速かつ的確に広報するとともに、必要に応じ住民等からの問い合わせに係る窓口を設置し、広報相談活動を行うものとする。

- (1) 情報の伝達は、テレビ、ラジオ、防災行政無線、広報車、多古町ホームページ等により行うものとする。
- (2) 住民等（外国人を含む）からの問い合わせ、相談、要望、苦情等に対応するため、必要に応じ、健康相談に関する窓口や総合窓口を開設するものとする。

6 飲料水及び飲食物の摂取制限、出荷制限等（生活環境課 保健福祉課 産業経済課）

町は県と連携し、住民の内部被ばくに対処するため、国の指示、指導又は助言に基づき、放射性物質により汚染され又は汚染のおそれのある飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限、また法令に基づき食品の廃棄・回収等の必要な措置を行うものとする。

■ 食品衛生法に基づく放射性セシウムの基準

対 象	放射性セシウム（セシウム134及びセシウム137）
飲料水	10ベクレル/キログラム
牛乳	50ベクレル/キログラム
乳児用食品	50ベクレル/キログラム
一般食品	100ベクレル/キログラム

7 広域避難（総務課）

町及び県は、市町村や都道府県の区域を越える被災者の広域避難に関する支援要請又は受入れに係る手続を円滑に行うものとする。

（1）広域避難の調整手続等

町域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、当該広域避難を要する被災者の受入れについて、他の市町村長に協議するものとし、協議を受けた市町村は同時被災など受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受入れるものとする。この場合、県は、被災市町村の要請があった場合には、受入れ先市町村の選定や紹介運送事業者の協力を得て被災者の運送を行う等被災市町村を支援するものとする。

（2）広域避難者への支援

ア 避難者情報の提供

住所地（避難前住所他）の市町村や都道府県では、避難者の所在地等の情報把握が重要となることから、町は、広域避難者を受け入れた場合、避難者から、避難先等に関する情報を任意にいただき、その情報を避難前の都道府県や市町村へ提供し、避難者への支援を円滑かつ効果的に行う。

イ 住宅等の滞在施設の提供

町は、受入れ先市町村における公共施設等の受入体制を補完するため、広域避難者に対し民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

ウ 被災者への情報提供等

町は、被災者台帳の活用等により、被災者の居所の把握等情報収集を行うとともに、地域外避難者に対し広報紙の送付やインターネット等による情報提供に努める。

所在が確認できる広域避難者については、受入先都道府県、市町村と連絡を密にし、情報、サービスの提供に支障が生じないように配慮する。

参考 原子力災害対策指針「表3 OILと防護措置について」

基準の種類	基準の概要	初期設定値※1	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1 地表からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばくの影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)	数時間内を目的に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL4 不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000cpm※3 (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線：13,000cpm※4【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。
早期防護措置	OIL2 地表からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばくの影響を防止するため、地域生産物※5の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)	1週間内を目的に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
飲食物摂取制限※9	飲食物に係るスクリーニング基準	0.5 μ Sv/h※6 (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)	数日内を目的に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	OIL6	核種※7 飲料水 牛乳・乳製品 放射線ヨウ素 300Bq/kg 放射線セシウム 200Bq/kg プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種 1Bq/kg ウラン 20Bq/kg 野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他 2,000Bq/kg※8 500Bq/kg 10Bq/kg 100Bq/kg	1週間内を目的に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1 mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
- ※3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6値を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEAでは、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL3、その測定のためのスクリーニング基準であるOIL5が設定されている。ただし、OIL3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

第5章 放射性物質事故復旧対策

1 汚染された土壌等の除染等の措置（生活環境課）

施設管理者は、国の指示、法令等に基づき、所管する施設の土壌等の除染等の措置を行うものとする。

2 各種制限措置等の解除（総務課 保健福祉課 産業経済課）

町は、国の指示、指導又は助言に基づき、飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の各種制限措置等を解除するものとする。

3 被災住民の健康管理（保健福祉課）

町は、被災者の状況を把握するとともに、香取健康福祉センター（保健所）等と協力し、健康状態に応じた相談や心のケアを実施するものとする。

4 風評被害対策（総務課 企画空港政策課 産業経済課 生活環境課）

町は、県、国等と連携し、各種モニタリング結果や放射能に関する正しい知識を、広く正確にわかりやすく広報することにより風評被害の発生を抑制するものとする。

5 廃棄物等の適正な処理（生活環境課）

町は、県、国等と連携し、放射性物質に汚染された汚泥や焼却灰等の廃棄物や土壌等が適正に処理されるよう、必要な措置を講じるものとする。

多古町地域防災計画

第5編 大規模火災等編

第1章 大規模火災対策

第1節 基本方針

本章は、大規模な火事災害による多数の死傷者等の発生を防止するため、防災空間の整備等の予防対策及び発災時の救助・救急活動や避難誘導等の応急対策について定める。

第2節 予防計画

1 建築物不燃化の促進（都市計画課）

（1）建築物の防火規制

本町には、防火地域又は準防火地域に指定されている地域はないが、建築物が密集し、火災により多くの被害を生じるおそれのある地域においては、県と協議の上、防火地域又は準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は防火建築物の建築を促進する。また、上記以外の地域における延焼の防止を図るため、建築基準法第22条の規定により、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を推進する。

（2）都市防災不燃化促進事業

大規模火災から住民の生命・財産を守るため、避難地・避難路・緊急輸送道路の周辺等の一定範囲の建築物の不燃化を促進する。

2 防災空間の整備・拡大（都市整備課 都市計画課）

（1）都市公園の整備

都市公園は、住民のレクリエーション、スポーツ等の場としての機能のほかに、災害時における避難場所あるいは延焼を防止するオープンスペースとして防災上の役割も非常に高い。

町は、防災まちづくりの一環として計画的な公園整備を進めるとともに、関係機関との連携を密にして防災施設の整備促進を図り、あわせて火災に強い樹木の植栽を行い、防災効果の高い公園の整備に努めていく。

（2）幹線道路の整備

道路は、人や物を輸送する交通機能のみならず震災時には、火災の延焼防止機能も有している。道路の新設・拡幅は、オープンスペースとして火災の延焼を防止するなど災害に強い街づくりに貢献するところが大きい。

町は、都市の構造、交通及び防災等総合的に検討し、特にその効果の著しい広幅員の道路については緊急性の高いものから整備を推進する。

3 火災に係る立入検査（消防本部）

香取広域市町村圏事務組合消防本部（以下、「消防本部」という。）は、春季及び秋季の火災予防運動期間中を重点的に、消防法第4条の規定により防火対象物の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は防火対象物に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

立入検査の主眼点

- （1）消防法令に基づき、適正な防火管理体制がとられ、必要な業務が行われているか。また、消火設備・警報設備・避難設備・消防用水・その他消火活動上必要な施設が、消防法施行令で定める基準どおり設置・維持管理されているかどうか。
- （2）炉・厨房設備・ストーブ・ボイラー・乾燥設備・変電設備等火気使用設備の位置、構造及び管理の状況が、香取広域市町村圏事務組合火災予防条例で定める基準どおり確保されているかどうか。
- （3）こんろ・火鉢等、火を使用する器具及びその使用に際し、火災発生のおそれのある器具の取扱状況が、香取広域市町村圏事務組合火災予防条例どおり確保されているかどうか。
- （4）大規模集客施設での裸火の使用等について、香取広域市町村圏事務組合火災予防条例に違反していないかどうか。
- （5）指定数量未満の危険物、指定可燃物等の貯蔵取扱の状況が、香取広域市町村圏事務組合火災予

防条例に違反していないかどうか。

- (6) その他残火、取灰の不始末、たき火の禁止等屋外における火災予防事項、及び火災警報発令下における火の使用制限等が遵守されているかどうか。

4 住宅防火対策（総務課 消防本部）

町及び消防本部は、住宅火災による死者数の低減に有効な手段である住宅用火災警報器が、町内全ての住宅に設置されるよう努めるとともに、防災製品の活用を推進する。

さらに、復電時における通電火災を防止するため、関係機関と連携し、通電火災防止対策を推進する。

5 多数の者を収容する建築物の防火対策（消防本部）

(1) 防火管理者及び消防計画

消防本部は、多数の者を収容する建築物の管理権限者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成を履行させるとともに、当該消防計画に基づく下記事項を遵守させる。

ア 自衛消防組織の編成及び自衛消防活動の実施

イ 消火、通報、避難等の訓練の実施

ウ 建築物等の維持管理及び自主検査並びに消防用設備等の適正な点検、整備の実施

エ 収容人員及び火気使用等に関する管理監督業務の実施

オ 従業員等に対する防災教育の実施

(2) 防火対象物の点検及び報告

消防本部は、特定防火対象物の管理権限者に対し、火災予防上必要な事項の適否について、定期に防火対象物点検資格者の点検を受けさせ、報告させる。

6 文化財の防火対策（生涯学習課）

文化財建造物は木造建築が多く、火災などの災害を受けやすいため、適切かつ周到な火災予防に関する努力が必要である。

(1) 消防設備の設置・整備

文化財の所有者及び管理者は、消火器、消火設備、動力消防設備、建造物全体を水幕で覆うドレンチャー設備などの消火設備を設置するとともに、自動火災報知設備、漏電火災警報設備の設置により火災の発生を報知し、迅速な消火活動を行うことができるよう設備の設置・整備を行う。

(2) 防火管理

文化財の所有者及び管理者は、火災の発生を未然に防止するため、日頃から適切な防火管理を行う。管理に当たっては、定期的な巡視と監視を行うとともに、環境を整備し、危険箇所の点検について消防機関から適切な指導を受ける。日常的な措置については、防火責任者を定め防火管理計画、防災訓練等の具体的な消防計画を作成し、自衛消防隊を組織して消火活動の体制を整備しておく。

また、毎年1月26日は文化財防火デーとして、文化財の防火意識の高揚を図るため、消防機関と教育委員会等の協力のもとに文化財建造物の消防訓練を行う。

7 消防組織及び施設の整備充実（総務課 消防本部）

(1) 消防組織

消防本部及び町は、消防職員・団員の確保に努める。

県は、消防組織の充実強化を推進するための情報提供等の支援を行う。

(2) 消防施設等の整備充実

消防本部が作成した消防施設整備計画に基づき、充足率や財政力等市町の実情を勘案しつつ、実態に即した消防施設等の整備強化を推進する。

第3節 応急対策計画

1 災害対策本部活動（総務課）

- (1) 町は、災害の状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
- (2) 町は、関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。
- (3) 町における配備基準は次のとおりとする。
職員は、原則として「多古町役場庁舎大会議室」に参集する。庁舎及び周辺地域の被災等により参集困難な場合は、「多古町コミュニティプラザ多目的ホール」に参集する。

【災害対策本部設置前の配備】

配備種別	配備基準	配備を要する課等
第1配備	大規模火災により災害が発生又は発生が予想される場合で、町長が必要と認めたとき	総務課 生活環境課 都市整備課

(4) 災害対策本部の設置

第1配備体制による情報収集、事態把握の結果、大規模火災により重大な災害が発生し、本部長が必要と認めたときは、災害対策本部を設置する。

大規模火災発生による災害対策本部の応急活動体制は、風水害等編第3章第1節「災害対策本部活動」に準じる。

【災害対策本部設置後の配備】

配備種別	配備基準	配備を要する課等
第2配備	大規模火災により重大な災害が発生し、本部長が必要と認めたとき	総務課 産業経済課 生活環境課 都市整備課 保健福祉課 多古中央病院

※ 配備の特例措置

- 1 町長は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。
- 2 町長は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くことができる。

(5) 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めたときは、現地災害対策本部を設置する。

2 情報収集・伝達体制（総務課）

- (1) 町は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。
- (2) 県は、町等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握

し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。

3 災害救助法の適用（保健福祉課）

災害救助法の適用については、地震編第3章第1節「災害対策本部活動」に定めるところによる。

大規模事故時の災害救助法の適用は、住家に被害が生じた場合（災害救助法施行令第1条第1項第1号から第3号）のほか、多数の者が継続して避難を要するときや救出に特殊な技術を要するときなど多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合（同第4号）に適用する。

4 消防活動（総務課 消防本部）

- (1) 消防本部は、速やかに火災及び死傷者等の状況を把握するとともに、迅速に消防活動を行う。
- (2) 町及び消防本部は、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消防活動の応援要請を行う。
- (3) 町が発災現場でない場合には、発災現場の市町村からの応援要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

<資料編4-3 成田用水施設の防火用水使用に関する協定書 参照>

<資料編4-4 北総東部用水施設の使用に関する協定書 参照>

5 救助・救急計画（総務課 消防本部 多古中央病院）

- (1) 町、消防本部及び県は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じて、防災関係機関、他の地方公共団体に応援を要請する。
- (2) 町、消防本部及び県は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材等を確保し効率的な救助・救急活動を行う。
- (3) 医療機関は、負傷者に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

6 交通規制計画

香取警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図る等の確かな交通規制を図る。

7 避難計画（総務課）

- (1) 発災時には、町及び香取警察署等は、人命の安全を第一に必要な応じて適切な避難誘導を行う。
- (2) 避難誘導に当たっては、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。
- (3) 町は、必要に応じて避難所を開設する。

8 救援・救護計画（総務課 生活環境課 産業経済課 保健福祉課 多古中央病院）

食料・飲料水・生活必需品等の供給に関する計画並びに医療救護に関する計画については、地震編第3章第5節「消防・救助救急・医療救護活動」及び第7節「救援物資供給活動」に定めるところによる。

第2章 林野火災対策

第1節 基本方針

近年、レジャー人口の増加、地域開発の進展、道路網の整備などにより、森林の利用者は多くなり、林野火災の発生も懸念される場所である。

また、林野火災は、ひとたび発生すると地形、水利、交通等の関係から消火作業が困難を極め、大規模火災となるおそれがあるため、林野火災に対する対策について定める。

第2節 予防計画

1 広報宣伝（総務課 企画空港政策課 産業経済課 学校教育課）

- (1) インターネット等の各種広報などによる注意
インターネット、防災行政無線、広報紙、回覧板等を利用し住民の注意を喚起する。
- (2) 会議等の開催による宣伝
森林組合の会議等において、火災予防の知識を広めるとともに予防体制の確立を図る。
- (3) 学校教育による指導
町は、小、中学校児童生徒に対して、自然の保護、森林の保護育成、鳥獣の保護等のために、林野火災の予防が大切であることを理解させるための普及指導を行う。
- (4) 山火事予防運動の実施
町、県及び森林組合は、山火事予防運動週間中に警報旗を設置するなどの各種啓発事業を強力に推進する。

2 法令による規制（産業経済課 消防本部）

- (1) 香取広域市町村圏事務組合火災予防条例で定める火の使用制限（消防法第22条第4項）
町は、住民に対し、火災警報発令下における香取広域市町村圏事務組合火災予防条例に定める禁止事項の周知徹底を図る。
- (2) 一定区域におけるたき火、喫煙の制限（消防法第23条）
林野率が高く火災発生の危険の高い市町村においては、火災危険度の高い時期に、一定区域内でのたき火、喫煙の制限をする。
- (3) 火入れの許可制の励行（森林法第21条、第22条）
町は、森林法に規定する火入れの許可制度の励行と火入者の責務を厳守させる。

3 予防施設の設置（産業経済課）

- (1) すいがら入れの保持
町、県及び森林組合は、ハイカー及び林業労働者に携帯用すいがら入れの保持の徹底を図る。
- (2) 立看板等の設置
県は、ハイカーの集まる山岳地の売店付近、キャンプ場等の人の集まるところに立看板等を設置する。

4 消火施設の設置（産業経済課）

- (1) 水槽の設置（自然水利の活用）
町及び森林組合は、ドラム缶等を利用し、主な林野に防火水槽を配備する。
- (2) 自衛隊の支援
県は、大規模火災に対処するため、自衛隊の支援体制を確立する。
- (3) 簡易消火用具の配備
県は、初期消火のため、簡易消火用具を県の管理施設等に配置する。

5 林野等の整備（産業経済課）

- (1) 林業経営
森林所有者は、下刈、枝打、除伐等の励行を図り火災の起こりにくい森林の育成に資する。

(2) 林道

町は、火災発生の危険性の高い森林内の林道の整備と維持管理を図る。

(3) 防火線

町及び森林所有者は、既設の防火線の効果を維持するため、下刈を実施し、防火線の充実を図る。

6 林野火災特別地域対策事業（産業経済課 消防本部）

(1) 林野火災特別地域の決定

事業を実施する地域は、当該地域における林野面積、その経済的比重、林野火災の危険度等に鑑み、次の要件に該当する区域の関係市町村が県と協議して決定する。

- ア 市町村における林野占有率が70%以上、林野面積が5,000ha以上及び人工林率が30%以上の市町村
- イ 過去5年間における林野火災による焼損面積が300ha以上の市町村又は過去5年間における林野火災の出火件数20件以上の市町村
- ウ 上記以外の市町村で、特に林野火災特別地域対策事業を実施する必要があると認められる市町村

(2) 林野火災特別地域対策事業計画の作成

林野火災特別地域内の関係市町村は、県と協議して林野火災特別地域対策事業計画を作成する。

第3節 応急対策計画

1 災害対策本部活動（総務課）

- (1) 町は、災害の状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
- (2) 町は、関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。
- (3) 町における配備基準は次のとおりとする。
 職員は、原則として「多古町役場庁舎大会議室」に参集する。庁舎及び周辺地域の被災等により参集困難な場合は、「多古町コミュニティプラザ多目的ホール」に参集する。

【災害対策本部設置前の配備】

配備種別	配備基準	配備を要する課等
第1配備	林野火災により災害が発生又は発生が予想される場合で、町長が必要と認めたとき	総務課 産業経済課 生活環境課

(4) 災害対策本部の設置

第1配備体制による情報収集、事態把握の結果、林野火災により重大な災害が発生し、本部長が必要と認めたときは、災害対策本部を設置する。

大規模火災発生による災害対策本部の応急活動体制は、風水害等編第3章第1節「災害対策本部活動」に準じる。

【災害対策本部設置後の配備】

配備種別	配備基準	配備を要する課等
第2配備	林野火災により重大な災害が発生し、本部長が必要と認めたと き	総務課 産業経済課 生活環境課

※ 配備の特例措置

- 1 町長は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。
- 2 町長は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くことができる。

(5) 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めたとときは、現地災害対策本部を設置する。

2 消防計画の樹立（総務課 産業経済課 消防本部）

(1) 地域内の地形状況と消火活動の難易等の調査図の作成

町は、県の指導により地形状況を把握し、具体的状況の中で容易に消防作戦が立てられるような調査図を作成し、消防団等にあらかじめ配布しておく。

(2) 消防の出動と配分図

町は、消防本部等との協議により、消防出動に関する区域別の配分を図によって明確にしておく。

- (3) 重点地域の指定
特に多発又は大規模火災が予想される地域を重点地域に指定し、集中的に林野火災対策を推進し体制の確立を図る。
- (4) モデル地区の設置
モデル地区を設置し、他の模範となるよう指導する。
- (5) 消防計画図の作成
消防本部は、作成する消防計画において、林野火災消防計画図をとり入れる。

3 総合的消防体制の確立（総務課 産業経済課 消防本部）

- (1) 警報連絡体制の確立
火災警報、その他気象情報が円滑、適切に連絡できるよう、その体制を確立させる。
- (2) 大規模火災における指揮体制の確立
応援消防組織の指揮は応援を要請した町長が実施することとなるため、あらかじめ指揮体制の確立を図る。
- (3) 防御機器等の整備
林野火災の消火に必要な各種防御機器等を整備、点検しておくよう指導する。
- (4) 地域自衛組織の育成
森林組合等地域の自衛消防組織を十分育成し、協力体制を確立する。
- (5) 防災訓練の実施
機会をとらえ、図上による演習や各機関と合同した総合訓練を実施する。
- (6) 広域応援体制の確立
初期消火を誤れば大きな火災となり、広域的体制で臨まなくてはならないので、消防相互応援の実質的運用や他機関の出動等について事前に十分調整しておく。
- (7) 航空機による空中消火体制の整備
空からの消火については、県が保有し、陸上自衛隊第一ヘリコプター団に管理委託している空中消火資機材並びに自衛隊保有の空中消火資機材を用いて、自衛隊航空機等による支援を得て、被害の拡大防止に努める。
- (8) 救護体制の確立
日本赤十字社千葉県支部が組織する救護班の活動その他医療救護体制の確立を図る。

4 避難計画（総務課 保健福祉課 消防本部）

町及び香取警察署は、人命の安全を第一に必要なに応じて適切な避難誘導を行う。

5 立入禁止区域の設定等

香取警察署は、災害が発生し被害が拡大するおそれがある場合においては、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、通行車両等に対する交通規制を行うものとする。

6 その他（産業経済課）

- (1) 林地荒廃を防止する治山工事の施行、森林復旧の造林事業の実施
県及び森林所有者は、保安林改良事業等を導入することにより、林地荒廃の防止に努めるとともに、災害復旧造林を推進する。町は、保安林改良事業等への協力に努める。
- (2) 森林保険の加入

県は、未加入森林分の加入を促進する。町は、保険制度の周知に努める。

第3章 危険物等災害対策

第1節 基本方針

本章は、石油等の危険物や高圧ガス、火薬類、毒物劇物などの危険物等災害に特有な予防対策や応急対策について定める。

なお、道路上での危険物等の災害については、第6編第2章「道路事故災害対策」の定めるところによる。

1 危険物

危険物（石油等）による災害を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、危険物を取り扱う事業所等及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

2 高圧ガス

高圧ガスによる災害を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、高圧ガス関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

3 火薬類

火薬類による災害を予防し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、火薬類関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

4 毒物劇物

毒物劇物保有施設等からの流出等による災害を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、毒物劇物製造業者、輸入業者及び関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における応急対策について定める。

第2節 予防計画

1 危険物（消防本部）

（1）事業所等

ア 消防法及び消防法に基づく各種法令を遵守するとともに、自己の責任において、危険物の災害予防に万全を期する。

イ 消防法別表により規定されている危険物を指定数量以上貯蔵し又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物施設」という。）の規模に応じ、次の人員を配置する。

（ア）危険物保安監督者の選任

危険物の規制に関する政令（以下「危政令」という。）で定める危険物施設は、危険物保安監督者を選任し、危険物の取扱作業の保安監督をさせる。

（イ）危険物保安統括管理者の選任

危政令で定める事業所は、危険物保安統括管理者を選任し、当該事業所における危険物の保安に関する業務の統括管理をさせる。

（ウ）危険物施設保安員の選任

危政令で定める危険物施設は、危険物施設保安員を選任し、施設の維持及び設備の保安管理をさせる。

ウ 事業所等は、次に掲げる予防対策を行う。

（ア）事業所等の自主的保安体制の確立

各事業所等は、火災、爆発等の災害の発生を防止するため、自主保安体制の確立、従業員教育の実施に努める。

（イ）事業所相互の協力体制の確立

危険物を取り扱う事業所等が一定地域に集中している地域にあつては、各事業所等は相互に協力して総合的な防災体制を確立し、相互援助、避難等自主的な組織活動を行う。

（ウ）住民安全対策の実施

大規模な危険物施設を有する事業所等は、地域住民に対する安全を図るため、防火壁等の設置を検討する。

（2）町、消防本部及び県

ア 消防法に基づき、危険物施設の設置又は変更の許可に対する審査及び立入検査等を行い、法令の基準に不適合の場合は、ただちに改修、移転させるなど、危険物の規制を実施する。

イ 監督行政庁の立場から、次の予防対策を実施する。

（ア）危険物施設の把握と防災計画の策定

危険物施設、貯蔵・取り扱いされる危険物の性質及び数量を常に把握し、これに対応する確な防災計画を策定する。

（イ）監督指導の強化

危険物を取り扱う事業所等に対する立入検査等を密に実施し、関係法令を遵守させる。

（ウ）消防体制の強化

消防本部は、事業所ごとの火災防災計画を作成するとともに、隣接市町村との相互応援協定の締結を推進する。

（エ）防災教育

危険物関係職員及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防止の具体的な方策についての確な教育を行う。

2 高圧ガス（消防本部）

（1）事業所等

災害発生時に有効な防災活動を行い、二次災害の発生を防止し被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。

ア 防災組織の確立

防災組織の体系、編成方法及び各班の業務内容を明らかにする。

イ 通報体制の確立

事業所等内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の通報体制を確立する。

ウ 緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員を確保するため緊急動員体制を確立する。

エ 相互応援体制の確立

一の事業所だけでは対応できない大規模な災害が発生した場合に備え、関係事業所及び防災関係機関等の中で防災関係要員及び防災資機材等の相互の応援体制を確立する。

オ 防災資機材の整備

防災資機材及び設備を定期的に点検し、その維持管理に努める。

更に、自社が保有する資機材で対応できない場合を想定し、事業所外部から資機材を調達できる体制を整備する。

カ 保安教育の実施

従業員等に対し定期的に保安教育を行い、高圧ガスに関する防災上必要な知識を周知徹底させ、保安意識の高揚を図る。

キ 防災訓練の実施

取り扱う高圧ガスの種類及びその規模に応じて、事業所等内で定期的に防災訓練を実施し、応急措置等防災技術の習熟に努める。

（2）消防本部、県その他関係機関

ア 防災資機材の整備

（ア）消防本部及び県は、事業所等に対して防災資機材等の整備の促進及びその管理について指導する。

（イ）消防本部及び県は、事業所等に対して効果的な防災資機材等の整備の充実を指導するとともに報告の協力を求める等により、提供可能な防災資機材の数量及び種類の把握に努める。

イ 保安教育の実施

県及び関係団体は、事業所等に対して高圧ガスに関する防災上必要な知識の周知徹底を図る。

ウ 防災訓練の実施

県及び関係機関は、高圧ガスに係る災害が発生した場合に、迅速かつ適切な防災活動が行えるよう定期的に総合防災訓練を実施する。

3 火薬類（消防本部）

（1）事業所等

ア 警戒体制の整備

火薬類関係施設に災害等が発生するおそれのあるときは、警戒体制を確立する。

イ 防災体制の整備

災害発生時に有効な防災活動を実施し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。

（ア）防災組織の確立

事業所等の規模及び設備に応じて防災組織の編成を行い、その業務内容を明らかにする。

(イ) 通報体制の確立

事業所等内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の通報体制を確立する。

(ウ) 緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員を確保するための緊急動員体制を確立する。

(エ) 相互応援体制の確立

一の事業所だけでは対応できない災害が発生した場合に備えて、関係事業所との応援体制を確立する。

ウ 安全教育の実施

従業員に対し定期的に、また、施設の新設等があるたびごとに保安教育を行い、火薬類に関する防災上必要な知識を周知徹底させ、保安意識の高揚を図る。

エ 防災訓練の実施

取り扱う火薬類の種類及びその規模に応じ、事業所等内で定期的に防災訓練を行い、応急措置等防災技術の習熟に努める。

(2) 県及び関係団体

事業所等に対して火薬類に関する防災上必要な知識の周知徹底を図る。

4 毒物劇物

(1) 毒物劇物製造業者及び輸入業者等

ア 毒物劇物取扱責任者の設置

毒物劇物を直接取り扱う毒物劇物製造業者及び輸入業者は、毒物劇物取扱責任者を設置し、毒物劇物による保健衛生上の危害防止に当たる。

イ 管理体制の整備

毒物劇物製造業者及び輸入業者は、毒物劇物による危害の未然防止及び事故時の適切な措置が図られるよう危害防止規定等を作成し、管理体制を整備する。

ウ 施設の保守点検

毒物劇物製造業者及び輸入業者は、危害防止規定に基づき施設を点検・整備し、事故の未然防止に当たる。

エ 教育訓練の実施

毒物劇物営業者は、危害防止規定に基づき作業員に対する教育訓練を適宜実施し、応急措置の技術の習熟に努める。

オ 毒物劇物販売業者等

毒物劇物販売業者及び届出を要する業務上取扱者についても、上記アからウにより危害防止に努める。

(2) 香取健康福祉センター（保健所）

毒物劇物製造業者及び輸入業者等に対して立入検査を行い、法令を厳守させるとともに、事故の未然防止及び事故時の適切な措置が図られるよう指導する。

5 危険物等による環境汚染の防止対策（生活環境課）

県等は、危険物等の漏洩による環境汚染に対処するため、環境監視体制の整備を図るとともに、環境汚染防止体制の強化を図る。

第3節 応急対策計画

1 災害対策本部活動（総務課）

- (1) 町は、災害の状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
- (2) 町は、関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。
- (3) 町における配備基準は次のとおりとする。
職員は、原則として「多古町役場庁舎大会議室」に参集する。庁舎及び周辺地域の被災等により参集困難な場合は、「多古町コミュニティプラザ多目的ホール」に参集する。

【災害対策本部設置前の配備】

配備種別	配備基準	配備を要する課等
第1配備	危険物等事故により災害が発生又は発生が予想される場合で、町長が必要と認めたとき	総務課 生活環境課

(4) 災害対策本部の設置

第1配備体制による情報収集、事態把握の結果、危険物等事故により重大な災害が発生し、本部長が必要と認めたときは、災害対策本部を設置する。

大規模火災発生による災害対策本部の応急活動体制は、風水害等編第3章第1節「災害対策本部活動」に準じる。

【災害対策本部設置後の配備】

配備種別	配備基準	配備を要する課等
第2配備	危険物等事故により重大な災害が発生し、本部長が必要と認めたとき	総務課 生活環境課 多古中央病院

※ 配備の特例措置

- 1 町長は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。
- 2 町長は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くことができる。

(5) 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めたときは、現地災害対策本部を設置する。

2 危険物（総務課 都市整備課 生活環境課 多古中央病院 消防本部）

(1) 事業所等

危険物施設の所有者、管理者又は占有者で、その権原を有する者（以下「責任者」という。）は、災害発生と同時に、次の措置をとる。

ア 通報体制

- (ア) 責任者は、災害が発生した場合、直ちに119番で消防署に連絡するとともに、必要に応じて付近住民並びに近隣企業へ通報する。
- (イ) 責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて消防本部へ通

報する。

イ 初期活動

責任者は、各種防災設備を有効に使用し、迅速な初期活動を行う。特に近隣への延焼防止を最優先とし、かつ誘発防止に最善の方策をとる。

ウ 避難

責任者は、企業自体の計画により、従業員等の避難を実施する。

(2) 町、県その他関係機関

災害の規模、態様に応じ、県及び町の地域防災計画並びに関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより、関係機関の密接な連携のもとに次の応急対策を実施する。

ア 災害情報の収集及び報告

消防本部は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況を的確に把握するとともに、県、その他関係機関に災害発生の速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

イ 救急医療

当該事業所、消防本部、県、医療機関は連携して負傷者等の救出及び救急医療業務を実施する。香取警察署、その他関係機関はこれに協力する。

ウ 消防活動

消防本部は、危険物火災の特性に応じた消防活動を速やかに行う。

エ 避難

香取警察署と協力し、避難のための立ち退きの指示、勧告、避難所の開設並びに避難所への収容を行う。

オ 警備

香取警察署は、関係機関協力のもとに被災地域における社会秩序の維持に万全を期するため警戒活動を実施する。

カ 交通対策

道路管理者、香取警察署は、交通の安全、緊急輸送の確保のため、被災地域の交通対策に万全を期する。

キ 原因の究明

消防本部、県、労働局、学識経験者は、災害の発生原因の究明に当たる。

3 高圧ガス（総務課 消防本部）

(1) 事業所等

ア 緊急通報

高圧ガス施設が発災した場合は、あらかじめ定められた連絡経路により防災関係機関に通報する。

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

イ 災害対策本部等の設置

高圧ガスに関する災害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、速やかに事業所等内に災害対策本部を設置し、防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

ウ 応急措置の実施

防災関係機関と連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を講じる。

エ 防災資機材の調達

防災資機材が不足している又は保有していない場合は、直ちに近隣の事業所等から調達する。

オ 被害の拡大防止措置

可燃性ガス又は毒性ガスが漏洩した場合は、携帯用のガス検知器等で漏洩したガスの濃度を測定し拡散状況等の把握に努める。

(2) 町、県その他関係機関

ア 緊急通報

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

イ 応急措置の実施

防災関係機関は事業所等と連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を講じる。

ウ 防災資機材の調達

(ア) 消防本部及び県は、事業所等による防災資機材の確保が困難である場合、協力して防災資機材を調達する。

(イ) 消防本部及び香取警察署は、防災資機材の緊急輸送に協力する。

エ 被害の拡大防止措置及び避難

(ア) 防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。

(イ) 町は、必要に応じ避難の勧告、指示を行う。

オ 原因の究明

消防本部、県、労働局、学識経験者は、災害の発生原因の究明に当たる。

4 火薬類（総務課 消防本部）

(1) 事業所等

ア 緊急通報

火薬類施設が発災となった場合は、あらかじめ定められた連絡経路により防災関係機関に通報する。

イ 災害対策本部等の設置

火薬類に関する災害が発生した場合は、速やかに事業所等内に災害対策本部等を設置し防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

ウ 応急措置の実施

防災関係機関と連携し、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講じる。

(2) 町、県その他関係機関

ア 緊急通報

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と調整を図る。

イ 応急措置の実施

防災関係機関は、事業所と連携し、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講じる。

ウ 被害の拡大防止措置及び避難

(ア) 防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。

(イ) 町は、必要に応じ避難の勧告、指示を行う。

(ウ) 香取警察署は、立入禁止区域を設定して被害の拡大防止に努めるとともに、地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制活動等を行う。

エ 原因の究明

消防本部、県、労働局、学識経験者は、災害の発生原因の究明に当たる。

5 毒物劇物（総務課 生活環境課 保健福祉課 消防本部）

（1）毒物劇物製造業者及び輸入業者等

ア 通報

毒物劇物が流出等により住民に保健衛生上の危害を及ぼすおそれがある場合には、香取健康福祉センター（保健所）、香取警察署、又は消防本部へ通報を行う。

イ 応急措置

毒物劇物が流出等により住民に保健衛生上の危害を及ぼすおそれがある場合には、自ら定めた危害防止規定等に基づき、危害防止のため漏出防止、除害等の応急措置を講じる。

（2）町、県その他関係機関

ア 緊急通報

香取健康福祉センター、香取警察署及び消防本部は、毒物劇物製造業者及び輸入業者等から緊急通報があった場合は、状況に応じて他の防災機関と連絡調整を図る。

イ 被害の拡大防止

消防本部は、火災が発生した場合、施設防火管理者と連絡を密にして、延焼防止、汚染区域の拡大防止に努める。

ウ 救急医療

香取健康福祉センター、香取警察署及び消防本部等は、大量流出事故等に際しては、医療機関へ連絡するとともに連携して被災者の救出救護、避難誘導を実施する。

エ 水源汚染防止

香取健康福祉センターは、毒物劇物が水道水源を汚染するおそれがあると判断した場合は、関係機関に通報し、適切な措置を求める。

オ 避難

町は、県及び関係機関等と協議の上、必要であれば、避難の勧告・指示を行う。

多古町地域防災計画

第6編 公共交通等事故編

第1章 航空機事故災害対策

第1節 基本方針

本章は、成田国際空港及びその周辺（以下「成田国際空港消防相互応援協定」締結市町村の区域をいう。）並びにその他の地域において、航空機の炎上等により、多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「航空機災害」という。）が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の応急対策及び平素から体制を整備するための予防計画を定めるものとする。

防災関係機関

発災時には災害原因者である航空事業者、東京航空局成田空港事務所、成田国際空港㈱、県、関係市町村等別表1の機関（以下、一括して「関係機関」という。）が相互に協力して総合的な対応を図る。

※ 成田国際空港消防相互応援協定団体

成田市（神崎町含む）、香取広域市町村圏事務組合（香取市、多古町、東庄町）、佐倉市八街市酒々井町消防組合（佐倉市、八街市、酒々井町）、山武郡市広域行政組合（東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町）、匝瑳市横芝光町消防組合（匝瑳市、横芝光町）、栄町、富里市、四街道市、印西地区消防組合（印西市、白井市）及び成田国際空港㈱

<資料編4－5 成田国際空港消防相互応援協定 参照>

第2節 予防計画

1 情報の収集・連絡体制の整備（総務課 企画空港政策課）

関係機関はそれぞれの機関及び機関相互間において、情報の収集、連絡体制を整備する。

2 協力・応援体制の整備（総務課 企画空港政策課）

関係機関は相互の協力、応援体制の整備及び情報伝達手段の整備拡充に努める。

3 消火救難、救助・救急及び医療活動にかかる資機材等の整備及び備蓄（多古中央病院 消防本部）

関係機関は発災時における各々の業務に必要な資機材等の整備及び備蓄に努める。

4 防災訓練（総務課 企画空港政策課）

関係機関は、航空機災害対応の習熟を図るため、防災訓練の推進に努めるものとする。

第3節 応急対策計画

航空機災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に防災関係機関は早期に初動体制を確立してその拡大を防御し、被害の軽減を図る。

1 災害対策本部活動（総務課）

- (1) 町は、災害の状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
- (2) 町は、関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。
- (3) 町における配備基準は次のとおりとする。
職員は、原則として「多古町役場庁舎大会議室」に参集する。庁舎及び周辺地域の被災等により参集困難な場合は、「多古町コミュニティプラザ多目的ホール」に参集する。

【災害対策本部設置前の配備】

配備種別	配備基準	配備を要する課等
第1配備	航空機事故により災害が発生又は発生が予想される場合で、町長が必要と認めたとき	総務課 企画空港政策課

(4) 災害対策本部の設置

第1配備体制による情報収集、事態把握の結果、航空機事故により重大な災害が発生し、本部長が必要と認めたときは、災害対策本部を設置する。

大規模火災発生による災害対策本部の応急活動体制は、風水害等編第3章第1節「災害対策本部活動」に準じる。

【災害対策本部設置後の配備】

配備種別	配備基準	配備を要する課等
第2配備	航空機事故により重大な災害が発生し、本部長が必要と認めたとき	総務課 企画空港政策課 生活環境課 保健福祉課 多古中央病院

※ 配備の特例措置

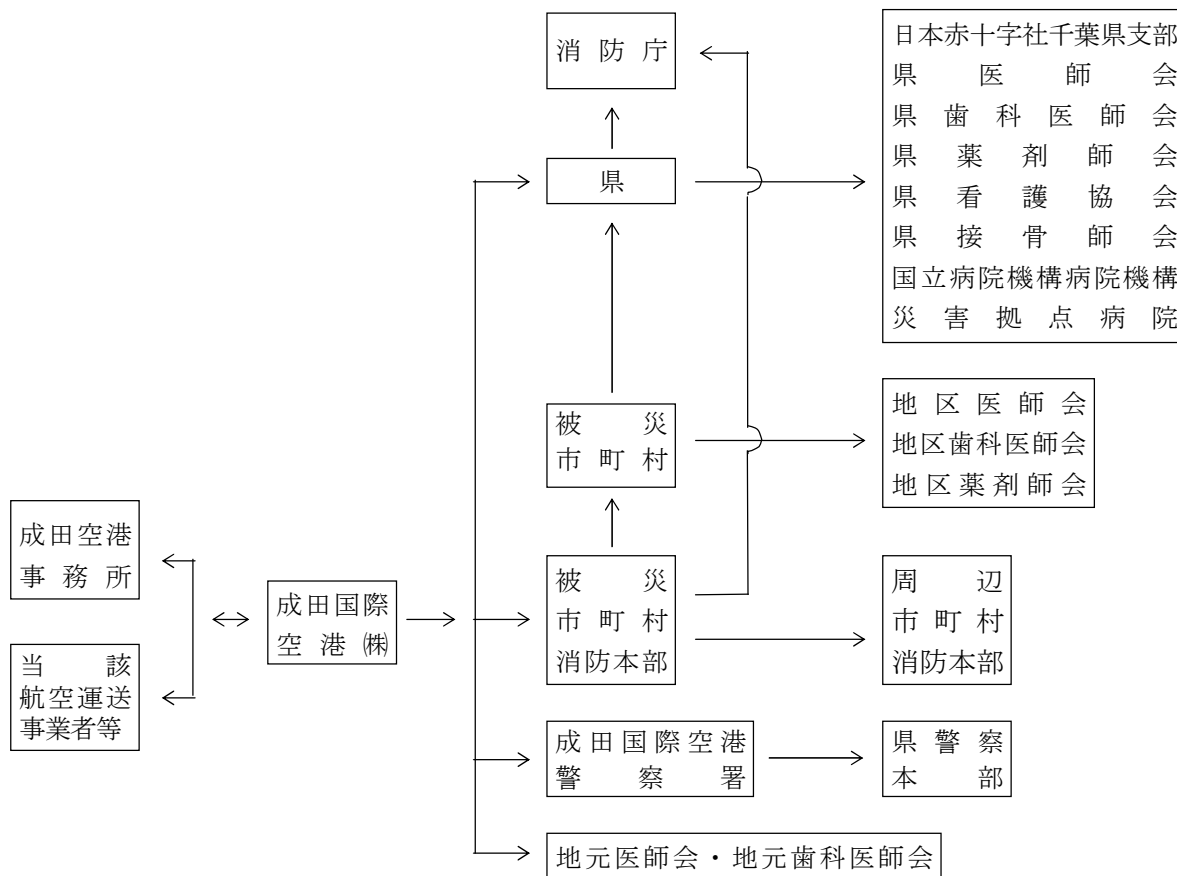
- 1 町長は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。
 - 2 町長は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くことができる。
- (5) 現地災害対策本部の設置
本部長は、災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めたときは、現地災害対策本部を設置する。

2 情報の収集（総務課 企画空港政策課）

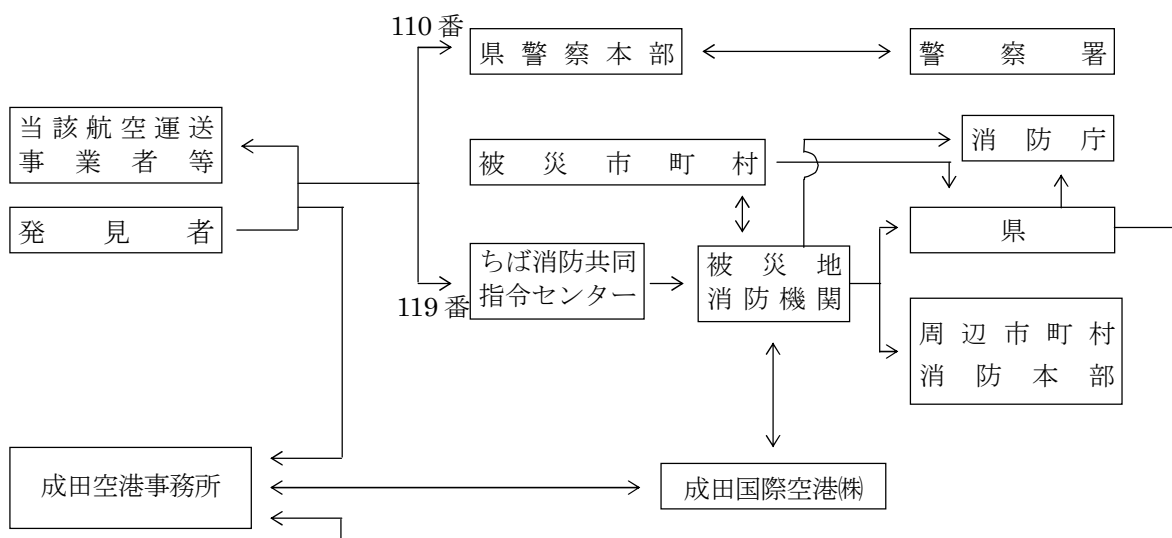
初動体制を早期に確立するため、関係機関は下記のルートにより情報の受伝達を緊密に行う。

◎情報受伝達ルート

(1) 成田国際空港区域内の場合

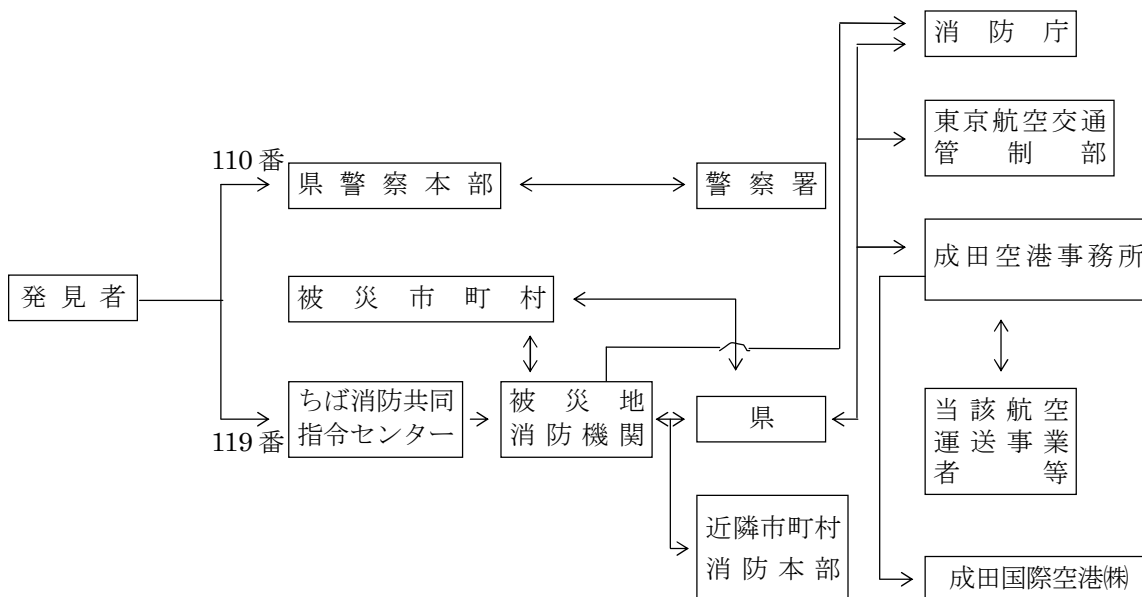


(2) 成田国際空港区域周辺の場合

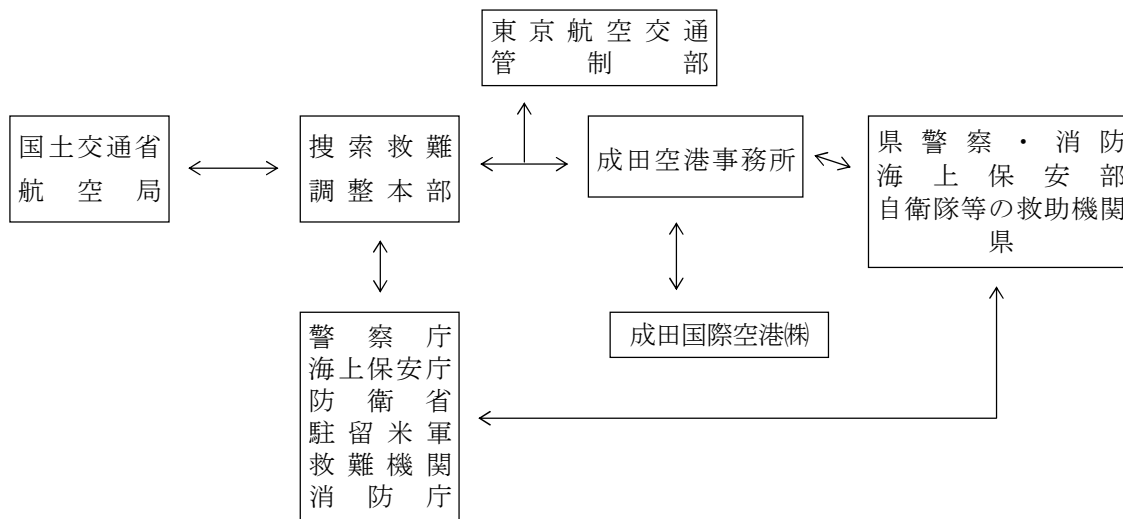


(3) その他の地域の場合

ア 発生地点が明確な場合



イ 発生地点が不明確な場合 (遭難機の搜索)



(注) 搜索救難調整本部は、通常、東京空港事務所 (羽田) に設けられる。

3 応急対策 (総務課 企画空港政策課 生活環境課 保健福祉課 多古中央病院 消防本部)

関係機関は、航空機事故が発生した際、次の対応をとる。

成田空港事務所及び成田国際空港株は、関係機関の連絡調整を行う。

(1) 搜索救難活動

国土交通省が中心となって実施する。防衛省、警察庁、消防庁及び海上保安庁がこれに協力する。

(2) 消防活動

ア 成田国際空港区域内で災害が発生した場合

(ア) 実施機関

成田国際空港(株)、被災市町村、被災市町村消防機関

(イ) 協力機関

成田国際空港周辺の市町村消防機関、県警察

イ 成田国際空港区域の周辺で災害が発生した場合

(ア) 実施機関

被災市町村、被災市町村消防機関

(イ) 協力機関

周辺の市町村消防機関、成田国際空港(株)、県警察

ウ その他の地域で災害が発生した場合

(ア) 実施機関

被災市町村、被災市町村消防機関

(イ) 協力機関

近隣市町村消防機関、県警察

エ 実施内容

(ア) 航空機災害に係る火災が発生した場合、それぞれの実施機関は、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を重点的に実施する。

(イ) 航空機災害に係る火災が発生した場合、被災市町村長及び当該消防機関の職員は、必要に応じて地域住民及び旅客の生命、身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため、警戒区域を設定する。

(ウ) 災害の規模等が大きく、被災市町村消防機関限りでは対処できないと思われる場合は、周辺の市町村消防機関等に応援を求めるものとする。

(3) 救出救護活動

ア 成田国際空港区域内で災害が発生した場合

(ア) 実施機関

成田国際空港(株)、当該航空運送事業者、被災市町村、被災市町村消防機関、県警察、千葉県

(イ) 協力機関

日本赤十字社千葉県支部、千葉県医師会、千葉県歯科医師会、千葉県薬剤師会、千葉県看護協会、千葉県接骨師会、国立病院機構、災害拠点病院、地元医師会、地元歯科医師会、地元薬剤師会、公立病院、成田国際空港周辺の市町村消防機関

イ 成田国際空港区域の周辺で災害が発生した場合

(ア) 実施機関

当該航空運送事業者、被災市町村、被災市町村消防機関、県警察、千葉県

(イ) 協力機関

日本赤十字社千葉県支部、千葉県医師会、千葉県歯科医師会、千葉県薬剤師会、千葉県看護協会、千葉県接骨師会、国立病院機構、災害拠点病院、地元医師会、地元歯科医師会、地元薬剤師会、公立病院、被災地の近隣市町村消防機関、成田国際空港(株)

ウ その他の地域で災害が発生した場合

(ア) 実施機関

当該航空運送事業者、被災市町村、被災市町村消防機関、県警察、千葉県

(イ) 協力機関

日本赤十字社千葉県支部、千葉県医師会、千葉県歯科医師会、千葉県薬剤師会、千葉県看護協会、千葉県接骨師会、国立病院機構、災害拠点病院、地元医師会、地元歯科医師会、地

元薬剤師会、公立病院、被災の近隣市町村消防機関

エ 実施内容

航空機の乗客及び被災地域住民等の救出、救護、収容等を行う場合は、次により実施する。

(ア) 救出班の派遣

実施機関は、乗客、地域住民等の救出のため、救出班を派遣し、担架等救出に必要な資器材を投入し、迅速に救出活動を実施する。

(イ) 医療チームの派遣

負傷者の救護は、日本赤十字社千葉県支部、千葉県医師会、千葉県歯科医師会、千葉県薬剤師会、災害拠点病院等の協力機関が編成する医療チームの派遣を受けて、応急措置を施した後、あらかじめ指定された医療機関に搬送する。

なお、協力機関が編成する医療チームは、地震編第3章第5節「消防・救助救急・医療救護活動」に定めるものとする。

(ウ) 救護所の開設

重軽傷者の救護は、成田国際空港内である場合については成田国際空港内に、成田国際空港以外の地域である場合については、原則として被災市町村に応急仮設救護所を開設し、迅速な処置を図るものとする。

(4) 救急、搬送

消防機関が中心となって応急措置後の負傷者を、あらかじめ指定された医療機関に搬送する。

(5) 死体の収容

成田国際空港区域内の場合は、当該航空運送事業者が成田市及び成田国際空港(株)と協議のうえ、空港以外の場合には原則として被災市町村が、死体一時保存所、検案場所を設置し、収容するものとする。

死体の収容、埋葬に係る実施事項は、地震編第3章第12節「保健衛生、防疫、廃棄物等対策」に定めるものとする。

(6) 交通規制

県警察は、成田国際空港に通じる道路及び成田国際空港周辺道路又は被災地周辺道路について必要な交通規制を行う。また、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。

(7) 広報

ア 実施機関

成田国際空港区域内及びその周辺で災害が発生した場合は、国土交通省航空局（成田空港事務所含む）、成田国際空港(株)、当該航空運送事業者、被災市町村及び県警察等が実施する。

その他の地域の場合は、国土交通省航空局（成田空港事務所含む）、当該航空運送事業者、被災市町村及び県警察等が実施する。

イ 実施内容

災害応急対策実施の理解を求めするため、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、地元住民、旅客、送迎者及び地域住民等に対して次のとおり広報を行う。

(ア) 市町村及び関係機関の実施する応急対策の概要、並びに航空輸送復旧の見通し

(イ) 避難の指示、勧告及び避難先の指示

(ウ) 地域住民等への協力依頼

(エ) そのほか必要な事項

(8) 防疫及び清掃

防疫については、遭難機が国際線である場合には、成田空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、地震編第3章第12節「保健衛生、防疫、廃棄物等対策」に定めることにより、的確に応急対策を講じることとし、事故現場の清掃については、成田国際空港区域内の場合は成田国際空港(株)が、その他の場合は地震編第3章第12節「保健衛生、防疫、廃棄物等対策」の定めるところにより、応急対策を講じることとする。

4 応援体制

被災地に早急に必要人員及び物資を調達するため、防災関係機関は相互に協力し、応援体制を整える。各機関の主な応援事項は以下として、臨機応変に対応することとする。

当該航空運送事業者等	人員及び物資の派遣及び調達
発災地以外の市町村、消防機関、 県警察	人員及び物資の派遣及び調達
県	人員の派遣、物資の調達、他都道府県への応援要請、 応援市町村間の調整、応援都道府県間の調整
発災地以外の医療機関	人員及び物資の派遣及び調達
成田空港事務所	必要な場合の自衛隊への災害派遣要請
原因者以外の航空事業者	人員及び物資の派遣及び調達
成田国際空港(株)	人員及び物資の派遣及び調達

【別表1】 防災関係機関

機関名等
航空事業者（災害原因者）
国土交通省東京航空局成田空港事務所
捜索救難調整本部（東京航空事務所）
東京航空交通管制部
成田国際空港(株)
千葉県
市町村
警察庁
千葉県警察本部
千葉県成田国際空港警察署
警察署
海上保安庁
千葉県海上保安部
銚子海上保安部
防衛省
陸上自衛隊第1空挺団
駐留米軍
総務省消防庁
消防（局）本部
（公社）千葉県医師会
地区医師会
（一社）千葉県歯科医師会
地区歯科医師会
（一社）千葉県薬剤師会
地区薬剤師会
日本赤十字社千葉県支部
日本赤十字社地区・分区
東日本電信電話(株)
(株)NTTドコモ千葉支店
KDDI(株)
東京電力パワーグリッド(株)千葉支店
ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株)

第2章 道路事故災害対策

第1節 基本方針

多数の死傷者等が出る道路災害の発生を未然に防止し、災害が発生したとき、早期に初動体制を確立して被害の軽減を図るため、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

本章の計画の対象となる道路災害は、橋梁の落下、斜面及び擁壁の崩落並びに落石等の道路構造物の被災、危険物を積載する車両の事故等による危険物等の流出等とする。

第2節 予防計画

1 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生への対処（都市整備課）

道路構造物の被災を未然に防止するため、平常時において次の措置を講じるものとする。

(1) 危険箇所の把握・改修

道路管理者等は、災害の発生するおそれのある危険箇所を把握し、改修を行うものとする。

また、道路構造物の異常を早期に覚知するために、平常時においても道路構造物の点検を行うものとする。

各機関の実施する業務の詳細は以下のとおりである。

実施項目	実施者	実施内容
危険箇所の把握	道路管理者	管理する道路について、老朽施設、耐震対策を要する施設、豪雨・地震等の異常気象時における路肩の欠壊及び法面崩壊による危険箇所及び落石等危険箇所等道路災害に係る危険箇所を調査し、把握しておく。 危険箇所はもとより全ての道路構造物を保全し、通行の安全を確保するため道路パトロールを常時実施するとともに、異常気象時には緊急パトロールを実施し監視体制の強化を図る。 また、災害の発生するおそれのある道路区間を、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間として事前に設定し、交通関係者並びに地域住民に広報する。
危険箇所の改修	道路管理者	異常気象時等に崩落等の危険性のある法面等、対策を要する箇所については、順次改修工事を実施する。
	町	土砂災害による道路施設の被災を防止するため、主要な道路施設が集中している地域の土砂災害対策等を実施する。
	県	町道の計画、建設及び改良にあたり、道路構造物の被災の防止に係る技術指導を行う。 土砂災害による道路構造物の被災を防止するため、主要な道路施設が集中している地域の土砂災害対策等を重点的に実施する。

※ 道路管理者：国土交通省、千葉県、多古町などをいい、機関によっては実施内容のすべてを行うわけではない。（以下本節内において同じ。）

(2) 資機材の保有

道路管理者は、被災した施設の早期の復旧を図るため、平常時から応急復旧資機材を保有しておくものとする。

2 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出への対処

(1) 危険物等の名称及び事故の際に講じるべき措置を記載した書面の携帯

輸送事業者は危険物等の流出による被害の拡大を防止するため、法令の定めるところにより、防除資機材を携帯するとともに、消防活動等による防除活動が適切に行われるよう、伝達すべき輸送危険物等の名称及び事故の際、講じるべき措置を記載した書面を携帯するものとする。

第3節 応急対策計画

1 災害対策本部活動（総務課）

- (1) 町は、災害の状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
- (2) 町は、関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。
- (3) 町における配備基準は次のとおりとする。
職員は、原則として「多古町役場庁舎大会議室」に参集する。庁舎及び周辺地域の被災等により参集困難な場合は、「多古町コミュニティプラザ多目的ホール」に参集する。

【災害対策本部設置前の配備】

配備種別	配備基準	配備を要する課等
第1配備	道路事故により災害が発生又は発生が予想される場合で、町長が必要と認めたとき	総務課 都市整備課

(4) 災害対策本部の設置

第1配備体制による情報収集、事態把握の結果、道路事故により重大な災害が発生し、本部長が必要と認めたときは、災害対策本部を設置する。

大規模火災発生による災害対策本部の応急活動体制は、風水害等編第3章第1節「災害対策本部活動」に準じる。

【災害対策本部設置後の配備】

配備種別	配備基準	配備を要する課等
第2配備	道路事故により重大な災害が発生し、本部長が必要と認めるとき	総務課 生活環境課 都市整備課 多古中央病院

※ 配備の特例措置

- 1 町長は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。
 - 2 町長は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くことができる。
- (5) 現地災害対策本部の設置
本部長は、災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めたときは、現地災害対策本部を設置する。

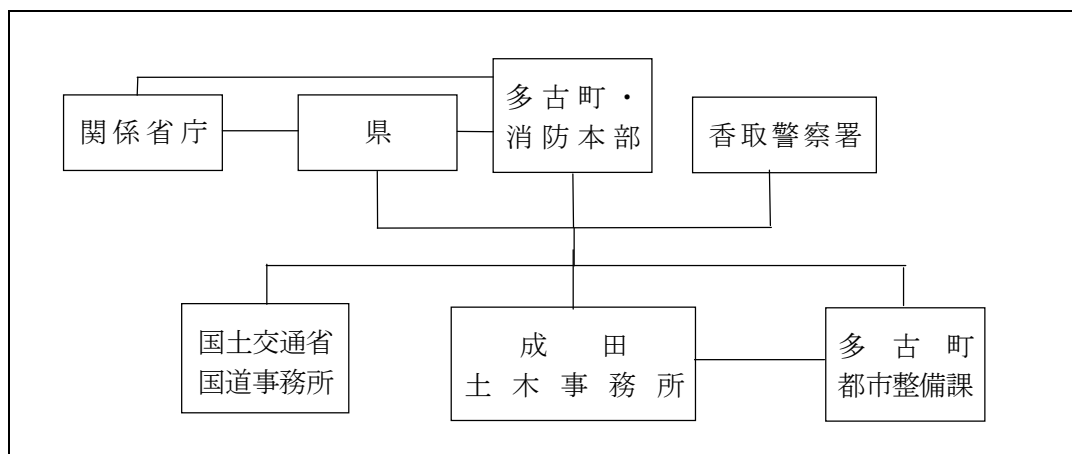
2 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生への対処（都市整備課 消防本部）

(1) 情報の収集・伝達

ア 関係機関への情報連絡

道路管理者は、道路災害によって多数の死傷者が発生したときは、県警察、消防機関及び国土交通省へ通報するとともに、被害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、広域的な応急対策を実施する県へ報告するものとする。

イ 情報連絡系統



(2) 応急活動

ア 活動体制

道路災害の発生に伴う人命の救助及び被害の拡大防止等に必要な下記の応急活動を速やかに実施するため、道路管理者は必要な体制をとるものとする。

イ 応急活動

各機関の実施する業務の詳細は以下のとおりである。

実施項目	実施者	実施内容
警戒活動	道路管理者及び県警察	道路構造物の被災による人的な被害を未然に阻止するため、道路災害の発生のおそれがあると認められるときは、道路の交通規制を行う。 また、通行規制を実施したときは、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。
応急活動	道路管理者	二次災害を防止し、救出救助活動が円滑に実施できるよう、必要な災害地周辺道路の交通規制を行うとともに、崩落土砂等障害物の除去及び被災道路構造物の構造図の提示等救出救助活動へ協力する。 また、障害物の除去、仮設道路の建設等の応急復旧を行い早期の道路交通の確保を行う。復旧に際しては被災原因を究明し再発防止策を策定するとともに、他の道路施設の点検を実施する。
	町	消防活動による被災者の救出救助、医療機関への救急搬送を実施するほか、被害の拡大を防止するため必要な措置を執るものとする。 災害の規模が大きく災害地の消防機関及び町では十分な応急対策を実施できないときは、周辺の消防機関及び市町村に応援を求めるものとする。また、県に対し災害救助法の適用要請及び自衛隊の災害派遣要請を依頼する。
	県	町の行う救出救助活動では人命の救助及び被害の拡大防止が十分に図られないおそれがあると認めるときは、災害救助法に基づく救助、負傷者の収容先医療機関の調整、崩落土砂等障害物除去に不足する資機材の調達等を行う。 県警察は、二次災害を防止し、救出救助活動が円滑に実施できるよう必要な災害地周辺道路の交通規制を行うとともに、道路管理者及び消防機関等と協力して被災者等の救出救助活動を行う。

<資料編4-6 東関東自動車道及び新空港自動車道消防相互応援協定書 参照>

3 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出への対処

(総務課 都市整備課 生活環境課 消防本部)

輸送事業者及び関係機関は、本計画により危険物等運搬車両の事故の応急対策を実施するものとする。

(1) 情報連絡

輸送事業者は、防除活動が適切に行われるよう、消防活動機関に対し、流出危険物等の名称及び事故の際、講じるべき措置を伝達するものとする。

(2) 流出危険物等の拡散防止及び除去

輸送事業者及び道路管理者等は、防除活動を実施するものとする。

(3) 交通規制

道路管理者及び香取警察署は被害の拡大を防止するため、道路の交通を規制するものとする。

(4) 避難

町及び香取警察署は、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案し、被害拡大を防止するため、地域住民等に対し、避難勧告及び立入禁止区域の設定等の措置を講じるものとする。

(5) 広報

町及び関係機関は、地域住民等の民心の安定のため、流出危険物等に係る安心情報又は被害拡大を防止するための避難勧告等を踏まえた警戒情報を広報するものとする。

※ 危険物等：消防法で規定する「危険物」、毒物及び劇物取締法で規定する「毒物」「劇物」「特定劇物」、高圧ガス保安法で規定する「高圧ガス」、火薬類取締法で規定する「火薬類」をいう。